

平成 23 年 6 月

# 定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月20日】

### 1 竹井道男（市民クラブ） 18～31ページ

#### 議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 常備消防力適正配置調査委託料について
  - (1) 調査の背景と目的について
  - (2) 後期基本計画策定との関係について

#### 議案第38号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 1 一部改正を行う背景について
- 2 期待される効果について
- 3 第7条 資源物の収集又は運搬の禁止等について
  - (1) 市又は規則で定める者について
  - (2) 市長の命令について
- 4 第28条 罰則について

### 2 伊藤彦太郎（ぽぷら） 31～34ページ

#### 議案第36号 亀山市まちづくり基本条例の一部改正について

- 1 改正の要因である「地方自治法の改正（市町村の基本構想に関する規定の削除）」の背景を市としてどう捉えているのか
- 2 今回の改正により、総合計画への影響力に変化はあるのか
- 3 今回の改正に対する「亀山市まちづくり基本条例推進委員会」の見解は

### 3 服部孝規（日本共産党議員団） 34～41ページ

#### 議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 消防費のうち、常備消防力適正配置調査委託料について、その内容を問う

#### 議案第39号 亀山市景観条例の一部改正について

- 1 「良好な景観の形成」、「景観計画」には、市民の理解が欠かせないが、景観審議会だけで十分なのか

### 4 小坂直親（緑風会） 41～52ページ

#### 議案第38号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 1 改正の背景と実態について
- 2 第2条、占有者と管理者とは
- 3 第7条第2項の考え方について

4 第28条及び第29条の根拠について

議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について

- 1 東日本大震災支援事業について
- 2 常備消防力適正配置調査委託料について

報告第4号 平成22年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について

- 1 野村布気線整備事業の事故繰越しの経過と今後の対応について

報告第6号 平成22年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

- 1 ポンプ取替工事費の積算及び入札方法に日数を要した経緯について

5 櫻井清蔵(ほぶら) 52～61ページ

議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について

- 1 第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、一般管理費、常備消防力適正配置調査委託料3,045千円(一般財源)について
  - (1) 高額な委託料の積算根拠について
  - (2) 委託に際しての仕様内容について
  - (3) 第1次総合計画・市長マニフェストの是非について

議案第38号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 1 第28条 第7条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処するについて
  - (1) 20万以下の考えの根拠について
  - (2) 徴収者について
  - (3) 納入を拒否された時の対応について
  - (4) 第29条について

6 福沢美由紀(日本共産党議員団) 61～69ページ

議案第38号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 1 条例改正の趣旨とその内容について伺う

議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について

- 1 衛生費の健康増進事業・大腸がん検診推進事業についてその内容を伺う

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【6月21日】

1 片岡武男（市民クラブ） 74～84ページ

### 電力不足対策について

- 1 被災地域からプラスチック系ゴミを引き受けて、発電量を増加させてはどうか
- 2 現在収集中のプラスチック系ゴミを、電力の不足する夏場に溶融処理してはどうか
- 3 溶融炉タービンのMAX運転について
- 4 電力不足対策を協議されているのか

### 地上デジタル放送について

- 1 地デジ放送に移行する経緯について
- 2 道路高架橋の影響に対する市の責任について
- 3 行政情報番組の年間必要経費について
- 4 ケーブル未加入世帯が行政情報番組を視聴できなかった問題について
- 5 行政情報番組未視聴世帯への支援策について
- 6 歳入増加対策について

2 伊藤彦太郎（ぼぷら） 85～93ページ

### 学校教育における休日の在り方について

- 1 「家族の時間づくりプロジェクト」について
  - (1) このプロジェクトの目的について
  - (2) 休日に設定された日の授業時間はどのように補完されるのか
- 2 「夏休み」の在り方について

### 関ロジの運営について

- 1 「道の駅関宿」の運営について
  - (1) 「道の駅」を指定管理にする考えはないのか

3 服部孝規（日本共産党議員団） 93～102ページ

### 亀山市の消防力について

- 1 現状の消防力で十分なのか
- 2 総務省消防庁の「消防力の整備指針」から見れば、亀山市の消防力は車両も消防職員も充足していないが、今後どのように充足していく考えなのか

### 浜岡原子力発電所の運転停止について

- 1 浜岡原発は、東海地震の予想震源域の真上にある世界で一番危険な原子力発電所と言われているが、亀山市民の安心、安全のために一時的な運転停止ではなく、廃炉を求めるべき

ではないか

4 新 秀隆（公明党） 103～114 ページ

#### 危機管理体制について

##### 1 危機管理の通信インフラ状況について

- (1) 現在の情報伝達方法及び、安心メール登録・運用状況について
- (2) 屋外スピーカー等の問題点について
- (3) 災害時の通信インフラ状況について
  - ア 施設間の通信状況について
  - イ 地域FM放送局設立について
  - ウ エリアメール・サービスについて
  - エ 音声自動サービスについて
  - オ 衛星ブロードバンドについて

#### 市民の安心・安全で命を守る防災総点検について

##### 1 避難所・公共施設の防災機能について

- (1) 拠点施設の常設備品について
- (2) 今後の管理体制について

##### 2 環境管理体制について

- (1) 放射能測定について
- (2) 防災総点検について
  - ア ハザードマップについて
  - イ ため池の危機管理について
  - ウ 市民目線について

#### 節電対策について

##### 1 亀山市としての節電の取り組みについて

- (1) 市としての節電対策について
- (2) 市民への節電対策の推進について
- (3) 今後の施設計画について
  - ア エコ空調について
  - イ エコ照明設備について

5 尾崎邦洋（緑風会） 114～125 ページ

#### 安心・安全なまちづくり（自然災害への対応）について

##### 1 震災への対応について

- (1) 想定される被害について
- (2) その対応策（被害軽減・抑止）について
- (3) 現状での問題点（医療・搬送等）について

- (4) 今後の取り組みについて
- 2 水害、土砂災害への対応について
  - (1) 台風・ゲリラ豪雨などにより想定される被害について
  - (2) その対応策（被害軽減・抑止）について
  - (3) 現状での問題点について
  - (4) 今後の取り組みについて

6 岡本公秀（新和会） 125～134ページ

#### 住宅リフォームについて

- 1 住宅リフォーム助成に対する市の考え方について
- 2 社会的要請との関連について
- 3 経済活性化効果について

#### 保育所在り方検討委員会の中間報告書について

- 1 中間報告書の取り扱いについて
- 2 各保育所の入所児童数の平準化について
- 3 第三愛護園と第一愛護園の入所児童数の平準化について
- 4 保育所入所基準の運用について
- 5 保育所在り方検討委員会の人選について
- 6 電力事情による土曜、日曜保育について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【6月22日】

1 竹井道男（市民クラブ） 136～151ページ

### 組織・機構改革再編の検証について

- 1 成果や課題の検証について
- 2 基本方針1. 組織マネジメントの強化について
- 3 基本方針2. 職員自らが考え行動する組織の実現について
  - (1) 文化部と教育委員会との整合について
  - (2) 教育研究室の研究所への転換について
- 4 人材育成について

### 安心・安全なまちづくりについて

- 1 東日本大震災の発生で今後検証が必要な内容について
- 2 情報の発信・収集体制について
  - (1) 安心メールと学校配信メールについて
  - (2) 衛星携帯電話の配置状況について
  - (3) 多様な情報手段の活用について

2 鈴木達夫（ぽぷら） 151～164ページ

### 子ども支援施策について

- 1 児童センターについて
  - (1) 目的と事業の評価について
  - (2) 利用実態について
  - (3) 平成20年度の事業仕分け後の取り組みについて
- 2 ファミリーサポート事業について
  - (1) 事業の必要性としくみについて
  - (2) 事業の課題について
  - (3) 事業の展開・可能性について
- 3 就労環境変化に伴う市の子ども支援体制について
- 4 子ども支援施策推進の一元化について

3 福沢美由紀（日本共産党議員団） 164～176ページ

### 亀山市地域防災計画について

- 1 避難所について
- 2 災害時応援協定について

3 要援護者名簿について

4 自主防災組織について

#### 介護保険法改定案について

1 改定案の内容について

- (1) 要支援者向けにおこなわれている介護保険の訪問・通所サービスを、市町村の判断で「介護予防・日常生活支援総合事業」に移し、配食や見守りなどと組み合わせて保険給付の対象外にできることがうたわれている。他にも、高齢者、障がい者の生活に大きく影響を及ぼすものが含まれていると認識するが、市の見解を伺う

4 森 美和子（公明党） 176～187ページ

#### 危機管理体制について

1 被災者支援システムの導入について

2 BCP（事業継続計画）について

(1) 策定の考え方について

3 危機管理局体制の在り方について

#### 防災・減災に対する市民の意識向上について

1 自主防災組織の現状について

2 学校現場における防災教育について

3 地域資源の活用について

5 小坂直親（緑風会） 187～201ページ

#### 住宅リフォーム助成について

1 地域経済の活性化の具体的な施策について

2 市内中小建設関連業者の経営状況と実態について

3 住宅リフォーム助成制度について

#### 危機管理について

1 防災計画の見直しの考え方について

2 亀山市における危機の実態について

3 危機管理体制への取り組みについて

4 危機管理責任者の責務について

#### 省エネルギー対策について

1 緊急省エネルギー対策について

2 省エネ、節電の取り組みについて

6 中村嘉孝（新和会） 201～212ページ

#### 地上デジタル放送移行について



- 1 現時点における市内の普及率について
- 2 ケーブルテレビ加入促進について（難視聴地域）
- 3 移行後の対応について（追跡調査等）
- 4 テレビの不法投棄について（エコポイント制度廃止後）

#### **公営企業（国民宿舎関ロッジ）について**

- 1 国民宿舎関ロッジの運営手法検討調査業務報告書について
- 2 今後の運営の方向性について
- 3 耐震診断の状況について
- 4 今後、予想される地震災害への考え方について

#### **合併特例債の活用について**

- 1 特例債の活用の考え方について
- 2 市内各公共施設における整備の必要性について
- 3 合併特例債の活用期限について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【6月23日】

1 前田耕一（市民クラブ） 214～227ページ

### 全国中学校体育大会の開催計画について

- 1 全国中学校体育大会について
- 2 亀山市で開催決定の経緯と開催種目について
- 3 運営体制の確立と今後の計画について

### 校庭芝生化モデル事業について

- 1 南小学校運動場芝生化の検証について
- 2 今後の校庭芝生化計画について

### 亀山駅前の整備について

- 1 駅前周辺整備計画の現況について
- 2 駅前整備に関する行政の方向性について

### 里山公園について

- 1 里山公園の現状と今後について
- 2 楠平尾町の里山への対応について

2 櫻井清蔵（ぽぷら） 227～237ページ

### 人権について

- 1 3月定例会において質問したが、条例を制定する考えを再度尋ねたい
  - (1) 条例制定への意欲について
  - (2) 制定の時期について

### 保育所について

- 1 市長の各園に対する見解を知りたい
  - (1) 各施設における格差の認識について
  - (2) 格差の解消策について
  - (3) 待機児童の解消策について

### 報道関係者の対応について

- 1 6月7日発行の伊勢新聞に櫻井市長「所在不明」との報道がなされたが、その真意を知りたい
  - (1) 事実関係について
  - (2) 緊急時の連絡について

### 防災に強いまちづくりについて

- 1 合併特例債を使って公共施設に「ソーラーシステム」を設置すべきでは
- 2 ソフトバンクの孫社長が提案した「メガソーラー」に参画すべきであると提案したいが、

市長の意向は

3 中崎孝彦（新和会） 237～243ページ

**震災時のアスベスト飛散対策について**

- 1 震災時の建物（アスベスト使用）倒壊によるアスベストの飛散が懸念されるが、その対策、取組みについて市長の考えを聞く

**石水溪の安全対策について**

- 1 安楽越林道北側斜面の岩石崩落防止対策の今後の取組みについて聞く
- 2 観光客の増加に伴い路上駐車が多くの、道路交通に支障をきたし、交通事故も懸念されることから駐車場の整備が必要と思うが、市の見解を聞く

4 豊田恵理 243～254ページ

**国民宿舎関ロッジについて**

- 1 営業開始から40年以上が経過した現状と課題について
- 2 「亀山市国民宿舎関ロッジの在り方検討委員会」と「公営企業経営問題特別委員会」の2つの提言を踏まえて、経営形態や建替え等、今後の方向性をどう考えていくのか
- 3 関ロッジの長所をどう捉えているか、またその活かし方についての考えは
- 4 関ロッジの営業活動について

**亀山市交通安全計画について**

- 1 亀山市における交通事故の現状について
- 2 今後の課題について
  - (1) 高齢化に伴う交通事故防止の対策
  - (2) 道路交通環境の考え方について

5 高島 真 254～267ページ

**タクシーチケットについて**

- 1 75歳以上の方が申請すれば、タクシーチケットを頂く事が出来るが、どうして夫婦連名でなく個人の申請なのか聞きたい

**亀山市軽自動車税有効期限について**

- 1 亀山市の軽自動車納税者は、何名か？又その内、自動引き落としをされている方の割合を聞きたい
- 2 納税証明書の有効期限は、翌年の5月30日で有り、この場合、自動引き落としの方は、5月31日以降に納税証明書が自宅に届くため、それまでに車検が受けられず、不合理ではないか。有効期限の変更を検討して頂きたい

**平成23年4月4日付伊勢新聞報道内容について**

- 1 記事の中で、地元選出国会議員の発言で、「新年度の亀山市の国予算はない」とあるが、

- どういふ事か詳しく聞きたい
- 2 事実関係は確認したか聞きたい
- 3 今後の対応、対策について聞きたい

**国旗、国歌について**

- 1 亀山市の教育現場の現況について、今後について

平成 2 3 年 6 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

平成23年6月9日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第36号 亀山市まちづくり基本条例の一部改正について
- 第 6 議案第37号 亀山市税条例の一部改正について
- 第 7 議案第38号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第39号 亀山市景観条例の一部改正について
- 第 9 議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第41号 市道路線の認定について
- 第11 議案第42号 市道路線の認定について
- 第12 議案第43号 市道路線の認定について
- 第13 議案第44号 市道路線の変更について
- 第14 議案第45号 市道路線の変更について
- 第15 報告第 3号 平成22年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第16 報告第 4号 平成22年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第17 報告第 5号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第18 報告第 6号 平成22年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
- 第19 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
- 第20 報告第 8号 専決処分した事件の承認について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中崎 孝 彦 君
5番	豊田 恵 理 君	6番	福沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴木 達 夫 君
9番	岡本 公 秀 君	10番	坊野 洋 昭 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕 一 君
13番	中村 嘉 孝 君	14番	宮崎 勝 郎 君
15番	片岡 武 男 君	16番	宮村 和 典 君
17番	前田 稔 君	18番	服部 孝 規 君
19番	小坂 直 親 君	20番	竹井 道 男 君

21番

大井捷夫君

22番

櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	岡崎賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君

---

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邊靖文
書記	山川美香		

---

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（大井捷夫君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年6月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしてあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告書12件が提出されており、いずれも印刷の上、お手元に配付いたしておりますので、ごらんおき願

たいと存じます。

また、亀山市土地開発公社から平成22年度事業報告書及び決算報告書が、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から平成22年度事業報告書及び一般会計収支決算書が、財団法人亀山市地域社会振興会から平成22年度事業報告書及び決算報告書が、社団法人亀山市シルバー人材センターから平成22年度事業報告書・収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長におきまして、

2番 新 秀 隆 議員

13番 中 村 嘉 孝 議員

のご両名を指名いたします。ご両名にはよろしく願いをいたします。もし、会期中におきまして、ただいま指名の方にお差し支えが生じた場合には、それぞれ次の議席の方にお願いをいたします。

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月30日までの22日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月30日までの22日間と決定いたしました。

次いで日程第4、現況報告を行います。

初めに、櫻井市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井義之市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

平成23年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、未曾有の大災害となりました東日本大震災から早くも3ヵ月が経過しようとしております。被災地では、国内外から多くの支援・声援が寄せられておりますが、いまだ収束が見えない東京電力福島第1原子力発電所の放射能漏れ事故の対応を初め、行方不明者の安否、居住・就業環境の確保など、不安な毎日をお過ごしになられている地元住民の切迫する苦悩は、想像を絶するものと拝察いたします。

今こそ日本のあらゆる力と英知を結集して、かつて経験したことのない規模の危機を乗り越え、一日も早い復興を強く願うところであります。

被災地に対する本市の支援状況であります。まず、人的支援では、発災当初の3次にわたる緊急消防援助隊の派遣を初め、医療支援、伝統的建造物群保存地区の復旧支援、避難所運営の支援等で延べ32名の派遣を行っております。このうち、先月24日から今月16日まで、1班3人編成で3班を宮城県多賀城市に派遣中であり。また、物的・金銭的支援では、市民の皆様からお寄



せいただいた多くの救援物資を三重県を通じて被災地にお届けするとともに、去る3月30日には、市から300万円の義援金をお贈りいたしました。さらに、市民の皆様からも多くの義援金が届けられており、これら市民の皆様の温かいご協力に深く感謝申し上げます。今後も市といたしまして、可能な限り物心両面から被災地に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

一方、この大災害は、多くの国民にとって危機管理の重要性はもとより、地域社会の中で共助によって支え合うきずなづくりの大切さ、さらには、産業・エネルギー分野等において、想定に基づいてつくられたシステムに依存し過ぎたことに対する反省など、真の豊かさとは何かを見詰め直す機会になったのではないかと感じております。本市におきましても、これらの視点を大切に考えながら、今後のまちづくりを進めていかなければならないと再認識いたしました。

このような中、率先的な取り組みが求められているものにつきましては、早速、行動力を持って実行してまいりたいと考えております。特に、発生が危惧される東海・東南海・南海地震への危機管理体制の充実を図るため、東日本大震災を検証しながら、早期に亀山市地域防災計画の総点検を行ってまいります。また、先月の中部電力浜岡原子力発電所の運転停止を受け、夏季の消費電力の抑制のため、節電対策にも一層努力をしております。具体的には、クールビズの前倒し、スーパーノー残業デーの実施、7月、8月中の庁内会議の午前中実施などの庁内での取り組みを進めるとともに、アサガオの種や肥料の無料配布による緑のカーテン運動の展開、自治会が新規に設置するLED防犯灯に対する補助等を通じて、市民の省エネに対する意識高揚を図ってまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、美しい都市環境の創造と産業の振興のうち、産業の集積、雇用の創出であります。シャープ株式会社亀山工場では、これまでの大型液晶パネル及び大型液晶テレビの生産にあわせ、世界的に需要が急拡大しているスマートフォンやタブレット型端末に搭載する中小型液晶パネルの生産が開始されると伺っております。市といたしましても、このような成長分野の新たな設備投資が地域経済の活力に資していくものと期待をするものであります。

次に、にぎわいの場の創造、商店街の活性化につきましては、去る4月16日に、亀山100円商店街実行委員会の主催により、東町商店街と亀山ショッピングセンターエコーを中心に、県内で初めて100円商店街が開催されました。当日は、三重県ご当地グルメ大会の開催もあり、多くの買い物客でにぎわいました。各商店がアイデアを出し合う100円商店街は、市の商業振興に向けた新しい取り組みであり、今後の継続的な実施と広がりを期待するものであります。

次いで、景観づくりの推進については、亀山城周辺や関宿周辺、坂本棚田といった地域の個性豊かな景観を生かし、今後、景観計画に基づいて、市民や事業者とともに、市独自の景観づくりを進めていくため、本議会に亀山市景観条例の一部改正を提案させていただいております。

次に、上下水道の整備のうち、水道事業につきましては、本年4月から昨年度完成した田村町の第4水源地3号取水井戸の稼働を開始し、みどり町を初めとする給水区域への安定供給を確保いたしましたところであります。

一方、下水道の整備につきましては、流域関連公共下水道において、本年3月末に野村町、野村一丁目、野村四丁目、羽若町、川合町、みどり町及び小野町の一部区域の供用開始を行いました。これらを含め、本年3月末現在の公共下水道事業、農業集落排水事業を合わせた下水道処理人口普

及率は、昨年同期と比して0.9ポイント増の58.7%となっております。

続きまして、市民参画・協働と地域づくりの推進についてご説明申し上げます。

市民参画・協働と交流の場の創造のうち、協働事業提案制度につきましては、市民団体と各担当室が協議を重ねた結果、本年度は、「ため池の外来魚駆除・希少種保全とその課題研究事業」「亀山の資源みつまたを生かした観光検討事業」「アート亀山プロジェクト事業」の3事業が実施されております。これら協働事業の実践を通じて、市民と行政の協働によるまちづくりをより一層推進してまいります。

続きまして、健康で自然の恵み豊かな環境の創造についてご説明申し上げます。

まず、循環型社会の形成・エコシティの実現のうち、総合環境研究センター事業につきましては、これまで、かめやま環境市民大学を開校し、市民の環境意識の醸成を図る取り組みを進めてまいりました。この取り組みを生かし、さらに文化・健康をテーマに加えたかめやま市民大学「キラリ」を今月17日に開講いたします。当大学での講義を通じて、生物多様性の保全、文化の伝承、長寿社会への対応など、さまざまな地域課題を行政と協働して解決する人材の育成に努めてまいります。

ところで、昨年来、市内各所のごみ集積所に出された古紙等の資源物を無断で持ち去る行為が多発しております。市では、寄せられた情報をもとに、監視パトロールを実施してまいりましたが、これらの行為が減少するには至っておりません。このことから、ごみ集積所から資源物を持ち去る行為を禁止し、悪質な行為者に対して厳正に対処するため、本議会に亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正を提案させていただいております。

次に、農業の振興につきましては、食糧自給率及び農業所得の向上を目的として、昨年度から水田を対象に開始された戸別所得補償モデル対策に続いて、本年度は、畑作物にも対象を拡大し、農業者戸別所得補償制度が実施されましたので、現在、加入申請書の配付、回収に取り組んでおります。

一方、茶業振興として、去る4月26日に亀山高校生の協力を得て市茶業組合が新茶摘みを行いましたので、その茶葉を使ったお茶を先月2日と16日に市役所1階ロビーで開催された「新茶まつり・亀山茶カフェ」にて、本庁を訪れた多くの方々に味わっていただきました。また、鹿伏兎山脈グループによるジネンジョの生産につきましては、本年4月からオーナー制度が開始され、市内外から多くの方々が参加される中、去る4月16日に植えつけが行われました。市といたしましても、このような取り組みに対し支援を行い、特産品の消費拡大やPRに努めてまいります。

次いで、健康づくりと地域医療の充実のうち、地域医療再構築プランに基づきます三重大学亀山地域医療学講座支援事業につきましては、去る3月23日に寄附に関する総務省の同意を得て、先月25日に三重大学と寄附講座の設置に関する協定を締結いたしました。これにより、今月から当該大学の亀山地域医療学講座がスタートし、医療センターをフィールドに地域医療の効果的で実行可能な対策を明らかにする研究が始まったところであります。

なお、この研究は、医療センターにおける実際の診療を通じて行われますことから、当該講座の開設に先立ち、本年4月1日から三重大学の総合診療科医師2名と整形外科医師1名が、医療センターの常勤医師として実際の診療に従事しております。

次に、安心・安全なまちづくりのうち、消防力の充実につきましては、安全かつ迅速な消防活動に資するため、より強固な指揮体制の充実に努めております。また、積極果敢な消防活動を実践す

るため、先月16日から北東部地域における時限的な駐留警戒を地元自治会のご理解、ご協力を得て実施しております。今後も、消防、救急等の需要に的確に対応してまいりたいと考えております。また、市全域の消防署及び消防車両を対象とした消防力の適正配置について調査を実施するため、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

一方、災害時において、高齢者や障がい者の方々が地域の支援を円滑に受けることができるよう、災害時要援護者台帳を整備いたしましたので、近く市内15ヵ所の代表避難所の代表者に台帳の写しを提供し、災害時要援護者に対する支援体制の充実を図ってまいります。

また、平成16年度から継続実施しております高齢者世帯等に対する家具転倒防止事業につきましては、三重県建設労働組合亀山支部のご協力のもと、今月から実施いたしますので、広報等で周知を図っております。

ところで、梅雨期を前に、先月22日には出水時における水防活動が円滑に実施されるよう、三重四河流域の水防管理団体及び消防団による三重四川合同水防技術講習会が開催され、本市から約50名の消防団員が参加し、水防技術の向上等を図りました。

続きまして、道路・交通ネットワークの形成についてご説明申し上げます。

まず、新たな国土軸の形成のうち、リニア中央新幹線の実現に向けた取り組みにつきましては、国土交通大臣がJR東海をリニア中央新幹線の建設主体・営業主体として指名するとともに、先月27日には、建設主体に対し整備計画に基づく建設指示が行われるなど、建設に向けた動きも本格化してまいりました。市といたしましても、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議を通じて、近畿圏までの早期実現や市内停車駅設置について、関係機関に対し一層積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、道路網の整備のうち、市道和賀白川線につきましては、鈴鹿川及びJR関西本線にかかる橋梁に関し、国土交通省及びJR東海との協議を行っておりますので、協議が整い次第、事業進捗を図ってまいりたいと考えております。

なお、市発注工事のうち、進入道路工事及び地盤改良工事につきましては、工事発注を行ったところであります。

次いで、公共交通機関の整備につきましては、JR井田川駅の駅前ロータリーや待合所、駐輪場等の整備を進めるため、現在、JR東海を初め、関係機関と協議・調整を進めておりますので、それらが整い次第、工事発注を行い、早期完成を目指してまいります。

続きまして、生きがいを持てる福祉の展開についてご説明申し上げます。

まず、生涯学習・生涯スポーツの振興につきましては、スポーツ団体の活性化を図るため、これまで文化スポーツ室で行ってまいりました亀山市体育協会、亀山市スポーツ少年団体連絡協議会及び亀山市レクリエーション協会の事務局業務を見直し、本年度から、これら3団体と財団法人地域社会振興会が組織する亀山スポーツ連合会が事務局を担うこととなりました。これにより、スポーツ団体の自立が促進され、連携が深まるものと期待をいたしております。

ところで、亀山市高齢者保健福祉計画の策定、亀山市障害者福祉計画の中間見直し及び第3期亀山市障がい福祉計画の策定につきましては、現在、業務委託や検討委員会の設置など、諸準備を進めております。

一方、これまでのひとり暮らし高齢者宅への訪問に加え、2人暮らし高齢者世帯への訪問も開始

し、介護予防や健康管理、栄養指導を行うなど、住みなれた地域で元気に暮らすことができるよう支援を行っております。

続きまして、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興についてご説明申し上げます。

まず、休暇取得の促進を通じて、家族のきずなやワーク・ライフ・バランスを見詰め直すきっかけとするため、先月2日を休業日として、ゴールデンウィークに市内すべての幼稚園、小・中学校において、7連休を創出した家族の時間づくりにつきましては、保護者、学校、事業所を対象としたアンケート調査を実施しているところであります。

次に、子育て支援のうち、学童保育所整備事業につきましては、去る4月1日から、新たに井田川小学校区第二学童保育所と神辺小学校学童クラブが開所され、入所した子供たちに遊びや生活の場を提供いたしております。

また、ゼロ・1・2歳の乳幼児を対象に、保育所の待機児童の受け入れ等を行う待機児童施設緊急整備事業につきましては、来年1月の開所に向けて、現在、実施設計を進めているところであります。

次いで、歴史文化の継承につきましては、昨年度完成いたしました亀山市史を活用し、現在、歴史博物館において、企画展「ITを利用した亀山市史発信―風景資料の中の亀山」を開催しております。今後も、市史を活用しながら、地域に密着した博物館を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず、行財政改革のうち、電子市役所の構築につきましては、去る4月に統合型地理情報システム(GIS)の基本システムが稼働いたしましたので、今後、さまざまな分野で政策立案に活用していくため、地図表示できる情報のデジタル化を進めております。

ところで、第1次亀山市総合計画後期基本計画の策定につきましては、昨年度実施いたしました各種分析等の結果をもとに、庁内検討組織において計画骨格案の整理ができましたので、引き続き具体的な施策内容案について検討作業を進めております。また、来月18日に総合保健福祉センターにおいて、後期基本計画及びまちづくり基本条例に関する市民まちづくりフォーラムを開催すべく、現在、そのPRなど諸準備を進めております。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年2月21日から5月20日までに係る3,000万円以上、1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（大井捷夫君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

#### ○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成23年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告申し上げ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、本年3月の東日本大震災では、宮城、福島、岩手の3県だけで1,700校近く、約7割の校舎が壊れるなど学校も多く被害を受けました。また、教室が避難所として使われているところもあり、まだまだ教育環境は大変な状況であります。改めまして、被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈りいたします。

なお、本市へは福島原発事故の影響から、小学生2名が親戚の家に避難されております。市といたしましても、学校やPTA・地域の皆様方と連携しながら必要な支援を行っているところであり、今後の受け入れにつきましても、弾力的に対応してまいりたいと考えております。

さて、教育に関する国の情勢であります。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、去る4月22日に公布されました。主な改正点は、学級編制基準を小学校1年生について、現行の40人から35人に引き下げたことや、市町村が柔軟に学級を編制できるような仕組みが構築されたことであります。本市におきましては、三つの小学校が該当しているところであります。

また、去る4月から小学校において、新学習指導要領が本格実施されたところであります。来年度からの中学校完全実施とあわせまして、改訂趣旨を踏まえ、各学校での取り組みを着実に進めてまいります。

次に、本年度も観光庁実証事業として、先月2日を学校の休業日とした家族の時間づくりについて取り組みを進めました。本市としての目的は、休暇取得の分散化やブロックによる地域割ではなく、親と子供と一緒に過ごす家族の時間を創出することで、お互いのきずなや家族のきずな、さらには地域のきずなを深めるきっかけとしていただくことであります。今後、アンケート調査をもとに検証を進めていきたいと考えております。

それでは、最初に学校教育についてご説明いたします。

まず、去る4月8日に発生しました亀山井田川郵便局での強盗事件についてでございますが、児童・生徒の下校の時間帯に、犯人はナイフを所持したまま逃走するという状況でありました。そこで、新学期が始まったばかりの事件発生でありましたが、各学校では、下校指導や学校配信メールによる情報発信など、児童・生徒の安全確保を念頭に置いた適切な対応がとれたものと認識しております。今後とも、天災、人災にかかわらず、高い危機管理意識を持ち、未然防止や事案発生後の適正な対応に努めてまいります。

次に、「ふるさと先生」についてでございます。

本年度は昨年度に引き続き、亀山中学校及び中部中学校にそれぞれ2名を配置することに加えて、亀山西小学校、亀山東小学校、川崎小学校及び関小学校にそれぞれ1名、また井田川小学校に2名を配置しました。

昨年度の実績から、授業の少人数化に対応したきめ細やかな指導に対し、保護者や子供たちからは、肯定的な感想が届いております。今後とも基礎学力の定着だけでなく、生活面での課題解決にも成果が出るよう努めてまいります。

また、優秀な教員の養成・確保や指導力向上を図るため、本年度もふるさと先生養成塾を計画しているところでございます。

次いで、食育の推進についてでございます。

学校給食につきましては、去る4月から亀山中学校におけるデリバリー給食をスタートさせました。地元の食材を生かした郷土色豊かな学校給食「かめやまっ子給食」につきましては、昨年度実施回数10回を本年度は倍増できるよう計画を立てております。「亀山コロッケ」の実施とあわせて、地産地消の推進に向けた取り組みを一層進めてまいりたいと考えております。

学校における食育の推進につきましては、文部科学省の栄養教諭を中核とした食育推進事業を受け、実践的な研究を進めていきたいと考えています。当事業に関しましては、本議会で予算補正を提案させていただいております。

本年度も、市内幼稚園・学校において、園長・校長のリーダーシップのもと、特色ある園・学校づくりを意識した教育目標を掲げ、学校自己評価に加え、保護者や地域住民の方々による関係者評価も取り入れながら、経営の改善に努めているところでございます。

続きまして、教育研究についてご説明申し上げます。

まず、基礎学力向上についてでございます。

子供たちの学力向上は、本市の教育における重要課題であるにとらえ、市内小・中学校において、昨年度より「学習規律の徹底」「授業改善」「学習習慣の確立」の三本柱を重点項目に据え、各学校で具体的な取り組みを進めているところでございます。本年度より小学校において、新学習指導要領の本格実施となり、週授業時数が増加となりました。来年度実施の中学校とあわせて、今後も学習指導が適切に進められるよう支援してまいります。

また、本年度も、子供たち一人一人の基礎・基本の定着度を把握するために、小学校4年生以上全児童と中学校全生徒に対し、去る4月にレディネステストを実施いたしました。テスト結果の分析を行うとともに、子供たちが興味を持てる授業や、わかる楽しい授業の創造に努めるとともに、基礎学力の向上に取り組んでまいります。

次に、読書推進についてでございます。

これまで学校図書や幼稚園図書の環境整備に努めてまいったところですが、その成果の一つといたしまして、亀山西小学校が平成23年度子供の読書活動優秀実践校文部科学大臣賞に選ばれました。この成果を生かし、本年度から全小学校11校に学校図書館支援員を1名ずつ配置し、読み聞かせや、かめやましファミリー読書リレー等の取り組みをさらに充実させ、読書推進に努めているところでございます。

次いで、特別支援教育の充実についてでございます。

本市は、現在、国立特別支援教育総合研究所の研究パートナーとして研究に参加しているところでございます。本年度は、発達障がいのある子供の中学校から高校への支援の連続性とその連携について、新設された亀山中学校の通級指導教室を含め、県立亀山高等学校の協力を得て、本市の特別支援体制の充実に向け、幼稚園から高等学校への支援の連続性について担当者会を開催し、研究を進めているところでございます。

次いで、学校と家庭・地域との連携についてでございます。

加太小学校においては、昨年度から国のコミュニティスクール（学校運営協議会制度）委託事業を受けており、本年度は地域と一体となった学校運営方法と地域住民への情報発信について、さらに具体的に研究を進め、来年度にはコミュニティスクールの加太小学校としてスタートができるよ

う準備を進めてまいります。

また、去る4月のFBC春花壇審査において、川崎小学校が三重テレビ賞を、地域と一体になって花壇経営を行った亀山東小学校が東海ラジオ賞を、白川小学校が中部善意銀行賞を受賞いたしました。今後も引き続き各校の特色を生かせるよう、学校と家庭・地域との連携を推進してまいります。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、少人数教育に対応するため、井田川小学校の理科室を普通教室への転換を行う設計監理業務委託契約を締結いたしましたところであり、設計業務完了後、改修工事に向けて契約等の事務に着手してまいります。

また、来年度普通教室等の増設について、設計業務委託の事務にもあわせて着手してまいります。

次に、児童・生徒の健康管理を含め、学習しやすい環境整備を行います空調機整備事業についてでございます。中部中学校の普通教室等への空調機の設置のため、設計監理業務委託契約を締結したところであり、設計委託業務完了後、空調機設置工事に着手してまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、本年度の公民館講座の受講者を募集しましたところ、多くの方々に応募いただきました。青少年研修センターや各地区コミュニティセンターにおいて、今月からそれぞれの講座がスタートしております。

なお、来年2月には生涯学習フェスティバルの開催を予定しており、公民館講座の受講者や各サークルの方々の日ごろの学習成果の発表の場の創出や、生涯学習に触れる機会を充実させるとともに、今後も生涯学習情報の発信に努めてまいります。

次に、青少年健全育成関係についてでございます。

亀山っ子市民宣言の取り組みについては、これまでから青少年育成市民会議が中心となってさまざまな活動を行っていただいております。その一環として、本年8月17日から鈴鹿峠自然の家におきまして、本年で3年目を迎えます青少年体験活動サマーキャンプが3泊4日で開催される予定です。教育委員会といたしましても、宣言文に掲げた実践について、家庭・学校・地域においても取り組んでいただくよう引き続き啓発してまいります。

また、放課後や休日における子供の居場所づくりにつきましては、本年4月から放課後子ども教室を昼生小学校区でも実施する運びとなりました。現在8小学校区において実施されておりますが、市内の全小学校区での放課後子ども教室開催に向けて、今後も働きかけてまいります。

続いて図書館でございますが、昨年度の臨時交付金「住民生活に光をそそぐ交付金」約300万円を活用し、本年3月に可動式収納棚や大型絵本、紙芝居など6,344冊を購入し、児童書の充実を図りました。特に今回の絵本や大型絵本の購入は、幼児や小学生の親子に大変好評を得ており、図書館利用数の増加につながってきています。また、図書館と学校の連携に力を入れており、司書の派遣、市内小学3年生の施設見学の受け入れや、学校への一括図書貸し出しなどを行っています。施設見学では、子供たちがその場で読みたい本を選ぶなど、読書に親しむためのよいきっかけになればと考えております。今後も学校と一層の連携を深めながら読書活動を推進してまいります。

以上、教育行政の現況についてご報告申し上げます。よろしくご審議、ご指導賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時47分 休憩）

---

（午前10時57分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第36号から日程第20、報告第8号までの16件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第36号亀山市まちづくり基本条例の一部改正についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律における地方自治法第2条第4項の改正により、市町村の基本構想に関する規定が削除されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例における基本構想に係る規定で引用している地方自治法第2条第4項を、改正前の地方自治法第2条第4項とする改正を行うものでございます。

なお、施行日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する政令で定める日といたします。

次に、議案第37号亀山市税条例の一部改正についてでございますが、東日本大震災による被害が未曾有のものであることを考慮し、現行税制をそのまま適用することが被災者の実態等に照らし、適当でないと考えられるものについて、地方税法の一部改正が行われたことに伴い、本条例に関連する事項につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、東日本大震災において、津波等により滅失し居住できなくなった住宅が、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除でございますが、これの適用を受けていた場合は、控除対象期間の残りの期間につきまして、引き続き住宅ローン控除の適用を受けることができるように整備を行うものでございます。

なお、施行日は平成24年1月1日といたします。

続きまして、議案第38号亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、市内のごみ集積所に出された古紙等の資源物を持ち去る行為が多発し、市民に不安感を与え、市民の協力のもとに成り立っている資源物のリサイクルに大きな影響を及ぼしております。市では、資源物を持ち去る行為に厳正に対処するため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず資源物などの用語の意義について定めます。また、用語の定義をすることで必要となる改正を行います。

次に、市または規則で定める者以外の者が、所定のごみ集積所から資源物を収集・運搬すること



を禁止いたします。

また、市長は違反した者に対して、所定のごみ集積所から資源物を収集・運搬することを行わないように命ずることができることといたします。

次に、所定のごみ集積所から資源物を収集・運搬することを禁止する命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処することといたします。

また、資源物を持ち去る行為は、組織的に行われていることも想定されるため、違反した者が属する法人等に対しても20万円以下の罰金に処することといたします。

なお、施行日は平成23年8月1日といたします。

次に、議案第39号亀山市景観条例の一部改正についてでございますが、市では、すぐれた自然、歴史及び文化といった亀山市の資産を生かした魅力ある景観の創出を目指し、亀山市景観条例を平成22年10月25日に施行いたしました。

また、現在、市独自の景観まちづくりを行っていくための方針、方策等を定める亀山市景観計画を策定いたしているところでございます。

今後、この景観計画に基づいて、地域特性を生かした景観まちづくりを進めるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず景観計画の運用に必要な事項を加えるため、条例に章を設け、内容を区分いたします。

次に、市長は景観計画区域において、良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を景観形成推進地区として、また重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を景観重点地区として指定することができることといたします。

続きまして、景観形成推進地区及び景観重点地区における市長への届け出を要しない行為を定めます。

次に、景観計画区域における行為を中止したときは、遅滞なく市長に報告しなければならないことといたします。

次に、景観計画区域における行為を完了したときは、遅滞なく市長に報告しなければならないことといたします。

次に、市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定・解除をしようとするときは、あらかじめ亀山市景観審議会の意見を聞かなければならないことといたします。

また、市長は、景観重要建造物または景観重要樹木の指定・解除をしたときは、速やかに告示することといたします。

続いて、市長は、景観重要建造物の増改築等や景観重要樹木の伐採等を行った者に、その原状回復等を命じようとするときは、あらかじめ亀山市景観審議会の意見を聞かなければならないことといたします。

最後に、市長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行った者を表彰することができることといたします。

また、市長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる事業を行う市民及び事業者に対し、必要と認められる支援を行うことができることといたします。

なお、施行日は平成23年9月1日といたします。

続きまして、議案第40号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は3,968万4,000円を追加し、補正後の予算総額を199億2,468万4,000円といたしております。

それでは、歳出の主な補正内容からご説明申し上げます。

総務費では、東日本大震災支援事業として、被災地への職員派遣に要する諸経費を計上いたしております。

次に、民生費では、昼生保育園における保育室不足を解消するため、改修経費を計上し、衛生費では、新たに大腸がん検診推進事業を実施するに当たり、諸経費を計上いたしております。

次に、土木費では、社会資本整備総合交付金の額の確定に伴い、市道川崎白木線の舗装事業に係る工事請負費を増額計上いたしたところでございます。

次に、消防費では、市全域の消防力の適正配置について、調査・検討を行うため、常備消防力適正配置調査委託料を計上いたし、教育費では、学校における食育の充実を図るため、地域食育推進事業の実施に伴う諸経費を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、東日本大震災支援事業に要する経費の特別交付税措置に伴い、地方交付税を増額計上するほか、大腸がん検診推進事業に係る疾病予防対策事業費等補助金などの国庫補助金を、また県支出金として地域食育推進事業委託金を計上いたし、補正財源として前年度繰越金を充当いたしております。

以上が、今回提案をいたしました一般会計補正予算の主な内容です。

なお、詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第41号市道路線の認定についてでございますが、道路改良事業による新規路線である川合32号線の路線認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第42号市道路線の認定について及び議案第43号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である栄町24号線及び栄町25号線の路線認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第44号市道路線の変更について及び議案第45号市道路線の変更についてでございますが、開発行為により設置された道路を名越14号線及び名越22号線の延長路線とするため、同路線の終点の変更につきまして、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第3号平成22年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成22年度に繰越明許費の承認をいただいております、地域福祉計画策定事業など6事業につきまして繰越額が確定し、平成23年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第4号平成22年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書についてでございますが、野村布気線整備事業の用地購入費につきまして、所有権移転登記が完了しなかったことなど3事業につきまして、やむを得ず平成23年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、施設整備事業につきまして、繰越額が確定し平成23年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号平成22年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、椋川改修に伴う橋梁添架管改良工事等の建設改良費につきまして、繰越額が確定し、平成23年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第7号専決処分した事件の承認についてでございますが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災された方に対する地方税の取り扱いについては、納期限延長や減免の措置を行う等、被災者の立場に立った対応を国の方から求められており、本市においても適切な取り扱いをするよう努めているところでございます。

その中で、軽自動車税につきましては、他の税目では規定されている災害減免に関する事項の規定がなかったことから、亀山市税条例の改正を平成23年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、災害に遭った軽自動車税の納税者で、その軽自動車税の減免が必要である者について減免することができるように整備を行いました。

次に、報告第8号専決処分した事件の承認についてでございますが、東日本大震災による被害が未曾有のものであることを考慮し、現行税制をそのまま適用することが被災者の実態等に照らして適当でないと考えられるものについて、地方税法の一部改正が行われ平成23年4月27日に公布されました。

法律の公布日から施行が必要であった規定につきまして、関連する亀山市税条例の改正を平成23年4月27日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、東日本大震災により、市民税の所得割の納税義務者本人またはその者と生計を一にする配偶者、その他親族の有する住宅、家財等が損害を受けた場合における雑損控除につきまして、その損失金額を納税義務者の選択により、平成22年中に生じたものとして、平成23年度の市民税での適用を可能とするよう整備を行いました。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（大井捷夫君）

市長の上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成23年度一般会計補正予算についての補足説明を求めます。

安田副市長。

#### ○副市長（安田 正君登壇）

今議会に提出をいたしました補正予算の主な項目につきまして、補足説明をいたします。

それでは、一般会計補正予算に関する説明書の歳出から各予算の説明欄をごらんいただきながら、順次説明をいたします。

初めに、補正予算書の9ページをお願いいたします。

総務費の東日本大震災支援事業480万円につきましては、東日本大震災において被災した宮城県多賀城市を初めとする被災地への職員派遣に伴う諸経費を計上いたしたところでございます。

なお、財源につきましては、支援費用が特別交付税により措置されますことから、歳入において地方交付税を計上いたしております。

下段の民生費、施設整備費685万円は、昼生保育園において低年齢児の増員に伴い、不足する保育室を増室するもので、設計監理委託料及び工事請負費を計上いたしました。

次に、11ページをお願いいたします。

衛生費の大腸がん検診推進事業550万円は、新たに国の新規事業として実施されるもので、特定の年齢に達した方を対象に、クーポン券の発行や受診案内など大腸がん検診の受診促進を図り、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図るものでございます。

なお、財源につきましては、歳入歳出予算において国庫支出金を計上いたしております。

中段の廃棄物対策事業、一般事業、臨時雇賃金136万2,000円は、産休・育児休業者の代替事務補助員1名分を予算計上いたしました。

次に、13ページをお願いいたします。

土木費の道路舗装事業1,800万円は、社会資本整備総合交付金の額の確定に伴い、交付金が増額となったことから、市道川崎白木線における道路舗装事業を増額計上するものでございます。

中段の消防費、一般管理費、常備消防力適正配置調査委託料304万5,000円は、全市域の消防署及び消防車両を対象といたしまして、消防力の適正配置について調査を実施するものでございます。

下段の教育費、地域食育推進事業60万2,000円は、県委託金を財源として実施するもので、亀山市食育推進計画の施策に沿い、市内小・中学校において家庭や地域の生産農家と連携しながら食育の充実を図る実践的な取り組みを行うものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

続きまして、歳入についてでございますが、戻りまして7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回補正計上いたしました事業に対する地方交付税、国・県支出金等をそれぞれ計上いたしました。

また、今回の補正予算の一般財源として、前年度繰越金2,163万4,000円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（大井捷夫君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

次に、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

明10日から19日までの10日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（大井捷夫君）**

ご異議なしと認めます。

したがって、明10日から19日までの10日間は休会することに決しました。

次の会議は6月20日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

(午前11時20分 散会)

平成23年6月20日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成23年6月20日（月）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第36号 亀山市まちづくり基本条例の一部改正について

議案第37号 亀山市税条例の一部改正について

議案第38号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第39号 亀山市景観条例の一部改正について

議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

議案第41号 市道路線の認定について

議案第42号 市道路線の認定について

議案第43号 市道路線の認定について

議案第44号 市道路線の変更について

議案第45号 市道路線の変更について

報告第 3号 平成22年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 4号 平成22年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 5号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 6号 平成22年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 7号 専決処分した事件の承認について

報告第 8号 専決処分した事件の承認について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井義之君	副 市 長	安田正君
企 画 部 長	古川鉄也君	総 務 部 長	広森繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総 務 部 参 事	笠井泰宏君	市 民 部 長	梅本公宏君
(兼)契約監理室長			
文 化 部 長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環 境 ・ 産 業 部 長	国分純君	建 設 部 長	岡崎賢一君
上 下 水 道 部 長	三谷久夫君	関 支 所 長	稲垣勝也君
医 療 セ ン タ ー	伊藤誠一君	会 計 管 理 者	片岡久範君
事 務 局 長			
危 機 管 理 局 長	伊藤隆三君	消 防 長	渥美正行君
消 防 次 長	早川正男君	教 育 委 員 会 委 員 長	肥田岩男君
教 育 長	伊藤ふじ子君	教 育 次 長	上田寿男君
監 査 委 員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君

---

●事務局職員

事 務 局 長	浦野光雄	書 記	松村大
書 記	渡邊靖文		

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（大井捷夫君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

おはようございます。

早速ですが、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。答弁につきましても、よろしくお願いをいたします。

最初に議案第40号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）の中から、常備消防力適正配置調査委託料について、大きく2点お尋ねをいたします。



まず1点目に、調査の背景と目的についてお尋ねをいたします。

現況報告を見ますと、市全域の消防署及び消防車両を対象とした消防力の適正配置についての調査を実施するというので、今回の補正予算に304万5,000円の補正予算が計上されております。この消防力の適正配置の調査とは、具体的にどのような調査が行われるものなのか。

また、今回調査をすることになった背景や、委託先等についてもあわせて内容を確認いたしたいと思っております。

**○議長（大井捷夫君）**

20番 竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

早川消防次長。

**○消防次長（早川正男君登壇）**

皆さん、おはようございます。

私、本年4月に消防次長に昇格し、本会議における答弁は初めてで大変緊張しております。よろしく申し上げます。

それでは、竹井議員の質問に対しまして答弁をいたします。

調査の内容につきましては、消防署所及び消防車、救急車の消防車両を対象に、現状の消防体制における運用効果の実態、さらに消防の広域化による効果や同規模の自治体との比較を加味しながら、市全域における署所移設や、市北東地域への新設に伴う適正配置と消防車両の運用効果及び必要人員について算定を行い、署所の設置等の妥当性について総合的に検討し、結論を見出すものでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

竹井道男議員。

**○20番（竹井道男君登壇）**

3点ぐらいありまして、現状の調査、それから今、広域化の議論も若干行われておりますので広域化、それから移設という言葉が使われましたが、北東部分署への設置、またそれと連動した移設というふうなことでございました。

ちょっと1点、どんなところにその委託を予定されているのか、答弁が抜けておりましたので、それについてお伺いをしたいと思います。

それから、内容については確認ができましたので、あとどんなところに委託をされるのか、答弁が抜けておりましたので、確認をしたいと思います。

それから、今回、補正予算で計上をされるということになってまいりました。今、答弁された内容を聞きますと、本来相当大きなテーマでもありますし、それから分署設置等については、これまでも議論がされておったものでありますので、本来、私の感覚からいけば、当初予算に計上する性質のものではないかというふうに考えます。なぜこの6月定例会での補正予算計上となったのか。今おっしゃったような内容については、これまで十分議論するような時間がある中で、今回の6月補正になった経緯についてもあわせて確認をしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

本市における消防力につきましては、消防本部と消防署を中心に調査・検討を重ねるとともに、ことしの初めに消防活動の検証を実施し、その活動実態について分析を行ったことから、6月議会の提案となったところでございます。

また、施設及び人員の適正配置につきましては、科学的根拠に基づき分析検討し、見直すことが消防力の確保の見地から意義深いと考え、全国的に専門的な知見を有する機関に調査委託をするものでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今のところが、一番多くの議員が今回ご質疑をされているところだと思うんです。これまでいろいろ分析をしたと。その結果、1月、2月の段階でまた新たな分析が必要になったという、このタイムラグですね。ずうっとやっているはずなんです。この後大きな2番目でも質問がありますので、そこでも絡むので、ちょっと簡単にしますが、この第1次総合計画ができた段階から、署所の設置についてはその前から議論をされていると。そういう中で6月になるというのが、やっぱりその流れの中からいけば、300万という結構大きな数字でもあるし、当然非常に重要な調査になってくるというふうな認識からすれば、タイミングのずれというのがいまいまだ理解できないんですが、もう一度、本当にこの1月、2月の段階で決まったものなのか、もうちょっと前倒しでこの議論というものができなかったのかどうか、確認をしたいと思います。

そうしないと、あとタイトな日程というのが、今後の後期の計画を考えれば結構日程的には厳しいものというふうな感じがしますので、やはり余裕をもった日程と、これまでの議論の経過からいけば、もう少し早い段階でこのような調査というものが需要だと。でなければ、逆に慌ててやるような調査ということになりますので、本当に必要性があったのかという議論になってきますので、もう一度これまでの議論の経緯と、なぜ当初予算に間に合わなかったのか。私としては少しその辺にまだ疑問が残りますので、もう一度、1月、2月の段階じゃないとわからなかったのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

この調査につきましては、年度当初に予算計上をするところでございますが、いろいろ先ほども申しましたように、消防本部にていろいろ検証して、第三者に客観的に分析をしてもらうのが、選択肢等を幅広く求められることから、このような急遽の補正予算になったということでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

第三者機関への専門的な分析が必要ということで、今回6月補正で組まれたということでございます。

あと6月補正で組んで、これから業者の選定、調査というふうに日程をとるわけですが、どれぐらいの日程を見ておられるのかを確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

調査期間につきましては、約5ヵ月ほどかかるんじゃないかと。それで完全に製本等できるのが年明けというようなことでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

日程的には最終報告が年明け程度ではないかというふうなご答弁でした。それを受けて、大きな2点目に入らせていただきます。

大きな2点目に、後期基本計画策定との関係ということで質問をさせていただきます。

先ほどの答弁を聞いておりますと、当然北東部への分署の設置の調査も兼ねているというふうなことでございました。総合計画、前期基本計画の中では、北東部における支所・分署の設置の記述もされておりますし、また公共施設の整備では、支所機能の検討も記載がされております。消防力の充実という項で、北東部に支所機能をあわせた署所の配置・整備というのを新たに検討するんだということが前期基本計画の方針となっております。

現在、後期基本計画の策定の議論が進んでおる段階でありますので、当然この前期基本計画で掲げられておる支所機能をあわせた消防の分署、署所の配置・整備というのも検討されていかれるものだろうというふうには考えます。そうしますと、今消防の方からの答弁はございましたが、現在策定中の後期基本計画における支所機能もあわせた署所の配置・整備というものと、今回の調査との関係について確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井議員の質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

おはようございます。

消防の署所機能につきましては、議員申されましたとおり、前期基本計画において市北東部地域への支所機能をあわせた署所の配置・整備について検討を進めるなどの施策をお示ししております。今回の調査につきましては、こういった施策の推進に寄与する調査の一部でございまして、現在策定に向け取り組んでいる後期基本計画施策にも関連するものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今の部長の答弁で、現在策定中でありまして後期基本計画への基礎的な資料になるんだというふうなご答弁でありました。

そうしますと、今回の常備消防力の適正配置の調査というのは、市全域の消防署の配置であったり、それから車、救急車、人員、さらには北東部への設置の可能性ということも入っておるんだろうと思うんです。そうなりますと、調査の結果というものが、どのような形になるのかというのは想像がつかないわけですね。当然分署の設置が必要という結果になるのか、不必要だという結果だとして考えられると。そうなりますと、今回の調査結果というものは、前期基本計画でいう北東部への支所機能もあわせた分署設置議論の中で非常に重要な位置づけを持ってきます。ですから、先ほど1月、2月に決めたんだとおっしゃいますけど、相当重要な視点を持った調査になってくると。その報告が年明けになりますと、後期基本計画との議論には少し整合はしないというふうな気もしますが、調査結果というものは、支所・分署の設置の議論で私は非常に重要な位置づけになるというふうに考えますが、この調査結果をそのまま尊重されていくものなのかどうか、この議論の中で確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

調査につきましては、署所の配置も含めた消防力の適正配置について検討を行うものということをごさいますて、調査結果については、これを参考にしながら後期基本計画における署所機能の方向性について検討してまいりたいと考えております。

なお、この調査につきましては、消防の方から最終的には年明けとは聞いておりますが、この秋ごろに調査の方向性はまとまるんであろうというふうに思っておりますので、後期基本計画には反映するようなスケジュールで考えております。

それからもう1点は、この調査につきましては、消防力の調査でございますので、あと財政的な観点からも検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

私は非常に重要な議論の中における今回の補正というふうな認識をしております。そういうことからいうと、今、部長の答弁ですと、秋ぐらいには何らかの方向性が出るんで、そのことが後期基本計画の議論にも反映されるだろうというふうなことでありまして、財政力の問題も出るんだというふうになってくると、質疑とは若干ずれますので、前期基本計画と後期基本計画との流れというものがどうなるんか、それをどうも左右するような非常に重要な調査というふうな感じがしております。

そういう意味からいくと、先ほどの消防の方の答弁では秋、5ヵ月ぐらいというふうなことでありましたが、やはりこれはもうちょっと見直しをしていかないと、同時進行型にはならないというふうな気がしているんです、議論が平行的にはならないと。やはりきちっと結果を受けて、総合計画の審議会の中で議論をされていくものだろうというふうに感じます。そういうことからいきますと、製本になるのが年明けというふうなことでありまして、中間的な流れでは秋ごろには少し出てくる。やはり早い段階で議会側にも示していただかないと、多くの議員の皆さんもこのことに関

しては質問をされておられますし、いろんな関心を持っておる大きな事項でありますので、この調査結果の製本されたものではなくて、やっぱりどこかのタイミングで、後期基本計画の策定にあわせながら、私はこの調査結果というものは市議会側にも示すべきだと考えますが、その辺についてのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

調査結果につきましては、消防の方からというようなことになろうかと思いますが、議員ご指摘のとおり、後期基本計画の策定については大体10月ごろに一定の素案をまとめなければならないというふうに考えておりますので、それまでにこの調査についてのエキスというふうなところについてはまとめていただきたいというふうにお願いをしておりますので、そういった調査結果は素案取りまとめのときに出てくるものと考えておりますので、ご提示もできるのではないかと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

やはり相当重要な調査が6月補正で組まれていくと。そうなると、しつこいようですが、やっぱりこれは当初予算で組むぐらいの気持ちでやらないとまずかったんやないかなというふうな印象を持ちますけれども、それはこっちの意見でありますので、ぜひうまく連携をしたものの中から、議会側にも早くその内容についてはご提示を願いたいと思います。

次に、議案第38号亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、大きく4点質疑をさせていただきます。

まず1点目に、一部改正を行う背景についてお尋ねをいたします。

今回、条例の一部を改正し、ごみ集積所における資源物の持ち去りに対処するための条例改正を行うこととしております。改めて非常に関心の高い条例改正でございますので、この一部改正の背景について確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

おはようございます。

条例の改正背景でございますが、昨年度より市内各所のごみ集積所に出された古紙等の資源物を市や市の収集委託業者以外の者が早朝より持ち去る行為が多発しておりまして、多数の皆さんから目撃情報などをいただいております。幸いにしまして、市民の方がそれらの行為に遭遇した際に危害を加えられたというような情報は聞きはいたしておりませんが、市民の方は不安を抱かれておると。また、持ち去り行為の増加に伴いまして、特に古紙、新聞でございますが、収集量が減少しておりまして、資源のリサイクルに大きな影響を及ぼしておるというところでございます。しかしながら、現時点におきましては、これらの行為に対する法的な拘束力はなく、市で

はパトロールなどを実施して抑止に努めることしかできておりませんでした。これらのことから、本条例の一部を改正して、ごみ集積所からの資源物を持ち去る行為を禁止して、行為者に対しては罰則を与え、厳しく対処をしていくというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

最近資源ごみの持ち去りが非常に多くなったと。私も市民の方からも聞きました。昨年の9月議会でしたか、松上議員からもそういうふうなご議論があって、今後検討したいというふうなことでございましたので、多くの市民が関心を持っておられる非常に重要な改正だなあとというふうに考えます。背景についてはわかりました。

次に2点目に、その改正を受けて期待される効果、先ほど少しお話もありましたが、持ち去り行為をとめるというふうな行為に当然なるわけですけれども、今の段階で改めて、議案の審議でありますので、今回の一部改正において、どのような効果を期待されておられるのか確認をしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

持ち去り行為を禁止して、罰則規定を設けることによりまして、間接的な抑止効果を高めるだけではなく、持ち去り行為を行った者に対して禁止命令を行い、罰則を与え、厳しく対処をすることで条例の実効性を担保いたすというところでございます。その結果としまして、資源物の収集量の回復を図るとともに、市民の皆様が安心してごみ集積所を使用していただけるよう期待をいたすところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今回の改正によって罰則を設けることによる抑止効果によって、これまで持ち去られていた資源物が持ち去られなくなるということでは、リサイクルに関する寄与もできます。また市民とのトラブルも若干あるようなことも聞いておりますが、そういうことも未然に防げていくということで、大きな効果があるんだろうというふうに思います。ただ、9月議会のそのときもお話がありましたが、いろんな市でこういうことをやっておられるという答弁の中で、新聞報道なんかでも四日市市や津市でもこういうことをされていたというふうなことが載っておりました。既に導入済みの市もございしますが、そういう導入をされた市での実績の確認等もこれまでされてきたのかどうか、あわせて確認をしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

県内では、まず四日市市さんが平成22年の8月1日からこの条例を施行されておりまして、施

行後の状況は、これまでに罰則の適用までには至っていないものの、持ち去りグループが減少し、収集量も徐々に回復して一定の効果は出てきておると。また、ことしの4月から施行されております津市さんの場合は、こちらも罰則の適用までは至っておりませんが、重点的にパトロールを行っている地域の収集量は従来の収集量に戻つつあるということで伺っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

既に導入済みの市では一定の効果があるというふうなことでございますので、今回の改正についてもそのような効果が期待できるのではないかと理解をさせていただきます。

次に、大きな3点目に、第7条、資源物の収集または運搬の禁止等についてお尋ねをいたしたいと思えます。

最初に、市または規則で定める者についてお尋ねをいたします。

今回、この新設になった7条に規定をされている項目について、その定義について確認をいたしたいと思えます。これが罰則を科すというふうな厳しい条例でありますので、言葉の定義について確認をしたいと思えます。

まず今回の改正では、第7条に資源物の収集者を規定をいたしております。内容は、収集者は市または規則で定める者としておりますが、具体的にはだれを指すのか。当然これまでも収集委託業者は市の職員だろうと思えますが、改めて、これも定義でございまして、市または規則で定める者についてはだれを指すのかを確認したいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

定義でございまして、まず市といいますのは市の職員でございまして。または規則で定める者とはございまして、これは市が資源物の収集または運搬を委託した者、及び市が資源物の集団回収を行う団体として登録した者、及びこれらの団体から資源物の収集または運搬の依頼を受けた者でございまして。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

従来からの市の職員であったり、それから市が委託をしている業者ということになります。

それからもう1点、集団回収を行う団体というふうな言葉が出てまいりました。最初の市の職員さんであるとか、それから市が委託契約をした業者というのはこれまでも回収しておりますので、それについてはよくわかります。ただ、新たに資源物の集団回収を行う団体として登録をした者というふうなことがございまして、どういう人が資源物の集団回収を行う団体として登録をした者に当たるのか。これについても定義を確認したいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在登録いただいております団体は、各地区の子ども会、婦人会、自治会などの住民団体でありまして、再生可能な古紙等の資源化など、再利用運動を積極的に取り組んでいただいております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、答弁にもありました、さまざまな地域団体のことを指しておりますが、この人たちが登録をした人が運ぶことになるわけですが、収集する人ですよね、この人というのは。これはどういときにこの人たちが収集をしていくのかというふうになりますよね。市の職員と委託業者はごみの集積所から持っていく人ですよね。新たに市または規則で定める運搬をする人というのは、この団体に絡むわけですが、これは通常ですと直接環境センターへ持ち込めば、あえて登録する必要はないとなりますけれども、もうちょっと具体的に、どんな行為を、直接搬入する場合には何も関係ありませんよね、自分たちで持っていくと。改めてこんなことをうたう必要はないと思うんですが、改めてうたった理由をもう一度確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

先ほどの団体の皆さんが市に直接持ち込まれることもあります、その自治会さんで管理していただいておりますごみ集積所を利用して集団回収をされておるとい団体さんもございますので、そういった定義をしたわけでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

そうしますと、ごみ集積所を使ってそこに一たん地域の方たちが物をおさめると。それをこの団体の人が当然主催をしているので、その人が持っていく分にはいいよということですよ。要するに最初の市の職員や、それから委託業者の人は一般でも出した資源物ですので、特定の目的で出した資源物を持っていこうとすると、この人たちがそれを使う団体であるというふうな定義ということで確認をさせていただきました。また新たに追加になったということだと思います。

それを受けて、実はそのごみ集積所というのが、今回第2条で「市が指定したごみ集積所」を「所定のごみ集積所」と定義をされました。この質疑があるんで、今の条例を見ておりましたら、「ごみ集積所」という言葉は出てこないんですね。それで、自治会さんが設置をされる場合に集積施設として言葉が定義をされていると。多分そういうこともあって、今回、「市が指定したごみ集積所」というものを「所定のごみ集積所」という言葉で置きかえられたと思うんですが、改めて所定のごみ集積所というのは、多分、今自治会がそれぞれ出している集積所のことをとらえていると理解をしておりますけれども、亀山市が指定したごみ集積所という言葉になると、私もちょっと自分の自治会のごみ集積所を見てきましたけれども、自治会ごみ集積所とは書いてありますけれども、市指定ごみ集積所とは看板がかかっていないわけですね。そうすると、罰則規定を持つという以上、この所定のごみ集積所の定義もきっちりしておかないと、やっぱり条例上に設定すると



いうことは、きちっとわかる定義が必要だと思うんですが、多分今までと同じものと思いますけれども、新たに2条で定めた所定のごみ集積所を明示する場合、市指定ごみ集積所みたいなことの明示が必要ないのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市の集積所でございますが、市の一般廃棄物、つまりご家庭から出るごみを集積するための場所として指定をした集積所ということにしてございます。そして、その施設、要するに箱物というか建物、それがあなしかかわらず、ですから野積みの集積所も含めて市が指定をする集積所という形でございます。

なお、この集積所につきましては、規則の方でその位置を示した図面を作成し、閲覧に供するというような形でうたい込みますので、またその閲覧をどなたでもしていただけるというような形で、はっきり集積所はどれかということがわかるということでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今後、規則を定める中で明示をするということでありましたので、できればホームページか何かでも載せてもらえれば、どの場所がということがわかりますので、閲覧に供するでは見に来いということでもんね。やっぱりサービスというのは、せっかくインターネットもある、ホームページもつくっておるわけですので、そういうものも積極的に私は明示をすべきでないかということをお願いしたいと思います。

次に、大きな2点目として、市長の命令というのが今回新たに新設をされております。第7条の2項では、市長は前項の規定に違反して資源物を収集し、または運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができるというふうに新たに規定をされました。これらの行為を行わないよう命ずるということですが、具体的にどのような手続になるのか。だれがどのような形でこの行為を命ずるのか、この内容について確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市の職員が、パトロール中などにおきましてごみ集積所から資源物の持ち去り行為を確認した際に、行為者を特定、この特定といいますのは身分証明の確認を求めたり、また記録を撮影したりというところがございますが、そういったことにより特定をし、証拠固めを行った後に、その場所で禁止命令書を全文読み聞かせて、直接行為者に渡すというようなことでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

身分の確認や、それから命令書をきちっと読んで、本人には納得というか理解させた上、命令書を出すということでした。

新聞の記事を見ておりましたら、今答弁ございませんでしたが、2度の命令が必要になるというふうなことが書かれてありました。ちょっと答弁不足ではないかと思いますが、今のご答弁で命令を渡すという行為はこれでわかりましたが、1度目の行為で罰則まで入っていくのか、2度目と今申しましたが、新聞では2度目の行為によって罰則、罰金の処分に入っていくんだというふうに掲載しておりましたが、命令書の渡しは1度目でその処分手続に入っていくものなのかどうか。新聞でいう2度目の手続なのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

命令行為、禁止命令につきましては、1回目で禁止命令をすると。2回目で罰則の適用に移るところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

2度目の行為というふうだったと思うんですけども、なぜ1回目で罰則行為というものが動かないのかどうか。ちょっとそこを確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

資源の持ち去り行為を行った者に対して、初回の行為から罰則を適用するという事は、即刑事事件として取り扱うということですが、この辺につきましては津地方検察庁、それから亀山警察署との協議におきまして、行為が頻発しておる中、他の犯罪に比べて軽犯罪である持ち去り行為一つ一つを警察が捜査して行為者を特定することが難しい。また、軽犯罪における罰則適用に当たっては、悪質性がないと起訴や立件が困難であること。それから、禁止命令を行ったにもかかわらず、命令違反をして行為を繰り返したことに悪質性があり、起訴、立件に有効であると。これらのことから、2回目の行為に対して罰則を適用するというふうにしたものでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

2回やったことが悪質だというふうなことが一つの判断になるということでしたが、そうすると、1回目命令書渡して本人の身分というのがございましたが、1回目か2回目かという確認をきっちりやれるかどうかというのも非常に重要なポイントになってくると思うんです。その辺がきっちり担保できるのかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

1回目の持ち去り行為発見時に禁止命令を行います。その際に行為者の住所、氏名、顔写真などを記録して証拠固めを行います。その後のパトロールの際に、その行為者のデータを携帯をして、持ち去り行為を発見した場合に、過去に禁止命令を行った者かどうかということを確認して、2回目かどうかを判断していくというものでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

2度目の行為かどうかというのが非常に重要なポイントになります。パトロールする人が同じ人ばかりがパトロールしてチェックするわけではない。ぜひその辺について、きっちり当然環境部がそのデータを保管しながら、問い合わせをしながらやられると思いますけれども、2度目の行為であるかどうか。ここら辺がまた間違いますと、当事者との間がややこしくなるということがございますので、ぜひその辺についての運用はきっちりやってほしいと思います。

次に、第28条の罰則について確認をしたいと思います。罰金20万円に処するというふうなことで書いてございました。この罰金に至る手続について、条例上では何も書いてありませんので、罰金に至る手続について確認をさせてほしいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

流れでございますが、まず、禁止命令を受けたにもかかわらず資源の持ち去り行為を行った者には、市が命令違反者を警察に告発いたします。これを受け、警察は検察庁に刑事事件として送検いたします。検察庁が起訴、立件し、起訴する際に20万円以下の額により罰金を求刑いたします。これにより、裁判所によって有罪となった場合には、判決により罰金の額が決定することとなります。そういったことでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

罰則における違反の20万円に処するというふうな内容については、一連の手続をとるということで確認をさせていただきました。当然警察に告発をするというところが一番重要なポイントになってくるというふうに思います。それが先ほどの答弁ですと、2回目の行為というものが悪質性なんだというふうな判断でありますので、これについて一連の流れについては確認をさせていただきました。

それともう一つ、平成8年でしたか、まちをきれいにする条例のときに似たような議論があったのを覚えておられて、あの条例にも3万円以下の罰金に処すると、多分同じ議論がされたと思うんです。あのときの手続はまた違う手続でしたが、警察に告発をするということで全く同じ手続になってくると思います。そういう意味からいくと、あの当時の、この前も少し議事録を見ておりましたが、当時の市長の答弁で、やはり罰則をもつことによる抑止力なんだというふうな答弁だった

ような気がしまして、議会でも本当にやれるのかというふうな議論もあったような記憶がしております。今の部長の答弁を見ておりますと、当然2度やるということは悪質性が高い。だから警察に告発して、あとは一連の流れの中で決まるんだというふうなことがございましたが、この条例の持つ意味というのものは、他市の例でもまだ罰則までいった例はない。要するにある意味抑止力なんだというふうなことかもしれませんが、この改正を立ち上げた担当所管としては、抑止力ということなのか、いやいやそうじゃない、やっぱり告発をもって厳しく臨むんだということなのか、非常にそこも関心の高いところでありますので、その辺についてのご見解を確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この条例改正の目的は、資源物の持ち去り行為を抑止するとともに、持ち去り行為を行う者に対しては強い意思を持って禁止命令や罰則という手段で臨み、厳しく対処をしていくということで、条例の実効性も担保していくというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

当時の議論もそうでしたが、罰金を科すということが大きな抑止力になるんだということと、それが強い意思なんだというふうなことで当時も条例が定められた。現実にはたばこのポイ捨て、空き缶のポイ捨てを減らすんだというふうな意思だったと思いますが、やはり今回はそうはいかないと思うんです。多くの市民が非常に興味を持っておられまして、やはり持っていっちゃだめだということで、少し口論になるというか、そんなこともあるというふうなことも聞いております。そうなりますと、やはり罰則規定というものが有効な措置なんだと。そのことによって市民とのトラブルも当然避けられる。リサイクルの品物がなくなるということよりも、やはり住民とのトラブルが相当回避できるという非常な期待感を持って市民の方も興味を持っておられますので、やはりそういう面からいきますと、この罰則規定をやるという意思があるのかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この条例は、まちをきれいにする条例というスタンスと少し違う思いで取り組んでいこうと思います。そういう思いで厳しく実際に罰則を科すというところまで行いませんと、この行為そのものがなくならないという懸念もありますので、厳しく罰則まで臨むというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、部長から、まちをきれいにする条例とはまた少し性質が違うんだと、強い意思を持って臨みたいということがございましたので、それを確認いたしましたので、質疑については終わらせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

20番 竹井道男議員の質疑は終わりました。  
質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時46分 休憩）

---

（午前10時57分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、議案質疑の方をさせていただきます。

今回は、議案第36号亀山市まちづくり基本条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

まず、この改正につきましては、地方自治法の改正により、市町村の基本構想に関する規定が削除されたことに伴うものということでしたが、このことについて、この基本構想に関する規定の削除が行われた背景、これを市としてどうとらえていらっしゃるのか。この点について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

本年5月2日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律のうち、改正前の地方自治法第2条第4項による市町村基本構想に関する規定の削除につきましては、国の地方分権改革推進計画に基づく義務づけの廃止でございまして、地方分権の推進を背景に、地方公共団体の運営について、その自由度の拡大を図ることが目的であると理解しております。

市の考え方といたしまして、一方、総合計画、中でも基本構想の必要性につきましては、現在も第1次総合計画後期計画の策定を進めております。申し上げるまでもなく、この基本計画は平成28年度までの10年間を計画期間とする基本構想の具現化を図るために策定しようとするものでございます。また、法改正の有無にかかわらず、基本構想は今後も市の総合的かつ計画的な行政運営を図るために不可欠なものであると認識いたしておりますので、これまで同様の運用を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

背景としては、やはり地方分権の推進で、おっしゃったように自治体ごとにまちづくりの自由度の拡大、こういったことがポイントやと思われまして。先日、ちょっと目にした雑誌の中でも、片山総務大臣が総合計画不要論というものを打ち出されたというような話も出ておったように思っております。こんな中で、確かに今後総合計画というもののあり方が変わっていくんじゃないのかなあ

というような部分もあると、そんなふうに思っております。そんな中で、亀山市としてもやはり総合計画とか、それにおける基本構想の必要性とか、その辺を言ってはおられます。

ただ、逆に言えばそういうふうな自由度ということで、やはり従来の枠にとられない計画、こういったものが今後出てくる。少なくともそういう自治体が出てくるかもしれない。亀山市においても、そういうふうな話になるかもしれない。実際いろいろと従来の基本構想、基本計画、総合計画というのが言われていましたけれども、実際第1次総合計画というのをされて、前期基本計画に沿って施策が行われていた中で、櫻井市長が当選されて出てこられて、前回第2次総合計画ということを提案された、そういうこともありました。

私個人としては、決して第2次総合計画ということを打ち出される、つまりこれは前基本構想を根本的に否定することもありますけれども、これはこれで市長の考え方として、それはそれであり得ることやと思っておりますので、決してけしからんことではないと思っておりますし、もちろんそれまでに議会の議決とかもありまして、その辺がどうかという議論もありましたけれども、ただ、そういう議論もあるでしょうけれども、また今後法的な根拠がこれでなくなるというふうな認識で言われる市長も出てくるかもしれない。そんな中で、今回は改正前のというようなことで担保されておるようなイメージではあるんですけども、この総合計画そのものが不要ぐらいの市長が出現してきた場合、果たして今回のこのまちづくり基本条例、これが市のまちづくりの憲法とかいうふうな言葉も聞かれましたけれども、今後のまちづくりにおいて、総合計画というものを設定するにしても、影響力に変化がないのかということに漠然と思ってしまうわけなんですけれども、その点につきまして、市としてどういうふうにご考慮されるのか。影響力に変化はあると考えていらっしゃるのか、ないと考えていらっしゃるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、この法改正に伴って総合計画のあり方を変更するという考え方は、今持ち合わせてございません。現行の基本構想につきましては、旧地方自治法の関係規定により策定しておりますので、法改正後もその効力は継続されることとなるということでございます。しかしながら、次期の5年先ということになります。次期基本構想の策定の段階では、その策定根拠がなくなっておりますので、来るべき時期までには基本構想を含む総合計画の位置づけについて十分な検討を行い、整理が必要であると認識しておるところでございます。

まず、まちづくり基本条例の中には、今回の改正でもありますが、この条例は基本構想その他の計画を策定するときに趣旨を尊重するというような尊重規定が一つございますし、議会基本条例におかれましては、基本構想、あるいは総合計画というような記載もいただいておりますので、考え方として総合計画、基本構想は必要だというふうな考え方を持っておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

今後のその辺の整備を言われましたもので、やっぱりそういうふうなものが必要になってくるといふことやと思っております。自分で言うといふ何ですけれども、基本構想の後に、きちっと各種計画というものも担保はされていますので、逆に言えば、そういう意味ではこの基本構想という項目を別に削除しても、各種計画という部分でカバーできているのではないのかなといふふうな認識すらも持っていますもので、ただ、今後その辺で混乱が起りかねないとも限りませんもので、こういうふうなことを言わせていただきました。

ただ、その中で、次に行かせていただきますけれども、今回の改正に対して、条例中で、条例を見直す上で、まちづくり推進委員会の調査・検討結果に基づいて行われるというようなたぐいのことが書かれております。今回の改正につきまして、まちづくり推進委員会の見解はどのようなものだったのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

今回の地方自治法の法改正でございますが、公布の日から起算して3ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるということになっておりますので、関連する条例改正も短期間での対応が必要であったといふふうに今考えております。また、条例改正の内容につきましても、現行の基本構想から見た場合でございますが、法改正前とその規定内容に何ら変わりはなく、あくまで例規整備として対応したということでございます。このようなことから、今回の条例改正につきましては、まちづくり基本条例第20条第2項によりますまちづくり基本条例推進委員会における調査・検討事項に該当しないといふふうに判断をしておりました。なお、この改正の内容については、当該推進委員会の委員長とも情報を共有しまして、その旨了解も得ているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

結果的に条例の認識という部分では、そういう解釈もできるかもしれないんですけども、やはり私はその点が問題といふか、ちょっとひっかかる部分があります。確かに法改正に基づく字句の整理というような印象を受けがちではあるんですけども、やはり先ほどの古川部長からの答弁でもありましたけれども、国による法整備、あと地方分権の推進、自由度の拡大、こういった背景があって、こういうことが行われている。確かに影響力はないんじゃないかといふようなことで、結果的には影響がないのかもしれないけれども、そういった背景を状況認識といふか、それを委員さんの間で共有すべきではないのかなと。そういう意味で、もちろん委員長さんに話をした、その辺は一つのやり方やとは思いますが、あくまでも委員長さんに、言い方は悪いですけどお伺いを立てて、委員長さんが委員会にやる必要はないといふふうに判断をされていふような形であるんやったら、まだそれで成り立つとは思いますが、やはり市の判断でそれを必要のないものといふような、言ってみればそういう形にしてしまうのは、ちょっと早計ではないのかな

という気がしますけれども、そういう意味で、状況の共通認識を持つ、共有する、そういった意味でこの委員会に一度お伺いを立てるべきではなかったのかなと思うんですけれども、その共有認識という部分でどうやったかという、その辺の見解があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、基本条例の推進委員会の運用に当たりましては、この条例がもとでございまして、基本構想自体は必要だというふうな認識のもとに立っていただいておりますものというふうに考えておりました、その中で、この条例解釈で、先ほどは第2項のことを言いましたが、第4項のこの条例を見直す等というような部分につきましても、この条例の内容、中身の改正に係るものというふうに今考えておりました、先ほど申しましたとおり、この一部改正については関連する法律の改正に伴う事務的な例規整備というようなことで考えたところでございます。

なお、先ほど申しましたとおり、来るべき5年後の先の部分につきましては、現在のところ、まだ基本構想につきましては旧法の関係との位置づけがありますが、これも5年先にはなくなるというようなこともございますし、総合計画というのは、言葉についても例規上の定義というのは今ございませんので、そういった部分については今後まちづくり基本条例の推進委員会とも十分議論をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

まちづくり基本条例につきましては、基本的にはやはり市民の方が主体になってというような部分であったと思います。そんな中で、でき上がった条例を見たら、若干納得いかんというような策定委員さんの発言も聞いたこともあります。結果的にこういうものにならざるを得なかったんじゃないのかな、理念条例というふうな話もありました。そういう部分もあると思うんですけれども、やはり市民の方が主体というような話が出ていた中で、いつの間にやら委員会がすべき判断というもの市がしてしまっておる、そういうふうな印象を与えかねないのではないのかなと。要は委員会の主体性を失わせてしまっているような、そんな印象を受けましたもので、例規集の変更、レベル、中身の影響はないと、そういうふうな認識を市が持っておられるにせよ、やはり委員会がどういう判断を下されるか、それはわからない部分もあります。そういった意味で委員会の位置づけというものが、もう少し主体性という部分で懸念されましたもので、ちょっとこの辺を指摘させていただきました。先ほど言われたような5年後に向けた条例の整備とか、その辺がやはり今回ポイントになってくると思いますもので、その点を期待しまして、質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い質疑をします。



まず、議案第40号平成23年度亀山市一般会計補正予算のうちで、消防費の常備消防費で常備消防力適正配置調査委託料として304万5,000円が計上されています。説明によれば、市全域の消防署及び消防車両を対象とした消防力の適正配置について調査するということとございます。

調査の目的や内容については、竹井議員の答弁でわかりましたので、省かせていただいて、委託先が具体的にどういうところを考えてみえるのか。この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

委託先につきましては、こういう調査をする専門機関、全国で1カ所でございます。これは過去に100ぐらいの消防本部が委託調査を行っております。そこは、そういう消防の適正配置についてのいろいろなノウハウを持っておる業者でありまして、ここでの固有名詞については控えたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

一つだけということで、後でその点については触れたいと思うんですけども、まず、この調査の目的としてある北東部の分署ということについては、署所ですかね、これについては昨年3月の市長の答弁で、平成17年からの新市まちづくり計画に位置づけをされて、そして総合計画の前期基本計画でも、市北東部地域への支所機能をあわせた署所の配置・整備について新たに検討を進めますというふうに今位置づけをされております。

そこで、この調査では北東部に分署を置くことを前提とした調査というふうに理解をされているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

調査内容につきまして、お答えをさせていただきましたとおり、市全域における適正配置の調査でありますことから、北東部地域への消防力についても調査の内容の一つとして行うものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今の消防次長の答弁と、先ほどの竹井議員に対する古川部長の答弁はちょっと違うと思うんですよ。古川部長はこう言われました。推進に寄与するというふうに言われたんですね。推進に寄与するという事は、明らかにもう北東部に分署を置くということを前提にして調査をするんだということだと思うんですけども、どうも今の答弁ですと、必ずしもそういう答弁ではなかったように思うんですが、市の答弁というのは本当はどうなんですか。どちらが正しいんですか。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

少し前提条件も違ったようには思いますが、実際に北東部分署の設置についてもお尋ねになったというようなことですので、そういった部分で、もし設置というような方向性が出れば、その推進に寄与するというふうな考え方で答弁をさせていただいたつもりでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

そうすると、今までこの新市まちづくり計画や総合計画、それに基づいて我々も議会で議論してきているわけですよ。ずうっと議論を重ねてきて、北東部の分署については要るであろうということで検討を進めるんだという方向が出てきたと思うんですよ。ところが、ここでもし白紙で調査をされて、北東部には必要ないという結論も出る可能性があるわけですよ。だから私は言っているわけですよ。前提として北東部に分署を置くんだと、このことを前提にして、そのときにはどれぐらいの規模でどういう位置に置かなきゃならないのかということ进行调查するというのであれば理解できると。そうでないと、今までの議会での議論と、この調査結果がかみ合わないことになる。その点はどうなんだと、こういうことをただしているんですよ。その点について教えてください。

○議長（大井捷夫君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど来から答弁をさせていただきました中身というのは、もう十分服部議員もご承知の上の話なんですね。ただ、あえてこの場で申し上げたいのは、この亀山市消防本部、発足はご承知のとおり昭和24年でございます。62年がちょうど経過したところでございます。もともと発足は、町役場職員が兼務で4名発足。その後、るる市民のご理解を得て現在の消防力というのを保持してきた。人、物、すべてにわたって素晴らしい消防力であると。こういうことで、私昨年着任したときの感想でございます。そしてこの1年間、しっかり組織内議論、消防本部内での議論を踏まえてきたと。なおかつ必要な現場での検証もしてきた。そしてこの4月1日以降、新体制のもとで、まさにいろんなところでこの現有消防力についてご評価をいただいていたところでございます。それは定員の問題で、類似団体からして多いというご指摘もありますし、一方では、いや違うと、そういう多種多様なご意見をいただいておりますけれども、ここで、この時期に新体制のもとで議会の中でいろいろご議論いただいていたわけでありましてけれども、しっかりと科学的な分析、そのスケールに基づいた分析というのを、ちょうど62年経過した中でしっかり見出すと、これは必要なあと、私が判断をさせていただいた。恐らくこの調査結果というのは、今までもないわけでありましてけれども、将来の消防力の確保、そして市民の皆さん方のご期待、ご信頼にこたえる消防の実現、このためにも十分資するものやと、このように考えます。以上です。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

よくわからない答弁でしたけど、私が言いたいのは、せっかくここまで積み上げてきたものを戻すようなことになってはまずいということを行っているわけです。だから、ぜひ今までの積み上げを生かすような形で今後進めていただきたい。このことを申し上げたいと思います。

時間の問題で次に移りますけれども、次に、消防車両とかそれに必要な職員については、総務省の消防庁から消防力の整備指針という明確な目標が出されております。残念ながら亀山市の場合、この整備指針から見て62%の充足率でしかないわけですが、私はこの問題についても、この調査で整備指針を前提にして、整備指針から見てどうなのかと、こういう方向で調査をされるべきだと思うんですが、この点についてはいかがですか。

○議長（大井捷夫君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

お答えをいたします。

もちろん総務省から出ております整備指針に基づく検証というのは当然であります。ただ、議員も十分ご承知をいただいておりますけれども、整備指針は根底は消防組織法に基づく指針でございます。よくご精読いただくとご理解いただけると思いますけれども、整備指針は非常に細かく整理されております基準であります。ただ、その根幹に脈々と流れておる指針の精神、これは消防組織法に基づく精神でありますけれども、これはすべて地域の実情を踏まえた、やはり消防は自治体消防の原則がございます。ですから、しっかりその原点を踏まえて地域のいろんな事象、これはすべての事象でありますけれども、そういったものの中でバランスを持った消防力の確保ということでございますので、しっかりご指摘の指針を踏まえての調査というのは当然のことでございます。以上です。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

確かに目標として明確に出されて、それを地域の実情に合わせて数を設定しなさいよということなんですね。だから、そういう意味でいくと、きちっとした見直しが必要ではないかと私は思っています。

先ほど委託先を言われませんでしたけれども、こういうことの調査をやるところとして、消防科学総合センターというところがあります。ここもホームページを見ますと、例えば消防力の適正配置調査というのを、どういうふうな進め方をするかということが書いています。調査の工程と。例えば調査に関する基礎データの作成後のおおむねの工程は次のとおりです。適正配置の算定手法の検討をする。基礎データの入力をする。この基礎データは多分消防から送られてくるんだろうと思います。例えば、人口のデータ、建物火災発生状況、道路状況と署所、こういうようなものの基礎データを入力する。そして、3番目に現状配置の到達時間の算定をすると。4番目に適正配置の算定及び検討をする。5番目に報告書の作成と、こういうふうな手順でやられるそうですね。だから消防の方としては資料をお渡しして、それに基づいてこのところがやるのであれば、そのデータの加工分析をやって報告書をまとめると、こういうことなんですね。

私が言いたいのは、こういうことなら消防職員でできるのではないかと。むしろ私は消防職員がそれをやることによって、自分たちの認識を高めることができるし、いろんな意味でプラスになるんだらうというふうに思うんですね。だから、単にそのデータを渡して向こうに加工分析をしてもらって報告書をもらうということであるんなら、私はもうこれは思い切って職員でやる。先ほども言いましたように、北東部の問題でもそうなんですよ。職員がやればもう方向性は出ているわけですよ、大きな方向性が。だから、あえてそんな私が危惧するようなことは出てこないわけですよ。だから、そういう問題もクリアするということなので、ぜひこういう方向で考えられないのか。職員がやるという方向では考えられなかったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

もちろんこれまでも、プロパーとして専門的なノウハウをしっかりとっておりますので、消防職員でやるべきことはしっかりやってきたと。それは現場活動を通じてやってきておりますし、デスクワークの中でしっかりやってきたと。しかしながら、私思いますのは、この組織力についての検証というのは人の検証、まさに一生でございます。といいますのは、組織というのは当然強みがありますし、一方で弱点というのがあります。これは人も同じでございますけれども、どうしてもみずからの組織について検証する。やっぱりえぐっていく弱点は何やと、それが強調されると、そういった傾向がございます。それは私は過去の自分の経験の中で身につけたものでございます。ですから、先ほど申しましたように、この時期に第三者機関、しっかりとしたスキルを持った機関で調査をいただく。これは市民の皆さん方にもしっかりと説明ができるのではないかと、こういう思いでございます。以上です。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

委託をして第三者機関に意見を求めるという答弁でありました。私はこの問題については、最後になるんですけれども、もし今の消防長が言われるような方向で委託をするのであれば、私はやっぱりはっきりと委託する側から、北東部に分署をつくる、それから消防力の整備指針を目標に充足率を上げるんやという方向をきちっと示した上で調査を委託すべきだと、私は思うんです。白紙委任では困るんですね、先ほどから言っているように。やはりそれは方向性としてそういう方向を明確にして、その上で調査をしてくれということは、委託に当たって言うべきだと思うんですが、消防長いかがですか。

○議長（大井捷夫君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

服部議員のご意見、十分拝聴をさせていただきます。参考にさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

先ほどもいいましたように、積み上げてきた議論が無にならないような形の調査結果がまとまるように努力いただきたいと思います。

次に、議案第39号亀山市景観条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

この条例の一部改正は、景観計画に基づいて地域の特性を生かした景観まちづくりを進めるための改正というふうに言われております。私はこういうすぐれた景観を形成する、そのために何が一番大事かという、やっぱり市民一人一人がきちんと理解をして納得をする。つまりこれは規制もかかりますし、いろんな意味で不自由なこともあるんですね。だから、そういう意味でいくと、市民一人一人の理解と協力なしに進めていくと、絵にかいたもちになってしまうという問題があります。この点でお聞きしたいんですけども、どうも条例を読んでいますと、その中で市民が参画し得る場所というのは景観審議会しかないのかなあというふうに思うんですけども、これだけで十分なのか、ほかに考えてみえないのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

今回の条例の改正につきましては、亀山市独自の景観行政を推進するために、亀山市景観計画の運用上必要な景観条例の一部改正を行うものでございます。

亀山市景観計画の策定に際しましては、全体的なご意見をいただくために、市民の方々にもお入りいただいた策定委員会を12回、都市計画審議会を2回、先ほど議員ご指摘ございました景観審議会を1回、またパブリックコメント等を実施してまいりました。また、地域個々のご意見をいただくため、坂本地区で懇談会を2回、回覧1回、亀山城周辺の城西地区で懇談会4回、回覧4回、関宿周辺の木崎、新所地区で懇談会を5回、回覧4回、それぞれ実施してまいっております。このような地域の方々との景観懇談会や現地調査をもとに、良好な景観づくりを特に進めていく必要があると思われる景観形成推進地区に亀山城周辺や関宿周辺、坂本棚田を、また関宿内の百六里庭からの眺望エリアを眺望景観重点地区としたところでございます。今後も引き続き本市の良好な景観づくりのため、地域の皆様と景観に関する学習会や地区懇談会等を行い、景観形成推進地区等を随時拡大していきたいと存じます。

また、今回の改正で、景観法に基づく景観重要構造物や景観重要樹木を指定していくための条項を新たに定めております。具体的な指定の際には、所有者や地域と十分協議していきたいと思っております。さらに、全市的な景観づくりやPRのため、景観講演会の開催、出前講座、チラシ、景観計画の概要版等の作成など、今後もさまざまな形で亀山市の景観づくりを市民の皆様のご理解とご協力のもと、推進してまいりたいと存じております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

先ほどの答弁の中でパブリックコメントというのが出てきましたけれども、結果的にはなかったということらしいんですね。やっぱり現実には自分の地域に市の方から出向いて、あなたのところで

はこういうことになりますよという具体的な話をしないと、なかなか理解は得られないんだろうというふうに思いますので、ぜひそういう努力を惜しまずやっていただきたいし、それを前提にして物事を進めていただきたいなあというふうに思います。

今回の改正案の中で、第4章が新たにつくられて、景観重要建造物及び景観重要樹木というのが規定をされております。景観計画案によりますと、景観重要樹木とは樹高や樹形による姿が特徴的で、良好な景観の形成に寄与する樹木とか、それから地域のシンボルとなっている樹木など、五つの基準が示されております。私が住んでますと南野町にも宗英寺のイチョウの木というものがありますね。これも多分この基準からいくと当てはまる樹木ではないかなというふうに私は思うんですけども、思うに、こうした樹木を、景観計画ではこういうふうに書いていますね。道路や公園などの公共空間から容易に見ることができる樹木であるというようなことが書いていますね。そういうふうにするためには、どうしても周辺の建物に対する規制を行わないと、この樹木自体が隠れてしまうというような場合も起こってくるんじゃないかということを思うわけですね。だから、単にその樹木を指定するだけではなしに、その樹木の周辺で、その眺望も含めて損なわれるようなことのないような規制が要るんじゃないかというふうに思うんですが、そうした規制があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

現状といたしましては、景観重要樹木の指定を行う場合のその周辺の建造物としての具体的な高さ等の規制というところでは基準はございません。しかしながら、景観重要樹木を指定するような場合、それを景観的にどう生かしていくかということにつきましては、十分な地域のご議論と合意形成が必要であるというふうに考えております。

樹木に関しましては、並木のタイプであるとか、議員にご紹介いただきました高木タイプ、また歴史的な場所にある樹木であるとか種々多様であるというふうに考えます。そのような検討条件や背景もそれぞれ場所によって異なってくるものと考えております。したがって、例えば高木のものであれば眺望景観の対象としての見え方であるとか、視点場や視対象といった地域の景観の関係や、行為の配慮の範囲等を整理していくなど、ハード面であるとかソフト面もあわせて今後検討していくことが重要であるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

ぜひ樹木を指定するだけではなしに、本当にその樹木が生きるように周りの規制というのですかね、そういうことも含めてやっていただきたいと思います。

それからもう1点、条例第2章に景観計画の策定等ということで書いてあるんですね。市長は景観審議会の意見を聞いた上で景観計画を定めるものとするということですね。今回、資料として私たちにも配付されました景観計画案ですね。これが今後どんな日程で運用までされていくのか、その辺の日程というのか、見通しをお示ししていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

運用までのスケジュールということでございますが、亀山市景観計画につきましては、案の策定後、これまで都市計画審議会・景観審議会における審議及びパブリックコメントと所定の手続を進めてきたところでございまして、また本議会におきましては、当景観計画を運用していくために必要な条例改正を提案させていただいたところでございます。この条例改正につきましてご承認をいただければ、今後景観計画の公示を行い、周知期間も考慮して本年度9月1日からの運用開始を予定しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

いずれにしても、最初に言いましたように、市民の理解と協力なしにこれは意義あるものになりませんので、その点を十分踏まえてやっていただきたいということを申し上げて、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時39分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番 小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

午後の第1番の質疑をさせていただきます。

今、提案されております議案第38号亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、さきに竹井議員が質問されましたので、背景・実態については隣接市町村につきましても伺ったところでありますが、さきの新聞報道で、市長は平成22年度の資源ごみ収集は1,940トンで、前年比682トンの減少、約1,260万円の減収となっておりますが、その内容について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

可燃系資源ごみの回収量が平成21年度は約1,776トンございまして、平成22年度ではこれが1,093.84トンと、差し引き682トン余り少なくなったというところでございます。

そして、682トンが、平成22年度の新聞の売却単価がトン当たり1万8,585円でございますが、682トンすべてが新聞で盗まれたというふうに想定いたしますと、約1,260万円の減収になったというところでございます。

そして、今までずっとパトロールやそんなんでも自治会の方々にお話を聞かせていただいておりますと、やはり持ち去りが一番多いのは新聞だろうというところで、こういったコメントをさせていただいたというところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

小坂直親議員。

**○19番（小坂直親君登壇）**

数字を見ますと1,260万円の前年度減収があったといいますが、平成21年度の決算書を見ますと、当初2,430万が決算では2,600万ということで決算をくくって、予算よりふえておると。22年度の決算見込み、今もらった早々の資料を見ても、資源持ち去りで減少しておるといいますが、平成22年度の資源物の売却代金は当初予算2,600万、そして、この3月に1,957万の補正をしておるわけです。約4,500万が資源ごみの収集としてこの3月でふえておる、予算としては。

しかし、報道では1,200万円損をしておるということを強調されておることについては、21年度決算、22年度決算を見ても、1,200万減収したということは書かれておりますけど、実態は今のこの数字を見ますと、21年度の当初予算と決算、22年度本年度の当初予算と3月の補正したのを見れば、4,500万あったものを1,260万減ったということは、5,800万ぐらい見込んでおったということですか。それが結果的に4,500万になったということになると思うんですけど、その辺が、新聞報道でされた680トンで1,260万減ったから、だから資源すべてを盗まれたんだというのは、数字上で決算額と決算見込み額、本年度の予算額としたら2,490万23年度は盛っておって、1,200万とられるというと、半分以上とられるという見込みのもとにこの条例をつくられたのか。その辺の実態とこの係数はどのように我々は理解したらいいのか、ちょっと教えていただきたい。

**○議長（大井捷夫君）**

国分環境・産業部長。

**○環境・産業部長（国分 純君登壇）**

予算立ての段階では、新聞の売却単価というのをトン当たり9,000円というような形で見込んでございまして、実際22年度の契約単価、それから23年度の契約単価が1万8,000何がしというふうになったところから、当初予算と実際の決算の段階では、数字的に大幅に売却代金が上がってきたというところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

小坂直親議員。

**○19番（小坂直親君登壇）**

その辺、結局3月の段階で1,960万の増収の補正があったにもかかわらず、新聞記者の報道では1,600万前年度損をしたと、減収になったというのとは、若干矛盾するのかなというふうに思います。その辺をもう少し整合をちゃんと図っていただければというふうに思いますし、法的



拘束力がないから条例改正の施行で法的手段をもって抑止効果が働くということで、竹井議員のことも、期待するだけであって、罰金をするから期待できるんじゃないし、抑止力を十分働かすという意味で、この条例を別に反対するわけではないんですけど、その辺の手段が見えてこない。

その辺については、竹井議員の答弁をいただいておりますので、ただ、2条でごみ集積所の占有者と管理者についてなんですけど、市内の土地または建物の占有者、占有者がいない場合には管理者とすると。そこでいう占有者というのはだれを指すのか。また、管理者はだれを指すのか。そこのごみの集積所の土地、建物または施設、その権利の帰属はどこにあるのか。権利と帰属、そして管理はだれがするのかということについて、お伺いしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

小坂議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

**○環境・産業部長（国分 純君登壇）**

占有者とは、土地または建物を実際に使用される方でございます、使用する方がいない場合には、所有権を有する方、またその土地または建物を管理する責任のある管理者を指すものでございます。

そんな中で、ごみ集積所の建物・土地などの帰属権利、管理責任というところでございますが、集積所は自治会が所有する土地のほか、公有地、民有地などさまざまな形態の土地にございまして、土地に関する帰属や権利は、所有権のある方になるところでございます。

しかしながら、管理責任は実際に集積所として使用される自治会の皆さん、また自治会になろうかと考えます。また、集積所の建物や施設にありましては、通常所有権は設定されていないというところから、不動産法上の権利は発生しませんが、管理責任は土地と同様に、実際に集積所を使用される自治会の皆さん、または自治会にあらうかと思えます。

**○議長（大井捷夫君）**

小坂直親議員。

**○19番（小坂直親君登壇）**

今ちょっと聞き逃したが、占有者はその施設を使用する方、使用しない場合は管理者と。使用しなければ占有者というのは存在しない。使用するから権利があつて、占有者は使用する方、また自治会、使用しなかったらその場所はもう特定できないと思うんですよね。使用する方があつてこそ占有者があつて、使用する方でなければ管理者というのは、ちょっと言葉が違うのかなと思えますけれども、いずれにしても、これは自治会で管理するというのであれば、その資源ごみの権利はどこにあるのか。その責任の所在によって、持っていくこと持っていかに限らず、資源ごみに限らず、あそこへ出されたごみの権利者は、帰属する権利を有するところはどこにあるのか、それをまず明確にさせていただきたいんです。

**○議長（大井捷夫君）**

国分環境・産業部長。

**○環境・産業部長（国分 純君登壇）**

亀山の現状から少し触れさせていただきますが、ごみ集積所は自治会管理というようになってございまして、その理由としましては、未分別のごみなどを適正に整理したり管理していただいております。

るところで、自治会管理でお願いをしているところでございます。

そういった形の中で、そのごみ自体だれの所有なのかと。もし、仮にこれを市の所有物というふうにすると、分別などのルールを守られていないごみにつきましても、すべて市が分別をする義務が出てくるというようなところで、なかなかそういったこともできない。分別のルールなんか崩壊するというような考えの中で、そういうことはできないというふうに考えてございまして、今のところごみの所有権というのは特定せずに、いわゆる無主物というような形で取り扱いをさせていただくというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

その辺はやっぱりはっきりしないと、この第7条第2項の考え方で、新聞・雑誌・古紙など資源ごみだけに罰金を科して、そうしたら一般ごみ、破碎ごみ、その他については無主物として、これは責任も何もないと。ただ、資源ごみだけが市が権利を持って、持っていった者に対して罰金を科すというのは、今の答弁からいくと、ごみ全体は無主物とするというものの、一般ごみもあれば破碎ごみもあれば、いろんなごみがあるけど、ただ、新聞・雑誌・古紙のみの資源物を市に帰属したかのように違反者に罰金を科すという権利が発生するのは、市は収集の権利を持っておるのか、そのごみに対する権利を持っておるのか、そのごみは、市は税込ではないけど売却収入として取り扱うというのは、権利の義務が市にあるからということで、なぜ資源ごみだけに限って禁止して、それ以外のものについてはこの条例は適用しないのか。その辺は、なぜ資源ごみに限ってこの第7条第2項を決めたのかと。

それからまた、1回目は禁止命令書を出して、2回目から罰金を科すというのは、これは竹井議員も言われたんですけど、これはパトロールが見つけた場合は1回目は指摘するけど、出し方に問題があって、見つければよろしいけど、夜間にとっていったものについて特定できない場合があります。パトロールにひっかからなければうまく免れるというのでは、かなり不公平が出てくる。やる以上は徹底的にやらなければならないし、1回目は命令書で2回目から罰金を科すというのは、ほかの条例からいっても、罰則規定、条例規定からいっても、1遍目はごめんしてあげるけど2遍目からはあかんぞというのは、ちょっと私は理解できない。それよりは持っていけない方法を考える方が先ではなかろうかなと思うんですけど、その資源ごみに限りとして、この条例で市が権限と権利を持って罰金等を科すということについて、ほかの破碎ごみとか一般ごみはどうするのか、その扱いの区別をした理由について。

○議長（大井捷夫君）

小坂議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

持ち去り行為を禁止する資源ごみは、定義といたしまして、古紙、飲料用缶、その他の金属類、これのほかに、その他資源物として再生利用することができるものと規則で定めることとしておりまして、この規則の中では瓶類、布類、ペットボトル、白色の発泡スチロール製の食品トレイ、これらを定めてございまして、これらはすべて有価物として売却をされ、持ち去られる可能性のある

ものでございます。その持ち去られる可能性のあるものすべてを規定いたしてございます。

議員ご所見の破碎ごみの中にもあるんやないかというご所見でございますけれども、破碎ごみの中にその他の金属類というものがございまして、一概に資源ごみという限定ではなく、破碎ごみの中でも、金属類などの売却をされて持ち去られる可能性のあるものすべてを持ち去り行為の禁止に定義づけをいたしたところでございます。

なお、これら以外の有価物として売却される可能性のないような品目については、持ち去られることがないというふうを考えられますので、対象としなかったところでございます。

#### ○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

#### ○19番（小坂直親君登壇）

その辺を明確にさせていただかないと、これは持ち去られるだろうということで、その責任の所在と根拠を市の条例で適用するについては、若干問題があるかなあというふうに思います。

特に窃盗罪に当たるのであれば、何も今こんな条例をつくらなくても、相手がわかっておれば個々に告訴するというので、一々裁判をしてまで実際にやるだけの時間もないだろうし、今までにもまちづくりのポイ捨て条例についても、抑止効果はあったにしろ、罰金は一遍も適用していないし、これの逆の方向で廃棄物の処理に関する不法投棄についても、5年以下、1,000万円以下の罰金が科せられておっても、何ら適用をしたこともなければ、不法投棄の回収はしておるけど、特定できてこのような報告はしてないし、それからポイ捨て条例についても、何ら罰金もかけたこともないと。ただ抑止効果だけであればやむを得んとはするものの、事務が煩雑になるだけであって、やはりもう少しこの中身をする前に1,260万も税収があるならば、1,260万円を使って、自治会で管理が十分できる投棄の規則、それから自治会で管理ができる施設を整備する方が私は大事だろうと。

特に旧関町なんかにおいては、その当時間伐材を利用して、集積所3カ所を1カ所に集めて、そして一括して自治会管理でかぎもかけて、破棄する時間帯まで決めて管理をすることによって、こういう問題は防げると思うんです。だから、こういう罰金だけを科して、抑制効果をするんじゃなしに、やはりそんな1,260万も減収される前に、それぞれの地域にもう少し集積所の施設を整備して管理体制を市と、自治会が投棄時間も含めて通常以上の管理をすることによって、こういう持ち去りは少なくとも防げたんやないかと。実際はこのように減りました、とられました、税収が減りましたということで、この条例をつくられて、それをつくる前、もう少しそれぞれの地域に合った集積所を整備する、管理する必要があったんだろうと。

特に景観条例が言われておる中で、一番、今市内の至るところで景観を損ねておるのはごみの集積所だと思うんです。うまく管理されておるところもあれば、非常に醜い、景観を一番損ねておるのはごみの集積所だろうと。そういう意味からいっても、もっと集積所の整備をやるべきだろうと。抑止効果をするならば、罰金を優先するんやなしに、やはりもっと管理体制、施設の整備を進めるべきであろうというふうに申し上げておきたいと思います。

それと、第28条及び第29条の根拠についてですが、罰金最高額20万円以下とした根拠については若干聞かせていただきましたんですけど、ただ、28条では、一般の個人に対しては罰金及び罰金に処するとある。それから第29条の法人等に含めた刑を科すと書いてあるんですけど、こ

の罰則規定20万円のことについて、28条では罰金に処すと書いてありますが、29条では刑を科すと、こういう表現がしてあるんですけど、罰金を科すのと刑を科すのと、なぜこの字句の使い分けをしてあるのか、まずお聞かせ願いたい。

○議長（大井捷夫君）

小坂議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

29条は第28条の規定により、行為者が有罪となって罰金という刑が確定した場合に、その行為を組織で指示する者や、行為者が属する法人などにも刑を科すということから、28条と29条では表現が異なっております。

例えば28条におきまして、罰金と懲役などの複数の罰則がある場合におきましては、29条で罰金だけの刑を科すということになる場合は、29条で罰金刑を科するというような表現にしておりますが、この条例は28条が罰金という刑だけでありますので、29条では刑を科するというふうに表現をしたところでございます。この辺の表現につきましては、検察庁とも協議を進めてこういう表現にしたというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

ちょっとおかしいな。28条で個人の場合は罰金に処すと。それから、法人とか団体等には刑を科すというけど、先ほどの答弁では、警察へいうてから、検察庁へいうて、裁判で判決がおりた場合という、これは28条も29条も適用するのであって、同じ刑を出すのは個人であろうが法人であろうが、裁判所の判決をもって罰金を取るのであれば、なぜ法人の場合は29条で刑があって、28条は罰金かというのは、その辺は整合を図っておくべきで、刑と罰則に、この条例をつくるのになぜ仕分けをしなければならないのか、理屈に合わない。

さっきから、竹井議員の説明のときには、警察と相談して、それから検察庁へ上がって、それから裁判をされて判決をもらってということであれば、それは刑になるかわからんけど、個人であっても刑にはなると思うんで、その辺は今改めて条例改正をするというんじゃないし、もっとこれを整理してもらいたいのと、ただ言いたいのは、何ぼ罰金をかけても払わんならどうするんですか。もう払わずじまいで済ましてしまうのか、それらを含めて。それから、パトロールに捕まらなかつたらどうやって違反者を追及するのかというたことも含めて、再度その辺を簡単にご説明願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

小坂議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

罰金を支払わなかった場合では、検察庁の方からその旨支払うように通知が行くわけですがけれども、支払わなかったような場合は拘留と、1日当たり5,000円に換算して、その罰金の額、労役に処するというような形になろうかと思っております。

それともう1点、特定ができなかった場合、持ち去られてしまった後は、やはりその者を特定することができませんので、できるだけ持ち去られないように、従前からパトロールなどもやっておりますが、その辺の強化とか、また特に持ち去られる場所は、やはり道幅がある程度広いとか、持ち去りやすい場所で行われるというのが今までのケースでございます。したがって、そういったところに警察と連携して張り込みとか、そういった形のものをして、その行為者を素早く特定して、そして、再発しないようにするというような形で取り組んでいこうかというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、それだけとられやすいところまでわかっておるならば、とられやすいところの施設の整備、管理体制を強化する方が先であって、罰金を科する以前にもう少し市が地元自治会と努力して、管理体制と施設の整備を進めるのが先決だろうというふうに思います。

次に、議案第40号平成23年度亀山市一般会計補正予算についてでございますが、東日本大震災支援事業として480万円が計上されておりますが、これにつきましてはこれからの予算なのか、既に支出した内容になっておるのか、どのような予算なのかということと、総務管理費の諸費に計上されております。それにもやむを得ない事情があるかと思いますが、民生費に災害救助費という項がございます。災害救助費に実際当たった費用であれば、民生費の災害救助費の中に計上することがなぜできなかったのか。その方がより明確であろうかというふうに思いますので、なぜ諸費だったのか。項目が既にある災害救助費で計上しなかったのかということと、管理職員特別勤務手当の支給の内容について、それぞれの年度において管理職員特別勤務手当、本年度は27万6,000円が各費目ごとに計上されております。これは存目程度で、そういう事案があれば管理職の特別勤務手当、これは管理職の超過勤務手当がないということから、特別勤務手当が支給されておるだろうということで制度化されておりますが、その費目以外になぜ諸費で出したのかということと、管理職を派遣しなければならなかった理由。

本来なら、管理職は指示をして、部下に対して管理責任をとるということで、本来の業務に管理職の責任がとれるのかとれないのかということと、近隣の鈴鹿市に聞いてみますと、やはり管理職は派遣していないと、管理職以外の職員をこの震災で派遣しておるということも聞いておりますけど、なぜうちの場合は管理職員を特別勤務手当を出してまで派遣しなければならなかったのか、それについてお伺いします。

○議長（大井捷夫君）

小坂議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回、補正予算に計上いたしました東日本大震災支援事業につきましては、東日本大震災に伴う被災地への支援活動のために、今後も含めた職員を派遣するための経費でございまして、総務管理費の諸費に480万円を計上させていただいております。

民生費の災害救助費があるというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、本市が

直接災害等に被災をした場合に避難所等における罹災者救助に要する経費を支出する科目でございまして、今回のように他の自治体への支援につきましては総務管理費にて対応することが望ましいと判断をいたしまして、総務費の方に計上いたしましたものでございます。

次に、管理職員特別手当でございますけれども、職員手当の中で管理職員特別勤務手当を14万4,000円計上いたしておりますが、これは職員給与条例第34条の規定により、管理職手当の支給を受ける職員が臨時または緊急の公務運営の必要により、週休日または休日に勤務した場合に支給される手当でございます。

なお、今回東日本大震災に伴う支援活動におきましては、管理職員を派遣いたしておりますことから、この派遣職員が手当の支給対象ということになっているところでございます。

次に、管理職員を派遣しなくてはいけなかったのかというご質問でございます。

今回、管理職員のまちなみ文化財室長を派遣いたしてございますが、こちらにつきましては、全国伝統的建造物群保存地区協議会より依頼のありました、茨城県桜川市の伝統的建造物の修理に関する指導技術者の派遣要請に対応したものでございます。派遣要請に的確に対応できる職員として、伝統的建造物に関する専門知識の最も豊富な職員である室長を派遣職員として選任をいたしたものでございます。

#### ○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

#### ○19番（小坂直親君登壇）

市内の災害については民生費、市以外は総務費の諸費でやると、これはどちらでもいいと思うんですけど、もう少しわかりやすく諸費の支出項目、災害救助費で出すならば災害救助費を総務費に設ければいいのであって、もう少し明確な予算項目というものをつくるべきであろうというふうに思います。

それから職員の勤務手当が、今回も超勤手当が入っておると思うんですけど、勤務手当とか職員手当は給与費に帰属するものであって、給与が支払われることによって、その本俸に対して支給するものであって、超過勤務だけを諸費で出すというのは不自然ではないか。そのために、特に管理職員特別勤務手当はそれぞれ27万6,000円、それぞれの費目に1万2,000円ずつ置いてあるわけですけど、やはり超過勤務についても、本俸に対して、職員の額に対して出されるのであれば、やはり人件費に関しては、給料の帰属するところで超過勤務手当を出すべきではなかろうかというふうに私は思っておりますけど、その辺についての見解があればお聞かせ願いたいなど。

時間もありませんけれども、医療費支援とか救急消防支援の事業費で行かれたということについては、諸費では今まで見たことないんですけども、前年度についても。今回だけ諸費で、前年度3月に行ったやつは、病院の医療支援、救急消防支援については、どのような形でその手当が出されたのかと。

特殊勤務手当についても、私どもの規則・条例では、危険手当については消防職員だけにしか適用されないような条文規則になっておると思うんで、今回の東北の災害は非常に危険を伴う。そこへ放射能という目に見えん危険があるというようなことから、ほかの市町村では災害支援手当とかいう項目をつくって、それらに見合うような手当を払っておる。単なる市内の本庁で超過勤務する超過勤務じゃなしに、やはり諸費で改めて災害救援とするならば、消防も病院も含めて災害に対す

る特別の危険手当、我々は今まで消防にだけしか適用していないような危険手当以上の危険をもって今災害救援に行っているのであれば、やはり今の特殊勤務手当の中身を見直してでもこれに対応できる手当にするお考えはあるのかないのか。私はつくってやるべきだと思うんですけど、そのお考えについてお願いします。

○議長（大井捷夫君）

小坂議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回の管理職員特別勤務手当及び時間外勤務手当につきましては、被災地への派遣活動に係る手当として支給するものでございまして、今後もさらなる派遣要請も予想されますことから、派遣に係る経費をより明確にするために、通常の給与費目と分けて、今回総務管理費、諸費に計上をいたしましたものでございます。

次に、医療支援・緊急消防支援のご質問でございます。

医療支援につきましては、去る5月10日から15日まで、岩手県陸前高田市に支援に出向きました医療支援チームに係る経費につきましては、約36万円ほどかかってございますけれども、こちらにつきましては、病院予算に大きな影響を与えないといったことも考慮いたしまして、既決予算により支出をいたしましたところでございます。

また、これは22年度でございますが、去る3月11日から21日までの間、3次にわたり千葉県・宮城県に派遣をいたしました緊急消防隊に係る事業費につきましては約310万円ほどかかってございますが、こちらにつきましては、発災直後といったこともございまして、緊急的経費として消防費で支出をいたしておりまして、その経費につきましては、国の緊急消防援助隊活動費負担金として全額交付される予定でございます。

次に、災害派遣手当の特殊勤務手当のご質問でございます。

現在、特殊勤務手当に関する規則におきましては、災害支援派遣を対象といたしました手当に関する規定はございません。また、派遣をしております地域につきましては、特に危険を伴う地域ではございませんので、現状では新たに特殊勤務手当を支給するといったことは考えてはございません。派遣につきましては、被災地の危険度といったことも考慮して、派遣を今後も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

手当についてはやる意思はないということですが、鈴鹿市では、やはり災害時支給手当を上乗せして出しておるところもございまして。あまり危険なところじゃないというのは、危険なところはやらない、安全なところだけやるのかということ、伴わないということは言い切れんと思うんです。どういような形で放射能の危険をさらされるかわからん。やはり通常と違う、危険を伴うと予想される場所については、一考で手当を考えていただきたいなあというふうに思いますし、それについて、その財源を特別交付税で充当しておるところについても、若干私は特別交付税はこういうものではない、範囲ではあるけど、特定されるものではないと。あくまでも特別交付税

は一般財源であるということが、この特別交付税を財源に充てたということについては若干問題が  
あろうかと思いますが、時間がありませんのでこれはまた再度、特交の扱いについてはご質問させ  
ていただきたいと思います。

次に常備消防力適正配置調査委託料につきましては、先ほど来、再三質問がありましたんですけ  
ど、いずれにしても意見のかみ合うところとかみ合わんところがあって、結果としては、私は消防  
長の答弁を見ても、必要性はわかっておるんですけど、なぜ今この補正をしなければならないのか  
というのがいま一つ疑問であります。

消防長の話聞いておりますと、来年の当初かことしの当初やるべきであって、今なぜ6月補正  
までして急を要するのかというところに若干問題があるのと、市長マニフェスト・レポートでは、  
市北東部の消防分署設置につきましての取り組みとして、北東部への署所の設置における短縮時間  
や配置人員等の調査研究所設置を仮定しての実態調査を実施したというふうに記述されておます  
が、その調査結果に基づいて、この調査を細分化して調査するのかもしれないのかということであ  
る議論があったと思いますが、いずれにしても、何を前提とするかということにしても明確でなか  
ったんで、これは消防長に聞いても、企画部長に聞いても無理かと思うんで、やっぱりこれは市長  
がどう判断するのか。消防の分署は設置してもらいたいし、設置した方がより充実して国の指針に  
近づくことができると。

しかし、設置するとしたら財源が伴います。後期基本計画の絡みもあろうかと思いますが、市長  
はどう判断しておるのか。やはりやるべきだと思っただけの前提の調査なのか、それは消防長に聞いて  
も無理かと思うんで、調査委託を予算議決したのであれば、市長は設置を前提としての調査をやる  
のか。しないのであればやる必要はないんで、やるのであれば設置をするという前提で調査するの  
かしないのかを、市長からの判断でお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをいたします。

私自身の考え方も含めて、今日までこの議会を初め、いろんな場面で表明をさせていただいてま  
いりました。午前中も消防長を初め答弁をさせていただいておりますが、最終的に北東の分署を設  
置するかどうか。それから、それは北東地域だけの問題ではなくて、亀山市全市的な見地から判  
断がなされるべきであると、このように考えてまいりながら今日に至っておりますのでございます。

したがいまして、従来から申し上げておりますが、平成23年度中にこの考え方を整理させてい  
ただいて、議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただくということで、その検討のプロセスを  
展開いたしてきたところでございます。したがいまして、今回の調査はそのプロセスの一環でもご  
ざいまして、部分最適ではなくて全体最適の判断を最終的に行う意味で、そのための必要な調査で  
あるというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）



どうもわからん。市長の答弁がそういうふうにあいまいやから、消防署にしても、執行部が非常に判断に困る。だから、この調査が議員から質問されても何やかんや答えが出ないというのは、方向性がトップダウンしていないと。どちらかというとおまえら事情調査した結果、うまくいくようであればやろうかというような市長の考えがあるから、各部署が困っての答弁をしてるのであって、市長がやるという前提であれば、そのように議会も、今総務委員会でこのことについて調査研究を1年かかってやろうと取り組んでおるのに、今の調査を委託したのが食い違った場合、どっちを選択するんですか。議会として1年かけて、この消防についての調査研究をやろうとすることと、それから今の調査委託することが食い違った場合、整合すればいいし、食い違いもあると思う。どちらを優先するのか、議会で今しておることについては無駄やないかと。調査委託が優先するんやということについては、やはり市長のもう少し強い決断力を持って取り組んでいただかないと、せっかくの調査委託も無になるだろうし、実現はしないだろうしというふうに思うんで、いま一度市長は強い姿勢を示していただかないと、この事業は前を向いて進んでいかんだろうというふうに思いますので、最後に一言お願いするとともに、もう時間がありませんので、次の2点、報告第4号と報告第6号、一般会計の事故繰越の繰越明許費と水道事業の繰り越しのうち、野村布気線の整備について、土地売買契約において一部の地権者の地図等構成により時間を要し、所有権移転登記が完了しなかったためということで、事故繰越というふうになっています。事故繰越は繰越明許を2編繰り返すことによって、これは不可能であるから事故ということで今回上がっておりますけど、事故やなしに、これは職員の対応が不十分だった。2年かかってなおかつ登記ができないというのは、一体どうなっておるんだろうと。

野村布気線は非常に用地買収は難航しております。入り口も出口もふさがっている状態で、この1筆の土地そのものが2年もかかっているようでは、野村布気線はとてやないが前に進んでいかない。そのことについて市長はどのようにお考えなのか。今度一体どういうふうに取り組もうとしておるのかということと、水道事業の建設改良、送水ポンプの取りかえについても、2次製品ということであつたら、あまり日数を要する問題でもないと思いますが、工事費の積算及び入札方法に日数を要したためとある。これは結局着工が遅い。建設省から事業費の消化をできるだけ7月から9月までに50%以上上げなさいという通達が来ておる中にも、例えばポンプにしても、事業にかかったのが12月。12月にかかれば繰越明許しなければならん。やはり予算が3月に通過して即この事業に取り組んでおれば、こんな繰越明許にならなくても済む。非常に事業効果を上げるための時間を要し過ぎておる。このことが繰越明許費を毎年毎年出しておるということであるから、もう少し事業を前倒ししてでも事業を消化して、事業効果を上げるということに努めていただける方法があるのかないのか。今後も取り組んでいただくということで、この中身についてお聞かせを願いたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

小坂議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長、簡潔に。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

簡潔にということですが、まず前段の消防の調査につきましては、これらを踏まえて適切な判断をいたしてまいりたいと考えるものでございます。

2点目でございますが、今回の野村布気線を初めといたしまして、公共事業に伴う用地取得については、難しい業務であるというふうに認識をいたしてまいっておるところであります。このことから、本年度4月、一部組織を改編いたしまして、用地買収担当を特化して定めまして、用地買収がスムーズに進むように組織の体制強化をいたしたところでございますが、しっかりと展開をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

三谷上下水道部長。

○上下水道部長（三谷久夫君登壇）

ご質問の2件の工事につきましては、合計で8カ所の送水ポンプを取りかえるものでございまして、旧関の系統と旧亀山の系統で4カ所ずつに分けて発注をいたしたものでございます。

当初は8カ所それぞれ随意契約でポンプ製作会社及び特約店に発注する予定でございました。これを大きく二つに分けまして、ポンプ製作会社、特約店以外の事業者数社に見積もりを依頼し、価格競争が可能であるかの検討を行ったところ、可能であるということが判明をいたしましたので、旧関系統を6社、旧亀山系統を7社で指名競争入札を行ったところでございます。

繰り越しをいたしましたのは、この競争入札の検討に時間を要し、またポンプ類が受注生産品であることから、工事期間の短縮が図れなかったものでございますが、必要な施設の更新が安価で施行ができましたので、水道事業経営を効果的に進められたものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、事務手続、事務内容が非常に決断力がないので遅いのか、対応が悪いのか、いずれにしても事業がおくれておる。このことをもう少し前倒しで事業効果を上げるように要望しまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

19番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時45分 休憩）

---

（午後 1時55分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせていただきたいと思っております。議案第40号についてです。

朝から3名の議員がこの304万5,000円の委託料について質疑をしておりますけれども、私も聞かせていただいておって、市長の真意がさっぱりわからん。この304万5,000円は、消防長からの答弁があったけれども、委託料の委託先も本会議で示されやん。一体どういうことですか、これ。私も入札制度調査特別委員会に入らせてもろうておって、いろいろ議論しておるんで

すけれども、委託先をこの本会議で市民の皆さん方に示してこそ本会議の意義であるし、今日こうやってケーブルで流して、市民の皆さん方も見ていただいております。

それなら市長にお伺いしたい。この304万5,000円の調査委託料、建設を前提にして調査をするのか、検討をするがための調査なのか、どちらですか。ぜひ聞かせていただきたい、市長。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問でございますが、建設をするしない、いろんなご指摘を午前中もいただいております。今回の問題は北東分署の新設だけではなくて、それに伴う全市的な消防の体制、それから配置、常備・非常備の運用の関連のあり方、全市的な判断を行うという趣旨で今回調査委託をお願いしておりますのでございます。

したがって、もちろん北東分署自体の建設の話だけではなくて、これはいろんな影響を考慮した上での総合的な判断が要るということでございますので、その一環であるというふうにご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

また検討って、あなたは検討が好きだね。検討するんやったら決断せいと私は言うたんですけども、渥美消防長が前回のときに答弁を行っています。北東分署に関して3月議会に消防長として発言をされました。北東分署の設置について、マニフェストにもある検討時期、一定の方向性についてはいつごろかという質問に対して、渥美消防長が期限について私の立場から申し上げますと、適切な時期に総括的な立場で私が決断し、しかるべき時期に具申、上役や上部機関に対し意見などを詳しく申し述べることを具申というんですけれども、いたしたいと考えておるところです。

その消防長の3月の答弁に伴って、恐らく総合的な観点から消防の市内における配置状況を調査するために、この予算が補正として上げられたのと違いますか、市長さん。違いますか。それを聞きたい。この3月の答弁に伴って、この6月補正という議案が出てきたんではないか。

先ほど午前中にも言われたように、なぜ当初予算にこの予算が計上されてきていないかということにも、わけがわからん答弁が返ってきたんですけども、この3月定例会の消防長の発言に伴って、この補正予算が計上されたんじゃないかと。また市長もそれに対して判断をされて、この6月補正に計上されたのと違いますか、市長。

○議長（大井捷夫君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

櫻井議員のお尋ねでございます。

私の3月議会の答弁を前提に今ご質問がありましたので、私から、誤解を生じるとあきませんので、あえて明確にお答えをしたいと思います。

まさに3月の議会、一般質問の際に、最終的に私は消防長として統括をする立場で、その前提に

立って権限と責任のもとで適切な時期に私はしっかりと判断をさせていただく。そして、具申を申し上げたいと、これをはっきりと申し上げました。

そして、4月の新体制になって、今の消防力の実態、これまで私自身の目で1年統括をさせていただいた長年の歴史があるわけです。そして、築かれた先人のご努力というのも十分にわかる。現有の消防力が、先ほど来議論のある北東地域での署所の問題も十分認識をしながら、全体のバランス、現在の消防庁舎の建設の時期にも議論をされた。そういった経緯を踏まえて、私自身しっかりと責任を持った判断をさせていただく。それには、我々組織内でしっかりと分析をしてきておりますけれども、それ以上に、さらに全国的にいろんな実績を踏まえておるしかるべき機関の調査能力・スキル、そういったもとでしっかりと分析をする。亀山市にとって何が一番大事な今の消防力なのか、これをしっかりと分析をする時期に来ておるのではないかと私は判断をさせていただいたところでございます。

ですから、分析していただいて、その分析結果を踏まえて、私自身判断を申し上げて、しかるべきときに具申をする。そのスタンスには何ら1点のぶれもありませんし、今申し上げた点がすべてでございます。以上です。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

再度のご質問でございますが、これは亀山市の総合的な政策判断も含めて大きな節目になるものというふうに考えておりました、今日までいろんなレベルでいろんな角度からの検討がなされてきておるものでございます。そして、それを積み上げ、さらに大局や全体を洞察し、見きわめるという判断で今回補正をお願いいたしておるものでございまして、一貫した考え方に基づいて今日に至っているものでございまして、全くぶれはございません。その点をご理解をいただきたい。建設的な議論を進めていくという中の一環の調査であるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

建設的なことをということで、基本的に今の旧亀山市と旧関町において、広域消防体制を組んでいこうじゃないかということで、昭和54年9月に竣工して10月に開所式をやっておるんですな、関分署。その後、そのときは亀山本庁舎に亀山消防署本署があったと、関分署が54年9月に竣工しておると。そして、今ある亀山消防署、既存の消防署が平成9年2月に野村4丁目に新庁舎が完成しております。

そのときにも、議会で数多くの議論が旧亀山市議会で出されたということを知り及んでおります。もう少し関分署と新本庁舎との立地的なことをやってはどうかという議論が出されたと思うんですけれども、私もいみじくも平成17年3月の合併直後の定例会で、位置が悪いのではないかという質問をさせてもらった。そのときに、前々回の米田消防長がいろんなことを言われたんですけども、市内の比較論や人口要素のみにこだわらず、多角的で広範な検討や研究を重ねてまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております、これが6年前の答弁です。その前のときに、旧亀山市で10年前から各議員から言われていますというようなことをこの議事録で探ってみました。

さきの総務委員会の資料を見せていただいたら、田村地区公民館駐車場で平成23年1月1日から平成23年2月1日まで1ヵ月間、暫定的に救急車、消防ポンプ車各1台配置をして、緊急時における対応について限定的に駐留警戒態勢を組まれたと。だけど、それが解除されたかどうか知りませんが、悲しいことに、1週間ほど前になると思うんですけども、辺法寺町で人家火災があって1名の方が亡くなられておると。そのときは消防がどこまで対応ができたんかと。恐らく消防署としては精いっぱいやってくれたと思うんですけども、やはり北東部における分署機能がないために、早期消火ができたのが、このような状況になったというのは明らかではないかと。今さらこのような調査をせねば、市長が判断できないのか。

過去、先ほど述べさせてもらったように、関と亀山の広域消防圏を組んだ。もう一遍繰り返しますよ、昭和54年9月に関分署をつくった。平成9年2月に新消防庁舎をつくった、野村4丁目に。そういうような状況で、消防力の空白地ができていたということは、市長も、そのとき市議員も県議員もやってみえてよくご存じのはずや。それで、いみじくもあなたは市長選挙でマニフェストを出されています。北東分署が明記されている。ましてや、後期基本計画の中に北東分署の書き込みもされているという予定やということを知り及んでおる。

あくまでも渥美消防長が答弁されたときに、ほかの議員さんが質問されたときに、現在の消防職員で検討・協議したらどうなるんかというこではあかんのかという、304万も使わなくてもいいやないかという質問に対して、渥美消防長の答えが、職員としては悪いところばかり見ておるもんで、第三者機関に委託して調査をして、適正な基本的な消防状況を把握したいと。だから、この304万は要るんやということですけども、市長がすぐつくと、つくることを前提に決断をすれば、この304万は不必要と私は思うんですけども、いかがですか。決断はまだこの調査が出やんことには、あなたはよう判断しませんのか。どうですか、もう一遍聞きたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の消防庁舎の調査でございますけれども、そもそも今日までも申し上げてまいりましたが、第1次総合計画の前期基本計画、さらに私自身のマニフェストにおいて、この北東部への消防分署も配置につきましては検討を進めると、こう位置づけがなされておるものでございます。

私自身も平成23年度をもってその決断をし、判断をして、次の段階へ行こうというふうにご考えておるものでございまして、つきましては、午前中も消防長の答弁にもありましたけれども、消防需要を取り巻くさまざまな環境やニーズが変わってきておるところでございます。ご案内のように、本署移築後も13年以上が経過する中で、市内の人口居住動態、消防需要等も変化いたしておりますので、それらの要因を十分考慮した上で、施設配置のみならず、装備・人員を含む市全体の消防力を再検証して、最終的に総合的な判断を行っていく必要があるものというふうにご考えておるものでございます。

個別の状況、個別の案件にだけ関心が向いてしまって、全体を把握することや大局的な見地の重要性が欠けてはならないと。財政的な状況、体制の問題、人員の問題、装備の問題、こういうものを全市的な見地から検討して、最終判断をしようという考え方でございまして、木を見て森を見ずではだめだと。森を見て木も見ようと、こういう判断の上で今検討を進めてきておるものでござい

ますので、その点については深いご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

今、人員、財政的な見地、いろんなことを言われました。財政的にもまだ不交付団体の状況ですから、何も問題ない。そして、26年度の借金残高に十何億も積むだけの余裕がある。ましてや合併特例債も使用不可能やと、活用もできないと。あなたの判断、木を見て森を見るんですけども、私は市長こそ森を見ずして木ばかり見ておるんちゃうかと思う。足元だけを見ておって、全市的なことを考えたら、あそこに306号線というのが既にかかなり整備されておる。歩道設置もやり、そして、306から北東部に2万人の方が見える。あの団地、それから川崎、能褒野、野登地区を含めて2万人の方が見える。もちろん昼生地区も入ろうかと思えます。

そのようなことは、だれが見てもわかっていますわ、もう。あなたは木を見て森を見ずというようなことではあかんで、だけど、総合的な判断といっても、決断一つしたらいいわけ、市長として。やるか、やらんか。やると言うたら、すぐその部分について企画、財政、消防、市民も含めて一つのチームをつくって、君らでやってくれと。もちろん建設も入ると思います。あなたの判断が遅いから、このようないいかげんな答弁ばかりで、同じことを、私4人目になるんですけども、こうやって集中して議論せんならん。あなたがこの304万円はつくるがための予算ですと。だから、これを認めていただきたいというのが、この議会のあなたの100点満点の答弁と思うけれども、それで人員のこともそうです。以前に私はあなたに申し上げた。物をつくるのは単年度でできるけれども、人を育成するには3年から4年かかるというようなことを、今から2年前に言わせてもろうた、就任早々に。

そのときに、いろんな中途半端な答弁をもうたんですけども、その後も、今の消防職員は、退職に対する補充の人員採用こそしていない。いかがですか。人力的なことは私はもう提案させてもろうた。消防の組織の中で、実働職員と総務・予防・通信、職員配置でも、それぞれ年齢的に60歳で定年をされたら、総務・予防・通信については、専門性の高い、また経験を必要とする部署ですから、再任用で65歳まで任用されたら、各部署で3名の削減をすれば9名の実働部隊の職員が育成できるやんかと、また採用できるやんかというようなことも申し上げたけれども、そういうような手だてもないのに、この本議会でそういうようなことを言われるということは、あなたの決断、実行力、それを問われていると思う。いかがですか。

あなたがここで北東分署を踏まえて、建てたいがためにこの予算が補正として上げましたというようなご答弁はできませんのか。どうですか。それによって、やっぱり議員からしっかりもんでもらわならん、この304万は。総務委員会に付託されると思うけれども、その委員会の場で304万5,000円が適正か適正でないか、その必要性があるのかないのか、それを委員会でしっかり議論してもらわならんけれども、いかがですか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そういう意味で、この本会議、委員会を通じてさまざまな角度からのご議論をお願いしたい、そしてご賛同いただきたいと、このように考えております。

今日までの議論の積み重ね、ここでの議会での議論も含めて積み重なってきておるといふふうに認識をいたしております。それを前提に、今後後期基本計画の策定に向けて、客観的な施設検討材料として活用を図るために、今般、常備消防力の適正配置についての調査を実施させていただくということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それならちょっとお聞きをしたい。

総務省が消防整備指針、5万人相当の人口には消防署は何ヵ所要る、それはどういう認識をしてみえる、市長。総務省の消防庁の整備指針の中に、5万人の市には消防署は何人、何ヵ所必要か、何台必要か。それを一遍聞かせていただきたい、市長、知っておるやろう。

○議長（大井捷夫君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防力の整備指針では、市街地に署所を設けると。人口2万に1ヵ所ということであつておられます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、5万人やと消防署は2ヵ所でいいということになっておるんです。だから、まちには消防署が2ヵ所、それがあきませんか、市長。2ヵ所じゃあかんのかな。何か問題があるんですかな。それを一遍、あなたが考えておる問題を聞かせていただきたい。

○議長（大井捷夫君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

現在、亀山市には消防署が亀山の消防署、関消防署が2ヵ所あるのは、もう議員皆様ご存じであると思っております。亀山の消防署は市街地の方で1ヵ所、関消防署につきましては、54年の事務委託を受けたときに消防署を設置した経緯でございます。その他の地区については、地域の実情に応じて設置するように定められております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そのとおりですよ。消防組織法に基づきますと、地域に応じた消防力の整備を自治体はすべきであるということも付記してあるんです。だから、一番空白地である北東部、これは昼生から野登までカバーできる、団地も含めて。やっぱりそこが空白地で今残っておるんです。そういうような認識は市長はないんですか。まだそれでも、今野村4丁目といいました。関町木崎にあります。

今、いみじくも新名神が開通して、新名神の管轄もふえました。この間も新名神で事故がありました。当然本庁の職員も出動していただいたと思いますけれども、どうしても北東部には必要という認識は、総合的に調査をせな、市長としてその確信が持てるのか持てないのか、それをもう一遍聞きたい、市長に。その調査がなければ、あなたは自信を持って建てますよという決断ができないのか、それをもう一遍聞きたい。調査がなければできないのか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何度も申し上げておりますけれども、北東への施設の配置のみならず、装備人員の体制も含む市全体の消防力を考えていく必要があると、このように考えておまして、今おっしゃられる部分については、前段の環境の変化等々認識をさせていただいた上で、北東分署の設置につきましても検討の必要がありと、このように申し上げて今日に至っておるものでございます。この間さまざまな議論がなされてきておるもの、あるいは積み上げがなされておりますこと、この点については、その延長線上であるというふうにご理解いただきたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

市長として、やっぱりきちっと判断をしていただきたい。判断をした中で、各部署にあなたの考えを指示して、それで各部署に的確に動いてもらうように指示をすべきやと思う。どうもあなた任せの行政がなされておると違うかと。あなたはよく選択と集中と言うけれども、私はやっぱり決断と実行、前へ一歩進むという勇気と。それで、地域のために、市民のために、あなたは選挙で市長になれたと。

だから、やはりそこら辺をきちっと総務委員会に協議してもらったのをお借りしましたら、これは病院も入っていますけど、これだけの協議をしてみえるんですよ。この調査結果は5ヵ月かかるといふことも、23年度までに決断したいと。市長さんの任期は25年の2月やと思うんですよ。だから、首長というのは、自分が手がけた仕事を次の首長が交代をした場合には引き継ぐと、総合計画もそうやと思うんです。10年間のパターンをもって、その間ずうっと市長を務められるといふことはうまくいけばあるかわからんけど、うまくいかなんだらあれだけれども、引き継いだ首長はそれなりの自分のカラーも出していかんならん。

実際、北東部分署について亀山市議会でも10年、合併後6年、16年これは議論されておる。その16年間に主に出てくるのは北東分署の設置と。16年ですよ。16年間、北東分署の設置をその地域の市民の人らが皆が望んでおるんですよ。その気持ちを、市長は18年この政治の世界の中において身を感じてみえへんのか。この16年、旧亀山から議論され、合併後6年間、いろんな議論をされた中で16年これを議論しておるんですよ。

というのは、平成9年に建設されてから、ずうっと北東部の市民の皆さんは救急消防業務の充実を図っていただきたい、何とかして市にやっていただきたいという声があるんですよ。それで、市長も市長選挙のときにその旨の抱負をマニフェストに明記されて、市長選挙に臨まれて、今その席に座ってみえる。北東部の人らが16年間思い続けたことを市長はどういうふうにとめてみえ



る。それでもまだ調査をせな決断ができないのかどうか、再度聞きたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私自身もかつて市議会議員としてこの議場に席を置かせていただきました。今の本署の移転の前段の段階でも、この議論はなされておったという記憶がございます。申し上げておりますのは、そういう積み上げ、それから当然亀山市の北東地域を取り巻く状況の変化、あわせて亀山市全域の居住の状況の変化、未来に向けてどうあるべきかも含めて、一つの大きな今までの消防体制を総点検して、今後どうあるべきかということは今検討してきておるところでございます。

今議員ご指摘のように、地域の皆様方のそういう思いも受けとめさせていただいておるところでございますし、本当にそういう意味では、決して今までの積み上げを後ろへ戻すとか、そういうことではなくて、それを建設的に前へ動かしていくための一つのプロセスであるということでございます。しっかり受けとめて臨んでまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

もう一つ持っておるものであれですけども、亀山市に7階建て以上のマンションを建てました。そのときの田中市長は早急にはしご車の導入をされた。あれは多分1億6,000万円やと思うたんですよね。それで、はしご車を買うても、はしご車が走る道路が亀山市は狭い。なのに高層ビルが建ったもので、早急に判断してはしご車を買われた。それも市長の判断ですよ、田中市長の。そんなちょっとしたビルのためにそんなに使わんでもいいのにと、走るところもあらへんのにというのもあったと思うけれども、それは市長の判断ではしご車を買われた。そういうような判断をなささいよ、あなたもね、市長さん。

やっぱりそんなに調査せんでも、頭の中で描いていただいたらいいと思います。こればかりやっておったら時間がないもので、あとは総務委員会に託したいと思います。総務委員会がしっかり議論してくれて、その委員長報告をしっかりと聞かせていただきたいので、委員長さん、よろしく頼みますわ。

議案第38号の案件につきましても、ごみの持ち去り等についてもいろんな議論がありました。基本的に私は気がついたことは、この提訴の費用、結局、案件を見つけた。今度したら、もう一遍裁判をかけて訴えますよという命令書だと思うんですわ。そのときに、市、警察、検察庁へ行って、裁判所へ行くわけですわな。その提訴費用はどうなるんですかな、そいつを聞かせてください。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市は告発をするだけでございますので、裁判所の方には検察庁の方から流れ的に行きますので、市の費用はかかりません。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

小坂さんちょっと言われたけど、1回はちょっとごめんして仏の何とかというんやけれども、1回はごめんしたるけど、2回目したらあきまへんぞと。1回も2回も、わしも一遍だけごめんしてと言うたことがあるんですけどね。やっぱりこういうことは、大体そういうような事案が起こっておるところは特定できると。僕は監視カメラをつけたらどうかなということをするんやけれども、そこまでお金をかけやんでもいいかもわからんけれども、例えば陰でこそっと見ておると。

よく警察が使う、シートベルトでも陰でこそっと隠れて、おばちゃんとか高齢者を中心にこの間パトカーに乗せていましたよ。そんな時間があるんやったら、ほかの事案を取り締まってほしいなと思うけれども、やっぱり1回目からこれは処罰の対象にすべき。多発しておるから、また起こっておるから、条例改正してまで20万円の罰金にしてやるわけでしょう。だから、1回目からなぜできやんのか。その根拠を聞きたい。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

議員ご所見のように、1回目から即罰則を適用という形になれば、より厳しくなるということでいいと思うんですが、そんな中で、小坂議員にもご答弁申し上げましたが、検察庁、また亀山警察とも協議をしまして、こういった持ち去り行為が頻発しておると。そして、他の犯罪に比べて軽犯罪であるということ。それから、軽犯罪における罰則の適用に当たっては、悪質性がないとなかなか起訴や立件が検察庁が困難やと。ですから、1回目の禁止命令を行ったにもかかわらず繰り返し行ったということで悪質性があるということになって、起訴や立件ができるということで罰則ができるということでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

時間が押してきたのであまりあれですけれども、仮にこうやって罰則をやったと。警察、裁判所からいろんな行為をした人に対して罰金をやると。次に、徴収はどなたが行くんですかな。簡潔にお願いします。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この罰金は検察庁が行いまして、検察庁が指定する方法で検察庁指定の金融機関に納めるか、または直接検察庁の方に納めていただくという形になります。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

あと43秒ですので、そうすると、確かに犯罪を見つけたと。どういうふうに処遇をしましょうというときには、どなたに報告して、最終的にだれの判断で命令書を書くのか。部長か、市長か、

所在がわかるようになってくるものでな、わからんけれども。その命令書はどなたが発行してみえて指示を出すのか、一遍聞きたい。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

第1回目の現場、その場で対応を即ししなければならないということがありますので、命令書につきましては、市長名で事前に書式を用意しておいて、その場で命令書をパトロールに行った職員が書いて手渡すという形になります。

○議長（大井捷夫君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団の福沢美由紀です。

まず、けさからも何人かの質疑がありましたが、同じく亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてお伺いしたいと思います。

この改正は、資源物を持ち去る行為に厳正に対処するため改正を行うということなんですけれども、背景やら趣旨についてはお伺いいたしましたので、私は、今回資源回収の状況について、まずお伺いしたいと思います。今現在されている資源回収の回収方法やら、あと種類ごとに量と売却額についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

売却量、また売却代金など、主なものについて少し触れさせていただきます。

主な持ち去り行為がされておるのは新聞・雑誌などでございまして、新聞につきましては、平成21年度売却量が1,012トン、22年度では602トン、21年度の売却代金が1,222万1,000円、それから22年度は1,118万6,000円でございました。参考に新聞の売却単価でございまして、21年度は1万2,075円、トン当たりでございまして。22年度は1万8,585円というところでございまして。それから雑誌、これもやはり21年度と22年度を比較すると少なくなっておりまして、21年度の706トンに対しまして、22年度では448トンと減っております。それから金属類を見ますと、21年度の売却量420トンに対して22年度は422トンとほぼ変わりはありません。

このほかに資源物ございまして、資源物全体で見ますと、21年度2,936トンに対して22年度2,148トンということで、こちらでも減っております。やはりこういった流れを見ますと、一番新聞が持ち去られているのが多いのではないかと判断をしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

リサイクルというものに対する意識は、多分それぞれ高まっていると思うんですけども、それなのに資源回収の量が減ってきているということ。だから、減っている原因として大きく上げられるのが持ち去りではないかと認識しておられるということで確認したいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

先ほど申しあげました数量は、やはり議員が言われたようなリサイクルに回す部分もありますので、一概に減っておる部分がすべて持ち去りが原因かということにもなりません。やはり一番の大きな原因は持ち去りだと思います。ただ、市民の意識がリサイクルに対して高くなってきたというのは、それも現状でございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

回収方法の中で、集積所で回収している場合と、そうじゃない回収方法があると思うんですけども、そこも含まれた量なのかということの確認が1点と、集積所以外での回収について、この条例が適用されるのかどうかをお伺いします。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

資源団体の方々が集めていただいて、市の方に持ってきていただくということであれば、それも含めた数量でございます。ただ、集めていただいて、例えば飲料缶などは市の方に持ち込みをされずに、直接飲料缶のメーカーさんというか、リサイクルのメーカーさんに持ち込まれる場合もありますので、一概に数字的にどうかというところは難しい部分がございます。

それと、2点目の集団回収などされている方が、集積所以外の場所を利用して集団回収をされていて、そこの持ち去りについて、この条例の適用があるのかというご質問でございますが、集団回収などによって、今申しあげました指定ごみ集積所以外の場所を利用された場合は、この条例は対象にしてございません。その理由といたしますのは、判例によりますと、犯罪の構成要件には資源物の持ち去りを禁止する場所の特定が必要でありまして、このことから亀山市の場合は、所定のごみ集積所を条例で指定し、だれもがその情報を入手することができるように供覧もするというような形で指定場所、ごみ集積所を決めてございます。

しかしながら、所定の集積所以外の場所で実施される資源回収につきましては、それぞれの団体さんで取り組んでいただいておりまして、市はその回収場所などを把握していないというのが現状でございます。したがって、その位置を条例で指定することは困難であるということから、この場所を明らかにしないと起訴・立件することは困難であり、持ち去りの行為が発生しても、条例や罰則の対象にはならないというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

持ち去る行為自体の罪は変わらないような気がしたんですけれども、その位置の指定ができないということで、わかりました。

あとは、市がパトロールをされているということなんですけれども、そのパトロールの内容についてお伺いしたいと思います。そして、あわせて今までの通報やパトロールによる具体的な例がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市で行っているパトロールは、可燃系の資源ごみ収集日を中心に7時半から8時半で3班、うち1班は旧関町班でございます。また、8時15分から9時15分、1班という形でパトロールをやってございます。

市民の方々からの通報件数としまして、21年度の9件に対しまして、22年度は119件と大幅に増加しているところでございます。通報の内容といたしましては、持ち去り行為を目撃した場所とか、車両の情報などをいただいているところでございます。通報の中身は、不審な車両が新聞だけを持っていったとか、業者ですと言って堂々として新聞を積んでいたとか、そういった内容もございます。

また、パトロール中の事例でございますが、パトロール中に持ち去り行為を発見した際には、口頭で注意をして、収集した資源物を戻させる。また、逃げ去る不審車両を追跡するなど、そういったことで抑止に努めておるというところでございます。一つこういう事例もございまして、相手に口頭で注意をしたところ、亀山市には条例がないだろうというふうに関き直る者もいたというところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

条例があるかないかということが、そういう人たちも認知しているということで、この条例を制定することによって犯罪として立件することが可能になるということなんですけれども、その立件する流れについては午前中もお聞きしたところですが、ちょっとわかりにくかったのが、1回目は禁止命令書を出して、それはパトロールの職員が書いて、そして写真も撮って確認をする、注意をする。2回目から立件する流れに入っていくということなんですけれども、新聞を持って行って売却をするということは、ただ1カ所や2カ所、1人がやっているだけでは、犯人のことを思いましてもなかなかもうけにはならないだろうなと私は思うんですね。どうしても組織的にたくさんの集積所であるとか、たくさんの市町であるとかということをやっていないといけないから、そういう人が多いんじゃないかなあと、私は素人考えながら推察するわけなんですけれども、そうすると、1回目、2回目といっても、組織でやっていたら人をかえれば皆1回目になるんじゃないかなということを感じるわけなんですけれども、そういうところに対する何か対応、対処のお考えが、みんな1回目になっちゃう、みんな注意で終わっちゃうというようなことは考えられないんでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

議員ご所見のように、みんな1回目で終わるんと違うかというところもあるかもわかりませんが、やはりよその市、四日市さんとか津さんの話を聞いた中で、持ち去られる量が少なくなったというようなお話もありますので、やはり効果はあるのだろうというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

それでは、禁止命令書というものを出すことになるんですけども、それは亀山市長が出すものであって、持ち去った者に渡して、市にも同じものがあるという状況で、1回目の書類というものは警察には行かないということで、資料としても、報告としてもお渡しにならないものであるということですか。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まだ正直、警察とそこまで細部については詰めてございませんが、市としてもこれを証拠として、警察の方へ立件の材料として必要になってこようかと思っておりますので、当然市にも控えを持って、それと同じものを警察の方へ出すというような形になろうかと思っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

同じ話を聞くにしても、渡すにしても、警察がかかわっているか、かかわっていないかで受けとめ方が随分違うと思いますので、ぜひ効果のある方法をやっていただきたいなと思います。そしてもう一度、先ほどのどなたかのご答弁でありました、持ち去りの多い集積所の特徴というのを言っていたらと思うんですけども、それをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

通報が多い場所でございますが、団地内、例えばみずほ台とかみどり町、それから天神、栄町、本町などの幹線道路沿いで、容易に収集をしやすく、逃げやすい場所というようなところが多いようでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

これを見ている市民の方も、自分のお住まいのところの集積所というのを一遍確認されることだと思うんですけども、そういうところの、先ほどの小坂議員のご指摘にもありましたように、集

積所自体をきちんと管理していくべきではないかというところは、私も本当にそのとおりだと思うんですけども、こういうものをきちんと管理しようということに対する市の補助とか、方法とかというのは用意されているのでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在の被害の状況は、集積所の施設があるなしにかかわらず持ち去られておるとというのが状況でございます。それと、亀山市内に集積所として位置づけておる箇所が579カ所ございまして、そのうち野積みは95カ所の約16%という状況で、ほとんどがきちっと集積所を設置していただいております。

ただ、野積みの集積所につきましては、管理の関係、それから景観の関係もございまして、自治会とお話をさせていただきながら、集積所の施設を建てていただくようにお話をさせていただいておりますが、ただ、やはり場所の問題、土地の問題、これが一番大きな条件となってきています。例えば市の施設、道路ののり面とか公園の一部とか、そういった場所がある場合はそういった場所を利用していただいて、市の補助金もございまして、その補助金を利用していただいて、建てていただくというような形で進めているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今、野積みの集積所の話が出ましたが、持ち去りの多い集積所に野積みが多いということですか。そうではないんですね。わかりました。

次の質問に移りたいと思います。

議案第40号平成23年度亀山市一般会計補正予算の中、衛生費に健康増進事業、大腸がん検診推進事業がございまして、これについて、その背景、内容などをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回、補正を上げさせていただきました健康増進事業、大腸がん検診推進事業でございますが、このがん検診につきましては、市では以前から健康増進事業として、大腸がん、肺がん、胃がんなど6種類のがん検診を実施しており、医療機関で受診する個別検診と、あいあいや健康づくり関センターなどを検診場所といたします集団検診の二つの方法で、しかも非常に安い自己負担金で検診を実施いたしております。

しかしながら、大腸がん検診につきましては、時間がない、面倒などの理由で、特に働き盛りの方の受診率が低く、そこで、ことし4月に国が働く世代への大腸がん検診推進事業を創設したものでございます。当市でもこの事業を実施するものでございます。

この事業は、市が40歳から60歳まで5歳刻みの方を対象に無料クーポン券をお送りし、個人負担なしで大腸がん検診を受けていただくものでございます。無料クーポン券と同時に大腸がん検

診手帳、それから受診案内のチラシも同封し、がん検診の重要性、検診方法を理解していただくこととしております。無料といたしますことで大腸がん検診を受けやすくし、早期発見・早期治療につなげようというものでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

大腸がんといいますと、本当になる方も多いし、働き盛りの方がなることが多いということで、この検診はぜひとも進めていただきたいと思うんですけれども、検診の受診率を、現在の状況と、この事業を行うことによって目指す受診率をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この大腸がん検診の受診率でございますが、最近3年間では平成20年度は21.6%、平成21年度は22.6%、平成22年度が23.2%でございました。受診されました方は60歳から70歳代の方が多く、働き盛りの年代が少ないのが現状でありまして、40歳代の受診率は10.2%、50歳代の受診率は14.9%と低い結果となっております。

それから、この事業の予定といたしまして、40歳から60歳の5歳刻みの方が対象となりますが、約990名を予定いたしております。昨年の同年齢の方の受診数は133名でございましたので、約7.5倍になりますが、それだけを見込んでいるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

昨年受けられた方の7倍の方が受けていただくように、今回の事業をもって進めていただくということですね。

それでは、今までの大腸がんというのは、なかなか自分でも自覚症状がないことが多いと思うんですけれども、今までに検査を受けられて、再検であるとか、精密検査に行ったであるとか、追いかけて調査をしておられたら、その状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

がん検診の結果のフォローの状況でございますが、がん検診の精密検査の結果につきましては、検診を実施した次の年度に、検診実施機関や医療機関からの資料をもとにまとめております。現在集計ができておりますのは、平成21年度に実施した分になりますが、2,817人の方が検診を受け、そのうち299人の方が要精密検査という結果でございました。そして、その結果、精密検査を受けていただきまして、がんが発見された方が4名、このうち2名は早期がんという結果でございました。

一方、精密検査を受けておられない方が299人のうち155人見えました。痔の出血だから心



配ないなど、自己判断で放置しないように、検診が受けっ放しにならないように、しっかりと啓発をしていきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

昨年受けられた方の7倍を超す方を見込まれるということで、とても周知も大変だと思います。今のように自的に何も予感のなかった人が、こうやって何人も精密検査にひっかかって、早くに見つかって本当によかったなという方がおられるということをごひまたお知らせさせていただいて、広報をしていただきたいんですけれども、どういう形で広報されるのか、お伺いをします。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

対象者の方への周知でございますが、無料クーポン券など直接本人にご送付申し上げます。対象の方は約3,120人ほどでございますが、直接送付をさせていただきます。そのほか広報、ケーブルテレビ、ホームページなどが主な周知方法となります。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

先ほど精密検査のお知らせを受けていながらも受けられていない方が155人おられたということがあるんですけれども、そういう方に対する勧奨のお知らせは、今まで何回ぐらいされていたのか。今回どうされるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいまご答弁を申し上げました精密検査を受けられなかった方155人でございますが、この方につきましては、昨年の数字でございますが、本年につきましては、精密検査を受けられない方に対しましては、往復はがきをもちましてリコールといたしますか、再度勧奨をすることといたしております。

また、当初から無料クーポン券をお送りしたのに受診申し込みがない方に対しましても、同様に受けられない理由もお伺いしたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

いずれにしても、たくさんの方がこの機会に申し込んでいただけるものと思いますが、窓口が以前からなかなか、特に集団検診ですとお金も随分安いですし、2,000円もしないでがん総合検診も受けられますし、大腸がんでなく、この機会にいろんな検診と抱き合わせて受けられる方も多いと思うんですけれども、この窓口対応についてはどのように対処されるご予定ですか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この受診の申し込みでございますが、個別検診につきましては、各医療機関へ直接申し込みいただけます。そして、集団検診につきましては、ほかのがん検診と同じように日を定めまして、電話なりご来庁いただいて、申し込みをいただくという方法をとっております。

したがって、その指定された日にご連絡をいただいて、これは順番になりますのご予約をとっていただきたい。このように考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

基本的な予約のとり方は今までと一緒のとおりだと思うんですけども、こうやって以前の7倍もの人に検診を受けていただきたいということであれば、今まででもなかなか電話が繋がらないですとか、行列になって並んでいらっしゃるということがありますので、そういうたくさんの方がいらっしゃるということに対する対応はどうかということをお聞きしています。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

集団検診の申し込みにつきましては、これまでも非常に電話等が殺到しましてご不便をおかけしている実態でございました。しかしながら、それを受けまして、今年度あいいいの電話回線を増加させまして、たくさんのお申し出に対しまして迅速に電話を受けられるように、こういった改善もいたしております。したがって、7月9日がその申し込みになりますが、滞りなく受けていただけると、このように考えております。大腸がん検診じゃなく、ほかの検診も一緒に申し込みで同時にできますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

電話回線もたくさんふやしていただくということですね。それでやっぱり毎回毎回の何時間かかったのか、どれぐらいの方が並んでみえたのかということもあわせて調査いただいて、たくさんの方が受けていただけるように改善を重ねていただきたいと思っております。

集団検診の申し込みが7月9日と迫っておりますので、場所によってはすぐに埋まってしまうらしいんですけども、その日午前中だけの申し込みになっておりますけれども、そこで埋まらなかった分については、その後でも受け付けていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

お尋ねの電話での受け付けでございますが、土曜日を指定いたしまして、その日の午前中に申し込みをいただくということにいたしております。

その後は日を改めまして、平日にあいあいの方へお申し込みをいただきましたら、あいている日時をおとりさせていただくということで対応させていただいております。したがいまして、検査日まで受け付けをさせていただいているということでございます。

それから、先ほどご答弁の中で訂正をさせていただきますが、受診勧奨につきましては、検診を受けない方につきましては往復はがきで行っておりますが、精密検査を受けられなかった方、こういった方につきましては、受診をされた場合に医療機関の方から勧奨をさせていただいておりますので、訂正をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ことし、こうやって1軒ずついただきました健康づくりの手引というものに、総合がん検診の案内が出ておりまして、私も本当にこうやって丁寧に見てみますと、今回の大腸がんの刻みの年の方というのは、あわせて肝炎ウイルスの検診も同じ刻みでありますので、肝炎ウイルスの検診はとても高いお金がかかっています。これが無料になってくるということで、特にことし40、45、50、55、60の方は、ことし受けていただくのが本当に一番いい時期であると思われまます。肝炎については65まであるようですけれども、この集団検診が7月9日の受け付け、また個別検診も三、四千人プラス特定健診などを足しますと、お金はかかってくることは聞きますけれども、個別検診ですと6月1日から1月31日まで、自分の時間で行けますし、かかりつけのお医者さんでアドバイスもいただけるということで、できるだけたくさんの方が受けていただきますようにということ、あわせて周知の方を頑張っていたきたいし、皆さんがきちんと受け付けができるようにということもよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

○議長（大井捷夫君）

6番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による議員の質疑は終了し、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第36号から議案第45号及び報告第3号から報告第8号までの16件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第36号 亀山市まちづくり基本条例の一部改正について

議案第37号 亀山市税条例の一部改正について

議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についての内  
第1条 第1項

同 条 第 2 項「第 1 表 歳入歳出予算補正」中  
歳入 全部  
歳出 第 2 款 総務費  
第 9 款 消防費

報告第 7 号 専決処分した事件の承認について

報告第 8 号 専決処分した事件の承認について

#### 教育民生委員会

議案第 40 号 平成 23 年度亀山市一般会計補正予算（第 1 号）についての内  
第 1 条 第 2 項「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳出 第 3 款 民生費

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

第 10 款 教育費

報告第 3 号 平成 22 年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についての内  
第 3 款 民生費

報告第 4 号 平成 22 年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書についての内  
第 10 款 教育費

#### 産業建設委員会

議案第 38 号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第 39 号 亀山市景観条例の一部改正について

議案第 40 号 平成 23 年度亀山市一般会計補正予算（第 1 号）についての内  
第 1 条 第 2 項「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳出 第 4 款 衛生費

第 2 項 清掃費

第 8 款 土木費

議案第 41 号 市道路線の認定について

議案第 42 号 市道路線の認定について

議案第 43 号 市道路線の認定について

議案第 44 号 市道路線の変更について

議案第 45 号 市道路線の変更について

報告第 3 号 平成 22 年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についての内  
第 8 款 土木費

報告第 4 号 平成 22 年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書についての内  
第 8 款 土木費

報告第 5号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第 6号 平成22年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（大井捷夫君）

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明21日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

（午後 3時11分 散会）

平成23年6月21日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成23年6月21日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	川戸 正則君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	岡崎 賢一君
上下水道部長	三谷 久夫君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター 事務局長	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君

●事務局職員

事 務 局 長 浦 野 光 雄 書 記 渡 邊 靖 文  
書 記 山 川 美 香

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（大井捷夫君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

質問に先立ちまして、議員並びに執行部の皆様に申し上げます。

本定例会の一般質問は、議会運営委員会での確認により、制限時間につきましては試行的に答弁を含めた時間設定とし、あわせて回数制限も撤廃いたします。つきましては、議員各位におかれましては、答弁者の時間も考慮した上で、明確な論点及び争点を持って質問され、また執行部におかれましては完結な答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従い順次発言を許します。

15番 片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

皆さん、おはようございます。

市民クラブの片岡でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

先ほど議長から言われましたように、今回から試行されました議会改革に沿って、質問と答弁を合わせて私に与えられた45分の時間内で、原発事故は地方にも影響があり、本来なら答弁をいただきたいのですが、地方議会でありますので苦言と提案にとどめますが、地デジの問題とがうまくまとめられるのか不安はありますが、私なりに質問をさせていただきます。

まずもって、今回の東日本大震災で亡くなられた方に心からご冥福をお祈り申し上げます。

今回の原発事故は人災であると、原子力安全委員会委員長も認めて発言するようになりましたが、水素の爆発範囲はこの建屋内部に4%から75%と爆発範囲が広いにもかかわらず、何ら危険防止の対策がなされていないという原発は、営利主義で人命無視の電力会社だったのと私は思っております。

川崎地区の会合では、震災前の3月6日に、原子力発電問題につき質問があり、私は平成9年ごろにある国会議員より、原子力発電所をつくるにはどうするのかとの質問に対し、敷地境界に高さ約50メートル、幅1メートルぐらいの厚いコンクリート防御壁の内部に鉛張りをし、近隣住民の安全確保をするべきと提案しましたし、作業員は危険手当を加味されており、危険を承知で構内作業に従事していると説明をいたしました。そのときに、質問された以外の方より、鉛張りをすれば放射能は遮断できますねと発言がありました。



亀山市も福井原発から約100キロ圏内にあり、あすは我が身の観点から、放射能被害防止と爆発回避がなされなかった問題点を述べさせていただきます。

私が勤務していた工場のボイラーでは、毎朝8時までに安全弁を手動で放出確認の点検をしているのに、原発では圧力上昇があっても自動放出ができず爆発したというのは、放射能の除外設備がつけられていないために放出できなかったのか、耐圧設計の不備が原因なのか、天下り役員の保安検査の資料改ざん指示が原因での爆発なのか、検証すべきであります。

私は、原子力発電を推進した我が国の危機管理が全く機能しておらず、国民無視の設計だと結論づけております。5月29日発表の、福島5号機水ポンプ故障で15時間給水停止とは何ですか。化学工場なら、ツーアウト・スリーウエー方式、二つあかんようになっても三つ目がいいということなんですけれども、原子力発電ならセブンアウト・エイトウエー方式で安全対策が確認されているのが当然と違いますか。私はそう思っています。これが原子力発電の設計なんですか。原子力発電には安全、環境に対するISOの作成と安全対策が重視しなくてもよいのなら、すべてのISOの認証取得も不要ではないのでしょうか。民間で、夜勤は現場班長が工場長で、安全確保への指示権限が付与されておりますが、原発事故の対応は、経営者と原子力保安院、安全委員会が現場で陣頭指揮するのが本来の姿で、彼らが現場指揮しないのは、自分は放射能汚染を避けた高額所得者だと私は思っています。

したがって、補償は国民が負担するものではなく、東電と国内の電力会社が相互支援の立場から負担すべきであり、電力会社は原発を推進されるのなら、安全神話を励行していただくために、地元の共存・共栄の立場から、工場に本社も移設して併設させるべきと私は思っております。

被曝事例を申し上げます。私の勤務先で、業務で被曝された父親の娘さんは、父には将来補償と私たち子供に対しては会社勤務を望むなら会社で働いてくださいという約束で入社しましたと私に明かしてくれました。今回の事故で被曝された方の補償は、これと同様の補償が必要であり、東電は経営者と社員報酬を削減してでもすべきだと私は思っております。原発の事故は、経済産業省、東京電力、原子力保安院、原子力安全委員会の余りにもお粗末な安全対策の不備による事故発生であり、国民不在の対応であったと申し上げます。

私はなぜこう言うかということ、要は子供や孫に被曝させたくないのです。あすは我が身の観点から、私は福井原発で爆発事故が起こらないことを願いつつ、つい原発事故問題に時間をいただきましたが、通告に従い質問をさせていただきます。

まず大きい項目1番目の電力不足の対応について、確認をさせていただきます。

電力不足が危惧される中で、この13日に、名古屋市は夏場の発電量増加対策実施が新聞紙上にありましたが、亀山市として熔融炉の発電能力を最大限発揮する施策を考えているのでしょうか。発電量確保の目的でタービン設備に投資されましたが、現状運転同様に、熔融設備長寿命化のためにもみ運転するのであれば、投資費用対効果が無視された熔融炉設計ではないのですかと申し上げます。

時間の関係で、四つまとめます。

一つ目として、津波被害のポリ製品を引き受けて、発電量増加対策がされるのかされないのか。

二つ目として、発熱量の多いプラスチックを夏場に残留して発電量増加対策がされるのかされないのか。

三つ目として、電力確保に溶融炉発電量マックス運転をされるのかされないのか。

四つ目として、夏場の電力不足解消への対応、協議されているのかいないのか。答弁については明確に、する、しないと簡単な理由説明で結構であります。

○議長（大井捷夫君）

片岡議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

おはようございます。

まず1点目の、ポリ系のごみを引き受けて発電量を増加させてはどうかという点でございますが、東日本大震災により発生をいたしました廃棄物の受け入れにつきましては、4月に環境省、また三重県の方から調査がありまして、本市といたしましても可能な限り処理に協力をするというふうに回答いたしております。

三重県の情報によりますと、被災地における災害廃棄物は、現在、1次対策として仮置き場への移動集積を実施しているということでありまして、来年度以降、分別作業のため2次仮置き場への移動、それからその後被災地からの要請により処理協力をするという体制になっておるとのことでございます。これらのことから、現時点における各自治体への具体的な搬入の時期とか品目については、未定なところでございます。

それから、2点目のプラスチック系のごみを夏場に残留して溶融処理してはどうかということでございますが、家庭から排出されますプラスチック系のごみにつきましては、50センチ以下のものについては一般ごみ、それ以外の大きさのものや金属が含まれておる家電製品とか木くず等は破碎、粗大ごみに分別をしていただいております。このことから、いずれの収集品目の場合も、プラスチック系のごみとほかのごみを分けるというようなことはなかなか困難なところでございます。

それから、溶融炉マックス運転してはどうかというお話でございますが、発電量を増加させるためにはタービン発電機に送る蒸気をふやすことが重要でありまして、このことから夏場の電力不足が懸念されるこの時期に、特に一般ごみに加えまして家具などの木製品の投入比率を今まで以上に増加させるということで排ガス温度を上昇させ、蒸気の発生量の増加に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから最後に、夏場の電力不足対策の協議についてでございますが、これにつきましては、運転管理業者と協議を重ねておりまして、先ほど申し上げました木製品の投入率を上げると。この取り組みにより発電量を増加させる。このことによつて、7月から9月までの3ヵ月間におきまして、例年同時期におけます電力使用量が約79万キロワットでございますが、これに対しまして10%程度削減をいたしまして、目標といたしまして71万キロワットを考えておりまして、電力不足解消への対策を進めてまいるといふところでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

二つ目の、プラスチックだけを分けることができないということでわかりましたので、ほかのこ

とについては頑張ってもらいたいです。

原子力発電の事故に対しては、私も箝口令もちょっと聞きましたけれども、西小にはソーラーをつけられましたね、太陽光発電。火葬炉を建設したときに、駐車場か屋根の上とかにはつけていないし、亀中、関中にも設置されませんでしたけれども、何か行政の施策は一貫性がないなあということだけ今は申し上げておきます。

被曝したものについては、亀山、関に工場があるんですけども、引き受けないということで、東京電力に処理させればよいと思っております。

それよりも、津波被害の瓦れきを早く処理するために、亀山市も協力してやってくださいと。それで、そういうのが来たら気張って受けてやっていただきたいと思います。

前田中市長は、本会議の答弁で、がけ崩れの危険があるところや堤防より低いところへ家を建てない方がよいと、堤防を過信してはいけないと答弁されておりましたが、今回の津波被害により、前田中市長の発言が私も理解できたということでもあります。これで電力不足の質問から地デジの質問に移らせていただきます。

地デジの質問は、21年9月に続き再度の質問であります。

議場の皆様には、デジサポ三重の調査結果と、中日本道路公団の回答書を資料として配付させていただきましたので、参考にしてください。

昨日、玄関でデジサポの方が、僕は入ってくる時に議員バッジもつけていなかったんですけども、片岡さん、おはようございますと。どちらさんですかと言ったら、デジサポのセンター長の宇佐美ですと。電話では話したんですけども、顔まで覚えておられるとは、もう指名手配犯と同じような状態やなあというように思いました。

そんな中で、けさの新聞を見ていますと、三重県は、加入率は97.8%で全国第1位であるということが載っておりました。そんな中で、ケーブルテレビを昨年11月に申し込んだのに、ある方が、本年3月になっても工事がされず、5ヶ月も要した愚策があったんです。理由は何であろうと完成が本年4月15日であり、事前調査もされていない机上の空論で工事がおくれたのですか。これだけの工期が必要なのはなぜなのですか。行政は、ケーブルテレビ加入促進としながらも、契約書では20日以内の工事完了となっています。ゼットテレビと亀山市が現状を認識していないからではないのでしょうか。

こんな愚策があるから、私は前回も提案したように、放送事業者が野登山に中継基地をつくるべきであり、各放送事業者が各家庭で地上10メートルの一方向アンテナで受信可能にするのが行政指導であり、責任義務と違いますか。これが国策の地デジ移行ですかと言いたいです。今になって、屋内アンテナで可能なところもありますと宣伝するのなら、すべての家庭で、屋内アンテナで受信が可能にしたらどうですかと私は言いたいです。

私は、ケーブルテレビには、5月18日に申し込みました。電波障害対策委員長の立場から、共聴設備の映像不良を確認し指摘するためにケーブルテレビには入らなかったのです。映像不良もたびたびあり、修理内容の中には受信基地のふぐあいとケーブルテレビの接続工事不良が、天神と江ヶ室でも電波障害としてありましたが、それが一度や二度ではなかったのです。初めは原因究明に時間を要したのでありますが、ゼットテレビが共聴設備に電波障害で迷惑をかけていたのがわかりました。

デジタル放送がそんなにもよいのなら、行政のデジタル無線化を平成28年度以降より先に移行するべきだと思うのは私だけなのでしょうか。放送事業者の営利主義で、放送電波を増加するのが目的ですか。デジタル放送移行は市民負担の増加を招いているだけです。無料のワンセグテレビを普及してくださいと私は言いたいです。市民からは、電力会社のアナログ放送が無料であり、NHKは映らなくてもよい、無料の民間放送だけでよい、特にテレビ愛知が見たいという市民の気持ちを行政も理解してやっていただきたいと言いたいです。

大きい項目2番目の質問を簡単にいたします。

1番目の、地上デジタル移行は国民が必要としたのか、放送事業者が必要としたのか。どちらが必要とされたのか、まずお伺いします。答弁できたら、よろしくをお願いします。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

古川企画部長。

**○企画部長（古川鉄也君登壇）**

おはようございます。

地上デジタル放送への移行の必要性についてのご質問でございますが、現在、テレビに限らずさまざまな機器で電波を使用しているため、テレビ放送に使用できる周波数は限られております。また、その周波数には余裕がなく、過密に使用されている現状にあると聞いております。

このような現状を改善するため、デジタル波に移行しますと、テレビ放送は隣り合ったテレビのチャンネルを使用しても混信の影響を受けにくくなるとともに、周波数帯を大幅に減らすことができるということとなっております。また、減らしました周波数帯を利用して、防災、イベントなどのデータ放送に活用され、双方向でのサービスや暮らしに役立つ地域情報が提供されることとなります。このようなことから、市民の方々にとって必要な施策だと考えておるところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

片岡武男議員。

**○15番（片岡武男君登壇）**

確かに、今までのアナログ放送よりデジタル放送のがきれいに映ります。ですけれども、一般市民の方の中には、そんなに放送の番組なんて要らんということも言われているところもあります。そんな中で、あるところの話では、アナログ放送からデジタル放送に移るのやったら、おれのところはもうテレビは見やんでもいいと、映らなくてもいいと言われる方も見えたと聞いておりますんで、それが本当に、これが必要やったんかと私は思っています。

そんな中で、アナログ放送は本年7月24日で本当に廃止されるんですか。総務省は昨年2月に、ケーブルテレビ会社に、アナログ放送を、思いつきで延長をお願いしたと違いますか。平成27年3月末までの約4年間はデジタル対応のテレビとかチューナー購入の必要もなく見られるのなら、なぜこの宣伝を初めからさせないのですか。エコポイントより、今後のこの4年間のうちにテレビを更新した方が安く購入できるのに、なぜデジタル対応を急がせたのですか。このような施策をするのなら、初めから説明するべきであり、説明責任の不備を国民に負担させるのが総務省なのですか。

こんなことでは、私は国税の納付義務は要らないと思っております。アナログ放送変換拒否のケ

ケーブルテレビ会社は、ゼットテレビはやりませうけれども、近隣では四日市、鈴鹿もありますが、これはアナログ放送は接続しないということでございます。

この原因は、当初から計画性のない愚策が起因しているために、あと1ヵ月に迫っても問題解決がなされていないのと違いますか。私が前回質問した平成21年9月の時点で、すべての問題点の解決に取り組んでいれば、こんなどたばた喜劇をしなくてもよかったですのではないのかと思っております。

デジサポが1,000人から1,200人体制、この人件費はだれが負担するのですか。ケーブルでアナログ放送が見られるのなら、なぜアナログ放送を延長されないのですか。ケーブルテレビ受信料も放送事業者負担をさせてくださいと私は言いたいです。NHKも廃止して、民間放送も集約して電力削減に努めることを地方から発信できないのですか。こんな愚策を聞いていると、政治とは何なのか。国民の不信感が増大するだけです。ケーブルテレビではアナログ放送受信が可能だとの宣伝を、皆様にわかるように、亀山市民に説明されましたか。

そこでお伺いしますが、こんな途中で勝手な変更をする施策に対して、国への提訴をされるのですか。この状態を、市民に理解を求めるためにどのような説明と対応をされるのか、明快な答弁をお伺いします。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず最初に、先ほどご答弁を申し上げましたとおり、地上デジタル放送への移行については必要な施策だというふうにご考えておるところでございます。

それから二つ目の、いわゆるデジアナ変換というふうなこととなりますが、ケーブルテレビの加入者が平成27年3月まで、議員申されました4年間でございますが、デジタルチューナーなしでテレビを見ることができるとつきましては、3月議会で服部議員にもお答えしましたように、本市でのケーブルテレビ事業者については、総務省の補助事業を活用してデジタル波をアナログ波に変換して放送することを決定しており、先ほど言いました4年間放送を受信することが可能であるというふうなことでございます。

このことにつきましては、ケーブルテレビ会社がチラシ等でそのPRをされているところでございますが、ケーブルテレビ加入者に対しましても行政情報番組で周知を行うということで周知をさせていただきたいと思っておりますし、ケーブルテレビの未加入者に対しましては、ホームページ、市広報等で周知を図ってまいりたいというふうに思います。

1回目で申しましたとおり、このデジタル化については必要な施策ということで考えておりますので、議員申されたような国への提訴というのは考えられないというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

部長の答弁の中で、服部議員には3月で言われたと。それはわかるんです、私も。でも、鈴鹿、四日市が、ケーブルテレビでアナログに変換はしないんですよ。これをするんなら、すべてのところがするように、国がすべて負担すればいいんですよ。ただ、この地デジからアナログへ変換する

のに、装置を入れるのに丸々総務省が金出していないんですよ。そうやでこういうことが起きているんですよ。

それで、本当なら、私が言いたいのは、すべてするんならこんなものことしの7月24日じゃなしにそのまま4年間延長すればいいと、私はそういう思いで言いました。そうやけれども、確かに亀山はケーブルの加入率が多いとは言われますけれども、先ほども言うたように、地デジみたい見られやんでもいい、テレビみたい見やんでもいいと、そういう方ももうちょっとうまいこと考えてやってください。

2点目の、伊勢道と東名阪の直結線が影響しているかの問題に、亀山市もどのように関与したのかの確認をさせていただきます。

この問題は、デジサポに影響調査を依頼したところ、別紙のように、本年2月10日の調査では基準以下の50デシベル以下が8局もあり、亀山市にはケーブルテレビがあるから加入してくださいとの書面回答でありました。

私は、直結線の影響かを調査してほしいと依頼したのに、なぜケーブルテレビ加入と返答してくるのかと怒り、再度調査を依頼したところ、3月10日の調査では、今度は6万から7万も必要な高性能なアンテナ調査で、最低が54デシベルの調査結果が提出されましたが、なぜ税金を投入してのデジサポが同一機種で調査ができないかと、ますます国の愚策に不審が増大したのであります。約5,000円ぐらいの安いUHFアンテナを地上10メートルのところへ上げれば、高層建物の影響がなければ高圧鉄塔にも関係なく映ると言ったのはどうなっているんですか。行政として、なぜもっと真剣な対策を考え、放送事業者にさせないのですか。司法から判断も必要な地デジ移行であると申し上げておきます。

この伊勢道と東名阪との直結線を建設した現在の担当は中日本道路公団であり、四日市事務所の工務課長に調査依頼した結果、この伊勢道と東名阪との直結線計画のために平成11年にアナログ放送受信状況を調査いたしました。デジタル放送移行確定以前に計画しており、その後に計画がなされたのがデジタルへの移行なので、被害に対しては放送事業者か行政ですよ、要は行政ですよ、対応するものであり、何も補償いたしませんという皆様にも配付した書面回答をいただきました。

そこでお伺いしますが、市の道路関係者もこの直結線の工事にはいろいろと打ち合わせに入ってみえたと思いますんで、影響があれば補償対象とするとして協議をされたのか、そんなことは道路行政には関係ないと放置されたのか、お伺いいたします。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

**○建設部長（岡崎賢一君登壇）**

市の対応ということでございますが、高速道路整備を推進するための事業調整の一つとして、事業の電波障害に対する市民からの問い合わせに対応したり、電波障害が発生したとの相談等に対応して、事業者である、当時日本道路公団でございましたが、そこへの連絡や調整等を行ってきているところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

相談があってからしかしていないと。もうちょっと私は考えてほしいと。

というのは、私は、行政の職員としてあらゆることを想定して事業に当たっていただきたいんです。その途中からでも、そう思考する能力はないのですか。市民の目線で、もっとこのことをしたらこういうことがあるんじゃないかということを考えてやってください。

総務省は、地上デジタル放送の移行へと各県にデジサポをつくりながら、事前調査用の機器もありませんと準備せず、私が確認したときには、3年前にようやく購入したというのでは話にもなりません。このときに国の愚策にあきれましたが、すべての調査もできず本年7月24日に完全移行するとは、だれの利権か知りませんが、放送事業者が都合のよいように移行されてしまうと声を大にして申し上げておきます。

三つ目の、行政番組放送の年間必要経費は、要は番組とかいろいろ、撮影もやっています。その経費について、年間必要経費はどのぐらいなのか、まずお伺いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

行政情報番組の年間の必要経費でございますが、放送に関する年間の経費につきましては、平成23年度予算として、毎週週がわりで番組製作をしております委託料といたしまして1,168万7,000円、また機器使用料として738万7,000円、その他、放送の通信回線使用料など合わせて行政情報提供事業としまして2,723万3,000円となっております。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

また後で言いますけれども、3,000万までできておるといことなんですね。

その次に、4番目として、今はケーブルテレビだけしか行政番組をやっていませんけれども、今までの共聴アンテナで受けられるとか、家庭で上げておるアンテナでも放映されなかったのは、なぜされなかったか。経費がようけ要るでやらなかったと言われたらそれでしまいですけれども、答弁求めます。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まずケーブルテレビの事業でございますが、総務省のテレトピア構想に基づき、地域社会の活性化を図ることを目的としまして、地域の情報化を図る計画の一つとして進めてきておるといこととございまして、ケーブルテレビ事業の一つとして行政情報番組を行っておるところでございますが、この行政情報番組を一般家庭において、ご家庭のアンテナにより視聴できないかのご質問でございますが、市が民間放送を利用しての放映になりますと、その放映機会が例えば1日1回と限られ、費用も高額となりますことから、現在のケーブルテレビが費用の面から見ても得策というふうに考えておるところでございます。

なお、共聴アンテナに接続するというようなことについては、やはり著作権との考え方もありますし、ケーブルテレビはクローズドの回線ということもございましたので、その接続は考えられなかったところでございます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

確かにそういう答弁ですわな。それはケーブルしか、初めからそういう気がなかったんやでそうやと思いますけれども、やっぱり情報というのは流してやってほしいと、また後でちょっと言います。

その次の5番目として、行政番組を、今も言いましたケーブルで聞いていない、見られない家庭の支援策はどのようにされるのか、お伺いします。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

支援策とのご質問でございますが、行政情報番組の放送は、行政情報の市民との共有化を図るための一つの方法として行っておるところでございます。

当該番組を通じて視聴者の方々へお伝えしております情報は、市からのお知らせや市で開催される行事内容、また緊急情報など市民生活にかかわる事項となっております。これらの情報の中で、お知らせなど市民生活にかかわる内容につきましては、月2回発行の市広報や市ホームページにより周知しておるところでございます。なお、各ご家庭等の事情で行政情報番組をごらんいただくことができなかつた方々のために、番組を録画したDVDの貸し出しを行い、未視聴家庭にご利用いただくこととしております。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

そんなDVDを貸し出しておるの、初めて聞いた。勉強不足で。

その支援策という中で、家庭アンテナで受信するには、収入不足と経費削減から行政番組も視聴できないというのが今入っていない方やと思います。この方には、本当に行政番組放映負担は要りませんわね。

そんな中、そんなんやったら、負担もせんでもいいのなら、都市計画税というのは市内全戸にはかけていませんね。そんなんやったらに、そういう家庭は都市計画税、かけやんでもいいというようなことはできないんですか。1回その辺確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

都市計画税の減免はできないのかというご質問でございます。

都市計画税の減免の要件につきましては、地方税法第367条の規定に基づき、市税条例第78



条第1項におきまして、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要と認める者、それから貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限るとされており  
ます。

このことから、要件に該当しない場合は減免の対象となりませんので、ご理解を賜りたいと存じ  
ます。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

税金の減免というのは、過去に違うことで、そういうことはできないんですかと聞いたときにも  
同じ答弁でした。

そうやけれども、ケーブルテレビで映像も何も見られやんのやったら、何とか考えてやること  
ができるのと違うかと。それで私が例に挙げたのが都市計画税なんです。市民全戸に都市計画税つ  
てもろうているんですか。もろうていないところもありますやろう。そういうことができやんか  
と言うたんです。もうこれで、今答弁あれですけども、そういうことも行政としては考えてやっ  
てほしいと思っております。

それで次、四つ目の今後の歳入増加ということで書いてありますけれども、単なる税金をよく集  
めるというんじゃなくて、私は会派で視察に行きました。

そんな中である市では、議会だよりにこうやってコマーシャルが入っています。それと封筒、こ  
こは犬山市か、裏にはこうやって入っています。それで、こういうことをするだけでも歳入がふえ  
るのと違うのかと思っております。それと、私も電波障害でいろいろと交渉しておる中で、ある方  
が言われたんは、ある企業が、ケーブルテレビにコマーシャルとして入る方法ではどうですかとい  
う話も提案されたんですけども、その辺のことについて、歳入増加という観点から今後どのよう  
に進めていかれるのか、答弁を求めます。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

本年2月策定の亀山市行財政改革大綱におきまして、広報、ホームページ、ケーブルテレビなど  
において広告収入の導入を図り、新たな財源確保に努めることとしております。

そのようなことから、ケーブルテレビにおける広告掲載につきましても、今後検討してまいり  
たいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

確かに、封筒とかその辺にこういうのを入れたらどうかというのは過去にも言われていました  
んで、やることなら、たとえ10円でも収入がふえるようなことを早いところやっていただきたい  
と思います。

それと、ケーブルテレビのコマーシャル、その辺も1回交渉してみて、そういうこともやって  
いただきたい。私との話ししておるときには、先方からそういう提案もありましたんで私はそのよ

うに申し上げるんであって、私がそう言うたわけじゃなくて先方から言われたんであって、そういうことを考えてやっていただきたいと思います。

亀山市には、個人の家庭でもケーブルテレビへの加入ができない場所があるとこの6月に聞きましたが、どことは言いませんけれども、市内への情報伝達については、行政も負担をしているケーブルテレビの市内全戸の加入促進と市民負担を最小限にした行政経営で債務削減をしていただきたいのが私の気持ちであります。

デジサポの1,200人、この人数は本当に震災復興に回してほしいと私は思っております。ここにゼットテレビの広告がありますね。その中に、加入料金については1万5,000円、市の補助でゼロ円、引き込み工事費ゼロ円、宅内工事費ゼロ円と、こうなっていますけれども、私がちょっと宅内工事無料やったらしてもらおうかなあと聞いていたら、宅内工事はそこまでの範囲は入っていませんと言われてたんですけれども、こういう広告を出されるのであれば、変換器のところ、1本で入ってきて、2本も3本も分かれる、そこまでが宅内工事とすると、そういうようなちゃんとした説明を市民にしてほしいと私は思っています。

それと、私はこれしてもらったのが5月18日に申し込んで6月6日に工事、私がおるときにしていたたいたんですけれども、その工事の依頼業者もどちらにしますかといったら、片岡さんの言われるところではあかんとおっしゃってましたが、いやそうじゃないのやと。元請がシーテックなら、私は四日市の担当の僕のところのことをよくわかっておるんでそっちにお願いしてほしいと言うたらしてくれました。

そうすると、やっぱり今までからの経緯のわかっておる方が見えますと、ちゃんとしていってくれます。見ておって、私のところの線を、いいところの線の新しいところは六十何デシベルかあったけれども、古い線については54デシベルやったかな。そんなぐらいで、やっぱり映りが悪かったです。これどうしたらいいと言ったら、線を変えてもらった方がいいと言われてたので私も線を変えましたし、ブースターはどうなんやと言ったら、ブースターは必要ならつけますと言われてたので私もつけましたけれども、あれ家内に任せておいたらそのままほうっておいて、またもう一回違う業者にしてもらわなあかんだと。

そうやで、こういう契約するときにもうちょっと丁寧に説明するのと、それからわかっておる人が、こうやって僕みたいに物が言えるといいけれども、女性の方とかお年寄りやったら何にも、やっていったままでやりっ放しであかんと。それが、私も言いましたように、天神とか江ヶ室で接続不良で電波を発信しておって、共聴アンテナに迷惑をかけておったと。本当に僕らも、言うたびに、これ何であかんのや、早いところしてくれと言ったら、本当に初めは、どこかわかりませんばかりやった。そうしたら、ようよう探して、1回探すと大体この辺やと。ケーブルテレビのこれは出ておるといのはわかるように、業者も探すようになりましたけれども、本当にこの広告にしても、もうちょっとちゃんとしてやってほしいと思います。これからもそのようにやっていただきたいと思います。

時間が残りましたけれども、私はこれで質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

#### ○議長（大井捷夫君）

15番 片岡武男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前10時43分 休憩)

---

(午前10時56分 再開)

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従い一般質問の方をさせていただきます。

まず1点目としまして、学校教育における休日のあり方という項目で質問をさせていただきます。

今回、家族の時間づくりプロジェクトということが市においてなされました。これにつきましては、休日の分散化という、もともとそんな話やったと思いますけれども、それがこの家族の時間づくりプロジェクトとしまして、それが国の試行になったのを、これに亀山市が乗ったという形になっておりますけれども、大型連休の間の平日の5月2日を休日にして家族の時間づくりに充てると、こういうことでした。

学校を休みにするというので、やはり子供を意識した教育という観点を無視しては通れないというふうに思われますけれども、まずこのプロジェクトの目的について確認をさせていただきたいと思います。また、なぜ5月2日という日に設定したのか、この点もあわせてお聞きしたいと思います。

そしてもう一つ、次の2点目もあわせて質問させていただきます。

このプロジェクトにより、平日を休日にするによりまして行われなかった授業というのがあると思います。この授業の時間はどのように補完をされるのか、この2点をまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

まず官公庁の実証事業ということで、その目的につきましては、観光振興室が窓口となっておりますので文化部の方からお答えさせていただきます。

まず目的ですけれども、国におきましてはこの休暇取得・分散化促進の実証事業ということで、それぞれの地域ごとの取り組みである家族の時間づくりプロジェクトと、それともう一つ、全国レベルの取り組みである休暇取得の分散化と、この両輪で取り組むことでそれぞれ休暇改革を推進して、その相乗効果として分散化後の休日に合わせた有給休暇の取得促進も図ろうと、こういう大きな目的がございます。

一方、市といたしましては、大きな目的がございますけれども、第一義的には休暇取得の促進により家族のきずなやワークライフバランスを見詰め直していただくきっかけとしたいと。そのために、本年度も官公庁の実証事業を受けまして、市内すべての幼稚園、小・中学校を、5月2日を休業日に設定することでゴールデンウィーク中に7連休を創出した亀山市の家族の時間づくりを行ったところでございます。

昨年、7連休を創出するというので、日は違いますが設定しました。ことしもそれを検証した上でやっていくということで、昨年秋ごろに決定をして、今年度事業を進めてきたということで、この辺の定着を図っていきたいという考えでございます。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

小・中学校の関係ですので、教育委員会の方からお答えをさせていただきます。

昨年度は連休中の4月30日の金曜日を、今年度は5月2日を学校の休業日といたしました。そこで、各学校におきましては、夏季休業中の登校日を授業時数として3時間確保をいたす予定です。また、保護者懇談会や家庭訪問、始業式や終業式の日の日課調整により、学年に応じた数時間の授業数を調整、確保いたしておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど、文化部長の方から、なぜ5月2日なのかという話が抜けていたとは思いますが、それもあわせて、もう一度ちょっと聞かせていただきます。

休日の分散化という話でした。それも話にあると思います。なぜ、そうしたら5月2日なのか。休日の分散化という目的があるんやったら、なぜこの大型連休を増幅させるような、こんな日に設定されるのか、その辺も含めましてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

失礼しました。休日の分散化というのは大きな国の目的の一つでございますけれども、亀山市におきましては、休日の分散化というのは国レベルの話であろうと考えております。あくまで、亀山市におきましては、この中の家族のきずなやワークライフバランスとか見詰め直してもらう機会と、家族のきずなづくりというようなことをメインに取り組んでおります。

5月2日を設定した理由につきましては、昨年、7連休を創出することによって、2日という日を限定したものでなしに、この7連休の間に家族で過ごしていただく時間をつくっていただこうと、そのぐらいの、ちょうどゴールデンウィークの期間をとらえてそれをやってもらったらどうかという試みでございます。

したがって、5月でなければならないということに固定はしておりません。ただ、亀山市では昨年に引き続き、ゴールデンウィークに実施したということでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

5月2日の理由も言っていましたけれども、このプロジェクトですね。市の方としては非常に好評であったような、前回の結果の話もちょっと聞いてはおりますけれども、ただ私の周りには非常に不評でした。

まず、週休2日になっているこのご時世で、昔よりも休みがふえている中で、なぜ新たに休日を設定しなければならないのかと。学力低下と言われておるのに、これ以上授業時間を減らしてどないするのやと。これにつきましては、後で補完されるということで確認はさせていただきましたけれども、ただカレンダーどおりでない休み、イレギュラーな休みを設定することが、教育上ほんまにこれはどうなんやろうと、その辺の話もありました。

そして何よりも、もう一つ、この休日を休めない親の家庭はどうするんやというその辺の問題でした。先ほど、ゴールデンウイーク全体でということでしたけど、そんな話、全然出てなかったですね、もともと。あくまでも5月2日休んで、家族の時間にしてくれというような、そんなイメージですよ、一般的に。もしそれやったら、来年からそれをきちっと、もっと周知していただきたいと思いますけれども、5月2日じゃなくて、5月2日も休めるんやったら休んでというようなことやったらまだわかりますけれども、そういう意味で、特にこれ家族の時間という教育上非常に好ましいように一見見えるけれども、ただそれができなかった家庭にどうするんやと、その辺の配慮がちょっとなかったんではないのかというふうに思われましたもんで、ちょっとその辺を指摘はさせていただいたわけです。

先ほど平日を休みにする、そこだけじゃなくて、ほかにするということで、連休中、市内の施設を無料開放する、たしか5月2日ぐらいじゃなかったんかなあとと思いますけれども、無料開放しておったのが。それをもうちょっと拡大するとか、もうちょっとその辺をしていただく必要があるんじゃないのかなあとと思いますけれども、ただ、私は根本的に、この休日の分散化というのと家族の時間づくりというこの二つを強引に結びつけようとしたというのがそもそもの間違いやっただとは思っております。

休暇促進というのがありました。この休暇の推進によって、それができる親はいいけれども、できない親はどうするんやと。これについては、できない親御さんのところの子供さんをどう預かるんやということで、今、震災の影響もありまして休日保育とかの話も出てきておりますけれども、この辺につきましては私と同じ会派の鈴木議員がまた後でされると思いますんでちょっとはしりますけれども、その辺の配慮も必要になってくるとは思います。

特にこの教育の問題ということで、次に移らせていただきたいと思います。

今回、先ほどの配慮云々という話がありましたけれども、やはり一番私がひっかかっておったのが、先ほど、教育上、第一義的には教育の時間が減るんじゃないかという懸念ということと、もう一つ、それができない家庭どうするんやと、この問題とあるんですけれども、もう一つ、3番目としまして、ちょっとさっきも触れていましたけれども、教育云々というか、もともと家族の時間づくりプロジェクトというのが、大人と子供の休みのマッチングとかいうふうに官公庁のホームページには載っております。ここに地域ぐるみの家族の時間づくりというような形をしておるんですけれども、何か大人と子供のマッチングとは言うておるんですけれども、5月2日の連休に設定されておるということは、大人が5月2日の休みに休みやすい、それに子供を合わせておるような、そんなイメージなんですね。

やはりもともと家族の時間づくりのマッチングというのであれば、子供が休んでいる日に大人が合わせるというか、企業の休みをそこに設定するように働きかけるというような、そちらの方が本来ではないのかな、家族の時間づくりというのであればと、そんなふうに思うんですけれども、

ちょっといろいろとごちゃごちゃ長引きましたけれども、そんな中で、夏休みの登校日とかその辺の話がありました。

ここで、短絡的にちょっと思うのが、そこまで夏休みというんやったら、よく学力低下とか言われておるんやけれども、夏休みの時間を短縮してそれを授業に充てたらどうやというような話も、私も言われたことがあります。確かになというふうに思いました。

今、学校の空調設備の問題とかが言われています。普通教室はまだまだやと言われてはいますが、全室空調云々という話が言われている中で、もともと夏休みというのが夏は暑くて授業にならないから、たしかそれで夏休みにしたという話も聞いております。そうすると、やはり夏休みのあり方というの、空調の整備と同時に考えていかなければならないのではないのかというふうに思うんですけれども、この点について、教育現場としてはどういうふうにお考えでしょうか。夏休みの短縮とか、こういうことも今後考えていかなければならないと思いますけれども、この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

上田教育次長。

**○教育次長（上田寿男君登壇）**

夏休みのあり方のご意見をいただきましたので、夏休みについて少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

夏休みは、子供たち本人の自律心と家庭の教育力に多くをゆだねることになる時期でありまして、その中で夏休みを子供たちに過ごしていただく。

夏休みの意義といたしましては、3点ほどあるように教育委員会では考えております。

例えば、暑さのために子供たちの集中力や意欲が減退し、学習能力が低下をいたします。そこで、家庭学習へ移行し、涼しいうちに学習に取り組み、学習意欲を持続させ、暑い夏を効果的に過ごすという意義がございます。そういうことから、朝の読書活動とか計算とか漢字ドリルに取り組んでいただくということが一つであります。

二つ目に、長い休みを活用し、みずからの生活リズムを整えながら、心身を鍛える意義がございます。計画を立てて時間をうまく使うこと、夏の運動で体力づくりに取り組むことなどがあります。その一つとしては、朝のラジオ体操への参加とか、キックとかソフトボールの練習などがあるんだろうというふうに考えています。

三つ目に、子供たちにとってふだんは経験することができないさまざまな取り組みに挑戦していただく絶好の機会とする意義がございます。例えば、継続的な自由研究、調査研究とか、中学校になってきますとボランティア活動とか地域行事への参加などが考えられます。

このようなことを踏まえて、夏休みをとって行っているところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

伊藤彦太郎議員。

**○11番（伊藤彦太郎君登壇）**

夏休みのその意味は、私も一応学校に行っておったもんで、ある程度先生から聞いておったとは思ってますわ。そういうことは聞いたことはあるんですけども、夏休みでないとできやんことと

か、それはいっぱいあるとは思いますが。ただ、それこそ市が休日の分散化とかいうて、あと休暇のあり方自体を考えていこうというふうに、国レベルでそうなっておるときに、先ほど言ったことがほんまに40日間もかけやんとできやんのかとか、私は東北地方の大学に行っておったんですけども、東北地方は涼しいもんで夏休みはこの辺より短いんですね。逆に冬休みが長いと、こういうふうなこともありまして、雪の影響とかもあるんでしょうけれども、その話を聞いたときに、自分が思い込んでおった夏休みとか冬休みというのは、自分らの地域だけの話やったんやなということがようわかりました。そういう意味で、やはりその地域に即した休みのとり方、状況があるというふうによろしかったんですね。

それこそ亀山市が、家族の時間づくりというふうなことではありますけれども、休日のあり方を考えていこうという中で、夏休み、いきなり30日にせえとかそんな話ではないんですけども、夏休みのあり方をいきなり変えろとは言うてないです。ただあり方を考えていってもいいのではないのかなというふうに思うんですけども、その辺のお考えをちょっと聞かせていただきたいと思っています。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

夏休みのあり方ですけど、夏休みの期間につきましては、現在は学校教育法施行令第29条の規定に基づき、亀山市立学校の管理に関する規則第3条におきまして、7月21日から8月31日までと定めておるところでございます。

亀山市の隣接の鈴鹿市さん、津市さん、四日市市さんがうちと同じような形でこの日を夏休みに設定しておるところでございます。

先ほど私が申しましたように、夏休みは子供たちにとって長期間でありますけれども、3点ほど述べさせていただきましたけれども、そういう期間があるものと認識をいたしております。その中で、昨今、少し補習授業などをするとか、またいろんな活動をするような時間を教育委員会、各学校でその時数を定めてきておるところもでございます。また、登校日を活用して、その長い期間本当にうまくいっておるのかどうかの確認も行っているところでございます。

そういうことも考えまして、今のところ夏休みの期間を見直す考えはないところでございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

現時点では、夏休みの期間を見直すことはないということでしたけれども、ちょっと先ほどの家族の時間づくりの話でもあったんですけど、家族の時間づくりというふうに言われるんやったら、例えば教育面で子供としてどうなんやと。

先ほど、連休の合間についてどういうこっちゃというふうに言いましたけれども、連休の合間に登校日があるということですね。それ自体がいいことなのか悪いのかというふうに考えますと、例えば、連休の中で出てきても中だるみをしておるもんで勉強にならないという話も聞いたことがありますし、逆に中だるみのときに出ていって、やはり連休の合間というのは何かたるんでしまうんやなというのを子供に身をもってわからせる意味でも意味があるんやという考え方もありますし、その

辺はちょっと私もどっちがいいのかというのは、それはわかりませんし、そういう意味では夏休みは暑かろうが寒かろうが今のままがいいんやというふうなものもあるかもしれませんが、ただそれがほんまに子供の教育にとってどうなんやという視点がやはり要るんやろうなということで、現在、教育研究室というのも設置されて、本来そういう研究室が、そういうのでどこがいいんや、どれがふさわしいんやというふうなのを考えるとこやとも思っていますんで、あり方も含めて今後も考えていっていただきたいなと言うことを申し上げまして、次の項目に移らせていただきます。

次、関ロッジの運営ということで、今回、特に道の駅の関宿の運営についてお聞きいたします。

関ロッジにつきましては、今、公設民営とかいう話も出てきまして、そんな中で指定管理という話もあるかと思われまして。そんな話をしているときに、なかなか受け手もないとかいう話も出てきていまして、ただ道の駅だけやったら引受手があるかもわからんなあとかいう話もちらっと聞きました。それでふと思ったんですけれども、それなら道の駅だけでも指定管理にすればいいんじゃないのかなあとふと思ったわけです。

そういう意味で、まずこの道の駅を指定管理にするお考えはないのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣関支所長。

**○関支所長（稲垣勝也君登壇）**

伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、宿舍事業は、今後の運営方法について、議員も申されたように検討を行っております。その中で、関ロッジに民間活力の導入の観点から指定管理者制度の検討を現在行っております。その中で、道の駅関宿の運営につきましても、関ロッジと一体経営か、また分離しての経営か、いずれが有効かつ適切か検討しておりますことから、道の駅関宿の運営方法につきましても、指定管理を含め最も有効な方法が何かを検証してまいりたいと考えております。

**○議長（大井捷夫君）**

伊藤彦太郎議員。

**○11番（伊藤彦太郎君登壇）**

関ロッジの全体のあり方を見定めて、そういうことやとは思うんですけれども、私はちょっと逆やと思うんですね、これ。

今回、総務委員会の方とかにも出てきた資料とか、いろいろと委員会の方も協議会を聞かせていただいたりしておったんですけれども、公営企業のあり方の委員会とか、議会の方でも委員会がありまして、これ最優先は関ロッジをどうするかであって、道の駅も含めてということは、あまりそうじゃなかったと思うんですね、関ロッジをどうするかであって。

逆に、私は道の駅がひっついておることによって、関ロッジのあり方が、方向性を見定める上で足かせになってしまっているような気もしております。総務委員会の協議会を傍聴させていただいたときに、ちょっとおくれていったもんで、宮村委員と高島委員のご意見しか聞けなかったんですけれども、その際たしかそのときに宮村委員が、私も本当に同感なことを言われまして、本当に関ロッジをどうするかと。道の駅と一緒に、何かイメージとしては道の駅が関ロッジの赤字補



てんに使われておるような、そんなイメージがある。会計上は、私らも別の会計で見せていただいておりますというふうには見ておるんですけども、やはり一緒になっておるということで、市民の中では赤字補てんに使われておるんやろうというようなイメージもやはりあります。

その場で宮村委員おっしゃって、本当に私もそのとおりやと思ったんですけども、決して赤やからなくせとかそういうことじゃなくて、本当に必要なかどうかというのをきちっと見きわめるというふうなことを言われていたんですけども、私もそうやと思うんです。前、多分旧関町のものということで、合併後ということでかなり配慮をさせていただいておったんやろうなあとと思うんですけども、旧関の人間からも、盲目的にとにかく守ってくれとかいうようなことはない。ただ、本当に必要かどうかというのをきちっと見定めてほしい、そんな思いが感じられておったと思います。

そんな中で、道の駅を分離して、その上で関ロッジが本当に必要なのかどうか。関ロッジの経営が、道の駅を外したときに一体どうなのかという点を考えていくべきではないのかなと思われまますけれども、もちろん関ロッジと道の駅を一体化してやっていくという考え方もあるかとは思いますが、ただちょっと、今回出てきた資料とか見せていただいたり聞いてたりしますと、一体的やと受け手がないような、そんな話も出ておりました。これを一度切り離すべきではないのかなと思いますが、その点お考えをお聞かせください。指定管理云々も含めてですけども、とにかく関ロッジから道の駅を切り離す、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

議員申されるとおり、現在、関ロッジと道の駅を一つのものとして企業会計、企業としての取り扱いをさせていただいております。その中で、運営の検討という中で現在取り組んでおるものがございます。ただ、関ロッジと道の駅自体は、おのおの目的が異なるものでもございます。そういうことから、また議員も申されております調査結果からも、さまざまな意見の中で肯定的な意見も道の駅に対して出ておるのも事実でございます。

そういうことから、今後、分離して運営方式をとることも選択肢の一つとして取り組みさせていただきたいと考えております。

（発言する者あり）

○議長（大井捷夫君）

伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

選択肢の一つということで、ちょっと後ろからもありましたけど、やはり市長の思い一つというものがあるかとは思いますが、私も関ロッジのあり方を考えてもらう上で、いろいろと関の方の様子とかも見てみますと、関ロッジに対する思い入れはやはり多かったと思います、関の方の中で。

ただ、やはり道の駅というのは後づけという言い方はおかしいですけども、もともとは、たしか私が聞いておる限りでは、国交省の事業での道の駅、それに関町が、そのころは観光案内所がな

かったもんで、観光案内所になるからということで道の駅の事業に乗ったんやというような話がありました。実際は、それによって関の駅前でちょっと民間ともめておった場所とかもあって、それも国の強制執行とかで解決したというような、そんなほかの部分もありましたけれども、またいろいろの部分で道の駅というのを発足させたら、それが予想以上になぜか売店の売上げが多かったと、そんな話があって、何かそれで、最初は道の駅と関ロッジが別々のものやったのを、ロッジの赤に埋めたらいいやないかというような話がありました。

ただそんな中で、今会計が別々ですし、実際、人事もどうかというと、道の駅の職員が、関ロッジが忙しいからといって手伝いに行くこともないですし、逆もありません。実態が別やのに、企業会計は別やのに、関ロッジの一つの施設としてなってしまうている。さらに、関ロッジが赤字云々とか言われるんですけども、関ロッジの支配人が、事あるごとに道の駅に行っているいろいろなあかん。でも給料は関ロッジの方から出ている、そんな状況とかいろいろ思いますと、またもう一つ、関ロッジは思い入れとかいう部分で、関のアイデンティティーの受け皿みたいなのところもあるんで、関支所という管轄が正しいとは思いますが、いろいろと今回、道の駅の改装とかもする中で、環境・産業部の意見も非常に多く取り入れたとかもありますし、そういう意味では環境・産業部とか、あとは観光の側面からすれば文化部かもしれない、所轄は。そういう意味で、所轄も本当に関支所の下に道の駅を置いておいていいのかとかいうのもありますし、そういうさまざまなことがあると思います。

そういう意味で、やはり関ロッジと道の駅というのを一体的に考えるということは、本来ふさわしくないんじゃないのかなというふうに思われます。私も、合併したときに、旧関町の議員ということで、関ロッジの赤字というのを理由に関ロッジを廃止せよとか、そんな話になったら困るという部分で、道の駅で赤を補てんするような、そういうふうなのはあってもしかりやというぐらいの思いでございましたけれども、議会の委員会でもそうでしたし、関ロッジ自体の意味も、新亀山市でだんだん認められるようになってきた。新市になって、私たちとしても、これなら本当に関ロッジのあり方を考えてもらえるんじゃないかという安心感という言い方はおかしいですけども、今そうやってきたからこそ、やはりもう一度道の駅というのを切り離した上で関ロッジのあり方を考えていただきたいなというふうに思いましたもんで、ちょっとこういうふうなことを言わせていただきました。

もし、これにつきまして、市長として何か思いがあるのであればお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

櫻井義之市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員のご所見にもございました。ご答弁もさせていただきましたが、関ロッジと一体の経営か、分離しての経営か、いずれがいいのか検討を今いたしておるところでございます。その中には、今ご所見にございました分離した運営方式をとると。その中で関ロッジは関ロッジ、それから道の駅は道の駅というふうに考えていくことも一つの選択肢であろうかというふうに考えておるものでございます。

いずれにいたしましても、これもご所見がございましたが、本当に必要があるのか、あるいはこの道の駅自体が開設からちょうど10年を超えたところでございますので、その経営形態のあり方はあり方としてしっかり見きわめて、なおかつ企業会計としての関ロジのあり方、分離するか一体化するかは別にいたしまして、しっかりと検討を重ねて、今回調査報告を議会の方にもお示しさせていただきますいておりますが、議員のご趣旨も含めながら、今後の検討作業を進めさせていただきたい。そして、この23年度中に一定の方向をご提示させていただきたいと考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時29分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問に入ります。

まず亀山市の消防力についてです。

今回の東日本大震災で、消防職員は大きな役割を果たしました。東京消防庁の福島原発への放水作業を初め、全国の自治体から被災地へ直ちに職員が派遣され、亀山市の消防職員も震災直後に派遣をされました。被災地で行方不明者の捜索や遺体の収容活動などを行った職員もおり、当時は寒さと余震であまり眠れない状況の中での活動だったというふうに聞いています。こうした献身的な活動をされた職員の方々には頭の下がる思いであります。

こうした派遣された消防職員に対して支払われた手当ですが、時間外勤務手当を除けば、6日間を通して1件の出勤とみなし、1件300円の危険及び不快手当が支払われただけということであり、この手当は、もともと消火作業や救急患者の搬送に従事したときに支払われるもので、昨日、小坂議員が指摘されたように、今回のような大震災への出勤に見合う手当がない、こういうことであります。遺体の収容までやっているのに、6日間で300円の手当では余りにもお粗末ではないでしょうか。この点はぜひ検討いただきたいと思っております。

さて、今回、市の消防力の問題を質問として取り上げましたのは、今度の震災の教訓として学ぶべきは、日ごろから火災や災害から市民の命や財産を守る消防力が果たして十分あるのか、みずからのまちで、いま一度検証することが必要だと考えたからであります。

まず消防力をはかる物差しとして、総務省消防庁の消防力の整備指針があります。指針によれば、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、市町村においてはその保有する消防力の水準を総点検した上で、この指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められるものとされております。

そこで、その整備指針ですが、ここにパネルを用意いたしました。これが整備指針に示された車

両の基準台数及びそれに必要な人員の数、それとこれが、一番端が整備指針に示された基準台数及び人員ですね。ここが人員ですね。その次が実際に亀山市が保有をしている車両の台数がここにあります。それに対する人員というのが、75名というのがこの台数に対して75名必要だということでもあります。

実際に、亀山市に何人いるのかということになると、49人、こういうことになるわけです。これは車両に必要な人員になってくるんですけども、それ以外に、ここにも書いていますけれども、通信員、それから予防要員、その他庶務的な仕事をする人を含めて入れていくと、全部で、整備指針に基づいていけば120名の消防職員が必要だということになるんです。実際には、こういう人たちも含めて現在の職員数というのは74人、これでいきますと46人不足をしている。充足率は、これで計算しますと62%、これが今の亀山市の消防力の実態であるということでもあります。

そこで、まず現在の市の消防力についてお聞きをしますが、この整備指針から見れば、私は不十分だと言わざるを得ないと思うんですが、この点についての認識をお聞きしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

早川消防次長。

**○消防次長（早川正男君登壇）**

整備指針に対しての現状でございますが、消防力の整備指針とは、平成17年6月に消防力の基準から消防力の整備指針に改められ、市町村が指針で定める施設及び人員を目標とするよう示されたものであり、その実行については地域の実情に応じた判断にゆだねられているところでございます。

また、亀山消防の現行の定員は、その歴史と実績のもとで条例により管理され、平成15年にははしご車導入に伴い4名を増員、さらに平成18年には団塊の世代の退職に伴い、先行採用制度を取り入れ現在の定数73名となったところでございます。この定数は、住民の意思が反映されたものとして重く受けとめているところでございます。しかしながら、人員に係る指数では62%の充足率となっているのが事実であります。この数値は、全国平均75%には及びません。また、県下の平均では53.9%であり、亀山市は県下で3位に位置しております。現行の人員で、市民に対する消防業務が低下しないよう努力しているところでございます。

また、車両につきましては指揮車の2台が未整備となっておりますが、他の消防車や救急車等の消防車両につきましては充足率100%となっており、現行の人員で効率的な運用を行い、市民の期待と信頼にこたえる消防の実現を目指しているところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

服部孝規議員。

**○18番（服部孝規君登壇）**

わざわざ消防庁が整備指針を示して、例えばポンプ車であれば何名必要だ、そういうことを示してトータルとして何名必要だ、こういう数字を明らかにしているわけです。だから、そういう意味でいくと、62%の充足率というのが決して市民の安心・安全のために十分であるとは言えないと思うんですけども、その点について、本当にこれでいいのか、もう一度答弁を求めたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

基準台数に対する人員は不足しておりますけど、現行の人員で効率的な運用を行い、市民の期待と信頼にこたえる消防の実現を目指しているところでございます。ご理解の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

これでは納得いきませんので、個々にちょっと聞きたいと思ひます。

まず指揮車、「しきしゃ」というと人のことになると「しきぐるま」というふうに呼ぶらしいんですけども、これの2台、亀山市の場合必要であるのにゼロだということですね。その点についての必要性、お聞きしたいと思ひます。

○議長（大井捷夫君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

指揮車の計画の件ですけど、まず指揮車は指揮隊の装備品として考えていただきまして、その必要性につきましてご説明申し上げたいと思ひます。

消防の行う災害現場活動は、複数の消防隊が連携して活動を行うものであり、それぞれの隊を統括する最高指揮者、それを補佐する隊員を含めた隊を指揮隊といいます。最高指揮者の指示に基づき消防活動を行う必要があります。指揮隊は部隊を効率よく運用することで迅速、的確な消火活動など災害による被害を軽減し、さらに隊員の受傷事故防止など安全管理の徹底を期することが上げられます。

また指揮車とは、これら指揮隊員が搭乗し、指揮活動に必要な資機材を装備した車両をいいます。この指揮車につきましては、1署1台の指針が示されていることから、未整備となっておりますが、現在、指揮体制の強化を目指しているところであり、今後、計画的に整備をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

計画的に整備をしていきたいという答弁です。

この指揮車を入れるだけでも消防職員はふえるんですよ。だから、今言われたように、指揮車が必要だということであれば、当然現行の人員では足りないということなんですよ。そこをはっきりしてもらわんと、車両だけ入れれば回るという話じゃないですね。車両を入れれば、それについてくる職員を補充しなきゃならん、こういう問題なんです。だから、もうこれは明らかに足りないということですね。

それから、車両の問題についてはこの指揮車だけが基準に満たないということなんですけれども、

問題は職員なんです。62%の充足率ということですね。私もこの問題でいろいろと職員の方から話を聞きました。

具体的に紹介をしたいと思うんですけども、どんなことがこの充足率が低いことによって現場で起こるのかということなんです。昨年1年間で、火災で出動したのは26件、そのうち整備指針に充足をした乗車人員だったのが12件です、46%。残りの14件、54%はいずれかの車両が整備指針で示された人員より少ない人数で行っているんです。例えば、4人乗車のところを3人で行く、こういうことですね。

例えば、亀山消防署の最低のときの人員というのは7名なんです。これは日によって少し変わりますけれども、例えば、昨年2月23日の火災のときに、タンク車1台で、これは4名乗ります。それから、ポンプ車1台で3名ということで、7名の人員がすべて出動してしまうわけですね。そうすると、これで7名が全部出ると署が空になりますのでどうするかというと、休みの職員を呼び出している。で、来てもらうという形をとる。それから、今ポンプ車で1台3名と言いましたけれども、これは整備指針でいくと4名必要なんですよね。だから、これも4人で乗らなきゃならないところを人員の問題で3名で出動せざるを得ないと、こういうことなんです。

こうしたポンプ車が4名のところを3名で行くと、どういうことになるかということですね。実際に作業はできるんですけども、話を聞きましたら、ポンプ車の場合にポンプの作業をするのに2人の職員が要ると、それからホースをつなぐのに2人は要る。だから、4名というのはそういう数として出されているわけです。そうすると、それを3名でやろうとするとどうしても時間がかかってしまう。消火を始めるまでに時間がかかる、こういうことが起こるわけですね。だから、この4名というのは何も漠然とした数字ではなくして、最低それだけは要るという数字なんです。それを下回っているということが現実に起こっているわけです。

それから、関の消防署の場合も、最低人員5名なんです。去年、土山で新名神の火災が起こりまして、応援に行きました。このときに、タンク車1台4名とポンプ車1台、このときは2人で出動したんですけども、指針では4名要るんです。ところが、そのときの出動人員が6名だったんですかね、だからそういうふうになる。だから、関消防署も呼び出しをかける、こういう対応をしているわけですね。

常に、指針に足りない分は休みの職員を呼び出すというようなことをしょっちゅうやっているわけですね。例えば、関消防署から出るにしても、電話をまず空になるんで亀山消防署に転送できるように手続をしたり、全部閉めてから出るとか、こういうこともやって出動するわけですね。だから、やっぱりこういう指針に満たない人員であるということが、さまざまな面で問題を生じているわけですね。

例えば、休みの職員が呼び出されている回数を調べてみましたけれども、1年間で呼び出されたのが17回ありました。そのうち、出動が1年間26件ですから、65%の出動に呼び出しがかかっているわけですね。こういう実態なんです。こういうことをすると、時間外の勤務手当もかかりますし、そういう問題も出てきますね。やっぱりこういうような、充足していないことがいろんな形で問題を起こしている。だからこそ、この整備指針に充足を求めるということは必要だろうというふうに思います。

今後、この充足率をどのように引き上げていくのか。私は、少なくとも国の平均である75%は

当面の目標として早急にやるべきだというふうに思うんですが、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

出動車両に対する人員でございますが、現行の勤務体制では時によって指針で定める人員に満たないこともございますが、限られた人員の中で、迅速、的確な活動や安全管理の徹底ができるよう、緊張感を持って現場活動を行っているところでございます。

充足率の方の達成につきましては、これも車両やらそのようなものと一緒に計画的に整備していきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私が求めたのは、今62%の充足率を少なくとも全国平均の75%を当面の目標にして充足率を高めたらどうだと、こういうことを聞いているわけですよ。

市長、どうですか、これ。当面、充足率を上げるという方向は考えられませんか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

消防力について、服部議員がしっかり研究いただいて、うちの消防職員からもいろいろ事情をお聞きいただいたと、消防長の立場で御礼を申し上げたいと思います。

そこで、消防力についての議論でありますので、私の考え方というのをまずもって申し上げたいなあと、そしてご質問の、75%に近づける、どう考えているのかを申し上げたいなあとと思います。

ご承知のとおり、消防を取り巻く環境というのは刻々と変化をする、これは明らかであります。ですから、現在の亀山消防本部が保有する消防力というのは、昨日も少し触れさせていただきましたですけれども、62年の歳月の中でその時々課題、そういったものを対応するためにしっかり充足させてきた、私はこのように認識をしております。

そして、この62という数字であります。全国平均よりは13ポイント下回っておりますけれども、私は亀山のこれまでの消防力にかける思い、意気込み、これは市民の皆さん方のご理解のもとでなし得たものやと、このように感じておりますし、その比較の目安として、県の消防率の今の現状というのは、先ほど次長が触れさせていただきましたように53.9%ですから、当然8.1ポイントほど当市の消防力というのは高いわけであります。決して誇示するものではありませんが、県下の15消防本部の中でも3番目に位置する消防力の今現有勢力であると、私はこのように考えております。

そして、議員、十分にご理解いただいてあえて触れられませんが、私が申し上げたいのは、この整備指針並びに消防組織法の根底に流れるもの、特に指針の27条に、私に課せられて

おる責務というのが明確に記述されております。それはどういうことか。現有する消防力をいかにして最大限に、その時々的情勢にマッチするように發揮でき得るか、それを考えよと。それを果たす仕事というのが消防長の仕事であるぞと、こういう規定であります。私はしっかりそれを踏まえて、プロパーの皆さん方と日々の消防力の確保に向けて今研究をし、実践をしているところでございます。

そこで、序論は以上でございますけれども、お尋ねの全国平均の人員75%にいかにか考えるかということでもありますけれども、私は昨日の議案説明の中でも申し上げましたように、今、消防力適正配置調査に関する予算を上げさせていただきました。これは私がこの新体制のもとで判断をさせていただいて、補正の予算としてこの議会に提起をさせていただいたわけでもありますけれども、これは今の時期に上げさせていただく、これが意義があると、このように考えて上程をさせていただいたところでございます。そのことによって、しかるべき分析結果というのは明示されるわけでありますので、私はそれを尊重しながら、そしてまた当然のことでもありますけれども、市民の皆さん方のご理解とご支持に基づいて対応してまいりたい、このように考えております。以上です。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

最初にも言われましたけど、現在の人員が適正なものでは、私はないと思うんですよ。というのは、この間、本当に国がやってきたのは、公務員の数を減らすということ。これは消防職員も例外ではないんです。そういう中で減らされてきている、ふやすことができない、そういうのがこの整備指針との人員の差になっておるわけですよ。それが現実、先ほども言いましたように、現場へ出たときに支障が出てくる。市民の安心・安全の立場から、それは現行の人員で最大限努力はしていただいています。けど、それでは足りないんですよね。だからこの整備指針に沿ったような形で人員をふやすべきだということを言っておるわけですよ。

だから、そういう意味でいくと、決して今までのが地域の実情に合った、きちっとした数であってということではないということですね。このことをまず言っておきたいと思います。だから、そういう意味でいきますと、やはり必要であろうというふうに思いますので、これは調査結果が出て、もう一度、また再度私も質問をしたいと思っておりますけれども、時間がありませんので次の問題に入っていきたいと思っております。

次に、浜岡原子力発電所の運転停止について、櫻井市長にお聞きしたいと思います。

東日本大震災から3ヵ月以上が経過しましたが、福島原発は終息に向かうどころか新たな問題が次々に生じ、終息の見通しは全く立たないというのが現状であります。

福島原発事故で明らかになったのは、一つは原発事故には他の事故には見られない異質の危険があるということでもあります。すなわち、一たび重大事故が発生し放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段がない。被害は空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたって危害を及ぼす可能性がある。地域社会の存続さえ危うくしている。これは福島県の例ではつきりしています。

二つ目に、今の原発の技術、本質的に未完成で危険なものだ、こういうことでもあります。今開発されているどんな形の原子炉も、核エネルギーを取り出す過程で莫大な放射性物質、いわゆる死の



灰を生み出しますけれども、この死の灰をどんな事態が起こっても原子炉の内部に安全に閉じ込める手段というのはいまだないんです。

三つ目に、こうした危険な原発を世界有数の地震国であり、世界一、二の津波国である日本に集中立地していることは危険きわまりないことであります。だからこそ、政府は浜岡原発を停止したわけであります。

四つ目に、歴代政権が電力業界の経営陣とともに日本の原発は安全とする安全神話にしがみついで、我が党が繰り返し警告をしてきましたが、無視して重大事故へつながった、こういうことはつきりしました。

最後に、安全神話を一掃して、原発事故の危険を最小限のものにする最大限の措置をとっても、安全な原発はない、こういうことであります。以上が福島原発から明らかになった五つの点であります。

そこで、市長にお尋ねします。

浜岡原発は、東海地震の想定震源域の真上にある世界で一番危険な原子力発電所だと言われておりますが、亀山市民の安心・安全のために、一時的な運転停止ではなく廃炉を求めるべきではないか。櫻井市長の見解をお尋ねします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

東京電力の福島原発の事故を受けまして、5月6日の総理大臣の運転停止要請によりまして中部電力の浜岡原子力発電所が全面停止をいたしましたことは、想定される東海地震を考えれば当然のことであり、その英断を支持いたすものでございます。

そこで、浜岡原発の廃炉に関するご質問でございますけれども、基本的には需給バランスを考慮した高度な国の政治判断と企業の経営判断により決定されるものでございまして、私自身がこの場で論評する立場にはないというふうに考えております。

しかしながら、震災対策によります安全性確保が担保されない限り、再稼働は難しいものと思われる一方、これは既に廃炉となっております2基を含めて、一定の寿命を超えた原子炉が最終的に廃炉となることは必然であるというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

再稼働は難しいだろうという見解でありました。

私は、今回の問題は、よく防潮堤ができれば再開をすとかというような問題を言いますけれども、津波もありますけれども、ここはやっぱり地震による被害ということ、原子炉自体が損壊するという、このことを考える必要があるんじゃないかと。液状化ということも言われています、御前崎の地域については。そういうことも含めてやらなきゃならないので、津波のための防潮堤ができれば、浜岡はオーケーですよというような話には私は到底ならない。

一たび起これば、今福島で起こっていることが非常に何百キロも離れたところで影響が出ているというのが現実なんですよね。だから、浜岡でもしそういう事態が起これば、これはもう三重県も何らかの被害を免れない、こういうことが明らかなわけです。そうしたら、やっぱり運転停止ではなしに、あそこに原子炉があること自体が問題なんだという立場で廃炉を求めるべきだというふうに、これは強く求めておきたいと思います。

それからもう1点言っておきますけれども、日本世論調査会というのが、今月11、12日に実施した全国世論調査で、原発に対してどういうふうな考えを持っているかということ調べておりますけれども、廃炉を求める意見というのが82%に上っています。現状維持はわずか14%です。こういう事態、今の本当に深刻な事態を受けてこういう世論になっていることだけは申し上げておきます。

次に、県内の原発の問題であります。

中部電力がことしの2月に経営ビジョン2030を発表いたしまして、その中で、新たな地点において300から400万キロワット程度の開発を目指し全力を傾注しますというふうに書いています。これは場所こそ書いていませんけれども、新たに2基から3基の原子力発電所を設置する。それはもう三重県内も当然その中に含まれている、こういうことであります。

福島ですら大変な状態になるのに、県内にそういうことが起これば、これは福島の比ではないわけでありまして。県内の市長でも、私を知る範囲では、伊勢市長、志摩市長、鳥羽市長、それから南伊勢町長、紀北町長、紀宝町長が、県内の原発設置に反対しました。それから、県知事も今の時点では到底認められないだろうというふうに表明をされております。

そこで、県内について、櫻井市長の原発設置に対する考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

県内での原発立地について、市長の考えはということでございますが、私自身、昭和30年代の後半から県政を2分してまいりました芦浜原子力発電所の立地計画は平成12年、当時、北川知事の白紙撤回表明を受けた中部電力の太田社長の白紙表明ということで、事実上の中止となったことは非常に記憶に新しいところでございます。

当時、緊迫をいたします県内の推進派、反対派が対立をする中で、私自身も県政の歴史的な瞬間に議員という立場で立ち会ったわけでございますけれども、政治の苦悩だとかダイナミズムだとか、これを体験したということは11年たった今でも本当に鮮烈な印象として記憶が残っておるところであります。したがって、当時の芦浜原発の立地計画自体は既に白紙となっておるものというふうに認識をいたしておるところでございます。

さらに、今後の本県への電源立地につきましては、国が一貫して責任を負うことや、安全性や地域の同意などを示した県の基本方針であります四原則三条件が大前提であるというふうに認識をいたしておりまして、このたびの福島原発が大変厳しい状況下にございます現在、県内への立地を議論する余地はないものというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

### ○18番（服部孝規君登壇）

議論の余地はないということで、市長としてもこれについてはくみしないというふうに理解しておきたいと思います。

私たち共産党は、先日、原発からの速やかな撤退と自然エネルギーの本格導入に向けた国民的な議論と合意をつくり出すということと呼びかける提言を発表いたしました。この提言の中で、原発からの撤退をまず決断する。すぐに全部とめるというんじゃないですよ。まずそういう決断をする、ドイツのようなあれですね。5年から10年以内を目標に、原発ゼロのプログラムをつくる。そして、自然エネルギーの本格的導入と低エネルギー社会に国を挙げて取り組む、こういう方向性を提言しております。

特に、エネルギー消費削減のかぎは、大量生産・大量消費・大量廃棄、24時間型社会などのエネルギーを浪費する、こういう社会の根本的な見直し、このことをしない限りできないだろうというふうに思っております。

今の日本の社会を見ていますと、工場では昼夜交代で連続作業が行われますし、あらゆる分野で夜中まで働く社会になっています。民間や公共でも、夜遅くまでサービスを提供することが消費者のニーズにこたえるよい事業者であるかのように言われております。夜中まで働く人がふえれば、商業や交通などの夜間サービスも拡大し、さらに深夜労働とエネルギー消費がふえるわけでありませぬ。こうしたことを私たちは24時間型社会というふうに呼んでおるわけですが、こうした24時間型社会を見直すことで低エネルギー社会へ変換をしていく。これは決して不自由な生活を強いるということではなくして、むしろ余暇を過ごせる時間がふえるとか、そういうようなことで人間として豊かな生活をできるような、そんなふうな労働の環境からあらゆる面を変えていく必要があるんじゃないか。そのことによって、エネルギーを使わずに済むような社会、そういうものを求めるべきではないかというふうに私たちは考えておるわけです。

そこで、最後に櫻井市長にお聞きしたいのは、今後のエネルギー政策、特に亀山市としてどんなことを考えてみえるのか、もしありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

### ○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

### ○市長（櫻井義之君登壇）

今後のエネルギー政策についての考え方はいかがかということでございますが、申し上げるまでもございませぬけれども、資源に乏しい島国日本のエネルギー政策は国家の根幹にかかわる国家戦略、重要政策、このように基本的に考えておるものでございます。一方で、戦後66年、私たちが手に入れてまいりました豊かな社会生活や産業発展は、原子力を含むエネルギー政策によって実現してきたことは、これもまた事実でございます。

今回の原発事故を受けまして、今後のエネルギー政策を考えるときに、現在の4%と言われる我が国のエネルギー自給率を高めること、さらには今日までの原発依存を脱して自然エネルギーや新エネルギーの比率割合を高めるような質的転換がなされるべきであるというふうに考えておるところでございます。

こういう考え方に立って、国と地方それぞれ対応のレベルは違うだろうというふうに考えており

ますが、亀山市といたしましても、今日まで地球温暖化防止推進計画に基づいてさまざまな施策展開を行ってきておるところでございます、とりわけ太陽光発電の設置支援でありますとか、さまざまな具体的な施策を展開いたしておることは議員もご案内のとおりでございますけれども、そういうことを亀山市として持続可能なまちづくりをしていく、これも重要な政策の一つと認識をしながら、亀山市としてできることをしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今回、浜岡原発の問題、それから県内の原発立地の問題、エネルギーの問題、いろいろとお聞きいたしました。福島を見ておりますと、本当に原発というのは一たん暴走するともうとめようがない。とめるすべがない、こういうものだということですね。だから、浜岡で万が一、それから県内にもし設置でもされれば、それは本当にもろに亀山市民の安全・安心に降りかかってくる、このことが福島の教訓ではないかと私は思っています。決してオーバーな話ではないんだらうと思います。

その点でいきますと、ドイツ、それからイタリア、スイス、こういう国が日本の福島の現状を見て、直ちに原発から撤退をします。すぐにはできませんけれども、そういう方向を決められたことは私はすごいことだと思います。

それに引きかえ日本の政府は、みずから国内でこういう重大な事故が起きているにもかかわらず、いまだに原発からの撤退ということは言わないわけであります。私は、まず原発からの撤退ということを明確にした上でこれからどうしていくのか。直ちに原発を全部とめるわけにはいきませんが、まずそこからスタートすべきじゃないかというふうに思いますので、今回こういう質問をさせていただきました。

どうか今後も、亀山市として取り組める新エネルギーの施策というのは、私はあろうかと思いません。太陽光発電に対する補助をふやすとか、いろんなことが私は可能だらうと思います。1ヵ所で大きな電力を供給するというやり方は、もう私は古いのではないかな。だから、小さくとも少しずつ地域で電力をつくる、そういうふうなことも考えていく必要があるんじゃないかな、そういう時代になってきたんじゃないかなというふうに思いますので、そういうことも含めて、今後亀山市でも新エネルギーをどう進めていくのか、原発に頼らなくてもいいようなエネルギーをどう進めていくのかというのは、国だけが考える問題ではなくして、亀山市もぜひ考えて進めていっていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

18番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時41分 休憩）

---

（午後 1時51分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

2番、公明党、新 秀隆でございます。

通告書に従い、一般質問に入らせていただきます。

今回は、危機管理体制というところでインフラ状況について確認させていただきたい、またお伺いしたいところがございます。

まず、現在、自然災害また人災においても、非常に危機管理を募らせる昨今でございます。現在はテレビ、ラジオ、携帯電話、パソコン等のメディアが非常に進化しておりまして、そういうふうなメディアに乗り音声、また文字によって飛び交っている現代社会でございます。すべてこれらも、受ける側の通信機器と備えができて初めてのことでございます。しかし、そういう中でもデマやうそとか、そのようなものもたくさん出回っております。この辺を、いかに情報を正しく認識し、また選択していくことが自身の生命を守っていくという重要なことではないかと思われま。

そこで、亀山の現在の幾つかの情報発信について伺わせていただきたいと思います。

まず初めに、現在、安心メールというのが亀山市では運用されておりますが、この辺につきまして、安心メールについて登録者の、個人情報とかそういうのは別として、件数、また運用上市民の方からのいろんなお声が出ておると思いますが、その辺のまとめていただいたものがあるのかとか、そして市民の声を反映してまた今後の施策等をお伺いしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

新議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

安心メールの登録とか運用状況についてでございますが、メール配信システムにつきましては、現在、システムに3,370人が登録されておりまして、緊急情報、防犯情報、イベント情報、防災情報を送信させていただいております。また、本年6月1日から、亀山市に気象警報が発令された場合や、また亀山市に震度4以上の地震が起こった場合にメールを送信しておるところでございます。さらに、メール配信システムを活用して、メールモニター制度としてアンケート調査を行っております。

このシステムの活用とか市民のお声というのは、特に集約をさせていただいておりませんが、こういった気象情報などは非常に役に立つというふうなお声はいただいております。

今後でございますが、先ほど言いましたメールモニター制度なども活用させていただきながら、この安心メールのあり方についても、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

現在は3,370名ということで、また地震速報、気象情報等盛り込まれた内容で充実しておるということでございます。またその辺、ニーズがいろいろ上がってくることに對して、柔軟に対応させていただきたいと思っております。

そして、屋外スピーカーの件についてでございますが、こちらの方ですが、いろんな通信網がございますが、いろいろまだ現在のメディアについていけないという方々も、また精通されていない方々もたくさん見えると思います。そういう中で、現在、関地域のみではございますが、屋外のスピーカー、通称、同報無線と呼んでおりますが、こちらの運用につきまして、亀山全域を通してこういうものがあつたらいいなあとか、そういうふうな要望があるのかということが1点と、緊急時にいろいろ運用があると思うんだけど、そのような緊急時に対する対応が瞬時にとれるのかというのが2点と、そして音声の精度とかメカのメンテナンス等について、その辺の運営、また今後の保持について、どのようにお考えをお持ちか、お伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

まず屋外スピーカー等の問題点についてということでご質問をいただきました。

関支所には、全関地域に情報伝達を可能としました同報系防災行政無線設備が設置してございます。これと同様のシステムについて、亀山地域に設置してほしいという旨の私どもへの直接の要望は、現在のところまだ聞いていないところでございます。

それと、現在の伝達システムでございますけれども、亀山市における防災情報伝達手段といたしましては、先ほど申しました関町の同報無線の活用、これを主としまして、その他にケーブルテレビの文字情報、携帯電話の安心メール、それと広報車による巡回の周知となっております。対策本部が設置されましたら、これらの情報手段をもって市民に周知をさせていただくということになっております。

それと、音声の精度の問題点ということでご質問をいただきましたんですが、特にスピーカーから流れる放送については、同時に放送を行うことで隣接のスピーカー同士が同周波で送出されることになりまして、音声をちょっと打ち消したりというようなことがございます。その音声を確認できないことになってしまうといった問題等がございますので、近隣屋外スピーカーからの同時発信について避けさせていただいているところでございます。

また、屋外スピーカーから音声聞き取りにくいという住宅に対しましては、300世帯の屋内型の戸別受信機の貸与を行っております。このような手段により聞こえにくいといった苦情等は特にいただいております。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

特に聞こえにくいというお声はないということですが、聞こえにくいのは私だけかもわかりませんが、うちの家だけかもわからないんですけど、非常に聞こえにくいところがありまして、そういう面につきましても、今からちょっとご紹介させていただきたい点もございますので、それは後ほどということで、現在のインフラの状況について、災害が起こったときの通信網についてちょっとお伺いいたしますが、各施設、避難所等設定されておりますが、そちらの役所等配信の、その辺の通信網についてお伺いしたい点がございます。

そういうふうな設備があるとして、ありましたらそちらの日常の点検とかメンテナンス、バックアップとか、停電時の対応とか、その辺についても同時にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

代表避難所間、また本庁防災関係機関との通信となりますと、現在、衛星携帯電話を活用させていただいております。衛星携帯電話は県下ではいち早く導入し、災害時に避難所となる各学校施設やコミュニティセンターを中心に101台をきめ細かく配備しており、市災害対策本部との通信を可能とした設備として構築してございます。一般電話が不通となりましたとしても、衛星携帯電話は通話可能であり、今回の東日本大震災においても注目された設備でございます。

このメンテナンス等についてということでございますけれども、衛星携帯電話の保守点検等については、法定点検等を必要とする設備ではないため、通常の携帯電話と同様に、平常時に充電し通信を行うものとしたものでございます。平常時での充電等維持管理につきましても、災害時に避難所となる各学校施設等をお願いしているところでございます。

それと、停電時の対応の問題でございますけれども、平常時に充電が完了できている状況であれば、通信・通話が可能でございます。2時間を可能とした設備でございます。また、避難所に配備を計画しています自家発電機を電源として充電も可能となっております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

確かに衛星電話の101台というのは非常に、けさほどの新聞等にもございましたが、鈴鹿では1台ということで、それに比べると亀山市の101台というのは、本当にその辺は危機管理について意識をお持ちいただいていることだと思います。つきまして、使いたいときに使えないという状態ではいけないし、機能的に使えてもそれを使える人がいないということでも困りますので、その辺のご指導だけは怠ることのないようお願いしたいものでございます。

そして次に、地域のFM放送設立ということで、こちらは市長マニフェストにも出ておまして、そのことでございますが、近隣の鈴鹿、四日市等につきましては既に設立されておるわけですが、地域的な問題、またスポンサー的な問題もあろうかと思いますが、その辺につきまして、現在の状況をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

地域FM局の設置につきましては、近隣の鈴鹿FM局の現状を情報収集するとともに、調査、検討を行ってきたところでございます。調査、検討の中、やはり亀山市が主体となるFM局の設置については非常に難しいのではないかというふうに考えております。

また、民間によるFM局の設置についても、経費やスポンサーの問題から見ても大変困難であるというふうな考え方をしております。今後、近隣のFM局の活用等も含めて、危機管理面からの検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

今のお話をお伺いすると、しばらくはほとんど設立の可能性がないようなご答弁をいただきましたが、いろいろ工夫されて、今部長がおっしゃられた近隣との協業ということもあるかわかりませんが、実際に今、東北の方では本当に6畳ぐらいの大きさのテナハウス、そういうもので発信をやられて、地域の学生とか、その辺の方のボランティアによる運営とかございます。

これはなぜかという、私がちょっとお話しさせていただいておるのは、先ほど来から言うておる、メディアに精通されていない方がどのようにその情報を受け取っていくかということは大切なことだと思います。ですので、ラジオのスイッチ入れれば情報が流れてくる、また同報無線によりどこにいても聞こえてくる、モバイル系の器具がなくても聞こえてくる、そういうふうなところに安心・安全の亀山市というのを目指していただきたいと思います。

そういう中で、今回、エリアメールサービスというのがあると思うんですけど、鈴鹿の方ではもう既に導入されておるわけですが、今現在の亀山市の状況といたしまして、亀山で販売されている携帯の台数とか、また市民の方の導入についてのお考えが出ているのかとか、そしてこれについて行政としてどういうふうな方向性をお持ちか、この3点についてお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

エリアメールサービスについてご質問をいただきました。

現在の契約状況でございますけれども、エリアメールサービスにつきましては、NTTドコモのサービスとなっております。この社の亀山市内の契約数は約1万9,000台。参考としまして、エリアメール端末の契約数は1万台と確認しております。

それと、エリアメールサービスの導入についての件につきましては、市民の方から、特には今聞いてございません。

それと、市としてのエリアメール導入についての方向性でございますけれども、昨年度、他市、他県の導入状況について確認したところ、当時として導入実績があまり確認できず、導入検討にまで至らなかったという経緯もございます。先ほども申しましたが、携帯電話会社の大手3社、エリアメールサービスの提供を行っている会社が1社であるということから、不均衡が生じる点もあるといった現状にもございます。

当市としましては、当面、かめやま・安心めーるへの登録、配信等を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。



## ○2番（新 秀隆君登壇）

今おっしゃっていただきました、ドコモといたしまして1万9,000台、またそういうことにつままして、今回、この辺の話を持ってあがらせていただきましたのは、やはり現在の天災だけではなく人災という形で、より多くの方が情報を持てば備えられるところもあるのではないかと思います。まして、昨今ありました、井田川の方で郵便局の強盗事件でも、ナイフを持った者が路上を歩くと。そこへ子供が通りかかったらどうなるんだと。それにつままして、周りを歩いている方がその情報を携帯でだったら、井田川といたら今自分がいるところだ、目の前に子供が歩いているというときに、とっさに行ける。より多くの方にその情報が伝達されるということは非常に大切なことではないかと思います。

近隣のところではあまりないということではございますが、その辺、亀山として各市町村をリーダーシップとれるようなぐらい進めていっていただきたい。また、ドコモだけということではございますが、他メーカーのところについても、社長みずからも今回の大震災によりまして考えあるところもおっしゃっておられることもありますので、こういうところを期待持っていきたいと思えます。

そして次に、音声自動サービスと衛生ブロードバンドについては、私の方から若干市の方で確認させていただいたら、あまりその辺の認識というのは聞こえてきていないということでございますが、やはり先ほどの外部的な情報、耳で入るものですね。

この辺が、私の家を出して申しわけないんですけど、ちょっと聞こえにくいなあ、今何言っていたのかなというのを、もう一回聞くときに、亀山のある番号に電話をかけると、先ほど放送されていた内容がそのまま繰り返し流されているというところに電話がつながるといふようなシステムでございます。既に消防の方ではそのような形を導入されているというのはありますんですけど、亀山のところでも、市としても、経済的なところも出てくると思うんですけど、他県のところの市の情報で、17万くらいの人口の市のところでもございましたが、2回線電話6台置いて、大体14万円ぐらいでできるという実績も来ております。

そして、衛星ブロードバンドでございますが、こちらにも既に導入されている市町村もございます。実際に、インシャルコストとして30万円ほどかけて、月々のランニングコストとしては3,500円ぐらいでいけ、またスカイプという衛生の電話ですね、IPフォンみたいな形のものなんです。それをつなげばスカイプ同士は全く無料であるし、これでいう拠点間が無料で話しできるし、またとある契約をすると月々690円ぐらいの金額でかけ放題というふうな製品も世の中には流通してきております。

こういう点につつましても、亀山としてもそういうところのメディアについて目を向けていただいて、前向きな形を検討できる、また私もいろいろこれから情報を提供させていただきたいと思えますので、ぜひ導入という形になっていただきたいなと思っております。こちらはちょっとご案内だけということで。

次に、市民の安心・安全で命を守る防災点検についてというところで、まさに我々公明党が安心・安全で命を守るという防災の点検について、しっかりと確認していきたいと思えます。

まず初めに、各避難所等、今設定されておりますが、こちらの公共施設の防災機能についてお伺いいたします。

拠点施設の常備備品について、どのような形で体制をお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

避難所における常備備品ということで、災害時に有効的であると考えられる設備について、平常時から避難所に備えつけておくよう整備を進めてきておりまして、備蓄備品としましては、乾パン、水、アルファ米などの非常食やトイレ、発電機、毛布などがございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

確かに、いろいろすべてそろえるというのは大変なことだとは思いますが、今でこそこのように暖かくはなってきたんですけど、東北の方については、震災に遭われた当時は寒い状況でございました。電気もない、暖をとるようなファンヒーターのついたストーブも電気がないから動かないということもございますので、先ほど言われました、こちらは阪神大震災の参考の資料が出回っておりますので、そちらの方とかで、やっぱり発電機とか冷暖房、この辺についてが一番需要が高いということもあります。続いて、避難所の電話設備とかテレビ、要は情報収集するような設備とか、その辺についてもやはりお声が高いようでございます。

今回、今後の体制としましては、その辺を一つの常備倉庫でお持ちいただくのか、また各拠点すべてに置くというのもまた難しいとは思いますが、そういうところでの管理体制というのも、乾パンとか、先ほど食物、飲料水等についてもお伺いさせていただきましたので、こちらはちょっと割愛させていただきます。

続きます。環境体制というところで、先ほど服部議員がおっしゃられておりましたんですけど、原発のところについてのことでございます。

午前中にも片岡議員がおっしゃられていた、100キロ先であっても放射能というのはいかほどのように飛んでくるかということもわからないという、100キロ、されど100キロでございます。そういうところについて、現在政府が年間20ミリシーベルトというふうな基準がございますが、1人当たりが自然の放射能としては世界平均で大体2.4ミリシーベルト、日本の平均では1.5ミリシーベルトと言われております。

しかし、昨今ではこの辺も学校の放射能基準や保健所などの暫定基準の撤回という形で、子供の被曝量の最小を強く推し進めるということで、1ミリシーベルトにすべきという声も上がってきておる実態でございます。

そういう中で、先日、市民の方との語る場がありまして、そういう中でお話しさせていただいたんですけど、亀山としてというか、三重県で放射能は飛んできてないのかという、確かに素朴な疑問でございますが、静岡の方でもお茶にいろいろ出てきたとかいうのもありますんですけど、そういう中で、15日でございますか、東京の方では早速、都内100ヵ所においてモニタリングが開催されるとか、月曜日には、金曜日に放射量を測定した状況、中部9県という形で発表されておりましたが、まだ実際に発表されておったのは四日市という形で表現させていただいてございます。

この放射能について、そう飛び交うものではないかもしれませんが、市内での放射能の測定器の有無と、二つ目に、ないときの購入やレンタルの導入の計画があるのかないのか、三つ目に市民への貸与とか、そういう測定の計画等をお持ちなのか。また現在、実際にそういうふうな運用がなされている部署があるのかということについて、お伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

放射能測定機器でございますけれども、放射能測定機器につきましては、消防本部に緊急消防援助隊三重県隊等で出動のための測定器2台、これ以外には保有してございません。

対策としましては、三重県において環境中の放射線量を測定していただいているというところがございます。

それと、レンタル、購入等でございますけれども、今回の東日本大震災後の測定結果につきましても、三重県のホームページの方で随時情報提供をされておりまして、地震発生後においても人体に影響を与えるような測定値は観測されていないというような発表でございます。

このようなことから、放射能測定機器の購入、市民の方々へのレンタル等につきましては予定していないところでございます。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

というような状況というのはわかりました。

実際、東京の方でも、お子さんのことが心配だからといって、ご婦人の方が自分でレンタルをされて、機器を保持されていたりとか、そしてまた最近ネットでも、とある財団法人が無償で貸し出していると、確かに今そういうふうな要請が多いもので、2時間で受け付けも閉め切ったとか、そういうタイムリーな状況にはなってきておりますんですけど、やはりどちらの方も心配ですと。大丈夫だとは思いますが、何か数字を見て安心したいというところもありますので、今後、そういうふうな数値がもし、出ることがないことを願うわけではございますが、やはり皆さんに公表できるような場を提供していきたいなど、お願いしたいもんでございます。

続きまして、防災の総点検ということで、現在、ハザードマップの件につきましては、市の方から亀山市の洪水ハザードマップというのは出ているわけではございますが、その辺に危険な地すべり等の、がけ崩れとか、そういうふうな場所についてのハザードマップも手がけてはいるということですが、実際まだ目にするにはございません。

また、ため池等の危険な箇所、こういうところの管理をどのように今現在行っているかと。そして、市民目線についてというのは、我々では目につかない、現地のお住まいいただいておりますの方々のそういうお声というのが、一番日々目に触れている方のご意見でございますので、そのようなところをどのように吸い上げているかなどということをお伺いしたいと思っております。

これも去る6月10日に、三重県議会におきましても鈴木知事の方から三重県内3,200カ所の避難所の状況調査を再度行うということで、防災再点検運動ということが実施の打ち出しが出て

おられます。市としても、その辺についてどのような動きをされているのかを含めて、ハザードマップの件、ため池の件、そして市民目線の件というところをお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

ご質問のまずハザードマップにつきまして、建設部の方からご答弁申し上げます。

議員ご紹介いただきました洪水ハザードマップにつきましては、鈴鹿川・椋川洪水ハザードマップということで、平成22年3月に作成をいたしたところでございますが、土砂災害ハザードマップ等につきましては、現状としては作成していないというところでございます。

土砂災害に対しましては、従来の砂防堰堤等のハザード対策に加えまして、より効果的に土砂災害を防止するために、土砂災害の可能性のある地域をあらかじめ指定することにより、市民の方々にも認識をしていただくとともに、住宅等の立地の抑制などの対策を講じるということを趣旨としまして、県により現在土砂災害基礎調査を順次実施していただいているところでございます。

今後、この調査結果をもとに、市が土砂災害ハザードマップを作成してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

ため池について、環境・産業部の方からご答弁申し上げます。

現在、亀山市内のため池の個数は326カ所ございまして、日常的には水利組合さんなどにおいて、漏水とかそういった点検は管理していただいているところでございます。

また、ため池の危険度把握でございますけれども、ため池ができてから100年を超えるものや人家との距離が近いものなど、風水害時に特に注意すべきため池として27カ所を位置づけております。

また、風水害とは別に地震対策といたしまして国の点検要領がございまして、この堤高が10メートル以上、または貯水量が10万トン以上、もしくは決壊した場合に人的被害を及ぼすおそれのあるため池、これらに該当するものとして6カ所ございまして、震度5弱以上の地震が発生した場合においては、最優先でクラックとか漏水とか、はらみとか、そういった緊急点検を行うということになってございます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

市民目線からのということでご質問をいただきました。

先ほど、建設部長の方からも、土砂災害についての県の方での準備が進められておりますけれども、これらの準備ができましたら、また環境・産業部長の方からもため池の危険箇所についてもご答弁させていただきましたんですが、これらのものをまたまとめて地元の方へ、マップ化に向けて

の関係各部との検討をしながら、こういう危険箇所のまた集約等をさせていただければというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

あと一つ、市民の方との情報交換の場がどうなっているんでしょう。あるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

市民との情報交換の場ということで、毎年6月初旬に危険箇所点検を実施させていただいております。住民の代表の方ではございますけれども、自主防災組織の連絡協議会の会長さんとか消防団長さんも含めて、こういう危険箇所点検の方の参加もいただいているところでございます。

また、各地域で活動いただいております自主防災組織との情報共有につきましては、防災出前講座等を通じて、各防災組織が行う防災訓練などの機会をとらえ、市民の方々からの貴重な意見をお聞かせいただきながら、全自主防災組織から成る先ほどの自主防災組織連絡協議会においても、防災組織相互の情報共有をしながら、さらなる活動の迅速化と組織の活性化を、引き続きそういう場を通じて図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

状況といたしまして、県と協業にて危険エリアの選定、そしてまたため池につきましてはやはり心配に思われている、お近くでお住みの住民の方は常に心配心があると。その辺も危険度に合わせて段階的な管理をされているということで、先日も雨がたくさん降りましたときには、近隣の自主防災隊の方が雨の中歩いておられたりとか確認されると、本当に頭の下がる思いでございます。そのためにも、何としてもバックアップできるような状態でありたいと常に思っております。

そしてまた防災訓練の方、また自主防災隊の出前講座とか、ああいうのは地域に合わせたような形で行っていただきたいのと、防災マップについても県と協業ではございますが、亀山としての独自の形の発想を常に念頭に置いていただきたいと思っておりますので、その点も含めてよろしく願いいたします。

最後の節電対策についてでございますが、亀山としての節電の取り組みについてでございますが、浜岡原発の停止に伴い、節電対策について、先日、あるサークルによりまして、1班5人から10人程度の4班に分かれまして、私どももワークショップ形式でそれぞれの意見を持ち寄り討議させていただきまして、そういう中でそれぞれの班の代表の方がおっしゃるには、いろんな方、若い人もいればご婦人の方も見えますし、そして電気の職人の方も見れば、また電力会社にご経験がある方とか、いろんな方のご意見を聞いて、すばらしいプレゼンを聞かせていただき、また大変勉強になったというのがございました。

そういう中で、亀山市として今後節電の対策、そういうふうな推進事項、そして市民への節電に対する啓発推進事項、この辺につきましてお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

私の方からは、市役所としての節電対策ということでご答弁させていただきたいと思います。

職員が執務しておる市の施設におきましては、冷房温度の28度設定、昼休み時間の消灯など、環境ISOでの取り組みを基本として現在まで節電に取り組んできたところがございます。

新たな取り組みといたしまして、現在、水曜日、金曜日においてノー残業デーを実施しておりますが、6月から9月までの期間におきましては、特に第1・第3の水曜日をスーパーノー残業デーとして位置づけ、午後6時には業務を終了し全庁消灯するものでございまして、既に2回実施しておるところでございます。また、電力消費のピーク時におきます会議室の冷房使用を抑制するため、7月、8月の会議は午前中に原則として開催するというところでございます。

さらに、クールビズにつきましては、例年6月1日から実施しておりますが、本年は前倒して5月23日から実施しております。

これらの節電対策に取り組むに当たりまして、電気使用状況のモニターや一定値を超えた場合に警報を発するデマンド監視システムにつきまして、現在導入している総合環境センター、斎場に加えまして、新たに本庁舎、関支所、亀山消防庁舎、総合保健福祉センター、医療センターへの導入を予定しております。

また、市の各施設の電気量をグループウェアの掲示板に掲載し、電気使用量の見える化によりまして職員の節電意識の向上を図ってまいっておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市民への啓発という部分でご答弁させていただきます。

この部分につきまして、夏季の消費電力の抑制ということで、市民の方々に省エネルギーに取り組んでいただきますよう6月の広報のときに「徹底、省エネ」と題したチラシを配らせていただきました。それから、昨年度に引き続きまして、家庭における電気使用量などをチェックして、省エネ、地球温暖化に取り組んでいただくということで、エコライフチェック10というの取り組みをしようということで、これにつきまして自治会連合会、また地区衛生組織連合会などにも説明をさせていただきまして、省エネを呼びかけたというところでございます。なお、このエコライフチェック10は7月1日の広報にて全戸配布ということを予定いたしております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

いろいろ啓発というのは、やっぱり地域で皆さんが一丸となって進めていくということが大切だと思います。

そういう中で、電気をつくるということも大切だと思うんですけど、いかに消費を少なくするかということに重点を置いてちょっと今回お話しさせていただきたいなと思いますんですけど、今回のエコの空調についてそういうのも、それと照明についてのことでございますんですけど、実際、現在LED電球というのが消費電力が非常に少ないということでかなり重要視されてきて、以前はすごく高価なものではございましたが、最近になって大分値を下げきております。

そういう中で、また市長のマニフェストの中にも、電気の年間100カ所の防犯灯の設備ということで、先日、新聞にも出ておりましたんですけど、地域の自治会長さんが蛍光灯のものをLED化としたということについて、寿命というのでも延びるし、若干イニシャルコストはちょっと上がりますが、そういう面につきましても市からも補助が確かにあるということでございますが、そういうのをまとめまして、まずエアコンの空調につきまして、こちら現在の自然エネルギーの利用ということで、地中の熱、通称GEOパワーシステムとか、メーカーによっていろいろ名前があると思うんですけど、そういうのを導入されている行政もございます。そしてまた太陽光システムというか、ソーラーではないんですけど太陽の光をそのまま部屋の中へ導入するという、学校とかお役所でも既に導入されているところもあると思います。昼間でも電気をつけない、こういう状態ですね。そういう光の導入について、一切電気をつけなくてもおれるというようなシステムでございまして、今後、市としても新しい設備、また改築等もあると思うんですけど、そういう中でこのような新しい自然エネルギーの、つくるということも大事ですが、使わないでよく、そういうふうな施設についてもお考えがあるかどうかお伺いしたいんですけど、よろしく申し上げます。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

広森総務部長。

**○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）**

自然エネルギーを利用する、地中熱利用システムということでご質問をいただいております。

議員ご提案の地中熱を利用した空調システムにつきましては、年間を通してほぼ一定の地中の温度を利用し、外気に比較して夏は冷たく冬は暖かいという地中のエネルギーを冷暖房などに有効活用できるものというふうにお聞きいたしております。

本市におきましては、これまでにこういった地中熱を利用したシステム導入について検討を行ったといったことはございませんですが、今後、省エネルギー対策を進める中で、設置事例や費用対効果など十分研究を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、エコ照明設備のご提案でございます。

太陽光照明システムにつきましては、太陽光を屋根面より採光いたしまして屋内照明用に有効利用するもので、電気を使わない新しい照明装置として、省エネ、環境負荷低減、電気代節約ができるものでございます。一方で、この太陽光照明システムにつきましては、天候に左右をされるといったこともございますし、自然採光が不十分な高層化や過密化された都市環境において特に効果が得られるものであることから、今後の施設整備の中で導入可能な施設がありましたらぜひ検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員の方から、若干防犯灯についてお話がございましたので、22年度の防犯灯の設置基数は110基、そのうち22基がLEDの防犯灯でございます。なお、22年度末現在の防犯灯総設置基数は4,234基で、そのうちLEDは22年度設置した22基となっております。

また電気料金につきましては、これ全額市が補助しておりますけれども、1,203万3,939円となっております。

それと、LED化の今後の取り組みということで、議員の方からも若干お触れになられた部分でございますけれども、LED防犯灯につきましては、環境に優しく省エネで長寿命でありますことから、近年、LED防犯灯の需要が高まり、価格が補助対象内で設置可能となったところでございます。市では、新設や修理不能により取りかえの設置を希望される自治会に対しまして、LED化をお願いしているところでございます。今後も、LED防犯灯の設置につきまして、引き続き推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございます。

もう時間が来ましたので、これらの設備も被災状況になったときの、どんなときになるかわかりませんが、施設になったときに有効利用できるような、そういう事態になったときのためにもご検討いただき、また推進していただきたいという言葉をもちまして終了させていただきます。

○議長（大井捷夫君）

2番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時43分 休憩）

---

（午後 2時54分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

緑風会派の尾崎です。

通告に従いまして、安心・安全なまちづくり、自然災害への対応というテーマで質問させていただきます。

まずその前に、私の通告の中の要旨で1番から4番、順序立てて書いておりますけれども、1番はともかくとして2、3、4は各個別の案件ごとにそのような順番で進めさせていただきたいと思っております。内容については何ら変わりはないと思っております。

それでは、まず今回、東日本大震災では、現在、3ヵ月たった今もなお避難所生活を余儀なくされていらっしゃる方が大勢いらっしゃいます。死者・行方不明者含めて2万8,000人を超える未曾有の大災害となっております。現在、私たちが住んでいるこの亀山市も決して安全な場所とは



言い切れず、今後、甚大な被害をもたらされると想定される東海、東南海、南海地震が同時発生する3連動地震がいつ襲ってきてもおかしくない状況にあります。

そこで、この3連動地震が起きたとき、亀山市が大きな被害をこうむらないように、またやむなく被害を受けたときに、市としての機能が果たしていくのかを検証したいと思います。

そこで、この3連動地震が起きた場合の想定される被害について、まずお伺いしたいと思います。危機管理局長の方によろしくお願いします。

**○議長（大井捷夫君）**

尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

**○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）**

東海、東南海、南海の各地震がほぼ同時に起こり、駿河湾沖から四国沖を震源とするマグニチュード8.7の巨大地震になった場合の当市の被害想定につきましては、平成18年に三重県から発表されております三重県地域防災計画被害想定調査の結果から、地震の震度は6弱で、人的被害につきましては、最大死者数が約50名、負傷者数約4,000人、罹災者約3万人、避難者数約1,500人となっております。また、建物の被害につきましては、家屋の全壊が約2,300棟、半壊が3,800棟となっております。

なお、この被害につきましては、3月11日に発生しました東日本大震災の被害状況をもとに、今後、国の中央防災会議でも検討され、見直しをされると聞いております。

**○議長（大井捷夫君）**

尾崎邦洋議員。

**○3番（尾崎邦洋君登壇）**

今、想定される被害というのをお聞きしたんですけれども、まずその中で亀山市地域防災計画書というのがここにあります。こんな分厚い本なんですけれども、その中でこういう災害が起きたときにどのように亀山市及び亀山市に住んでおられる住民、そういった方がどういうふうにして災害の復旧を図るかとか、災害を受けないように対応するかとか、いろんなことがここに記載されております。

その中で、この中に計画に関する周知と習熟ということがあります。この文書をちょっと簡単に読ませていただきたいんですけれども、この計画は、防災にかかわる機関、職員のみでなく、市民、企業などを含め、できる限り広く周知を図らなければならない計画であると。本市においては、多様な機会を活用して本計画に定められた内容の周知を図るとともに、職員や防災上必要な施設の管理者は、地震災害時への対処のため、本計画の習熟に努めなければならないと書いてあります。

そこで、危機管理局長にお尋ねしたいんですけれども、この亀山市地域防災計画がいつごろできたのかと、本年4月に危機管理局の方にかかわってこられたんですけれども、これをどのような形で習熟されるための施策が過去にとられたか、危機管理局以外におられましても、受けた教育であればわかるかと思うんですけれども、それと現在、この計画書を職員の全員に配付したのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

尾崎議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

#### ○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

本亀山市の地域防災計画につきましては、17年に関町と亀山市が合併をしまして新市亀山市になりました。災害対策基本法に基づきまして、地域防災計画を備えるということで規定されておりますので、現段階では合併のときから地域防災計画を備えております。

習熟につきましては、各災害関係機関も含めまして、防災計画そのものもお渡しをさせていただいて、そういう災害対策に当たるような形の中でお互い情報交換もしながら進めさせていただいております。

各部署につきましては、ちょっと不確かな部分はありますけれども、各部には防災計画の方を配らせていただいておりますし、先ほど言いました防災関係機関、あらゆる災害対策本部を構成するところには防災計画、それと自主防の方にもお渡しをさせていただいております。

#### ○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

#### ○3番（尾崎邦洋君登壇）

まずここにおられる管理職の方についてお聞きしたいぐらいのことなんですけれども、かわって危機管理局長からお願いしたいんですけれども、この内容は全部読まれたことがありますか。

私が、今回質問しようということでこの本を読んだんですけれども、これ全部読もうと思ってもちょっと日にちが足らなくて読めなかったんですけれども、大体朝から始めて夕方ぐらいまでの時間で、丸2日ぐらいかかって250ページぐらい行くのがやっとなんですよね。それで、書いてあるところにいろんな記載が間違っていたり、誤字がいっぱいあります。そういったことを市の職員から、平成17年ですか、これを配付して、そういうことが全然耳元に届いて変更されていないというのは非常におかしいと思うんですね。読まれていないか、読んでも内容を理解せずに読んだんではないかというようなことが言えるわけなんですけれども、ここで一番特徴的なものがあるのは、地震対策計画の第2章、災害予防計画というのがあるんですけれども、これの73ページです。

毒物劇物の取扱施設の防災計画の中段に、その対策の後に、「激甚災害時の被害拡大を図る」とあるんですね。こんなものは被害を拡大してどうなるのかなあとと思って、私もこれ不思議でしょうがなかったんですけれども、こういう文字をとってみても、このわずか十幾つの文字の中に、また「激甚災害」の甚という字が間違っているんですね。何度パソコンで打ってもこれが出てこないし、携帯で確認しても出てこない。辞書を引いてもこの字は間違っていると。「甚」という字にさんずいへんが入っているんですね。それと、一番何よりもおかしいのがこの「被害拡大を図る」。これを読んだ人が何にも言ってこないというのは、平成17年から今までかかってこういう間違いに気づかないというのは、恐らく読んでいないんじゃないかなあと私は思うわけですね。

周知を図るとかということが書いてあっても、現実には配って終わりのようなことで終わっているんじゃないかというような気がします。もし、知っていてそういう連絡がなくて、それを改定していないとなると、これ一番悪いことやと思うんですけれども、その中に、まだおもしろいのがもう一点あります。

警戒宣言の発令ということで、この後地震が起きますよというときに書いてある内容で、不思議だなあとと思うのは、この警戒宣言の発令という住民避難等の準備をするということで、いつ襲っ

でも逃げられるようにしようという態勢になっているんですけれども、市がとるべき対策の中に、飲料水の確保に関する呼びかけをやると。こんな発令が出た後で、皆さん方、飲料水を確保しなければいけないですよというような呼びかけをやって一体何になるのかと。こういうようなのは平時に行うべきであって、これを聞いて殺到して、また人災とかそういった被害も起きかねないと。そのほかに、水道施設及び資機材の点検と。これでこそ、こんな災害がいつ起きるかわからんとところに点検をして何になるのだというような気がしてしょうがないんですけれども、まず周知徹底について、もし今までやっていないのであれば、今後どのような方法をとって職員に周知していくのか。また、一般の市民とか企業にどのように働きかけて周知させるのか、その辺のところについてお伺いしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局长。

**○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）**

先ほど申されました防災計画の方の誤字・脱字等につきましては、もう一度再点検をさせていただきまして、また修正の方をさせていただきたいというふうに思います。

あと市民への周知等でございますけれども、職員につきましても企業につきましても同様ですけれども、市民につきましては地域防災計画をとりたててさせてはいただいてないですが、防災の出前講座等を通じ、これが私どもの接点でもあるところでもございますので、こういう場を通じて市民への周知をさせていただこうというふうに思っています。特に、最近では地震に関しての出前講座の要望が多い中で、こういう機会をとらえてさせていただければというふうに思います。

先ほど申されました警戒宣言につきましては、東海地震を想定される中で、まだ地震が起こっていない段階での警戒宣言の発令ということの中で、やがて来るだろう東海地震の準備として飲料水を確保と、資機材の点検ということでございまして、そういう形でちょっとマニュアルも当局の方でつくらせていただいて、今準備を終えたところなんでございますけれども、そういう意味合いでの飲料水確保、資機材の点検という形でさせていただいています。

またこれも含めまして、いろいろそうできるのかどうかも含めて点検もしていきたいというふうに思います。

**○議長（大井捷夫君）**

尾崎邦洋議員。

**○3番（尾崎邦洋君登壇）**

先ほど言ったように、誤字、そのほかにそういった誤解を招くような表現等がありますので、ぜひ改めていただきたいと思います。

内容をよく精査していただきまして、またあらをつくつつもりはないんですけれども、あるところに書いてありましたが、火を何カ所かで使っている場合は、3カ所であれば2カ所を消して、その1カ所ですぐに消せる態勢をすとか、そういうことが書いてあるんですね。その後、そういう宣言されたというふうに、地震が発生すとか、その後、二、三行後にガスの元栓を閉めるというのが後に出てきているんですよ。そうすると、3カ所出ているやつを1カ所にして、その後でガスの元栓を閉めるということは、その火も消せということだろうと思うんですね。最近では、まず

一番安全な方法をとれとかいうのが基本になっていると思いますので、ぜひそんなようなことは改めていただきたいと思います。

市長に一つ、最後、現在、そういうような間違いにも気づかなかつたし、まだ周知という面では非常におくれているというふうには私は感じているんですけども、市長にその辺、今さっき危機管理局長としての立場で今後の進め方を聞いたんですけども、市長の方からも、今までのことは別としても、今後どのようにしたいかというのをちょっとご答弁いただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、議員がご指摘をいただきました案件も、現在、地域防災計画そのものの質、この総点検を指示いたしておるところでございますが、今後、国、県のさまざまな防災計画自体の根本の見直しが入ってこようかと思っております。この動きと連動させながら、市としては地域防災計画全般を総点検させていただきたいというふうに考えております。

それから、今、これもあわせてご指摘いただいた市民、もちろん職員、全庁的にはその問題意識と的確な行動を体系化したこの計画自体を徹底的に理解するというのももちろんでございますが、自助、共助、公助という関係を高めていくというのが危機管理上非常に重要なことであろうと思っておりますので、市民、あるいは地域、事業所、また議会の皆様方にもご理解、ご協力をいただきながら、こういうことを徹底していく、このことが大変重要であろうというふうに思っておりますので、今後しっかり臨んでまいりたいというふうに考えるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、続きまして次の質問に移りたいと思います。

市民で大勢の方が亡くなり、また倒壊家屋も結構あるという地震が想定されておるわけですが、亀山市独自の対応だけでは恐らくこれだけの震災が起きたときは限度があると思います。

そこで、また他の地域から支援を受けるというケースもあろうかと思っておりますけれども、そういう中に地域相互支援体制というのがあります。日ごろから、いざというときのために広域的な防災訓練とか、そういったことも非常に大切になってこようかと思っておりますが、具体的にこういう地域の相互支援協定等を結んでいる市町があれば、大体どういう市かというのを教えていただきたいのと、広域的な防災訓練等をこの1年間ぐらい、昨年度だけでも結構なんですけれども、行ったという実績があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

災害時の応援協定でございますが、亀山市が他の自治体との間で締結しております応援協定につきましては、三重県及び三重県内の各市町の相互の応援を目的とした三重県市町村相互災害時応援

協定、三重県内各消防本部の相互の応援を目的とした三重県内消防相互応援協定、そのほか、東海道五十三次及び東海道ゆかりの市区町で相互の応援協定を目的としております東海道五十三次市区町災害相互応援に関する協定、それと昨年11月8日に締結しました、同一地震により被災の可能性が少ない西日本中心の自治体が加入する市町村広域災害ネットワーク協定、これは大阪の泉大津市から宮崎県の日向市までの15市町が加入する協定でございます。これらの協定を結んでございます。

単一の自治体では負担の大きい災害対策ですが、このような協定を締結することで支援を行い、また支援を受けることで被災市町の早期の応急対策を可能にすることができるものと考えております。

広域的な訓練でございますけれども、これの実施状況でございますが、三重県が実施します防災訓練への参加のほかに、先ほど申しました市町村広域災害ネットワーク協定に基づく訓練では、協定締結市町で実施される防災訓練に参加するとともに、去る5月27日には、衛生ファクス等を使用した情報収集及び伝達訓練を実施したところでございます。また、それぞれの協定において、意見交換などを目的にした担当者会議が開催されており、当市も積極的に出席をしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

この三重県において被害を受けるのは、亀山市だけでなくいろんなところにわたると思います。そういった中で、先ほど西日本中心とした広域のネットワークでそういうような協定があるということで、これで少しは安心したんですけれども、県内では三重県と三重県内の市町とのそういうような防災訓練等も行ったということですので、今、一番大事なのは、いつ起きてもおかしくないという地震が、きょうの今起きてもおかしくはないわけなんですけれども、そのためには十分な備えとしてぜひ行っていただきたいと思います。

次に、過去の実績や今回の東日本大震災を見てもわかりますように、震災後にまず力を発揮するのは消防署員及び亀山市の職員、亀山警察署の方などになると思われれます。大地震が起きた直後には、近隣市町も同じように被害をこうむって、他の市町に応援体制がとれるものとは思いません。

そこで、ますます亀山市独自の対応が必要になってくるというふうに感じますが、亀山市の市町で防災訓練とか、また行った実績があればそれをお話ししていただきたいのと、避難所の点検、先ほどもよく似たような質問が新議員の方からもありましたが、避難所の点検ですね。先ほどは食料品とか、そういう備蓄が多かったんですけれども、実際にバックアップの電源とか、もし避難所の方に置いてあれば、そういった点検も行っているのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

尾崎議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

市の訓練の実施状況ということでございます。

昨年度は、市役所の機能が停止する閉庁後の時間帯や閉庁日に大規模な地震災害が発生した場合

の、市内の各地域において速やかに被災者に対する救援や災害情報の収集を目的に、代表避難所の指定職員を専任いたしました。このことから、7月15日、代表避難所指定職員研修を実施しましたほか、9月26日に昼生小学校を主会場として実施しました亀山市総合防災訓練では、その職員が災害時と同様の避難所の開設を行ったものでございます。

避難所の点検状況でございますけれども、先ほど新議員の方にもご答弁させていただきましたが、食料品、非常食、発電機、トイレ等、毎年点検を行わせていただいております。特に、発電機等につきましても、避難所だけに設置のものではなくて、中核となります中央防災倉庫とか関倉庫、そこら辺についても点検をさせていただいているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

ちょっと確認したいんですけど、避難所にはすべて発電機というのは設置されているのかと、もしわかればそのバックアップ電力の自家発電機の能力についてちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

各代表避難所の方に発電機等があるのかということでございますけれども、発電機等につきましては、神辺小学校、それと西小学校、すべての小学校、代表避難所に発電機は配置はなっておりませんが、先ほど申しました西小、神辺小学校、それともう一つあったんですが、まだ途中の段階でございます。これはこれからの計画の中で、各代表避難所の方へ発電機等の備蓄もしていきたいというふうに考えております。

ちょっと答弁を後にさせていただきたいんですけど、発電機の能力については後ほど答弁の方をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

予定の時間を上回っておりますのであれなんですけど、次には情報伝達をお聞きする予定だったんですけども、時間の関係上ちょっと飛ばさせていただきます、緊急時における医療体制、このことについて、次ちょっと聞きたいんですけども、まず災害が起きたとき、亀山市の拠点病院となるのが医療センターというふうに決められております。

ことしの4月以降、三重大と寄附講座を開設したことによって救急医療体制も以前に比べて充実したというふうに思っております。こういった災害時の医療センターの役割というのは非常に大きなものになってくると思うんですけども、その災害時における医療センターの役割と、医療センターのバックアップ電力体制、要するに能力ですね。その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

尾崎議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

地域防災計画におきましての当センターの役割でございますが、先ほど申し上げました防災計画におきまして、市内の拠点病院に当センターは指定されております。その中の役割としましては、災害時の医療機能の維持、医師、看護師等のスタッフの確保、トリアージの実施、重傷者を収容するスペースの確保、遺体安置場所の確保などの体制をとることとしております。

さらに、エネルギーの供給が途絶えた場合、特に電気につきましては、当センターとしましては、ガスタービン発電設備による自家発電対応となっております。この自家発電設備につきましては、病院機能を最低限維持する箇所への電力供給のためのものであり、灯油を燃料として約1週間の電力供給が可能と考えております。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

ガスタービン設備で灯油をたいての1週間というふうにありましたが、これは灯油が備蓄されていて、備蓄されたものを使っての1週間かどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

燃料は灯油としておりますが、当センターにおきましては1万5,000リットルのタンクを二つ持っております。さらに、片方の残量が2,500リットルになったときに必ず補給を1万2,000するというを繰り返しておりますことから、先ほど言いました1週間というのは備蓄で持つと。さらに供給があればそれ以降も対応可能と考えております。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

1週間、備蓄の燃料でもつということを知ってちょっと安心したんですけども、そのほか、災害時拠点病院ということで、また医師の方が亀山在住の方ばかりではないというふうに考えられるわけなんですけれども、そういうときにまず重要なウエートを占めてくるのは、亀山医師会の連携だと思いますが、医師会との連携について、現状でどのようになっているかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

尾崎議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

災害時には、各医療機関における治療、負傷者等の収容が困難な状況になることは必然でありますことから、本市では亀山医師会との間で、災害時医療救護活動に関する協定を締結し、同医師会で構成する医療救護班を代表避難所等に派遣いただき、負傷者に対する応急処置に当たっていただ

ける体制を整えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

現状、この防災計画書、亀山市と医師会、その辺との協定で避難所における開設ということと、医師1名と看護師2名ぐらいの体制だったと思います。こういったパイプをさらに広げていただくように、今後また折衝をしていただきたいと思います。

次に、時間がどんどん過ぎておりますので先へ行きたいと思っておりますけれども、消防庁舎のバックアップ電力、これについてお尋ねしたいと思います。

災害対策本部の第2順位ですね。第1順位が亀山市となっておりますので、ここがもし被災した場合には災害対策本部が消防庁舎に移るとのことだと思いますが、バックアップ電力が、能力が足りないということになると、かなりダメージは大きくなると思っておりますので、その辺のバックアップ電力についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防本部の電気等のバックアップ体制でございますが、電気が遮断した場合、消防施設には停電時4時間から10時間連続可能な自家発電装置を備えております。また、燃料を給油することにより、災害救助のタイムリミットと言われております3日間、72時間にも対応可能となっております。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

4時間から10時間というのは、現在備蓄されている燃料をたいての話だと思うんですけれども、最低限72時間は必要だと思いますし、また緊急時、油を買いに走るとか、どういう形で補助をするのかわからないんですけれども、今後、こういったことを72時間燃料が足りるような、そういう増築とか、備蓄を考えた設備を考えておられるかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

東日本大震災に伴い、今年度の初めに、亀山でもこういう震災があった場合、第2の防災拠点として消防本部が指定されていることから、関係部局によって第1回目の打合せを実施し、来年以降、計画的にそのような対応を実施していきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

安心・安全のために、そういった設備もぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

先ほどの質問、危機管理局長の方にさせていただきましたバックアップ電源、避難所におけるも



のと、また後で答えていただきたいんですけど、亀山市のこの庁舎、ここが第1番目の災害対策本部の拠点になる場所なんですけれども、こちらの方のバックアップ電源についてもお聞かせください。一番最後で結構です。

続きまして、先ほど消防のバックアップ体制についてお聞きしたんですけども、今回の東日本大震災でも、消防団の活躍というのは非常に大きな役割を果たしておりました。三重県の消防団はどのようになっているのかということで、三重県内を見たときに、昭和31年には2万3,263名いたものが平成23年には1万3,000ということで、昭和31年から今までの間に、三重県内で約1万人の消防団員が減っております。

そういう中で、亀山市は先ほど櫻井議員の雑談の中で415名いらっしゃるということをお聞きしたんですけども、またこれも三重県内の中では消防団のこの人数があまり大きな変動なく、非常にいいことというふうにお聞きしているんですけども、消防団の役割ですね。私は議員になってこういう勉強をするまでは、消防団というのは火が出たときに消しに行く人かなあというふうなことを考えていたんですけども、そうでなくて水害とか地震におけるいろんな役割というのがこれを見て記載されておりました。

2年ほど前になりますけれども、不幸にしまして中学生の子が忍山神社のダムというか、その辺で悲しいことにお亡くなりになりましたけれども、あるとき私は市議会議員でもなかったし、そのとき小坂議員とたまたま一緒にいまして、夜そういうような一報が届くと同時に忍山神社の方へ行きましたら、私の知っている消防団員があつた忍山神社の裏から亀山駅を超えた天神町の方まで、明かり一つで下っていき、そしてまた折り返してまた見て、ずぶぬれになっているような姿を見て、非常に消防団というのは幅広い活躍をやっているんだなあということを感じております。

それと同時に、今回の東日本大震災ではいろいろ、女性アナウンサーですか、住民に対する避難を呼びかけながら実際に自分がその津波にさらわれたとか、また兵庫県警、先ほどつい最近テレビを見ておりましたら、阪神・淡路大震災で助けていただいたということで、そのときの機動隊の方が、腰までつかりながら、亡くなられた方が行方不明になられた方を一生懸命になって捜索されておりました。何と云っても、こういうときに大きな力を発揮するのは消防力とか警察力、また市の職員だと思います。

そういった中で、ちなみに、先ほども服部議員の方から亀山市の消防本部の人数を62%から75%まで引き上げてはどうかという話がありました。私は、ちょっと切り口は違うんですけども、市内の消防はどのような状況になっているかというのをちょっとインターネットで確認しました。鈴鹿市は人口が20万で管轄面積が194平方キロメートル、それで職員182名、救急車は8台です。消防署と分署は6カ所、職員1人当たりで見ると、1人当たりが1,113名の方を見ていると。1人当たりの面積にすれば1.06平方キロメートル、こういうことになります。鈴鹿市とはちょっと比較にならないかも知れませんが、名張とか熊野も調べたんですけど、熊野はちなみに人口が少ないんですね、亀山より。1万9,555人でも管轄面積が541平方キロと非常に大きくなっております。署員は81名、救急車は5台、消防署、分署を合わせて4カ所で、署員の1人当たりが241名を見ていると。1人当たり6.67平方キロと。これとは比較にはならないんでしょうけれども、亀山市の人口が約5万として、管轄面積は190平方キロで署員は73名、救急車は3台、消防署は2カ所ということで、これは1人当たりを見ると署員1人当たりは6

84名、1人あたりは2.6平方キロメートルという面積を1人で見ているという単純計算にはなりません。

そういう点からおきまして、亀山市の消防本部も他市に比べまして署員や分署の数等を調べてみるとやっぱり少ないところもあろうかと思えます。また、今、亀山市も北東地区において分署をとという計画もありますけれども、ぜひ私は実現させていただきたいと個人的にそのように思っております。以上ですね、消防に対するのは。

次にお尋ねしたいんですけれども、この中で市民がこういうような防災の活動に入ろうとすると、その中で問題になるのが、組織として現在あるのは自主防災組織というのはあります。亀山市もこれを推進しておられると思えますけれども、実際に何地区あって、まだ自主防災組織ができていない地区はどれぐらいあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

**○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）**

自主防災組織の件につきましてご質問をいただきました。

今年の3月末現在で結成数は、対象180地区に対しまして147団体、組織率が82%となっております。

ちょっと先ほど答弁をできなかった分についてさせていただきます。

避難所に設置の発電機でございますけれども、代表的なものとして、出力900ワット、連続運転可能時間として、最大で8.7時間となっております。

もう一つ忘れていました。庁舎の電力が遮断された場合の件でございますけれども、災害時に電力が遮断された場合の市役所の本庁の方の電力確保につきましては、自家発電装置と、災害時における復旧機材のレンタルに関する協定により、発電機のレンタルによって対応することとなっております。市役所の自家発電装置は、予備燃料を含め10時間以上は使用可能となりますが、その後につきましては、三重県石油業協同組合亀山支部との災害発生時における燃料の供給協力に関する協定によりまして、応急燃料の供給の優先的な支援を受けることで一定期間の電力は確保できるものと考えております。

**○議長（大井捷夫君）**

尾崎邦洋議員。

**○3番（尾崎邦洋君登壇）**

亀山市のこの庁舎についてなんですけど、10時間というのは非常に短いと。近年、建てかえられました鈴鹿市の場合は、燃料補給なしに72時間、3日間備蓄燃料でもつというふうになっております。やっぱり災害のときの拠点となるこの亀山市の庁舎、建てかえるときにはそのようになるんかもわかりませんが、災害は建てかえてから来ると決まったものではありませんし、ぜひ石油協同組合の太いパイプ、細いかどうかわかりませんが、とりあえず緊急時に物を運ぶというのは恐らく大変なことだろうと思えます。道路が寸断される可能性もあれば、そういったことを含めまして、この庁舎であと何年いくのかわかりませんが、そういう危機管理というのを十分にとっておいてほしいと思えます。

それと、あと自主防災組織なんですけれども、現在82%ということで、33地区、まだ自主防災組織ができておりません。私のいる町内も実はそういうことができていないので残念なんですけれども、今後、またそういったことを推進してやっていただきたいと思います。

なお、ちょっと時間が足りなくなってきたので、これで最後の質問となりますが、耐震シェルター設置事業補助金というのがあります。

どういうことかと言いますと、亀山市も高齢化が進んでいるし、地震のときに素早い対応がとれないとかいうようなことがあります。そういった場合に、一家に1ヵ所だけ、地震に、災害に遭ってもこの部屋だけはもつだろうというようなところをつくる費用に対して補助するという制度であります。高齢化が進みますので、ぜひこういったことの対応も含めまして、今後検討していただきたいと思います。

時間がなくなりましたが、櫻井市長、最後をお願いしたいのは、先ほどからの防災のこういう市のいろんな対応を聞いてきましたが、最後に市長の方からまとめの方でコメントをいただきたいと思っています。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘をいただきましたこと、大きなことから小さなことまで、かなり個別の課題までご指摘をいただきました。

いずれにいたしましても、災害に強いまちをつくり上げていくという視点から、今最善の見直しをかけてそういう体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員初め議会の皆様のまたご鞭撻をよろしくお願いいたします。

（「関連がある」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

3番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時45分 休憩）

---

（午後 3時55分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

それでは、通告に従って、まず最初に住宅リフォーム助成について質問を行います。

住宅のリフォーム助成というのは、かなりあちこちの自治体で広がってきまして、我が日本国八百八州、今で言うと47都道府県ですが、あまり味もそっけもない言い方ですけども、そのうち34都道府県の187の自治体でこういう制度が採用されていると、そういうことです。最近、三重県でも耐震工事とともに住宅リフォームを行う場合にはリフォーム助成金を出すと、そういうこととなった次第でございますが、つきましては、当亀山市はこの住宅リフォーム助成制度をどの

ようにとらえているのか、まずその見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

住宅リフォームにつきまして、先ほど議員ご紹介いただきましたように、三重県がこの6月の補正予算におきまして、住宅の耐震補強工事に付随するものであれば一般的なリフォームに対しましても助成を行うというような制度拡充をする予定であるというふうに聞いております。

当市の現状といたしまして、耐震補強工事に付随して一般的なリフォーム工事が行われるということが多いという状況でございます。このような拡充により、より一層耐震を含めた住宅リフォームがふえて、住宅耐震化率の向上や住環境の向上にも寄与するものと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほどの部長の見解では、三重県は耐震と絡めてやるわけですけど、私は、耐震は耐震で現在耐震補助という制度があるわけですね。それとは全く別個の問題として、普通のリフォーム工事助成金に対する見解をお伺いしておるわけですが、それに対してお答えをいただきたい。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

まず住宅リフォームにつきましても、単純に住宅のリフォームを考えておみえになる方々もお見えになるというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたのは、耐震補助の制度があるという中で、単純に住宅リフォームをとらえるのではなくて、耐震制度を利用して耐震化をされるということに伴って住宅リフォームをされるという方も多いという状況の中で、先ほど申し上げましたようなこういう三重県の拡充によって住宅リフォームもふえてくるんじゃないかというところもございます。

ただ、単純な単独の住宅リフォームにつきましても、そういう補助制度があることによって住宅リフォームという需要もふえてくるということもあるであろうというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

何かどっちつかずの答弁のように思いますけどね。

ここに1枚の資料があるんですね。これは平成11年から平成21年の11年間に住宅建築に携わる職業の方々、職人さんとか、そういった方々の収入の推移というものが一覧表に出ておるわけです。これは亀山市の話ね、市内の人。平成11年には313万あった所得が平成21年、10年

間で203万円まで減少しておるんですね。10年間で110万所得が減っておると、そういう状況なんですよね、今この業界は。こういったことを放置してええんかと、そういうことですよ。私は仕事をつくり出すというか、そういう必要もあるんだと。

だけど、それだけじゃなくて、先ほど部長の方が耐震云々とおっしゃいましたけれども、その耐震だけじゃなくて、やはりそれ以外の社会的要請というのが今現在ありまして、それもだんだん深刻さを加えておるわけでございます。

この社会的要請というものを、ちょっと例をとりますと、まず一つはこれからの高齢化の対応、すなわち個人住宅のバリアフリーとか、段差をなくすとか、また年が寄っても、いろいろ体の機能が衰えても使いやすいふる場とか、流し台とか、こういうふうなリフォームの需要というのが、これは根強くあるわけですね、日常生活にかかわるものやから。こういったものは、やはりこういうリフォームに市が後押しをするということは一つの福祉的な側面、高齢者福祉、そういう側面があると、私はそう考えておるわけですね。

その次に、二つ目として電力不足の問題ですね。もうさんざんテレビで言われておる電力不足、エネルギーの節約、そういうことをもう目の前に来ておるわけですね。それに応じるためにいろんな方が、例えば照明を交換するとか断熱材を入れるとか、二重ガラスにするとか、そしてエネルギーを節約する機器を導入するとか、いろんなこともこれからやる人はやっていくと思うんですね。こういうふうなことも社会的要請として、これからの時代にはこれは必要なことなんですよ。

だから私は、ただ単に仕事をつくり出す云々じゃなくて、やはり政策というものは大きな政策があって、小さな政策はその大きな政策の同じ方向を向いていかなあかんわけですね。だから、大きな政策と個々の小さな政策が矛盾しておると、これまたおかしなもんなんですよね。だから、こういった大きな政策と同じ方向を向いている社会的要請に合う政策の方向性ということを行いますけれども、政策の方向性としては、こういうふうなことは現在の社会状況を見ると、これはやはり必要な施策であると私は考えるのでございますが、いかがお考えでございますか。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

**○建設部長（岡崎賢一君登壇）**

議員ご指摘の高齢者対策、対応、ないしは障がい者対策としてのバリアフリー化であるとか、エコ対応に向けての太陽光発電設備の設置などに対しまして、既存制度による補助、助成制度というものは既に行っているところでございます。

しかしながら、現在の不況の状況を考えますと、労務単価の低下のみならず給与も下がっているという状況でございます。このような状況の中で、議員ご紹介いただきましたようなこれらの制度におきましても、中小企業の支援にも一定の効果があるものであるというふうに考えているところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

岡本公秀議員。

**○9番（岡本公秀君登壇）**

先ほど部長のおっしゃいました障がい者向けのバリアフリーとか、例の太陽光発電とか、そうい

うやつはそういうやつで、ちゃんと既存の制度があるわけですよ。だけど、例えばそういう障害者手帳をお持ちの方とか、介護何度とか要介護とか、そういうふうなところまでいかないけれども、足が弱ってきたと。すぐにつまずくと。だけど日常生活は何とかしていると。介護保険のお世話にはなっていないとか、そういった方がたくさんおられるわけですよ。

だから、そういうふうな個々の補助制度というのはありますよ。それはよくわかっていますよ。だけどそれに当てはまらない、そういった方がたくさんおられるわけやし、やはりいろんな面で使い勝手が悪い住宅というのがだんだん出てくるわけですよ。自分が年寄ると、前は苦にならんだことが苦になる、そういったことを私は少しでも解消するというのは、やはりこれは政策的にいうと同じ方向を向いておると思うんですよ。先ほどの部長の答弁は、ある程度この政策を評価したと私は思っておるんですよ。だから、こういったことは両方の効果があるわけですからやっていたきたい。

現在、亀山市も商業の活性化のために商工会議所と連携していろんな施策を行っていますね。商業のいろんなお店の診断とか、やっていますよ。以前、皆さん、記憶に新しいかと思えますけれども、「亀山元気大抽選会」というのがありましたね。あれは主に商工会議所と組んでやったわけですが、対象はどっちかというところと小売とか飲食とか、そういったところが対象で、そういうところの活性化のためにレシートを1万円集めて送るとか、それでシャープのテレビを初めとするいろんな景品を、その景品の購入代を補助したと、そういうことがあったことは皆さん忘れてはおらんと思いますけれども、やはりこういうふうなことも活性化のためにやっておるわけですよ。

今回の住宅リフォーム助成も、それは確かにやり方は違いますよ。前は「亀山元気大抽選会」の福引の景品代を補助したというわけですし、今度はまたやり方が違うから、以前みたいに一括して、はい、お金幾ら上げましょう、これを買ってくださいというわけじゃなくて、それなりに事務的な煩雑さも出てくるかわからん。だけど、やはりその政策の基礎としては亀山市の活性化に結びつく、そういう点で同じやと私は思っておるわけです。前回もあれだけの予算を使っておるのやから、当然、今回もそれなりの対処はしてもらわなあかと私は考えておるのですが、いかがでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

住宅リフォーム制度につきましても、例えば市内の建設業者の施工に限った住宅リフォーム制度をという形で設けた場合には、助成額の何倍ものお金が発注額として流通することになりますので、市内経済の活性化には効果があるものというふうに考えております。

また、議員先ほどからご指摘の新たな住宅リフォーム制度というところにつきましても、その効果や要件等を含めて、現在検討しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほど部長のおっしゃったように、これは当然対象となる業者は市内の業者であるし、それを利用する市民の方もそれはいろいろと、例えば税金をきちっと納めておるとか、そういう要件はつけやなあかんね、これは仕方がないことですよ。だけど、これはやはりそれなりの効果はあります

よ。むちゃくちゃなお金が必要じゃないと思うし、この前の「亀山元気大抽選会」に補助したお金ぐらいは、やはり私は期待したいと思うんですよ。

最後に部長からも前向きな答弁を私はいただいたと思っておるんですけども、この住宅リフォーム助成というのは個人財産である個人住宅の改造というものに税金で補助すると、そして住みやすくなるんだと、そういったもんだけじゃないんですよ。やはり亀山の経済の活性化とか、そういった特定の非常に状況の悪い業種に対しててこ入れをする、そういうところも当然必要ですよ。そういったリフォームの内容によっては、高齢者の方に対する福祉的な側面も持つし、先ほどの電力不足に関するエネルギー節約的なことを念頭に置いてリフォームをやる人もおるでしょう。

こういったことを考えると、やはり状況はどんどんと例の大震災以来、社会状況が悪化しておる。それは皆さんご承知のことだと思いますので、ぜひこのことは具体化していただきたいと。そして、ある程度の準備期間を経て実現していただくことを私から要望して、この住宅リフォームのことに関しては質問を終わりたいと思います。

次に二つ目の質問、保育所在り方検討委員会の中間報告書について、このことに関して質問を行います。

ことしの2月に亀山市立保育所在り方検討委員会の中間報告書が発表されましたね。これが中間報告です。市当局はこの中間報告書を、一応中間報告ではあるが、どのように生かして政策に反映させる心づもりか、それともこれは中間報告やから最終報告が出るまでたなざらしにするんかとか、そういったことをお伺いしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

**○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）**

保育所在り方検討委員会の中間報告書の取り扱いについてでございます。

亀山市立保育所在り方検討委員会のこの中間報告書は、昨年の検討委員会で市内の保育所の現状を把握し、喫緊の課題であります待機児童の解消につきまして協議した結果を取りまとめられた内容となっております。

そのため、保育所の施設改修や保育士の確保など、早急に実施可能な施策のほか、公共施設を利用した待機児童施設など、中間報告書に記載の事項のうち可能なものにつきましては、本年度当初から取り組みを進めているところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

岡本公秀議員。

**○9番（岡本公秀君登壇）**

この報告書を見ますといろいろなことが書いてありますが、定員がオーバーしておる園もあるわけですね、多数保育所があるから。また定員以下の園もあると。そういう状況ですので、亀山市全体でいろんな園の児童数が平準化するよう、市の範囲内での広域的な入所を促進する必要があると、こういうふうに報告には書かれておりますね。

平成23年度の各保育園の定員を合計しますと、ことしの予算のときにいただいた資料があるわけですが、定員合計が市立も私立も含めて965人なんです。そして、入所希望者の数が1,0

4 2人となっております、これを単純にならして倍率を計算すると1.1倍ですね。私らが高校のときの高校受験の倍率が1.1倍ぐらいやったと思ったから、倍率としては低いわけですよ。このぐらいなら、本当のこと言うて、均等に入ってもらうたら吸収できるんですよ、待機児童なしで。1.1倍やから。だけど、希望の園の偏りがあるから1.4倍もあるような園もあつたら、0.4倍という園もあるわけですよ。そういったばらつきが問題なんですよ。

だけど、こういうふうな状況を少しでも改善するために、何か具体的な策を講ずるような考えがあるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

保育所の入所児童数の平準化についての考えでございますが、保育所の入所申込書には希望する保育所を第1希望から第3希望まで記入できる様式になっております。この希望に対しまして、各世帯の保育に欠ける度合いを考慮の上、入所の可否を判定いたしております。

なお、今年度の入所児童の判定からは、記載されました希望園に入所可能な保育園がない場合、その他の園で入所可能な保育所があればそちらをご案内するなど、市域内での広域的な入所の促進、定員に対する入所児童数の平準化に努めているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

入所可能な園を紹介して、そこにははいはいとして行っていただければいいわけでございますが、例えば一例を挙げると、南野町の第三愛護園ってありますね。あそこは定員が45名に対して希望者が32名で、13人不足なんですよ。だけれども、同じ西小学校区にある市立の第一愛護園は定員60名に対して希望者が78人で18人のオーバー、そうなおるわけですよ。このオーバーした人が第三愛護園に、同じ西小の校区じゃないですか。それに回っていただけると、両方とも平準化されてハッピーなんですけれども、なかなかそれがうまいこといかんのか知らんけれども、こういったことの原因というものは、このことに関して、第一愛護園と第三愛護園に関してなかなかうまいこといかないというのは、その原因は何で、何か具体的な対策、ここだけの話というのは、第一愛護園と第三愛護園、同じ西小学校の校区であるという条件を見て、何かいいような、うまくこれを平準化する対策というものを考えているのか。いろいろやったけど、結果的にうまいこといかなかったのか、ちょっとその辺をご説明いただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

入所児童数にばらつきがあるということで、その原因はというご質問でございますが、先ほどご答弁申し上げましたように、入所申し込みの際には希望の園を申し立てていただきまして、それに応じて私どもの入所の判定をいたしております。



したがいまして、保護者の方の希望によるところが多いわけですが、いろいろ保育所の立地条件等、そういったものを勘案されて保護者の方が判断されているところだというふう感じております。

第三愛護園に限らず、保育所の入所申込時に、希望する保育所の中に入所可能な保育所がない場合、その近くで入所可能な保育所があればご案内をしております。

それからまた、さらに年度途中の入所申し込みとなりますと、これは随時受け付けておりますが、その申し込みにつきましては必然的に入所可能な園が少ない状況となっておりますので、その都度窓口や電話で保育所のあき状況も情報提供させていただいております。

今後も、これらの手続によりまして市域内での広域的な入所の促進、平準化に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（大井捷夫君）**

岡本公秀議員。

**○9番（岡本公秀君登壇）**

それではちょっとお伺いいたしますけれども、この保護者の第1希望、第2希望という話ですが、この保護者の自分の第1希望に合わないから、例えば例を挙げると、第一愛護園はいっぱいやったと。第三愛護園を紹介してもろたけれども、ちょっとあそこはあれやこれやと、道が狭いとか、そんな理由で行かなかったとする。その子は、結果的に保育園へ入れなかった。その子は待機児童としてカウントされるのか、それとも個人的なことであえて、行ける園があるにもかかわらず自分から行かなかったから待機児童としてはカウントされないのか、ちょっとそれを教えていただきたい。

**○議長（大井捷夫君）**

山崎健康福祉部長。

**○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）**

ご指摘のように、保護者の事情等によりましてほかの保育所に行けないという場合、あきが出るのを待っていただくこととなります。そして、その方につきましては、待機児童として私どもカウントしているところでございます。

いろいろ待機児童の考え方もありまして、保育園へ通う時間によりましては、短距離であれば待機児童にカウントしないということもありますが、私どもではカウントしている状況でございます。

**○議長（大井捷夫君）**

岡本公秀議員。

**○9番（岡本公秀君登壇）**

これを待機児童としてカウントするという点に関しては、やはりいろいろ議論があると思いますよ。果たして待機児童のうちに入るのか、それとも入らないのか。その辺のことは、私は苦は言いませんが、次に、同じくこの報告書に書いてありますが、保育所入所基準の堅実な適用ということも書かれていますね。

ここの文書を読むと、亀山市は利用者に対して温かな配慮がなされていると。こうやって記してあるわけですね。温かな配慮ね。だけどこれは、ものは丸い卵も切りようで四角というやつで、こういうふうな表現は、よくいえば温かな配慮でしょうね、それはそう思いますよ。だけど、裏をひっくり返すと、入所基準を満たさない方まで入っていると、そういうふうにとれるということも

あるんですね。温かな配慮ということは、要は入所基準の運用がルーズやと。これをあまり認めておると、やはり本当に入らなあかん人が入れない。

最近、救急車の側面に、救急車の適正な利用を心がけましょうと書いてありますわね。あれも救急車にお世話になる必要がないのににお世話になる人がおるから、だから保育所にも、保育所の適正な利用に配慮しましょうなんて看板でも立てやなあかんのかもわからんけれども、僕は入所基準というものはある程度遵守せなあかんと思うんですよね。それをあまりルーズなことをやっておると、それこそ待機児童の山になっちゃいますよ。それに関してどういうお考えですか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まずちょっと最初に、ことしの待機児童の状況でございますが、ことし4月1日現在の亀山市の待機児童数は、保育所の施設改修や保育士の確保などに取り組んだ結果、昨年より大幅に減少して7人となっているところでございます。

保育所は保護者が働いていたり、病気の状態にあるなど、家庭において十分保育することができない児童を家庭の保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設でございます。そのため、保育所に入所できる基準といたしまして、保育所にあきがあり保護者及び同居の親族が仕事などによりその児童の保育に当たれない状態、つまり保育に欠ける状態にあると認められるときに入所できることとなります。

また、求職中の世帯につきましても、入所後3ヵ月経過するまでに在職証明書を提出していただくということをご誓約いただいた上で入所の承諾を行っております。万一、この3ヵ月以内に在職証明書の提出がない場合は、当初の誓約どおり原則としてその世帯の児童は保育所を退所していただくことといたしております。

この基準の運用によりまして、不公平のない保育所入所に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほどの部長の答弁が本当に実行されておるのやったら、中間報告にこんなことは書かれへんと思うんやけどね。

次へ行きます。次に、この保育所の在り方検討委員会の委員の方が8名おられるわけですね、学識経験者を初め。ここで、僕これ見ておったんですが、ここにその保育所の園児の保護者を雇っている立場、事業主ですね。事業者側の方が1人も入っていないんですけどね。いろんなことを考えると、学識経験者とか園の直接的な関係者、また保護者、PTAの人だけじゃなくて、やはり事業者側の方も1人入ってもらった方が私はいいと思うんですよ。結局これは経済活動に伴うお母さんが働きに行く、その結果、保育に欠けるとかいうことが関連するわけやからね。だからなぜ事業者側の方が1人も入っていないのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

亀山市立保育所在り方検討委員会は、待機児童の解消策のほか、公立保育所の管理運営の方向性や幼保の一体化などについて検討することを目的に設置したものでございます。

そのため、この検討課題に関連が深い方を中心に人選を行いまして、保育や幼児教育に精通した学識経験者や子育て関係機関の代表者、また入所児童の保護者等を委員として委嘱いたしましたものでございます。

なお、現在、就労先の事業者側の方の委員はございませんが、今後の検討の中で必要が生じましたら、事業者側の方のご意見もお伺いしてまいりたいと、このように存じております。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

中間報告を出して、途中で事業者側の委員に入ってもらおうというのも変なものですから、これはともかくとして、やはりこの次こういうことをやるときは、直接的な関係者だけではなくて、経済界からも、事業者側とか雇用者側とか、そういった方から1枚入ってもらおうというのは必要やと思いますよ。

次に行きますが、電力事情の悪化により土曜、日曜操業の自動車工場を筆頭として、そういうところがふえると思うんですけれども、こうなってくると、当然のことながら保育所もそれに対して対応する必要があると。よそのところではその体制をとりつつあるところが多いわけですが、亀山市はこの土・日、会社が動くと、それに伴う保育所の子供さんたちを預かる体制に対して、今どういうふうな体制を組みつつあるのか、まず教えていただきたい。

○議長（大井捷夫君）

岡本議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この夏の電力対策のため、新たに土曜、日曜日に保育が必要となる児童につきましては、保育所を通じて調査しましたところ、おおむね30人程度が対象になると見込んでおります。それらの児童につきましては、土曜日の保育のほか、日曜日も拠点的に保育を実施するよう、現在、諸準備を進めているところでございます。

具体的には、土曜日は現在半日保育をいたしておりますので、その延長を検討いたしたいと思っておりますし、日曜日につきましても、拠点園を設けて1日保育に当たれるように、このような方向で検討をいたしております。

○議長（大井捷夫君）

岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

亀山市で大体30名ぐらいの方が希望ということで、やはり保育所というのは非常に市にとって重要な、市にとってというか父兄にとっても重要な行政サービスですからね。やはりこういった状況で土・日会社へ行くと、そういう必要性ができれば、やはりこれはある程度便宜を図っていただくということは必要なことですので、ぜひそういった土・日に働かなあかん母親が、父親も、安心

して子供を預けられる体制をとっていただくことをお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（大井捷夫君）

9番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

以上で本日予定いたしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

まだ質問は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をいたしました。

明22日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

（午後 4時31分 散会）

平成23年6月22日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成23年6月22日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
(兼)契約監理室長			
文化部長	川戸 正則君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	岡崎 賢一君
上下水道部長	三谷 久夫君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
事務局長			
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君
監査委員	落合 弘明君	監査委員事務局長	栗田 恵吾君

---

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書記 渡邊靖文  
書記 山川美香

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（大井捷夫君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

おはようございます。

早速ですが、通告に従いまして順次質問をさせていただきますので、答弁につきましてもよろしくお願いをいたします。

最初に、組織・機構改革再編の検証について、大きく4点、質問をさせていただきます。

まず1点目に、成果や課題の検証についてお尋ねをいたします。

昨年の4月に櫻井市長にかわりまして、組織・機構改革を実施されまして、約1年間経過をしました。今回の組織・機構改革の目標としては、分権時代にふさわしい自治体経営を行うことにより、市民の暮らしの質を高めていくというふうにしております。

今回、大きく組織・機構改革がされましたが、この目標に掲げてある点について1年経過したところではありますが、成果についてどのように検証されているかを確認させていただきます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

昨年4月に実施をいたしました組織・機構改革の目標は、分権時代にふさわしい自治体経営を行うことにより、市民の暮らしの質を高めていくことでございます。

実施後の成果の検証につきましては、マネジメントサイクルを基本といたしまして、部長、室長との個別ヒアリングを行う中で、常に新しい組織のあり方を模索いたしてきております。

しかしながら、実施後1年余りということでもございまして大きな成果をご報告することはできませんが、例えば文化部の新設によりまして、文化振興ビジョンの策定など文化施策の一体的推進が図れたことや、平成22年度、昨年度ですけれども、特定事業主行動計画の目標の一つであります年間の時間外勤務時間ですけれども、部長の管理のもとで初めて4万6,000時間以内に抑え

ることができました。これは、部長が使命、目標の取り組み、人事考課制度、行政評価制度に対応することで責任所在が明確な組織となり、よりスピーディーな意思決定が可能となった成果であるというふうに考えているところでもございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

1年を経過したところなので、特に大きな変化点はないが、文化部の新設上の効果や残業時間の削減等、一定の成果はあったのではないかというふうな報告でありましたが、課題ということも確認をしておりますので、いいことばかりではなくて、やはり今回の、大きく組織・機構も変わりましたので、その中で課題的な面がないのかどうか、もしありましたら答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

課題でございますが、市民サービスの向上につなげるといったことで、部局を越えて室間の連携強化といったことも一つ上げられるというふうに思っております。また、一部の業務については、他の室に移すことによりまして、より市民サービスの向上が図れるといったことも考えられておりますので、これも一つの課題ではないかというふうに思っています。

それと一方、大きな課題といたしましては、国の地域主権改革といったものが急速に進展をいたしておりまして、今後、国・県からの権限移譲が大きく進むことが予想をされております。その際には、新たな業務に対応できる組織・機構へと見直しが必要となってまいりますので、こうしたことも課題というふうに認識をいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、今後しっかりと検証をいたしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

1年経過ですので、大きな視点での課題はないのかもしれませんが、室間の連携の関係の課題も若干あるのではないかというふうなことは、これはちょっと次の質問で似たようなことを確認しようとしておりますので、次の質問で確認をさせていただきます。

また、地域主権改革の中で新しい機構へ変化点があるのではないかということ。これは、また国の動きが絡んでまいりますので、その段階で確認させていただこうというふうに思います。

次に、2点目に一昨年組織・機構改革の議案の中では、基本方針も示されております。その中の1として、組織マネジメントの強化というものがうたっております。その中から、私は平成21年12月の議案質疑でも確認をさせていただきましたが、今回、そのときの改正では、2部5室がふえました。私は、組織のフラット化に逆行しているのではないかというふうな疑問をさせていただきました。



答弁としては、決してフラット化には逆行せず、さらに迅速な対応が図られるというふうな答弁がされておりまして。今回、2部5室をふやしたという組織・機構改革は、目的どおりの横断的な組織機能や組織のマネジメントの強化につながったのかどうか。成果課題のところではちょっとふれられませんでした。この2部5室になったことがさらに組織評価につながったのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回、この組織・機構改革によりまして2部5室が増加をいたしました。室がふえましたことは、より意思決定の迅速化が図られるとともに、業務の細分化によります業務効率の向上が見込まれるものというふうを考えております。

また、新たに設置をいたしました部及び再編を図りました部につきましては、これまで以上に横断的な組織力が発揮できるよう関連性の高い複数の室で再編をいたしておりますので、細分化をされたという認識は持ってはございません。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

当然、一昨年12月の質問で迅速に図られるというふうな答弁がありますので、当然それに違う答弁はないかと思えます。ただ、成果という中では、特段そこにはお触れにならなかったような気もしているんです。室の部分の連携が、若干課題としてもあるかなというふうな答弁でした。

私は、そのときも言いましたけれども、部・室制ができたとき、質疑の中でも、部・室制をしくということは、部が大きく固まってくるんだと。だから、組織機能としては、横断的な機能強化が発揮できると。だから、できるだけ多くにした方がいいんじゃないかと。当時、三つぐらいあったらいいんじゃないですかというふうなことも言いましたけれども、それは、亀山の大きさ、町ではなかなか、そういうまとめ切ったときの部長のパワーというんですか、力量が出し切れないと。まだまだそこに人材としては難しいだろうということで、やはりこれぐらいの部が必要だというふうな答弁だったと思うんです。ところが、この一昨年の改正では、さらにまた部がふえてしまったと。ですから、部じゃなくて課みたいな格好になってきているのではないかとというふうな質疑をさせていただきました。そういう視点からいくと、私は、部・室制の持つ横断的な組織・機構強化ということであれば、できるだけくっつけるというふうな視点の方がより効率的なものだろうと。

当時も、18年でしたかね、言いましたけれども、細分化すれば細分化するほど人を割りつけなければならぬと。そうすると、定員は決まっておりますので、二つが三つになれば、どうしても二つの人を三つに分けなければならぬと。そうすると、0.5とか1.5が生まれても、1としか配置ができないわけですね。ですから、逆に人が減ったり、逆に人がふえたりする。だから、できるだけくっつけることによって効率的な組織運営ができるんじゃないかというふうな質問をさせていただきましたが、もう一度聞きますけれども、室がふえたり、部がふえたことによって建前的な運営になってしまったのではないかと懸念を持っておりますが、決してそういうことはないの

かどうか、あわせて確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたように、細分化されたといった認識は現在のところ持っていないと思います。いずれにしても、管理職、部長、室長、それぞれのマネジメント能力といったものの強化を図る必要があるというふうに思っております。

現在、当市の規模におきましては、現在の部・室の数といったものが適正かなというふうに思っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

多分、ここは1年ぐらいしかたっておりませんのでそんなに簡単に変わるものではない。私としては、できるだけくる方が、人の配置もスムーズにいくし、それから1人の人で複数の仕事を持つことによって専門性も広がるということはずうっと言ってきております。ぜひこの辺についても検証をお願いしたいと思います。

ただ、今回の改正で一つ目立った点は、人事の方も変わりました。副室長というのを配置して、組織運用上、強化を図るというふうなことにもなっておりますけれども、この副室長の配置については、目標どおり期待されるような効果が出たのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

この組織・機構改革におきまして、組織マネジメント機能の強化を図るために、副市長直轄部署を見直しまして、部長級に責任を持たせることで組織全体を総合的に機能させるとともに、部・室制の長所を生かしつつ、必要に応じ、副室長を配置いたしましたところでございます。

これまで室のマネジメントにつきましては、室長1人が担っておったところでございますが、副室長を配置することにより、細部にわたるマネジメントが可能となり、特に室員の多い室長には、負担の軽減が図れたというふうに認識をいたしているところでございます。

一方で、副室長は、管理職になる前にマネジメント能力を身につけることができまして、室長の発令を受けた時点で、即戦力の管理職といったことで対応できるものというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

副室長については、次の管理職としてのマネジメント業務を請け負わせたということで非常に効果があったと。そうなればなるほど、私はもうちょっと室・部ともに大ぐりにして、そういう次

の管理職を養成していくような仕組みの方が、細かいところで、専門性の高いところで教え込むよりは、幅広いマネジメントもあわせて、副室長の視点からも、私はもう少し大ぐくりな組織を求めたいというふうにいきたいと思います。

次に、3点目に基本方針の2として、「職員みずからが考え、行動する組織の実現」というのがございます。その中から2点ほどお尋ねをいたします。

まず1点目に、文化部と教育委員会の整合についてお尋ねをします。

今回の組織改正の一番大きな点としては、教育委員会所管の文化とスポーツ部門が新設された文化部に移管をされました。ただ、これもすべての業務が移管されたのではなくて、補助執行となった業務がでございます。教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則では、文化財の保護に関する事、亀山市歴史博物館に関する事としております。今回の組織変更で、補助執行をしている具体的な業務の内容について確認をさせていただきます。

**○議長（大井捷夫君）**

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

**○教育次長（上田寿男君登壇）**

おはようございます。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、教育委員会が文化部の職員に補助執行させている業務は、亀山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づきまして、文化財の保護に関する事と、亀山市歴史博物館に関する事の二つの業務でございます。

**○議長（大井捷夫君）**

竹井道男議員。

**○20番（竹井道男君登壇）**

文化財の保護と歴史博物館に関する事、これは補助執行に書いている規則ですが、もう少し具体的に、当然書いてあることはわかりますので、補助執行としてはどういうことをやらせているんだということをもう一度確認したいと思います。歴史博物館全部を運営させているとか、ちょっと歴史博物館に関する事だけではわかりづらいので、文化財保護はわかりますけれども、確認をしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

上田教育次長。

**○教育次長（上田寿男君登壇）**

具体的に申しますと、文化財の認定に関する事、新たな文化財を文化財として認定するのということと、歴史博物館の運営・管理に関する事で、1例を言いますと、業務の中でこういう内容の展示会をやりますとか、こういうことの企画は文化部でやられて、具体的なことは教育委員会に諮って業務を認めていくというような形になっていきますので、細かい事業の中身は文化部でやられて、大きな業務としての判断は教育委員会に諮ってやっておるといってございまして。

**○議長（大井捷夫君）**

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

文化財の認定とか、そういうのはわかるんですが、歴史博物館に関しては、実際の運営は文化部、そして事業に関する主な部分は教育委員会からの指示というんですかね、そういうふうなことで認識をさせてもらいまして、次に、今補助執行の内容については確認をしましたがけれども、最終的な事務執行の責任体制について確認をしたいと思います。

「補助執行は、文化部の職員をして行わせる」というふうに書いてあります。ただ、今の答弁でもありましたように、事業の内容によっては、一部教育委員会が関与しながら、執行だけを職員にさせるということになりますと、基本的な文化財や歴史博物館の事業の責任、そして最終的な決定というものは、文化部で行わずに、教育委員会がすべてその責任を持っているのかどうか、あわせて確認をさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

補助執行業務の責任体制であります、責任は教育委員会にありますことから、対象となる業務などの決定については、教育委員会に諮って決定しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これも、当時の議案質疑でも補助執行の内容も議論をさせていただきました。それなら、全部教育委員会でやればいいのになあというふうな思いも、責任はこちらが持ちながら、執行はこちらにさせると。まさしく縦割りの垣根が、文化部、教育委員会の間にあるのではないかと。私は、やっぱりその辺の補助執行というのは、初めて出てきて、多分、当時教育委員会が補助執行を決めて、たしか議会の意見か何か聞くような格好だったのに、先にこの組織体制が出てしまって、たしか前後したことも覚えておりますけれども、少しそういうことからいくと、先ほど言いましたように、執行体制と責任体制を分離しているという不思議なことが今この亀山市で行われている。私は、この辺は一つのところでやる方がスピーディーな動きが出るんじゃないかということを申し述べながら、次に、ちょっと例を引きながら質問させていただきますが、先日、会派で高知市へ行って、青年センターと教育研究所、この複合の施設を視察しました。青年センターでは、青少年育成の事業として音楽などの文化や、それからスポーツ活動も当然取り組んでおりました。

ただ、今回の改正を見ますと、青少年育成の部門は当然教育委員会が今所管をしておりますし、文化とスポーツは完全に文化部へ分離をされてしまったと。そうすると、現在青少年育成の中における文化・スポーツという具体的なものは所管として記載はされておきませんが、例えば、この青年センターみたいに、青少年育成における文化やスポーツ政策を今後取り組もうじゃないかといったときに、どちらがこれは所管をして運営をしていくのか、これについて見解を求めたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

川戸文化部長。

## ○文化部長（川戸正則君登壇）

文化部と教育委員会の整合の中で、特に青少年育成における文化・スポーツ政策の所管はどこかというご質問でございますけれども、少し重複する部分があるんですけど、文化部では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これの改正に伴いまして、職務権限の特例事項の規定が設けられまして、スポーツに関すること、これは学校体育に関することは除きますが、それと、文化に関すること、これは先ほどありましたけれども、文化財の保護に関することを除くということで、スポーツ、文化に関する二つの事務を教育委員会から引き継いで推進しているところであります。

ご質問の、青少年育成という切り口からする文化・スポーツの政策の所管はどこかということでございますけれども、青少年問題、青少年教育、青少年健全育成の推進というような、青少年からすると総体的な事務につきましては、当然教育委員会の生涯学習の所管でございます。文化部が所管する文化、スポーツ施策といいますのは、子供から高齢者に至るすべての市民を対象としておりますので、青少年の健全育成という側面も当然持っていると考えております。

また、これに限らず、食文化とか健康文化とか、文化・スポーツの対象範囲は大変広うございます。それぞれの所管部署と連携しながら、市全体の文化関連行政の推進を図っていくという必要は感じておりますので、教育委員会を初め関係部署との連携を密にして、そういった政策を推進していきたいと、努めているというところでございます。

## ○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

## ○20番（竹井道男君登壇）

前回の組織改革のときに、私もちょっと気づかずに、今回視察に行ってみて、確かに亀山市の青少年育成というのは、今どちらかというと非行防止対策であったり、健全育成、それから、今引きこもりの対策も国の事業でやっておりますけれども、こういう文化・スポーツに関するような所管の中での事業というのはあまり打ち出されていない。そうなりますが、当然これは今後こういうものも必要になってくるといって、まさしく事業が、所管が二つ持つてしまうという複雑な形態になってくると。補助執行になれば、責任は教育委員会、執行しているのは文化部なんですよ、執行させているわけです、文化部に。

今のご答弁ですと、文化部が責任を持つような話になってくると、これは何がどうなっているんだと。やはり交通整理するところはきっちり整理をして、整合の必要なものはきっちり整合を図ると。ですから、どちらかに所管を置かないと、いやいやスポーツだけ切り抜いてうちですよ。いや、青少年育成はうちですよということにはならないと思うんですよ。ですから、やはり私は今回の組織変更の課題の一つとしては、やはりこの部分だろうと。教育委員会から抜き出した部分が文化部と教育委員会のどちらがやるのかではなくて、人ですので、相手は全部。だから、その事業に対してそれぞれが持ち寄って事業を打つという、まさしく子どもセンター的な発想ですけども、こういう発想がないと、これは縦割りだけになってしまうと。うちですよ、あなたのところですよという押しつけ合いが始まったときには不幸ですので、お互い持ち合えばいいですけど。この辺でもう一度、文化部と教育委員会、当然これは今後業務の整合が必要になってくると思いますが、そういうところについての見解を、業務整合についてどのようなお考えをお持ちかを確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

私ども、文化部を創設して1年ということで、この1年の間に、特に教育委員会との関係の業務がこちらへ来たということで、実際に事務を執行する上ではいろいろと調整事項がございました。ただ、特にスポーツに関しましては、かなりすっきりしたものと私は考えております。調整事項なんかでも、支障になるものはそんなになかったと考えております。

ただ、文化という広い範囲の部分では、生涯学習との調整事項というのはかなりふくそうした部分がございます。私どもも、すっきりと整理をし切れているという感じは持っておりません。ただ、事務を執行する上では、大きな支障は1年間感じておりませんので、この辺につきましては、やはり連携というのは当然する必要があると思えますけれども、その辺を密にして推進していきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ですから、二つのものができてしまうということになってしまう。青少年育成でいったら、私は、教育委員会側が青少年育成という所管を持っているわけですので、文化・スポーツだけ抜けるだろうかということの疑問で質問しました。今後、またどのように整合を図っていくか、ぜひ調整をお願いしたい。実際、そういう具体的な例はありませんので、今後やるとするとどうなるんだろうかという懸念を持ちましたので、質問をさせていただきました。

次に、2点目に教育研究室の研究所への転換という言葉を使いましたが、要は、研究所へ戻したらどうかということを質問させていただきます。

これまで教育研究所として独立した組織運用を行うべきというふうなふうにずっと言ってまいりました。それで室長、課長であったり、室長と所長の兼務もありましたので、それも分離すべきではないかというようなことも常々言ってまいりました。

ただ、今回の改正では、教育研究所は、室長と所長の兼務は解かれましたが、研究所は室へと変更になってまいりました。今後、以前のように教育研究所に戻すような考え方はないのかを確認させていただきます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

おはようございます。

組織・機構改革の再編ということで、教育研究所という制度がなくなり、そのかわりに教育研究室が室に格上げされたというふうにして1年間過ぎてまいりまして、私自身も、学校現場におきまして、そういった制度の改革、それから教育委員会の中に入りまして、その実効性という、両面にわたりまして1年間見させていただきました。

これまでの教育研究所と申しますのは、教職員研修や情報教育、特別支援教育を中心にいたしまして、各学校を支援する役割を担ってまいったというふうに認識しております。そして平成22年度の市の機構改革により、室となりました。

その理由といたしまして、子供の学力や体力の向上、家庭環境において多様な課題を持つ子供たちへの支援、食育の推進など、ご承知のようにさまざまな教育課題の解決や改善に向けて教職員の指導・支援の充実を図る。また、学校そのものへの児童・生徒の支援を図るということで、そういった理由で室になっております。

まず、教育研究室になったということで感じさせていただいておりますさまざまな評価がございますが、それを少し申し上げたいと思います。

まず、職員も増員をしていただきました。そして、学校教育の指導・助言と職員研修と一体感の中で取り組みが進められてまいっております。そして、新教育課程の編成、授業改善、教職員研修等の施策に特化して教育研究室として取り組みを進められるようになりました。そのことによりまして、教職員の指導・支援の充実が図られつつあるというふうに認識をしております。

**○議長（大井捷夫君）**

竹井道男議員。

**○20番（竹井道男君登壇）**

当然、室にされましたので、こういう成果があったという話になると思います。

ただ、私も先ほど言いました高知へ見に行ったのは、教育研究所も一緒にセットされた、昭和24年にできたというふうなことでございました。

そういう答弁はあるだろうと思ひまして、少し、前回気づかずに学校教育ビジョンを読んできました。

学校教育ビジョンの中では、研究所の役割については、教育研究所、ソフト面、ハード面で整備し、センター化を図るというふうにしてしております。そうなりますと、センター化というのは独立しているわけですね。ところが、今回の組織は、独立じゃなくて教育委員会に入れてしまったということですね。そうしますと、教育ビジョンの方針と今回の組織変更は、私は全く違うふうに考えますが、学校教育ビジョンとの関連について再度お伺いをいたします。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

伊藤教育長。

**○教育長（伊藤ふじ子君登壇）**

学校教育ビジョンも、今年度見直しを図るというふうな状況になっておりますけれども、まず、大きく市の組織・機構改革ということが大前提にありましたので、その中で、竹井議員のおっしゃっていらっしゃる教育研究所というニュアンスにつきましては、非常に大きな課題であると認識しておりますし、その機能の持つことにつきましては、それぞれさまざまな立場からいろいろなことが考えられるかと思っております。

その件につきましては、今すぐにこういった形にするというふうな答弁をさせていただくことはできませんし、私がこの職につきましてから、そのことも認識をしながら、今教育研究室のあり方、それから、もっとそれを超える大きなものにつきましては、それぞれいろいろ研究・調査を進めな

がら考えさせていただいておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今の組織形態に学校教育ビジョンを合わせるのではなくて、これまでの学校教育ビジョンをどうセンター化という問題をこの新しい学校教育ビジョンで検討されるのであれば、私は延長線上で議論すべきであって、組織があってビジョンがあるわけじゃありませんので、ぜひその辺については前向きにやってほしいと思います。

次に、大きな4点目に人材育成についてお尋ねをしたいと思います。

人材育成の必要性については、これからのマネジメント能力・政策立案能力の向上ということでは非常に重要な視点ということは答弁でも述べられております。当然、これは組織・機構改革にかかわらず、人材育成については取り組んできておられると思いますが、新たな組織編成の中で人材育成にどのように取り組んでこられたのか。これは簡単で結構ですので、お願いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

昨年4月に実施をいたしました組織・機構改革におきまして、行政経営のかなめは人材育成にあり、とりわけ中間管理職である室長のスキルを高めていくことは大変重要な要素であると申し上げてまいりました。

このようなことから、昨年度、新たな取り組みといたしまして、管理職に登用した職員に対し、人権及び男女共同参画の研修を受講させるとともに、人材育成基本方針に基づいたリーダー研修などさまざまな研修を受講させ、管理能力の高い職員の育成に努めております。

また、室長には、部長とともに行政経営品質におきます使命、目標の設定や人事考課制度につきまして常に中心的役割を担わせ、マネジメント能力の向上を図っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

中間管理職の力量アップといいますか、そういうことをされたということで確認をさせていただきます。

その人材育成の中で、次に情報リテラシーの向上ということで確認をしたいと思います。

今回、インターネットを利用した職員の不祥事が発生いたしました。ネット社会における公務員という視点での規範意識が薄れていたということだと思います。

ただ、これもずうっと言ってまいりましたが、職員1人1台体制が構築をされて7年以上がたつてまいりました。当時の考え方は、インターネットを職員全員につなぐことは、外部からの侵入があると、少しそういう問題があるということで一切外部から遮断をしたネットワークの中でお仕事をされてまいりました。ようやくこの4月から全員がインターネット環境の中に全員が入ることに



なつたと。そういうことでは、昨年のITの質問のときに、企画部長からも当時、ご答弁をいただきました。

ただ、7年間、職員全体として、職員としての情報リテラシーというんですかね、情報の取り扱いのことについては、私はほとんどやられてこなかったのではないかという懸念があります。そういうことからいくと、どのようなスキル向上をこの7年間の間やってこられたのか。きっちりやってあれば、こういうふうなインターネットの利用の仕方についても十分これは認識をしていなければならないというふうに思いますが、これまでの情報リテラシーという情報に対する教育についてどのように行われてこられたのかを確認させていただきます。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

古川企画部長。

**○企画部長（古川鉄也君登壇）**

おはようございます。

今回問題となっておりますファイル交換ソフトにつきましては、業務用のパソコンではダウンロードできないような構造をとっております。なお、自宅にあるパソコンにおいても、ファイル交換ソフトを使用しないように職員に通知したところでございまして、この同様の通知については、平成19年度にも通知しておるところでございます。

議員ご指摘の、インターネット接続をしていなかった間にネット社会との格差が発生したといったようなご質問だというふうに思いますが、昨年度まで、少なくとも各部に1台のインターネット用パソコンが設置されておまして、大部分の職員がインターネットに接続して情報を収集するなど十分活用していたところから、情報の格差があるというふうなことはとらえていないところでございます。

なお、今までインターネットの接続に当たっての研修、あるいは今までもセキュリティー研修はしてきたところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

竹井道男議員。

**○20番（竹井道男君登壇）**

職員全体が全部つながった状況の中でお仕事をしているわけではなくて、各課に1台や2台の中である特定の人だけいくと。でも、やはり全体がつながった中でどうやって情報を共有していくんだと。こういうことをしたらだめですよということが7年間やられたんだろうかという疑問で聞いております。何もファイル共有ソフトを使った云々の話ではなくて、その前の入り口として、市全体として、このネット社会における職員の規範としてどうあるべきだと。私は、決してそれは十分やられてこなかったのではないかということで質問させていただきましたが、ちょっとほかの質問もありますので、今回は市長からも通知が出ておりますけれども、これはきちっと遵守できるように、もし19年にしてあれば起きなかったわけですので、やはりどこかに緩みがあったのではないかと。そこは、公務員としての倫理規範というものは、情報に関しても十分伝えるべきだというふうに申し述べて、次に入らせていただきます。

次に、大きな2点目として、安心・安全なまちづくりについて質問させていただきます。

まず1点目に、東日本大震災の発生で、今後検証が必要な内容があるのかについてお尋ねをいたします。

東日本大震災では、多くの方がお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りいたしますとともに、被災地の一日も早い復興を願うものでございます。

今回は、市民の皆様からも多くの善意をいただきましたし、市からも多くの職員が被災地へ行かれました。今後の防災活動にもぜひ生かしていただきたいと思っております。

現況報告でも、今後発生が危惧されます東海・東南海・南海、これが連動すると相当大きなものになるというふうなことが今言われておりますが、この三つの地震への危機感に対する充実を図るということも記載がされております。

今回の大震災の発生を受けて、これまでと違った視点で新たに防災計画等に反映する項目等があるのであれば、確認をさせていただきます。

**○議長（大井捷夫君）**

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

**○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）**

おはようございます。

市地域防災計画の見直しでございますけれども、今回の東日本大震災の特徴は、津波と原発事故でございますけれども、これを受けて、国においては、中央防災会議により、地震規模や被害想定の見直しがなされると報道されております。また、県においても、国の見直しを待たずして緊急的な課題、いわゆる津波対策でございますけれども、これについて検討に入ると聞いております。

これら国・県の見直しにつきましては1年から2年先となることが予想されますことから、本市では、市独自で東日本大震災を検証し、課題を抽出し、地域防災計画の見直しやマニュアル等の策定を進めたいと考えております。

その詳細につきましては、災害応急対策活動マニュアルや被災建築物応急危険度判定マニュアルの策定、そのほか、現地医療救護所候補地や応急仮設住宅の予定地の選定、それと、業務継続計画の策定などの検討を進めてまいります。今後も、検証が進むにつれていろいろな課題が見つかると思われませんが、87%の確率で発生するとされております東海・東南海・南海地震にしっかりとした対応ができるよう、整備をしてまいりたいと考えております。

**○議長（大井捷夫君）**

竹井道男議員。

**○20番（竹井道男君登壇）**

国や県を待たずして市独自でも早急に進めるという答弁でございました。きのうも尾崎議員から厳しくご指摘がされておりますので、ぜひまた早急に見直しについてお願いしたいし、またでき上がれば、早急にこちらにもご提出を願いたいと思っております。

これについては終わらせていただきます。

次に、大きな災害については今後見直しがあるということでございますので、日常的な危機管理という視点で2点目に入らせていただきます。

情報の発信や収集体制ということで3点、質問させていただきます。

まず1点目に、安心メールと学校配信メールについてお尋ねをいたします。

安心メールは、平成18年6月にスタートをして、もう6年目に入っております。それを受けて、学校配信メールも2年ぐらいだと思いますが経過をしております、二つのメールが市内では配信がされております。

昨日も新議員からも安心メールの質問がございましたが、再度、安心メールの加入状況や配信内容、学校配信メールの加入状況と配信内容について確認をさせていただきます。

**○議長（大井捷夫君）**

竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

**○企画部長（古川鉄也君登壇）**

メール配信システムにつきましては、安心メール、学校通信、それから、職員の非常参集の三つのシステムから構成されております。

まず、安心メールは、だれでもが登録でき、市から緊急情報、防犯情報等の情報を受ける手段の一つとして活用いただいております。

これに対しまして学校通信につきましては、小・中学校に通学している児童・生徒の保護者など限られた人を対象としたシステムでございまして、教育委員会が管理しており、それぞれ独立したシステムとなっております。

なお、安心メールの登録者数につきましては現在3,370人であり、ここ数年、横ばいの状態でございます。

**○議長（大井捷夫君）**

上田教育次長。

**○教育次長（上田寿男君登壇）**

学校配信メールにつきまして、状況をご説明させていただきます。

市内小・中学校の登録者合計人数は5,129名でありまして、対象PTA会員を除く約2,000名につきましては、児童・生徒の家族や教職員、地域の見守り隊などの学校関係者の方々という状況でございます。

また、対象PTA会員数に対する登録率は、小学校で約96%、中学校で90%、小・中学校合わせまして約93%という状況であります。

昨年度と比べますと、特に中学校におきまして登録率25%の伸びを示しております。このことは、東日本大震災や学校からの働きかけの強化により、保護者の方々の危機管理意識が高まっている現象と考えるところでございます。

次に、学校からの配信内容であります。主なものとしましては、校区内や隣接校区での不審者出没情報が上げられます。中でも、ことしの4月8日に発生いたしました井田川郵便局強盗侵入事件の犯人がナイフを所持したまま逃走した際には、事件発生後1時間ほどですべての学校から緊急対応の連絡をさせていただいたところでございます。

そのほかの内容といたしましては、PTAの奉仕作業の実施の有無や台風接近による注意の呼びかけと対応の確認、激しい雷雨のための下校時刻の変更、学年や学級を限定した天候悪化による遠足の予定変更、修学旅行の到着案内、インフルエンザによる学級閉鎖の連絡などがございます。

配信回数といたしましては、昨年度1年間の各学校での平均配信回数は22回でございました。今年度につきましては、2ヵ月間で7回のメール配信をさせていただいているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

安心メールと学校配信メール、それぞれご回答いただきました。

やはり気になるのは、安心メールがほとんど横ばいの状態だということだと思っています。ただ、学校配信メールにつきましては、非常に保護者の皆様のご関心が高いということで100近い、96から90という高い加入率になっていると。ですから、学校配信メールで5,000人、安心メールは3,000人、かぶったとしても2,000人ぐらいは入っていただけない方になってまいります。

これも何回か指摘というかお願いをしておりますが、やはり安心メールしか流れない情報もあって、それを受けて学校配信メール側が、入り口を受けて出口を出すというような内容も、この前学校に行って聞いたら、そういうことも言っておりました。そうなりますと、今回6月から気象の情報も入ります。そうすると、暴風警報が出ればそれは安心で出るけれども、帰宅させる、登校や帰宅の情報を学校側が出せると。暴風警報が出たことは学校は出さないとか、さまざまにかぶっている部分と、それぞれが持つ機能というのがあるんです。そうなりますと、学校配信メールだけに加入していただかなくて、安心メールと同時加入というのが非常に理想ではないかなというふうに前々から申し述べておりますが、この辺の努力というものが、確かに答弁では19年でもやっておりますというふうなご答弁もあるんですが、やはりもう少し、私は安心メール側の努力が足りないんじゃないかと考えますが、その辺の、なぜこれだけの開きが出てしまうのか、ご見解があれば確認をしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

安心メールと学校配信システムとの差でございますが、これはメールを受信する際にも、受信された方にも受信料が発生することから、安心メール、学校通信、それぞれをご希望により登録させていただいているというふうなことが1点ございます。

こういったことがございますが、学校通信の登録者でございます保護者の皆様にも、安心メールへ登録していただけるように、学校配信の管理者であります教育委員会と協議をいたしたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ずうっと多分その答弁が続いていまして、やはり何かの問題があると。確かに有料になるというのは確かにそれは一つの条件でありますけれども、6月から新たに亀山の独自の情報も入るようになりましたので、ぜひ学校側ときちんとした対応をお願いしたいと思います。

ちょっと時間がなくなってまいりましたので、最後に衛星携帯電話について、ちょっとまとめて質問させていただきます。

これも新議員からきのう質問がありましたが、101台の配置ということが答弁ありました。約10年近くが経過をいたしまして、当初リースだったのを、徐々に、今度はリースが切れた後、保有をして、今度は買い取っていくと。新しいものをたしか買いましたというふうな記憶があります。

現在、どこに配置されているのかということと、それから配置されたところとの訓練状況、訓練しておかないと、いざというときに使い方もわからないということでは問題があるので、使い方の想定をした訓練がされているのか。それから、連続通話時間も2時間程度ということできのうバッテリーの話がありましたが、チェックがされているのかどうか、2時間しか使えないことはわかっておりますけれども、経年変化でだんだん劣化しますので、この辺も、古い機種ほどもちが悪くなりますので、その辺の整備状況についてのチェック、まずどのように行われているかを確認させていただきます。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

**○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）**

衛星携帯の配置状況でございますけれども、本庁はもちろんでございますけれども、各コミュニティセンター、それと関係の防災関係機関と、あと学校等、これらのところを中心に、あと周辺の自主防災組織、こちらの方にも配置をさせていただいて、101台となっております。

それと、訓練の状況でございますけれども、訓練につきましては、ことしですが、本年4月末から5月初旬にかけて、避難所の運営に当たる指定職員を代表避難所であります学校へ出向かせ、そこに配置されております衛星携帯電話の通話試験を行っているところでございます。今後においても、残るコミュニティセンターや防災関係機関との通話試験も行ってまいりたいというふうに考えております。

先ほど申しました、各代表避難所へこの4月末から5月初旬にかけての通話試験の中で、チェックもしていただいておりますので、あとの同じくコミュニティセンター、防災関係機関につきましても、同様にチェックも行ってまいりたいというふうに思っております。

**○議長（大井捷夫君）**

竹井道男議員。

**○20番（竹井道男君登壇）**

ぜひ、いつ災害が起きるかわからないので、使い方の操作訓練やバッテリーのチェックもお願いをしたいと思います。

時間がなくなりましたので、最後の項目に入らせていただきます。

多様な情報手段の活用について。

今、亀山市ではさまざまな情報手段があると思いますが、とりあえず今どんなものが亀山市としては市民に対して情報を出されているのか。それから、またそのものが、私は多重系ということをよく言いますが、さまざまな情報手段を市民の方が知っていただいて、自分に合った情報手段を使っていただくと。そういうことからいくと、さまざまな地域から発信する情報というものの道具に

対しては、それぞれ同じレベルでつくっておかないと、どちらか一方だけが強く発信するのではなく、さまざまな道具に対して、それぞれきっちりとした情報管理をする必要があると思いますが、最後に、今どのようなものが市としては使われているのか。そして、それぞれの使われている情報手段に対してどのような運用をしているのかを聞いて、質問を終わらせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。簡潔に。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

多様な情報手段の活用ということで、市民の方々が災害情報を入手していただく方法としては、テレビなどの公共放送、インターネット、ケーブルテレビ、安心メールや同報系防災行政無線、災害対策本部の広報車による巡回などがあります。これらのさまざまな媒体での情報入手が可能ですが、亀山市域での情報となりますと、このうち、市ホームページ、ケーブルテレビ、同報系防災行政無線、広報車による巡回となります。

さまざまな媒体を用意させていただいておりますが、ケーブルテレビの加入拡大に努めていきたいと考えておりますし、また、市民の方々からみずからの情報を積極的に収集いただけるようお願いもさせていただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

20番 竹井道男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

---

（午前11時04分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ぽぷらの鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

私は、今回の一般質問で、亀山市の子供支援施策について質問をします。

子供を安心して産み育てる環境整備、これについては、行政が果たすべき重要な政策課題であると。国においても、就労と結婚、出産と子育ての二者択一の構造を解決すること、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現が重点戦略として位置づけられていることは言うまでもございません。

反面、地方自治体の財政環境や行政が果たすべき範疇を考えたとき、施策・サービスの範囲や利用の大小、これには一定の制約を受けざるを得ない、このことも現実でございます。その辺の接点をどこで見出すか、さまざまな工夫で人・物・金、そして亀山の今まで培ってきたストック、これをどう生かすか、そんなことを考える議論ができればいいと思い、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

そこで、まず児童センターとファミリーサポート事業、これを例示的に取り上げさせていただきたいと思っております。

児童センター事業について四つ、まとめて質問をさせていただきます。

まず、この事業の目的は何なのか。

2番目は、予算関係です。費用は、総額で幾らかかっているのか。一般管理費が幾らで、そのうち人件費は幾らか。施設管理費は幾らか。

3番目は、事務事業概要では、この事業、教員免許、または保育士資格を有する館長及び職員が運営に当たっているという書き込みがございます。もちろん、これは児童福祉施設の法基準もあろうかと思いますが、その特典が今までどう生かされてきたか、あるいは現在その特典が要るかという認識をお聞かせください。

そして最後に、この事業、もう30年以上もたっています。昭和55年から開設をしております。今までの事業の評価、担当部局としてどう評価をしているか、四つまとめて質問をします。

#### ○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

#### ○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ご答弁をさせていただきます。

まず、児童センターの目的でございます。この児童センターは、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするものでございます。

それから、この児童センターは、昭和55年に開所をしまして、年間利用者数は、年によってばらつきがございますが、これまでの多いときで9,669人、少ないときで3,996人となっております。

最近では、利用者数も順調に伸びておりまして、昨年度、平成22年度におきましては8,705人の利用がございました。中でも、近年、行事やクラブ活動などによりまして小学生の利用の増加が目立っております。

この8,700人の利用につきましては、単純計算しますと、平日利用につきましては、1日20人から30人、また、土曜日利用が約60人、日曜日が約40人となっております。クラブ活動や各種教室などの成果があらわれているもので、この現状が維持されていくものと考えております。

それから、児童センターの予算につきましては、一般管理費と施設管理費に分かれておりまして、まず一般管理費の方では、事業の運営に係る予算といたしまして、全体予算451万3,000円でございます。そのうち、職員の人件費が403万5,000円で約89.4%となっております。また、施設管理費は97万6,000円で、主なものは、光熱水費の60万円や修繕料の10万円となっております。

次に、職員でございますが、児童センターには2名の職員を配置しておりますが、児童福祉施設最低基準に規定がありまして、児童センターが該当する児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者をおかなければならないとされております。さらに、その指導する者は、保育士の資格や学校の教員の資格がある者など、同基準の第38条第2項の各号のいずれかに該当する者でなければならないと規定をされております。児童センターにそれらの職員を置くことによりまして、センターの目的でもある来館する児童に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることで、

児童の自主性、社会性及び創造性を高めるなど、児童の健全育成に寄与しているものと評価をいたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

総括的な評価として、児童の健全な育成に寄与してきたというコメントをいただきました。

次の項の利用実態については、今もちょっと初めにお答えをいただきました。

そんな中で、特にこの児童センターというのは、位置的にも文化会館の横、それから歴史も長いということで、市民の方々には児童センターがあそこにあるということは周知されていると私は思います。

しかし、その利用度や、あるいは必要性について地域的な温度差みたいなものはあると思います。その意味で、利用者の地域別状況について説明をいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

利用者の地域別状況でございますが、利用人数の多い順に、東御幸町の年間1,746人を筆頭に、町別に御幸町の697人、野村の517人、南鹿島町の419人と続き、児童センター近辺の西小学校区と東小学校区の人利用が多くなっております。

これは、児童センターが児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設でありまして、来館する児童が自主的に遊ぶ施設となっておりますことから、親とともに来館することが少なく、どうしても近くにお住まいの児童の利用割合が高くなっているものと考えております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ご答弁いただきましたが、ちょっとパネルを用意しましたので、ごらんください。

これが児童センターをご利用なさっている方の町別のベスト8を書きました。今、ご答弁にはありましたように、1番がご当地といいますか、近くの東御幸町、御幸町、野村、南鹿島、栄町、こんな順番なんです。今、八つだけ町名を上げましたけれども、この八つの町で4,277人がご利用なさっているんです。全体が8,705人ですので、この八つの町で児童センターのご利用が約半分を占めているという実態でございます。ちなみに、赤が西小校区、それから緑が東小校区の印をしたんですけれども、この二つでも、37町ある中で八つの、このベスト8だけで亀山市全体の約半分を占めているということをグラフにしました。

似通った資料ですけれども、この表は、児童センターの小学校、校区別の利用者を図であらわしました。ここからここまでが西小学校区です。それから、この赤いのが東小学校区だということですね。西小も、先ほど紹介しました東御幸町が全体の20%ということで、非常に存在は皆さん、市民の方は理解されていますけれども、利用度については非常に限られた地域の方がご利用になっ



ているという実態を示したくてこの表をつくらせていただきました。

そこで、質問をさせていただきます。

今、学習指導要領が変わりまして、小学生の、1、2年生を除けば、下校時間が3時45分、4時近い下校時間なんです。それで、仮に西小学校からこの児童センターまで歩いて行って20分くらいたちますと、4時過ぎになるという可能性が非常に高いんです。ここの児童センターというのは9時から5時まで、いわゆる5時になれば閉館するんですね。それで、ごくごく近い方が一生懸命歩いて児童センターへ行っても、利用される時間というのは30分内外であるというようなのが現実ではないかというふうに私は思います。

それから、今、小学生のことだけを言いましたけれども、特に乳幼児に関しては、「あいあい」の中の子育て支援センター、あるいは関の「アスレ」の中の関子ども支援センターの中で、大体この二つで1,900万ぐらい予算を使っているんですけども、そういう形で乳幼児は対応がされていると思うんです。そんな意味で、そういう状況の中で、担当室は、この児童センターのニーズをどうとらえているかなんです。地域限定の施設になってきてはいないか。それから、目的と照らし合わせて非常に使い勝手といいますか、利用が悪い、使い勝手の悪い施設になっていないかということです。あるいは、また利用のニーズはまだまだ旺盛で、工夫次第で利用促進が全市的に図られると考えているのか、その辺の考え方を聞かせてください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、小学生の下校時間が遅くなっているというご指摘をいただきました。近年は、小学生の利用の増加が目立っておりますが、今後の小学校の授業時間増の影響による利用者の減少とも考慮いたしまして、今年度になりまして、各幼稚園に対しましても退園後の利用のPRをお願いしたところでございます。

利用の現状を見てみますと、午前中は就学前の親子の利用が旺盛でありますし、午後は、放課後の児童・生徒が中心となっております。児童につきましては、帰宅時間や季節による日の長さなど、こういったことにも考慮しながら協議することも必要と考えているところでございます。

そして、このニーズでございますが、今後も利用者の動向を見ながらより有効に利用していただきますよう積極的なPRをしてまいりたいと考えておりますが、昨年度策定いたしました子育て応援プラン後期計画の中でも児童センターの充実を掲げておりますので、その方向で取り組んでまいりたいと思います。

また、この児童センターが全市的にカバーできるものではないという認識は持っております。通常は、近隣の子供たちの利用が多い状況でございますし、行事やクラブ活動、こういった活動の際には広範囲に利用いただいているという実績もございまして、そういった意味で役割を果たしているものと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今、この児童センターは、子育て応援プランの後期計画の中では、児童健全育成活動の拠点施設と位置づけたというようなご発言がございましたけれども、3番目の項に入りますけれども、平成20年度の事業仕分け後の取り組みについてという項を設けました。

実は、この児童センター管理運営事業については、平成20年度の事業仕分けの対象になり、結果が、内容・規模見直しという結果が出ております。当時の資料を見ますと、こういうコメントがございます。コーディネーターの方は、類似事業との調整が必要、NPO、民間との連携が必要と、縦割りの弊害が生じていると思われる。また、ほかの委員の方の意見をまとめますと、事業内容の抜本的見直し、利用ニーズの再把握、事業統合、段階的廃止という非常に厳しい事業仕分けの結果が出ているんですね。今の答弁ですと、子育て応援プランの中では、健全育成の拠点施設として位置づけたということなんです。

そこで、企画部長に質問します。

この事業仕分け、今私が読みました事業仕分けの結果を見て、担当部に対してどんな指示を与えたか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

事業仕分け後の取り組みにつきましては、それぞれ担当部局におきまして、仕分け判定結果及び理由を踏まえ、検証を行った上で今後の方針を明確にし、それに基づいて事業内容及び予算について見直しを行うものとしております。

企画といたしましては、この担当部局、現在の健康福祉部でございますが、今後の方針を明確にし、事業内容を見直すように伝えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

それでは、担当部局としては市の方針としてどういう結論を出したか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

事業仕分けの結果を受けまして、方針といたしまして、今後の取り組みや推進方法を定めております。

その中で、平成19年度から始まっております放課後子どもプランの放課後子ども教室や学童保育所などの類似事業との調整のほか、児童センターの位置づけや役割の明確化を見直しするとの方針といたしております。

そのため、その後に策定しました子育て応援プラン後期計画の中で、児童センターを児童健全育成活動の拠点施設として位置づけ、現在行っているクラブ活動に加え、子供や地域のニーズに合っ

た新たな事業展開を図ることといたしております。

そして、その後は、子供たちだけでなく、保護者も参加できるクラブ活動や行事を実施し、親子交流の場や保護者がリフレッシュする場の提供に努めており、今後も工夫をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

当時の資料によりますと、市の方針としてこういう文言がございます。今後、現在策定中の放課後子どもプランや学童保育所事業など類似事業との調整を行うとともに、児童センターの位置づけと役割を明確にしていくということになっています。

20年3月18日にこのペーパーが出ております。今後、策定中の放課後子どもプランという書き込みがございますけれども、この放課後子どもプラン計画書だと思いますけれども、どんな書き込みがあったか、これは生涯学習だと思いますので、教育委員会に聞きたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

亀山市放課後子どもプラン運営委員会、子どもプランというのは計画物じゃなくて、学童保育所と放課後子ども教室との連携を図るための要綱が、平成19年6月1日から施行いたしておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

放課後子どもプランというものはないわけですね、計画物はね。つまり、19年6月に放課後子どもプランの運営委員会の要綱ができたわけなんです。そんな中で、20年3月18日に、今後策定中の放課後子どもプランや学童保育類似事業の云々と、ここはちょっと説明してもらえないですか、さっぱりわかりません。そのとき、放課後子どもプランをつくっていたんですか。19年6月をもってこの放課後子どもプランの運営委員会の要綱をもって、この放課後子どもプランというのは何も動いていないんです。ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいま教育委員会の方からご答弁申し上げましたように、放課後子どもプランは、いわゆる計画物ではなしに、要綱で放課後子ども教室と、それから学童保育所、文科省と厚生労働省の協力によりまして放課後の子供対策を行うということでございました。その事業仕分けの記載の中では、策定中の放課後子どもプランというふうな記載がされております。

しかしながら、この放課後子どもプランは平成19年に策定をされたものでございますし、事業

仕分けはその翌年の20年に行っておりますので、この事業仕分けの時点では、同プランに基づく二つの事業について既に促進をしていたというところでございます。表現が適正でなかったというふうに受けとめております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

この議論はまたほかの場所でしますけれども、それにしても、余りにもこれはひど過ぎますよ、これ。百歩譲って、それでは、学童保育所事業などの類似事業との調整を行うとともに、位置づけ、役割を明確にしていくと書いているんですけども、どういうふうに位置づけられて、どう明確になったか、教えてください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この放課後子どもプランと、それから学童保育所策の類似事業との調整を行うというふうな記載をしております。そして、位置づけと役割を明確にしていくということで方針を立てたところがございます。

今から振り返ってみますと、その後、児童センターにつきましては、先ほども申し上げましたように、その目的に沿って、市全体をカバーするものにはならないわけですけども、しっかり位置づけを定めて、子供の健全育成につなげたいということで位置づけをいたしたところでございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

事業仕分けの結果が、見直しなんですね。内容、規模、見直しなんです。それを受けて児童センターの位置づけがどうなったかという、唯一、亀山市子育て応援プランの後期計画の中で、重点、いわゆる拠点施設として位置づけをするんだと。その経緯が全く見えてこないんです。この事業仕分けの結果を受けて、事業仕分けの結果が即その施策に反映する。そこで議論して、それでも必要だという結論が出て一向に構いませんよ。けども、それを受けて、こうだから児童センターは重要な拠点施設だという報告っていつあったんですか。事業仕分けの担当室、お願いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

事業仕分けにつきましては、予算にどのように反映したかとか、あるいはどの程度予算の方で減額されたかというような報告はさせていただいておりますが、内容までは報告させていただいておりません。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

事業仕分けという大切な一つの市としてチェックする事業として、そういうあり方がいいのか悪いのか、私は非常に疑問なんです。ひょっとしたら、事業仕分けをやることに意義があつて、むしろ、それを経て本質的な成果とか結果に対して非常に鈍感であると。これはその一例だと私は思います。この辺については、改めて別の機会に事業仕分け自体の考え方、あり方について質問するようにしますが、時間がありませんので、次の方に移ります。

ファミリーサポート事業について質問します。

この事業の目的、あるいは行政として行う必要性をどう認識しているか。もう一つは、この事業の仕組みをわかりやすく説明いただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ご質問のファミリーサポート事業は、アドバイザーを置き、乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の労働者や主婦等を会員といたしまして、児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望される方と、その援助を行う方との相互援助活動に関する連絡・調整を行うものでございます。

亀山市子育て応援プラン後期計画でも、事業の推進について記載しておりますが、市といたしましても、ファミリーサポートセンターの公としての必要性は強く認識しております。近年、就労形態が多様化する中で、急な残業の場合などにも対応して、育児に関する相互援助活動がなされていることで、安心して就労、子育てができる環境が整備され、仕事と育児の両立に寄与しているものと認識をいたしております。

先ほどご答弁申し上げましたように、アドバイザーという職の方を配置しまして、そのもとに支援を、児童の預かりや送迎などの援助を受けたい方、それから、そういった援助をされる方、そういった方の仲を取り持たせていただきまして、具体的にどなたがどの子供さんの援助に当たるか、そういった調整をしていただくことになっております。

そして、援助を受けられました方につきましては、その援助をされた方に対しまして報酬を支払うと、こういったことになってございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

この事業、行政としても担うべく必要性は非常に高いと強く認識をしているというご答弁をいただきました。

ちょっとまたパネルを見てください。

今、部長からご答弁をいただきましたファミリーサポートセンターは、この依頼会員、今204人の方が依頼会員として登録をされています。それから、57名が援助会員として参加をいただいています。

57人が、ちょっとこのところ伸び悩みとか少なくなったかという意見もありますけれども、精査したといいますか、本当にお仕事でしばらくできないよという援助会員の方は少しご遠慮させ

てもらったという意味で、精査したから今57名、伸び悩みというほどでもないんですけども、57人という結果だと思います。

それから、ここのファミリーサポートセンターは、会員、あるいは援助会員の登録とか募集、あるいはこの方々の講習会とか、そういうことを取りまとめたり、あるいは依頼会員、援助会員の、こういうことをやってくださいということをお聞きして、どうですかというような作業といいますが、ことをやっていただける組織だと私は思っています。

年間860件ぐらいの依頼会員の要請に対して、この五十数人の方が対応されているということでございます。ただ、後でも問題にしますけれども、支援をする時間が、平均で1時間未満ということで非常に短時間になってきたと。送迎とか送り迎えが非常に多くなって短くなってきたということとか、時給600円ぐらいいただいている実態とか、さまざまな課題が挙げられると思います。そこで質問をします。

今も少し話をしましたけれども、この事業の現在の課題といいますが、問題点、これを担当室はどう認識しているか、お答えをいただきたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

**○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）**

この事業の担当としての認識でございますが、ファミリーサポートセンターの会員登録数の推移を見ますと、子育てのサービスを受けたい依頼会員数は年々増加しておりますものの、支援をする側の援助会員数は伸び悩んでおり、需要と供給のバランスに不均衡が生じております。

また、地域別に見ましても、援助会員の少ない地域もあり、託児をする場合、安全面の配慮等から援助会員の自宅で行うことを基本としていますことから、できるだけ地域にばらつきがない仕組みにする必要がございます。

地域における子育て支援を推進するために本事業の果たす意義は大きいものと考えておりますので、ファミリーサポートセンターの事業内容についてさらなる広報が必要と考えております。

**○議長（大井捷夫君）**

鈴木達夫議員。

**○8番（鈴木達夫君登壇）**

今、問題、課題点として、依頼会員と援助会員の需給のバランスが悪い。それから2番目として、地域的なばらつきがある。3番目として、周知方法がまだ徹底されていないという課題を挙げただけでございますけれども、私もいろんな課題があると思うんですけども、その中の一つだけ紹介といたしますか、そこを切り口に質問をさせていただきたいんですけども、私は、一番の問題は、援助会員と依頼会員の支払いの額にしる、システムにしても、非常に問題があるということが大きな問題だと思います。あとボランティアに対する考え方のいろんな個人的なばらつきがあるとか、ばらつきがあっただけなんですけれども、いろんな思いが見えるということ。それから、運営規模として適切かなということもあるんですけども、今回は、支払いの関係について少し説明をさせていただきながら質問をさせていただきます。

今、このシステムは、このファミリーサポート事業に対して、市は323万4,000円という

委託料をもって、先ほど言いました登録とか、募集とか、講習をされているんです。物すごいハードなお仕事をしていただいています。

お金の関係に至っては、依頼会員と援助会員双方が請求をし、支払いをするという形になっている。むしろ、ここで完結するシステムというのは、ある意味、非常に理想とする新しい市民参画協働の中では形にはなっていますけれども、一例を挙げさせていただきます。

実は、私の近くの井田川の団地の奥様が、天神の子をスイミングに、その奥さんがその日はいつもパートに行っているんですけれども、その日ちょうど休みがとれなくて、スイミングに連れていってくれというご依頼がございました。そうしますと、団地から天神まで行きます。それから、子供さんを預かってスイミングまで約五、六分で終わるんですけれども、ここのシステムとして、お子さんを預かったときから手が離れるまでの時間がカウントされるんです。最小時間が30分ですので、時給600円ですので、この井田川の、いわゆる援助会員は、そのために300円をいただいているという勘定なんです。すぐその300円をいただければいいんですけれども、実は、3枚複写の活動報告を児童センターの2階に届けて、その後、またお金が入ったときにもらいに行くという状態なんです。時として、場所がわからないから下見に行ったり、そんなことも兼ねて300円をいただいているというのが現実です。

それで、先ほども言いましたように、この平均の稼働時間が1時間未満の中で、ほとんどの方は600円、500円の中で大切な子供さんの命を預かって、むしろその事業があるたびに自分の生活はその時間を気にしながら、制約されながらその事業をされているというのがほとんどだと思うんです。もちろん援助会員の方は、ボランティアという精神をしっかりと心にお持ちになりながらしてみえるものですから非常にありがたい行為なんです。そういう意味で、私はこの援助会員に対する報酬の額について検討ができないのかということを確認したいんです。

今、確かに委託契約の中で、あくまでもこれを潤滑に運営する「かめのこ」というこの団体に運営の委託料は三百数万払っています。しかし、依頼会員と援助会員の中のお金に対して、このやりとりが今の委託契約の中で可能かどうか、この辺をちょっと聞きたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

**○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）**

このファミリーサポート事業につきましては、実施要綱がございしますが、その13条で事業の実施の委託が規定されておまして、先ほどご指摘のとおり金額で委託をしているものでございます。

この事業の内容は、その要綱第3条に規定の、会員の募集や登録など事業の運営に関することとしておりますので、委託料を相互援助活動の方へ充てていただくことはできないものと考えているところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

鈴木達夫議員。

**○8番（鈴木達夫君登壇）**

確かに委託契約の中では無理かなと思う節もあるんですけれども、ただ、仕様書の第7項の中に

その他市長が必要と認めることという項目がございます。この中にも、そぐわないという判断でよろしいでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいまご紹介いただきました仕様書に、第7項としまして業務内容が掲げてありまして、第1号から第7号までそれぞれ業務の内容を掲げております。その他、市長が必要と認める事業ということで、第8号に記載がございます。

しかしながらこの事業は、個々の相互援助活動を直接支援するものではなく、ファミリーサポートセンターのシステムを維持・運営するための支援と考えておりますので、そういった意味でこれにも該当しないというふうに判断をいたしております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

よくいうNPMというんですか、ニュー・パブリック・マネジメント、新しい公共のあり方の、理念の大きな柱の一つに、手続や手順の正当性を求めるよりも、結果として市民が利益を、福祉に貢献できることを重視するんだという項目があるんです。いってみれば、これ例えば、初期稼働費用で300円、何らかの形でオンしても、年間八百数件の中で二十数万あればオンできるんです。30分やる方に、300円だけでなく、もう300円仮にオンしても、年間二十数万で、いわゆる委託契約323万4,000円の1割を一時的にもこちらにうまく運用をすれば、この事業というのは非常に活力が上がってくる。生きてくる。あるいは、後に言いますけれども、類似事業との関連なんかも考える余地が生まれるんです。それをかたくなに、制度とか手続の問題を語っていてもしょうがない。だから、例えば委託契約じゃなくて補助金をつければいいですよとか、あるいは、市長が指示をしていただいて、柔軟に運用できるような形をつくれという指示を与えていただければ私はできると思うんです。だから、一時的でもいいですから、この組織が、本当にさまざまなものに柔軟に対応でき、さらに強固となるまで、やはりその分をオンするくらいの柔軟性は、私は行政にあってもいいし、あるべきだと思うんです。

この辺についても、もしよければ市長、この辺、柔軟に対応するように指示するという言葉を発していただければ、担当部としても動きやすいと私は思いますけれども、どうお考えか、お聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、ご指摘をいただきましたが、その前段でも、児童センターのあり方も含めて少し問題提起を



いただきました。それは、個々の児童センターであったり、あるいはファミリーサポートの事業であったり、学童保育であったり、放課後子ども教室であったり、そういう事業単体でとらえるのではなくて、全体の子育て支援の放課後対策を、やはり類似の事業等々を整理しながら再構築をするべきだと、こういうご趣旨であるというふうに認識をさせていただきました。まさにおっしゃるとおりであろうというふうに思っております。

ですから、今ご指摘いただいております相互援助活動に対しての柔軟な運用ということをどうだということですが、今本当にそういう子育て支援全体のあり方をしっかり整理していくということを優先させていただきたいというふうに考えております。その上で、ファミリーサポートの事業がどうあるべきか、また個々の事業はどうあるべきか、こういうことも同時に考えてまいりたいというふうに認識をさせていただきたいと存じます。

#### ○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

#### ○8番（鈴木達夫君登壇）

類似事業の整理あたりは、もう整理がついていて当たり前なんです。だから、私は動いていないから何かを動かしたい。例えば、今からもう時間がないからあれなんですけれども、この事業の展開とか可能性についても質問をします。

例えば、この「かめのこ」というファミリーサポート事業をやっている方が、一緒に、下では児童センターがあるわけです。可能性の中で、児童センターも一緒にやるとか、こういう展開ってできるんです。可能性の中では、私はその役員さんとも可能性はあるねという話は日々しているんです。そういうことが、とうに当局から提案されてしかるべきなんです。そこでまたこういう提案をしたら、整理することが大切だと。結局、そのうちそのうち、結局、弁解しながら日が暮れるんです、これ。全然これは進んでいけませんよ。だから、こういう中で、委託料の1割程度だったら自由に運用してもいいと、そういう要綱なり、これは研究しろと言っていたら済む話なんです。

例えば、予算規模にしても、児童センター548万9,000円ありますね。こちらのファミサポが323万4,000円ある。900万ぐらいの予算規模でないと、もっと言うなら、プロパーを1人ぐらい抱えるぐらいの協働とか市民参画でないと、私はこれからの協働とか市民参画というのは進んでいかないと思うんです。だから規模的にも、これはあわせてやっていくというぐらいのことは、とうにこの事業仕分けの結果を見て判断できる仕事なんです。全然やっていないんですよ、これ。

組織について質問したいから、この程度でこの項は終わります。

子供支援施策の推進の一元化についてという質問をさせていただきます。

今までの質問と答弁を前提に質問をしますので、答弁の方もよろしくお願いします。

まさに竹井議員からもきょう質問がありました。この子供支援施策推進の一元化を目的に、平成22年4月より機構・改革が行われました。パネルを見てください。

この中の健康福祉部、この中にさまざまな室がございますけれども、今、児童センター、ファミリーサポートセンター、子ども総合センターの下に子ども家庭室があり、そしてその横に子ども支援室があるわけです。この子ども総合支援室を子ども総合センターに改めた理由として、これを読

みますよ、「特に、子ども総合支援室の機能を拡充し、子育て支援部門と統合した子ども総合センターを設置し、各関係機関との連携に努め、相談・支援体制の充実により、子供の支援の一元化を図る」というものなんですけれども、今、実態的に、この子ども総合センターが、子ども家庭室をまとめて指示を与えているというのが現実的にあるんですか。ちょっと聞きたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

昨年4月に実施をいたしました組織・機構改革におきまして、子供支援施策を一体的かつ機能的に推進するため、子ども総合センターを設置いたしました。

この子ども総合センターにつきましては、専門監を新設いたしまして、専門相談業務の強化を図るとともに、子育て支援、保育所、学童保育所、学童保育業務などの子供施策を専門的に推進する子ども家庭室も新設いたしまして、これら新たな部署と子ども支援室をあわせ子ども総合センターを組織したところでございます。

現在まで専門監、子ども支援室及び子ども家庭室は相互に協力と連携を図りながら子供施策を推進してまいりました。しかしながら、設置後、1年余りといったこともございまして、まだまだ子ども総合センターの認知度が低いといったこともございまして、ご指摘のとおり、それぞれ室等の連携といったことで当初の目的どおりに十分に機能していないといったところもあるというふうに考えてございます。今後ともこういったことを検証しながら組織の機能強化といったことを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

時間がなくなってしまいました。市長、やはりこれは市長が意図した組織図、あるいは組織像ではないんです。実態的に大きな差がある。その意味で、市長の見解を聞きたいんですけれども、子ども総合センターの役割について、その位置づけや市が非常に弱かったという反省はないんですか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

子ども総合センターに対する認識でございますけれども、今ご指摘をいただきましたいろいろな縦割りの問題であったり、子育て支援全体が一元化されていないと、こういう問題意識を強く持っておりまして、センター化を実現させていただいたところでございます。

関係機関、あるいは機関を超えた枠組みの連携でありますとか、そういうものにつきまして一定の体制の充実が図られたというふうには思っておりますが、まだまだ設置後1年でございますので、組織のあり方については継続をして検証いたしてまいりたいというふうに考えておるものでございますし、組織とあわせて、これも前段ご指摘のとおり、子供施策の一元化に向けた再構築を同時に進めていくということが大変重要であると。組織とその政策体系の連動が非常に重要であるという

ふうに思っておりますので、今後も子ども総合センターの機能充実に向けて努力をいたしていきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

大きな課題と重い宿題を残しながら、質問を終わらせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

8番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団の福沢美由紀でございます。

一般質問2点についてお聞きしていきたいと思っております。

まず1点目、亀山市の地域防災計画についてお伺いをいたします。

昨日からも、いろんな方が聞いておられた中で、私はまずこの計画がどういう状況を想定した計画かということをお聞きするつもりでした。きのうも答えていただいた、どういう地震を想定しているということもあわせてもう一度お伺いしたいんですけれども、きのう聞いておりましたら、全壊する家屋だけでも2,300という数が出ている中で、避難する人が1,500人というのが、私は全壊したおうちに1人どなたか見えるだけでも2,300人がおられるんちゃうかなという、単純に考えるとそんな気がするんですね。一体、リアルにどういう状況を考えてのあの数字と見ていいのかということもあわせて、この計画を見る上での想定をお伺いしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

亀山市地域防災計画でございますけれども、大きく地震災害対策計画と風水害対策計画とに分かれてございます。

この計画の想定でございますけれども、このうち地震災害対策計画においては、東海・東南海・南海地震の三連動による想定震度6弱として策定されております。風水害対策計画につきましては想定はございません。

この3連動の地震の想定でございますけれども、昨日も尾崎議員にもご答弁いたしましたけれども、三重県の被害想定調査の中から、人的被害、死者約50人、負傷者約400人、罹災者約3万人、避難者が約1,500人ということになっておりますが、全壊の数の上から避難者数が少ない

というようなご質問でもありましたんですが、県の被害想定の中では、個々に各地区がどのような形で避難者が出るとか、どういう建物が全壊するというような細かな資料までは市の方には届いておりませんので、このような想定の中で動かさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

亀山市が決める数でもないのに、勝手には変えられないと思うんですけども、みんなが避難するわけでもないでしょうし、ご答弁を聞いてもわかりませんが、一言言いたいのは、この1,500人よりもたくさんの方が避難された場合というのを、ぜひとも想定として考えていただきたいなということを感じました。

代表避難所について伺ってまいります。

代表避難所が15カ所、1,500人の想定としますと、大体1カ所に100人ぐらいかなという感じですけども、今私が申しましたように、もし想定を超えた人も入れるのかどうかというのがとても心配ですので、全部を言ってもらおうと大変ですので、特にここら辺だとたくさんいろんな公的な施設があるので、代表避難所がもしいっぱいになっても、ほかにもいっぱいあると思うんですけども、例えば南小学校区ですとか、昼生ですとか、井田川小学校区とか、中部の方とか、市の公の施設があまりない地域ですんで、そういう部分に対して、代表避難所の広さですとか、大体何人ぐらい入れるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

避難者にあわせた指定になっているのかということでご答弁させていただきます。

まず、15の代表避難所でございますけれども、長期の避難になりますと、生活のための荷物置き場も必要となります。1人3平方メートルの占有面積としておりまして、代表避難所での収容可能避難者数は、単純計算でございますけれども、15の代表避難所を合わせますと4,500名で、現段階で県が想定しております東海・東南海・南海地震の三連動による最大避難者数は、先ほども申しましたが、約1,500名とされており、市全体では収容可能となっております。

想定は、各地区ごとに何名の避難者数といった詳細な算定にはなっておりませんが、昼生地区、南部地区、市の指定する代表避難所で収容が可能と考えております。

ちなみに、先ほど南小学校区、昼生小学校区、それと井田川ですね、各避難所とさせていただいていますそれぞれの小学校、井田川小学校につきましては約240名の避難者数が収容可能、それと中部中学校もございまして、ここが約400名、それと昼生小学校が約260名、南小学校が約220名の収容が可能と思っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

想定を超えた人数も収容が可能ということで少し安心しました。

それから、阪神大震災のときでもそうですし、今回の震災でもそうなんですけれども、よくマスクなんかで取り上げられているのが、避難所のトイレが足りないとか大変だということがよく言われるんですけれども、きのうも配置するいろんなのがありましたけれども、特にトイレについては、どのように対応していただいているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

トイレのお尋ねでございますけれども、現在避難所におけるトイレについては、レンタルによる調達で、市内のレンタル会社と協定を締結しております。このほか、簡易トイレ等の備蓄を進めてきており、充足できるものと思っております。

しかし、今後、国・県におけます地震規模、被害想定の見直しによっては、避難者数の変わる可能性もありますことから、避難所の数をふやしたりとか、その施設内のトイレも含めた環境整備については、見直しが必要になることも考えられます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

市内のレンタル会社とも協定を結んでいただいて、市が確保しているものを超える必要数があつたときには、きちんと回していただけるということですね。

それから、この避難所、先ほども人数を聞きましたら、1,500人といいますと、5万人の中のたった3%ぐらいですね。ほとんどの方がご自宅で避難をされている中で、自宅避難の方の拠点にも避難所というのになっていくということが、防災計画でも、この避難所運営マニュアルでもうたわれているわけなんですけれども、ご自宅で避難している方へのいろんなことをお伝えする手段ですとか、その方に向けての拠点のあり方ということで、何かありましたらお答えいただきたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

避難をされた以外の方についてのいろんな支援といいますか、特に今代表避難所で避難されている方については、指定職員とか、市から派遣させていただきます避難所の運営に当たる職員が、いろいろそういう支援をさせていただくんですが、ご自宅で避難をされてみえる方については、今のところ、特に取り組みとしてはされてはおりませんが、これも今後の課題というふうには思っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

自主防の自治会用の避難所運営マニュアルをちょっと見せてもらっていても、避難所というのは、ある程度ライフラインが確立したら閉じてしまうというようなことが書いてあったんですけ

れども、それで急に情報が途絶えたり、支援物資がなくて困る方がいるということが、現在の震災の中でも報告がされていますので、ぜひ自宅に見える方との連携というか、そういう方を助けるための手だてというのもあわせて、これからも検討していただきたいと思います。

先ほど少し言っていました災害時応援協定についてお伺いしたいと思います。

きのうも自治体の応援協定については少し触れていただきましたけれども、ほかにもさまざまな応援協定を結んでおられるようですので、それぞれについて、申しわけありませんが、すべてどういう内容の協定を結んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

**○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）**

昨日もご答弁をさせていただきましたが、亀山市が締結する応援協定には、他の自治体間で人的支援、物的支援を中心とした内容の協定がございます。これには、ご答弁させていただいたものでございますけれども、三重県市町村災害時応援協定、東海道五十三次市区町災害相互応援に関する協定、それと市町村広域災害ネットワークの協定がございます。これは自治体間の協定でございます。

その他の協定でございますけれども、避難所での食料や生活物資に不足が生じた場合などを想定し、市内のスーパー等とその調達に関して、またガス、ガソリンなど燃料の調達、ライフラインの確保、応急救護や看護応援活動のために、医師会や看護協会などさまざまな協定を進めているところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

福沢美由紀議員。

**○6番（福沢美由紀君登壇）**

三重県の中だけの協定ですと、やはりこの近くで地震が起こってもだれも助けていただけないということになりますので、遠いところの自治体と協定を結んでいただいているというのは、非常に有効でありがたいことだと思いますし、先ほどのトイレの協定もありましたけれども、食料などに対しても、ただで入れてもらうということではなくて、不測の事態が起こったときには、今までどおりの値段で、優先的にきちんと市に入れていただくという協定内容だと思います。本当に、これだけの協定内容を結んでいるところも少ないと聞きますので、ぜひまたいろんなところで広げていただきたいと思いました。

そこで、一つご提案、この協定の先をずうっと見ておりましたら、私は介護に関する協定がないのがちょっと気になりました。看護はあるんですね、看護協会さんと結んでいますので、看護の方が介護をできないわけでは絶対ないんですけれども、数からいきまして、どうしても訪問看護である看護の方のされることは、どうしても病気も重篤な方も多かったり、また救護施設というのを、避難所でまたつくっていただくときに、そういうところに行ってくださいということもあるかと思うんですね。日々のご自宅にいらっしゃる方であるとか、避難所で今まではベッドで過ごしていた方が、どういうふうにしたら楽に過ごしていただけるかというところ辺の応援という意味では、介護という分野がどうしても必要でないかと思うんです。ぜひとも、そちらの方向でも、協定というのを探

していただければと思うんですけど、ご見解がありましたらお伺いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

応援協定の中には、介護にかかわる協定は現在締結してございません。避難所における介護を必要とされる方については、通常の方と同時に同じ避難所で避難をしていただく、生活をしていただくということについては、やはり無理もあろうかと思えます。こちら辺については、また協定とか、どういうところに避難していただくのが適当であるかということについては、これもまた課題にはなりますけれども、協定も含めて考えていきたいなあとというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

次に、要援護者名簿についてお伺いしたいと思います。

新聞報道でも、亀山市の要援護者名簿についての報道がありましたけれども、これが一体どういう情報が入っている名簿であって、それをどのように使うのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

要援護者台帳の活用でございますけれども、災害時要援護者台帳は、高齢者、障がい者等が地域における支援を円滑に受けることができるよう、国のガイドラインにより、昨年からは健康福祉部において準備を進めてきたところでございます。

台帳に登録されている方は、65歳以上の単身世帯、65歳以上の方々で構成される世帯、障がい者の方々でございます。

この台帳は、6月11日に開催しました自主防災組織連絡協議会において、代表避難所の代表者にその写しをお渡しさせていただいたところでございます。対象世帯の安否確認に活用していただくよう作成をしておりますけれども、個人情報の観点から、台帳に登載される方々の同意を得て、今後の支援に関するさまざまな活用も、協議会とともに検討してまいりたいと思えます。

情報の中身につきましては、個人の情報と所属する自治会、それとの方が支援を得る方、多分隣人の方とか、そういう情報を台帳で登録をさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

お一人で避難することができない方をこうやって名簿化をして、いざというときにみんなで助けようということは、とてもとうとい大事なことだと思うんですけども、この名簿の扱いが、やっ

ぱり個人情報だからということ、いつ何時でも見られるものでもないし、だれも見られるものでもないということの性格上、本当にいざというときに、ここにこの人がおって、ぱっと行けるのかということがちょっと心配なんです。

あと、もう一つ心配なのが、同意を得て名簿化しているものだから、本当に一人で避難することができない人でも、名簿化することに同意をしていない方は、この名簿に入っていないし、例えば家族に65歳以下の方がいる場合は入っていないわけですね。もし、お昼に何かがあったときに、日中独居というんですか、高齢者だけであるという方については、その名簿には入っていないという中で、これを本当に生きた、活用するためのこれからの取り組みについてお伺いしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

**○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）**

確かに、今要援護者台帳で登録させていただいております方々というのは、先ほど申し上げました65歳以上の方や65歳以上の方で構成される世帯というような形で登録はさせていただいております。こういう65歳以上の方が見える世帯で、若いというんですか、そういう家族の方が見える場合については、今回対象にはさせていただいておりませんが、その中では、家族の方に支援をしていただけるものかということで、ちょっと今回のこういう形で限定をさせていただいたところでございます。

今後につきましては、自主防災組織連絡協議会の方へ、今回初めてでございますけれども、写しの方をお渡しさせていただいて、活用方法も、また登録する対象ですね、そこら辺についても、一遍いろいろお話をさせていただいて、ご意見等をいただきながら、うちの方も考えていきたいというふうに思っております。

**○議長（大井捷夫君）**

福沢美由紀議員。

**○6番（福沢美由紀君登壇）**

自主防災組織の中で、その台帳を使って人を助ける訓練としてやっていけるのかどうか、またそのときにしか開けられない台帳と、また概要版みたいなものもあると伺っていますので、ぜひ生きた活用になるような検討をお願いしたいと思います。

それから次に、自主防災組織についてお伺いをしたいと思います。

きのうも、組織率についてとかご答弁がありましたけれども、ほとんど多くの自治会で組織していただいているということがわかりましたけれども、私は、本当に重要な役割を果たしていく組織だなということを感じたんですけれども、個々の一つ一つの組織の質、いざというときに本当に動ける組織にしていくという質を、市としては、どのように担保していくおつもりなのか、どういう施策をとってみえるのかということをお聞きしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。



○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

自主防災組織を結成していただいて、昨日もご答弁をさせていただきましたが、147団体で結成をいただいて、その組織率82%ということでお答えをさせていただきました。

その質ということでございますけれども、各自主防災組織の方では、結成いただくときに、その自主防災組織の中で防災計画を作成していただいておりまして、年1回防災訓練を行うというようなこともしていただいておりますし、活発な訓練など、また資機材の点検をしていただいたりとかというような形で、活動を積極的にしていただいておりますので、これからそういう震災等が起りましたときには、自主防災組織の活躍を市としても期待しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

やっただいてるところはやっただいてるんであらうと思います。私も、きのうの尾崎議員の質問じゃないけど、こういうことになって、初めてこの分厚い地域防災計画というのをひもといたという、本当に恥ずかしながらゆっくりと見せていただいた状況で、ページ数もばらばらで見にくかったんやなということが今になってわかったということなんですけれども、やはり訓練も、やらなくちゃなところまで士気を高めるというのは非常に大変なことだと思うんですけれども、すごく上手に訓練をやっているところの具体的な紹介であるとか、いろんなケーブルや広報などを通しての周知ですとかで、ぜひとも実のある組織になっていくようにということを、あわせてお願いしたい。

もう一つは、結成できていないというのは、やっぱりそれなりの理由があるんだと思うんですね。どうしてもご高齢の方ばかりであるとか、アパートでなかなか人のきずながないんであるとか、いろんなことがあるんだと思いますけれども、できていないからとほうっておくわけにはいきませんし、いざとなったらみんな一緒に逃げやんならん、助けやんならんということになると思うんですけれども、できていないのをつくって、結成してということだけじゃなくて、できないとしたその部分をどうカバーするのかということもあわせて、どうしても考えておかねばならないと思いますんで、時間もありませんので、ご答弁はもうよろしいですけれども、ぜひとも実のある組織になるようにということを市がリードしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

介護保険法改定案についてです。

これは、この6月15日に、参議院の本会議で賛成多数で可決しました。わずかの審議時間で、たくさん問題点を抱えたままでの強行であったため、私ども共産党は反対したわけですけれども、社民党とともに。

介護保険というのは、亀山市は鈴鹿市との広域連合でなされているために、私も広域連合の議会の議員であります。年に2回しかない議会を活用しまして、議論をしてまいりました。しかし、今回の改定案は非常に市民にとって身近な問題であります。介護を必要とする方、また介護をする方という本当の当事者にも内容が知られていないという状況です。

それで、あえてここで、広域連合の議会でなく、この亀山市の議会で一般質問に上げさせていただきました。市としても、やっぱりきちんとわかっていたいただきたいという思いもありました。ここ

で、改定の内容とそのポイントについてご説明いただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回の介護保険法の改正でございますが、去る6月15日に可決され、改正案が成立したところでございます。

今回の改正の主な内容でございますが、1点目といたしまして、24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問看護等の新たなサービスの創設。それから2点目といたしまして、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数サービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実する。このほか、介護療養型医療施設の廃止を6年間延長する、また介護職員等によるたん吸引等の実施などがございますが、改正の一つに、介護予防・日常生活支援総合事業の創設がございます。この事業は、市町村の判断によりまして、要支援者、介護予防事業対象者向けの訪問や通所などの介護予防サービスや、配食、見守りなどの日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できるもので、導入しました市町村では、利用者の状態や意向に応じて、介護保険の予防給付で対応するのか、また新たな総合サービスを利用するのかを判断するとされているところでございます。

想定されております利用者像といたしましては、要支援と非該当を行き来するような高齢者や、虚弱、ひきこもりなど、介護保険利用に結びつかない高齢者で、サービスを円滑に提供するほか、自立や社会参加意欲の高い高齢者には活動の場を提供することといたしております。

介護給付費の抑制になるという懸念をする意見も出された本事業につきましては、要支援認定者が、従来の介護予防サービスと総合事業を選択、利用する意思を最大限尊重するという附帯決議もなされております。

今後、基本的な指針が示される予定でございますので、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

読んでいただいても、どのように変わるのかがイメージとしてわきにくい改定だと思うんです。

私が一番問題にしているのが、先ほど最後におっしゃっていただきました市町村が要支援者を保険給付の対象から外して、市町村が実施する総合事業という対象に移すことができる。だから、今までどおり、要支援の方が通所サービスを受けたり、訪問サービスを受けたりしていた部分が、その保険給付を使つてのサービスではなくて、市町村のやっているサービス、総合事業としての中に、どっちがいいかなということ市町村が決めて、移すことができるということなんですね。

ちょっとお話を聞いた中で、実際問題利用者にとってどう変わるのかということがわからない、まだ本当に指針も出ていない状況なんでわかりません。もしかしたら財源資金の流れが変わるだけなのかもしれない。でも、私たちはこれをすごく大きい問題だと感じています。

意地悪な見方をしますと、総合事業というのは、今保険給付でなされているような、例えば基準がないわけですね、内容ですとか、こういう資格の職員でないといけないとか、何人いなくちゃいけないという基準がないものなんです。ですから、安く上げようと思えば、サービスの切り下げが可能になってまいります。例えば、ヘルパーの資格のないボランティアスタッフで、公民館とかそういうところでやってもいいんじゃないかとか、あと配食サービスで十分だから、今までやっていたホームヘルパーによる生活家事援助がなくてもいいんじゃないかということでサービスを削っていくということは可能になるわけです。市町の判断でということですので、市町というのが広域連合を指すのか、亀山市を指すのか、そこら辺は定かではないところですが、利用料というのも今1割払っていただきながらサービスを受けてもらっていますが、それがどうなるかもわからないという状況です。

一つご紹介したいのが、4月27日の社会保障審議会の介護給付費分科会というのがあるんですけども、そこで参加されていた大学教授が、大震災を機会に、要支援1、2は介護保険から外すべきだとか、おばあちゃんのお世話保険をつくったわけじゃないと、そういう持論を展開しているんですね。どこかで切らなきゃいけないならば、新しい方式として自治体に任せる方法がいいんじゃないかと、こういうふうに発言しているんです。ほかにも、政府の社会保障改革に関する集中検討会議というのがあるんですけども、ここでは財界が合従しているわけですね。軽度な利用者へのサービス、これは保険の対象外にするべきだと、経済同友会が言っていますし、軽度の要介護者などへの給付の見直しをせよと、日本経団連も言っておるわけです。

こういう声に、こうした形で、こういうタイミングで、この改正案が出てきたということは、もしかしたらそう変わらないかもしれない、今までどおりやっていただくのかもしれないですけども、こういうねらいがあるということを理解した上で、運用の中で、ぜひ介護する方、される方にとって一番いい方法をやっていただきたいと思うんですけども、時間がありませんが、ちょっとその点についてのご見解をお伺いしたいと思います。

#### ○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

#### ○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

市としての今回の改正をどうとらえるかということでお答えをさせていただきたいと思います。

イメージされております介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、本市では、高齢者サービスとして、見守りを含めた配食サービスや緊急通報装置の設置、介護用品の支給などを行っているほか、権利擁護事業も制度化しており、また介護予防事業についても年々充実を図ってきております。個々のケースの支援に対しましては、現状におきましても、地域包括支援センターを中心に、介護保険制度や市のサービスのみでなく、サロン活動や各種教室、地域での見守りなどを含めて調整しながら、必要な支援をマネジメントしているところでございます。

改正法につきましては、7月に研修会が予定されており、今後も広域連合とも連携を図りながら、その対応に努めてまいりたいと思います。

市といたしましては、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくために、高齢者個々の状態に応じた支援を受けられるよう、地域包括支援センターを核といたしまして、保健・医療や地域

との連携を強化しながら、地域包括ケアの充実を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

どのような改定になってこようと、市民の方の必要な介護がなされるように頑張ってくださいと。亀山市の包括支援センターは非常に優秀で、本当に皆さんが、あそこに行けば、体のことを心配やったらいいと、介護のこと心配やったら、包括支援センターのきずなに聞けばいいということが認知されてきていまして、非常に相談件数も多くて、いいと聞いております。ぜひとも政府のねらいもわかった上で対応していただきたいと思います。

次の心配な点を上げてみたいと思います。

医療専門職が担うべき医療行為を介護職員に押しつけるという問題です。先ほど言われましたたんの吸引などを介護職員ができるように拡大していくということですね。これは、既に昨年度から事業所で拡大が図られておられると思うんですけども、どういう状況で拡大されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

介護職員等によるたんの吸引等の実施についてでございますが、平成22年度の改正により、現状におきまして、一定の条件下で実施が認められております。その内容は、たん吸引等について、特別養護老人ホーム全体において一定の知識、技術を習得した介護職員に拡大したもので、必要な条件としては、まず入所者の同意でございます。これは、介護職員がそういう行為を行うことについて書面により同意を求めています。それから2点目といたしましては、医療関係者による的確な医学管理でございます。特別養護老人ホームに配置されます医師から、看護職員に対しまして、書面による指示があり、またその指示のもとで介護職員が連携共同して、たん吸引等を進めることとしております。また、3点目としましては、たんの吸引等の水準の確保ということで、実施に当たる介護職員が必要な知識・技術に関する研修を受けることといたしております。また、4点目としましては、施設における体制整備ということで、安全の確保のための施設内委員会が設置されていること等が上げられておりまして、またそのほかにもたんの吸引等に関しまして、一般的な技術の手順書が整備されていることとか、ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、定期的な実施体制の評価・検証を行うこと。さらには、緊急時の対応の手順があらかじめ定められていることなどが上げられております。

今回の改正によりまして、介護福祉士及び一定の追加的な研修を修了した介護職員等が実施可能となってくるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

このことに関しては、本当に現場は多くの不安を抱えております。

いろんなマニュアルをつくるですとか、いろんなことを考えていますと、やっぱりだれが責任をとるのか、事故を起こしたらどうするのかというようなことが本当に不安なわけです。やっぱり看護師不足をおぎなりにしてきたということと、まだまだ医療状態の患者さんを介護に早く追い出してきたという問題も、十分にこの原因があると思うんですけども、ヘルパーさんは、例えば体をふくというサービスをしていても、包帯交換は看護師さんがすることやから、これはほんだけ汚れておってもやったらあかんから残しておく、あるいは飲み薬なんかも、ちゃんと朝・昼・晩と、その時間ごとに分包してあったらいいんだけども、それぞれにこれを朝だから、昼だからと自分たちがいつも飲むように薬を飲ませるといことはしてはいけなと言われていたとか、割と細かくやってはいけなこと、いいことというのが決まっているらしいんですね。

そんな中で、薬も飲ませてはいけなのに、どうして急にこんなカテーテルを使っての吸たんがいいのかということで、不安の声が上げられていました。名古屋で研修に行ったときに、介護の分科会に出ましたときに、皆さんがそうおっしゃっていました。ですから、そういう重い仕事をするだけの賃金も保障されていない中でこの改定であるということは問題だと思います。

次に、もう一つの問題として、24時間巡回型訪問介護。24時間巡回することがだめだというわけではないんですね。やはり寝たきりの方にとって、排せつなどはきちんと夜間には1回、2回は見てあげることは大事だと思いますし、体位を変換することによって、床ずれ、褥瘡を防ぐということは非常に重要です。必要性はあると思うんですが、今のままの状況でこれを推し進めていくということに問題があるんですね。必要性はあるんだけど、例えば夜中に行くとしたら、かぎを預かって、その家をあけて、入って、ヘルパーさんといったら女性が多いですけども、女性が夜道を、そういうことをするわけですよ。それで、サービスをして、電気を消して、またかぎを閉めて帰ってくる、もし何かがなくなるとかいったら、私らの責任になるんだろうとか、女性とわかっていて、ねらわれて、犯罪とかに巻き込まれないだろうかと、そういう不安の声が聞こえています。そういう中で24時間巡回型訪問看護を推し進められようとしているわけですね。

これは指摘しただけで終えておきますが、もう一つの問題として、介護療養病床の廃止という問題があります。これは、本来24年の3月末で廃止するという計画でしたが、これを6年間延長する、延長するとはいえ、やはり廃止の方向であるということが問題であると思っております。亀山市の状況、この介護療養病床の状況がどうなのかお伺いしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

**○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）**

介護療養病床につきましては、平成24年3月31日までに、老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設等に転換し、制度が廃止されることとなっておりますが、今回の改正によりまして、介護療養病床からの転換が進んでいない状況から、6年間転換の期限が延長されることとしております。

本市におきましては、現在37床の介護療養病床として亀山回生病院がありますが、ニーズも多く、転換に当たっては、強化型老人保健施設などの充実が望まれるものというふうに認識をいたしております。

○議長（大井捷夫君）

福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

そうですね。おうちでも吸たんをしたいという利用者さんがいるわけですから、本当に、今は食事も胃ろう、腸ろうといった管を使っての食事をされる方もたくさんおられて、こういう普通の施設では預かってもらえない、やはり療養型でないと預かってもらえないという方がたくさんおられます。簡単に、受け皿がないままで転換して、介護難民というものが出てくるということは十分に考えられることです。

亀山市の状況も、広域で見ているわけですが、いろんな基盤整備もしながら、そういう設備も少しずつつくりながらではありますが、この介護保険というのは、基盤整備をしてお金を使えば、それだけ介護保険料にはね返ってくる。ヘルパーさんたちのお給料を上げたいけれども、その報酬を上げるということをするのが、また介護保険料にはね上がってくるという、そういう矛盾した制度の中なんですね。この基盤整備もなかなか進まない中で、待機もある中で、無理に転換が進むことのないように、ぜひとも情報は収集していただきたいと思います。

今回、先ほども部長も言われましたけど、この改定法に附帯決議がつけました。先ほど言いました総合事業の実施に当たっては、利用者本人の意思を最大限に尊重する、また医療行為の実施、吸たんなどの問題ですね。これに向けて、知識・技術の十分な習得、安全管理体制の整備、定期的な検証を行う、そして介護療養病床の廃止について実態調査を行い、必要な見直しを検討するなどで

す。

どのことをきちんとするにしましても、やはり国庫負担をきちんと出さないことにはできないことばかりです。これは、市だけでできることでもない、広域だけでできることでもなくて、国に意見を上げていくことがどうしても必要になってまいります。ただ、今まで、いろんな後期高齢者医療制度のことでもそうでしたが、やはりこの制度がきちんと文書で決まって、来るまでが本当にぎりぎり、市町は、それで急にきて、一生懸命整備をして、制度の実施に入ることが、今までずっとそうだったんですね。ですから、まだどういう指針が出るかわからないという状況ではありましたが、こういう問題が検討された上で、可決されたんだということはぜひ知っていただきたいですし、こうやって私どもの言っていることが、取り越し苦労ならいいんですけども、そういういろんな憂き目に遭わないように、市民が本当に介護をちゃんと受けられるように、きちんと介護をできるようにということをしっかりと念頭に置いていただいて、政府のねらいも理解した上で、ぜひとも情報収集をして取り組んでいただきたいと思います。

最後に、副広域連合長であります市長さんにもご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをいたします。

今回の改正されました介護保険法によります今後の懸念される案件につきましては、しっかり見きわめて、当然亀山市としてはもちろんであります、鈴鹿市、広域連合の中でも連携を深めて、

対応していきたいというふうに考えております。

一方で、国の責任において、介護保険に限りませんが、健康保険もそうでありますけれども、やはり国の責任において、一定の責務を果たしていただくように、地方の立場からも、しっかりと物を申していきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（大井捷夫君）

6番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時49分 休憩）

---

（午後 2時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

3月11日14時46分、あの東日本での未曾有の震災当日、私はまさにこの場所におりました。そして、議会終了後に、テレビ画面を通じて、仙台空港を襲った津波の映像は忘れることはできません。あれから3ヵ月以上たちますが、被災地ではまだまだ大変な状況が続いております。三重の地から、東北頑張れと祈りながら、今回は大きく危機管理体制についてと防災・減災に対する市民の意識向上についてお伺いします。

昨日来より、多くの議員さんが、震災を受けての質問をされておまして、重なるところもあるかと思いますが、私なりに質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、危機管理体制について、被災者支援システムの導入についてお伺いします。

このシステムは、阪神大震災で壊滅的な打撃を受けた西宮市が開発したものでございます。被災者の生活再建に向けて必要となる膨大な行政事務を効率的に行うため、市の職員が震災から10日ほどでつくり、約1ヵ月後に稼働させたものであります。災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳をつくり、家屋の被害、避難先、犠牲者の有無、口座番号、罹災証明書の発行状況などを一元的に管理するものであります。

例えば、被災者が義援金を受け取るために必要な罹災証明書の発行には、住民基本台帳、家屋台帳、被災状況をそれぞれ照合する必要がありますが、現行ではこれらが別々に存在するため、発行に手間取り、窓口で長蛇の列ができるほど被災者の方々をお待たせする状況が考えられますが、このシステムだと、データの一括管理によりスムーズな発行業務につながれると言われております。実際に、7時間程度かかっていた業務が、1時間に短縮されたと伺いました。高速道路の東北地方の無料化が始まりまして、この罹災証明書をいただくために長蛇の列ができているという画面も、テレビを通じて見ておりますし、こういったことにもスムーズに対応できるということでもあります。

きのうの尾崎議員の答弁で、この地方の三連動の地震だと、亀山市民3万人が被災をすると予測されていると答弁もありました。さらにこのシステムは、平成18年から無料開放され、平成21

年には、総務省から全国の自治体に配付をされております。このシステムを認識されていたのか、現在導入されているのかをお伺いします。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

被災者支援システムの導入についてということで、ご質問のシステムは、平成7年に発災した阪神・淡路大震災での経験のもとより開発されたシステムであるということについては認識してございます。そのシステムについては現在本市としては導入をしておりません。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

亀山市では、平成19年4月15日、4年前ですが、三重県中部を震源とする地震があり、市内にも被害が出ました。また、7月には震度6強の新潟県中越沖地震が、翌年には同じく6強の岩手・宮城内陸地震が起きております。

先ほども申しましたが、この中部地域は、三つの大きな地震が予想されている地域でもあります。総務省によりますと、今回の震災までに同システムの導入の申請があったのは、全国で220の自治体だったそうです。本市は入っていなかったということです。総務省からの通達を受けて、三重県から、改めて各市町に、3月23日と5月6日に通知が来ております。

県は、この被災者支援システムについては、有効なシステムと認識をしていると、先般の県議会において答弁をされておりました。何かがあったときに、こういうシステムを導入するのではなく、平時のうちに構築をしていくことが非常に重要だと考えますが、今後の導入のお考えについてお伺いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

被災者支援システムについてでございますけれども、県より紹介のありました当システムについて、亀山市の被害想定に合致するかも含めまして、県を通じて、再度システムを見たいということで回答をさせていただいて、本市の被害想定に合致するかを含めて研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

今の局長の答弁の研究したいが、前向きな研究なのか後ろ向きな研究なのか、ぜひ前向きな研究であっていただきたいことを望みます。

私は、この西宮市に、このシステムについて視察に行かせていただきました。震災の実体験の中で、現場の職員の手によってつくられたこと、GISを組み合わせることにより、さらなる活用場



面を広げることができることなど、画面を通して教えていただきました。実際、GISを使って、活断層と家屋の倒壊状況、死傷者の状況などが地図上に落とされていました。その後のまちづくりにも、多いに役立ったとおっしゃっていました。当市も、4月からGISが稼働しておりますので、システムと合わせて使うことができると思います。

もう1点、コストの面ですが、システム稼働を業者に委託すればコストはかかりますが、職員が業務を行えば、導入コストもかかりません。繰り返しになりますが、西宮市の職員がつくったシステムですから、当市の職員でも十分対応できると確信しております。

視察に対応いただいたLASDECのセンター長は、阪神・淡路の震災から、16年でさまざまな震災があったが、結局は皆さん真摯に受けとめていない、行政が試されるんだよという言葉が非常に印象に残りました。

今、このシステムは、当初各自治体に送られたときには、バージョン2でCD-ROMが送られてきておりますが、今はもうバージョン4になっておりますし、いろんな地域の課題とかを差し込んでバージョンアップしておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

先ほどありました要援護者台帳も、その中に落とし込むことができるということも聞いております。市民の皆さんのためにも、また現場で業務を行う職員のためにも、ぜひとも早急にこのシステム導入をしていただきたいと思います。

公明党のネットワークを使いまして、この被災者支援システムの導入について、これはセットアップに必要なインストールキーをいただかなあかんのですが、今震災前で220自治体と言いましたが、震災後に導入を決定した自治体が228、三重県内でも四日市とか伊勢とか、それから熊野、尾鷲、鈴鹿、鳥羽も導入を決定しているようにデータをいただきましたので、ぜひとも亀山市で導入をしていただきたいと思います。

次に移ります。

BCP（事業継続計画）について、その策定の考え方についてお伺いします。

総務省では、昨年、情報システムに関する業務継続計画（BCP）の策定状況を公表しました。1,750市区町村中94.2%が策定していないという回答でありました。業務継続計画は、大規模災害など不測の事態が発生しても、重要事業を継続できるよう事前に立てておく計画で、事業の継続に重点を置いていることが一般的な防災対策とは異なります。当市において、BCPの策定の考え方についてお伺いします。

#### ○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

#### ○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

事業継続計画についての策定の考え方ということでございます。

現在、市では、新型インフルエンザ対策の業務継続計画は策定済みであり、災害発生時においても、行政サービスを維持するため、業務継続計画の策定を進めていかなければならないと考えております。

県が、この年度末までに、災害発生時における三重県業務継続計画を策定することですので、当市といたしましては、5月に行われた三重県市町等防災対策会議において、県が議会等に示した

素案等を、市町に段階的に情報提供するよう求めたところでございます。

今回発生した東日本大震災は、近い将来に起こると言われております東海・東南海・南海地震の地震想定規模、マグニチュード8.7でございますけれども、これと同等であることから、この地震を検証し、県が策定する業務継続計画を参考として、これは職員や職員の家族が被災する可能性も十分考えられますため、実効性のある計画として策定していきたいということで、少し時間をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

5月31日の読売新聞にも、東海地方で策定しているのは愛知県と四日市市のみと大きく掲載をされておりました。今回でも、先ほど局長がおっしゃったように、役所が被災し、首長や職員が亡くなった自治体もありました。今定例会で、市長は現況報告の中で、地域防災計画の見直しも言及をされております。ぜひとも、BCPの計画の策定を進めていただきたいと思います。平成20年8月、総務省からガイドラインも示されておりますので、早急な対応をお願いいたします。

3番目に、危機管理局体制のあり方についてお伺いします。

亀山市では、平成18年の機構改革から、危機管理局体制を引かれております。現在の組織体制で、防犯・防災や新型インフルエンザ等まで、広範囲にわたった危機管理のあり方に、このままで機能していくのか、少し私の中に疑問があります。横並びの各部局との連携強化がスムーズにいつているのか、縦割り行政の弊害がないのか、市長が言われる縦軸から横軸へうまく機能しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

危機管理局となりまして、局にも格上げをしていただきまして、危機管理室ということで、今防災・防犯を事務分掌としまして、以前は、今の総務部の中で危機管理を担当させていただいておりましたんですけれども、局の格上げの中で、十分な業務を遂行させていただいておるかなというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

市長に答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員の危機管理局のあり方について、市長の考えをとということでございました。

今も、少し触れていただきましたが、組織が非常に多種多様でございますので、縦軸と横軸が本来に機能するようなそういう全庁的な危機管理の体制を強化していきたいというふうに考えておるものでございます。

申し上げるまでもありませんが、危機管理の要諦はリスク予測とリスク分散、それから意思命令系統の明確化と情報の共有と、ここのところが要諦でございますので、それを認識しながら、今後

の庁内の危機管理体制の質的向上を図っていききたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

局長は、もう一生懸命やっていると言うしかないですよ。

午前中の竹井議員の質問の中でも、また鈴木議員の質問の中でも、やっぱり広森総務部長がおっしゃっていた部局を越えて連携強化が課題だという、やっぱり組織の中で課題が見えていると思うんですね。だから、この危機管理というところは、危機に対する部局でありますので、市民の命を守る重要な部という形の中で、やはり先ほど市長が言われた意思命令系統、しっかりと機能できるような対応は必要じゃないかなあと私も思います。今の現況の中で対応ができていても、有事において、率先部隊足り得る体制になっているのか、甚だ疑問でなりません。

私は、この危機管理局を置いていただくことは大事ですが、各部局の中に危機管理の担当を置くということも、これは平時において、それぞれの部局の中に危機管理の担当を置くということが非常に大事じゃないかなあとと思いますが、その点に関してのご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

各部局に危機管理担当をとということでございます。県の方につきましては、そういう担当の方があるということはお聞きしておりますけれども、災害等になりますと、災害対策本部で一体的に市が活動を行っていきますことから、その対策本部の中では、各対策部、これは部長が当たっております。それと、その中に班長、室長級が配置をされております。

私ども危機管理局だけの危機管理ではなくて、やはりそれぞれの対策部、各部署での危機管理ということでは十分意識はしておりますので、今のままで、特に担当を置くというような形で考えてはおりません。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

危機管理局の局長が、各部署にというご答弁はおかしいのかなあと。機構改革の中で、どういう対応をしていくのかということで、私は総務部長が出てこられるのかと思いましたが、危機管理局長がそういうことを、自分のところが各部局に置くということは難しいのかなあとと思います。

また一つ、対策本部の中では機能をしていくと思いますが、きのうの尾崎議員の地域防災計画ではありませんが、やっぱりみんなが平時において、いろいろ情報を共有していくということが大事だと思いますので、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

先ほど危機管理局長よりご答弁を申し上げました。

今回、災害対策本部の組織体制といった中で、各部局長を部長としますそれぞれの対策部といったものもございますし、その下に、室長を班長とする対策班といったものを置いて、災害時の対応を図ることといたしております。

この上に、ご指摘のありました各部局に災害担当というか、危機管理担当といったものを置くといったことにつきましては、やはり組織が複雑化するといったことも考えてございます。そういったことで、現在のところ、そこまでは考えていないところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

私は、意識改革につながっていくのではないかなあと、業務がふえるわけではないと思っておりますし、やっぱり各部局の中に、そういう危機意識というのが広がっていくことを思って、質問をさせていただきました。このままで行くということですので、有事において、きちっとその体制が稼働できるように望むものであります。

では、次に移らせていただきます。

防災・減災に対する市民の意識向上についてお伺いします。

災害対策に一番必要なことは未然防止だと思います。いわば予防対策です。健康づくりにしても、介護にしても予防が大事なように、やはり予防対策が一番大事だと思います。

今回の震災では、公助が機能できない状況もありました。そうした意味においても、地域力をいかに向上させていくかが、今後の大きな課題であると考えます。当市では、自主防災組織の立ち上げに力を入れておられ、21年の12月には連絡協議会もでき上がっております。先般の県議会において、鈴木知事から、県では自主防災組織率が92.4%、住民が地域の防災活動に参加する割合が26.1%というデータが示されました。

昨日の尾崎議員の答弁の中で、自主防災組織は180地区147団体、82%、33地区がまだだというご答弁をいただきましたが、住民が地域の防災活動に参加されている割合は幾らなのか。また、先ほども福沢議員の中にもありましたが、あとはどう機能させていくか、組織はきちっとでき上がってまいりました。活動については、本当に地域によってばらつきがあると言えます。だからこそ、この連絡協議会、せっかくつくっていただきましたので、この連絡協議会を通じて、啓発など機能強化に力を入れていく必要があると思います。具体的に、何か取り組みがあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

自主防災組織につきましては、県発表の自主防災組織活動カバー率93.80ということになっておりまして、議員からもご紹介いただきましたが、対象180地区に対し、147団体が自主防災組織を結成していただいております。これらの自主防災組織によります実践的な防災訓練の実施率でございますけれども、63.27%、147団体のうちの93団体が訓練の方を実施していただいております。

主な例としましては、関南部地区の自主防災組織連絡会が行った避難誘導訓練、過去の災害等の意識により、毎年開催されてみえます川合町の自主防災会による防災訓練、救急救命講習や初期消火訓練、炊き出し訓練等を総合的に実施していただいている和田団地自主防災会、それとみずほ台自主防災会などがあります。

各自主防災組織については、自主防災組織防災計画、自主防災組織の中でつくります防災計画で、年1回以上防災訓練を開催するよう定めておりまして、各地域で活動的に実施をしていただいております。

今後、いろいろな活動ができていないところも含めて、自主防災コーディネーターという組織もございまして、こちらの方も、いろいろ自主防災会の中の資機材等の点検もボランティア的にやっていただいておりますし、また市の方からも、防災訓練等の呼びかけをしていきたいと。ことし、東日本大震災がありまして、大分関心が高くなっておりまして、訓練の申請というんですか、するよというような連絡もいただいておりますのでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

森 美和子議員。

**○7番（森 美和子君登壇）**

一生懸命やっていたところ、本当に一生懸命やっていますので、その連絡協議会の中で交流を持つとか、そういった工夫をしていただいて、今活動ができていないところに関しても、活動ができるような体制に、行政としてバックアップをしていただきたいと思います。

もう1点、女性力をどう取りむかにかについてお伺いします。

確かに、地域の組織形態はでき上がってまいりました。でも、さまざまな組織の中に、女性の姿がなかなか見えてきません。今後、女性力をどう生かしていくかが大きなポイントだと私は考えております。ただ、残念なことに、なかなか女性に参加を呼びかけても、集まらない状況があることも承知をしております。女性が集まりやすい何か工夫ができないのか。例えば、亀山市には、女性防火クラブや女性消防団、また婦人会連絡協議会など女性の団体があります。そういったところでの働きかけ等があるかと思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

早川消防次長。

**○消防次長（早川正男君登壇）**

女性を中心とした防災団体に対して、防災活動を普及していくことができないかということでございますが、女性防火クラブにおかれましては、地域防災の重要な担い手として、日々ご尽力いただき、心から感謝申し上げます。この防火クラブは、現在市内に8団体が結成されているところですが、今後におきましても、重要性を各地区に広く啓発し、クラブの結成、推進を図ってきたいと考えております。

また、男女共同参画の流れの中、女性消防団も含めまして、火災予防活動や後方支援活動のみならず他の防火団体等との連携や地域密着性を生かした各種防災活動に、積極的にご参加いただくよう検討してまいりたいと存じますので、さらなるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

女性力の活用といった観点からは、毎年各代表避難所単位で実施している亀山市総合防災訓練、このときにも各地区の婦人部や日本赤十字社亀山奉仕団の方々には、意思決定の段階から参画をしていただいております。また、各自主防災組織で活動いただいている各地区の防災訓練でもご活躍いただいております。

また、いろんな呼びかけの中で、女性のご活躍をいただける場を自主防の方にも呼びかけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

女性防火クラブに関しては8団体、今おっしゃってみえましたが、偏りもかなりありますので、市域全体に女性防火クラブができるような、そういう働きかけ、そういった中で、防災も込みでやっていけるような取り組みが必要じゃないかなあと思います。

先ほどの局長の答弁ですと、やっぱり女性を登用していくという意味はわかりますが、なかなか女性って集まらないんです。男性の中に入ると、恥ずかしがり屋で入りにくいというところがありますので、やっぱり女性で固まると結構いろんな意見が出て、女性はぴーちくばーちくしゃべりしますので、本当にいい提言もいただけますし、ご意見もいただけますので、そういった女性の塊みたいなものが今後私は必要なんじゃないかなあとすごく感じます。

今回の震災においても、やはり避難所において女性の力って、テレビ画面を通してですが、本当に必要なあとということを感じます。野登でしたか、総合防災訓練のときに、阪神・淡路で対応されていた女性が講演に見えて、トイレの汚物をナイロンを手にかけてかき出したと。いっばいになってしまって、だれもさわらないけど、もう仕方ないからそれをかき出したというお話も聞かせていただきました。なかなか男性じゃできないんじゃないかなあと思いますが、女性って底力がありますので、そういった女性力を本当に生かす対応は私は大事だと思いますので、福沢議員も、介護協定がないじゃないかと、本当にいい視点だなあと私も思います。でも、もしなかったとしても、その避難所において、女性の力で、絶対いろんな高齢者の方の対応とかをされていくと思うんです。それが、きちっとした組織ができていれば、本当に進んでいくんじゃないかなあと、ぱっと対応ができるんじゃないかなあとすごく思いますので、どうか女性力を生かす施策を行政の中で考えていただきたいと思います。

それから、学校現場における防災教育について、次のところでお伺いします。

まず、今回の震災以前に行われていた防災教育についてお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

各園、小・中学校の防災教育の現状であります。学校における防災の手引きや小学校の社会科

副読本を主に活用して、発達段階に応じた防災に関する教育を行っております。地震や火災などに対する避難訓練を、幼稚園では月に1回、小・中学校では年に二、三回実施しております。また、幼稚園では親子避難訓練や引き渡し訓練を、小学校では緊急引き渡し訓練を実施いたしておるところでございます。

防災に関する授業であります。小学校3・4年生を中心に、社会科副読本を利用して、火事や災害の備えについての学習を行っているところであります。またほかにも、地区の危険箇所の確認や、地域の実態に応じて、消防署や危機管理局、防災ネットワークなど、ゲストティーチャーを招き、防災教育に積極的に取り組んでいるところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

森 美和子議員。

**○7番（森 美和子君登壇）**

私が、防災教育でぱっと浮かぶのは避難訓練だけぐらいかなあと感じていましたけど、さまざまなことを亀山市では行っているということをお聞きしました。

今回の大震災では、多くの子供たちが犠牲になっております。そういう中で、岩手県釜石市での死者・行方不明者が約1,200人に上る中で、市内の小・中学生約3,000人のうち99.8%が難を逃れ、釜石の奇跡と呼ばれております。同市の防災教育に携わってきた群馬大学大学院の片田教授は、子供たちに教えてきたのは知識ではなく、姿勢を与える教育だとおっしゃってました。自然災害に向かうとき、主体的に自分の命を守り抜くという意味が重要なポイントだとおっしゃってました。自分の命は自分で守ることを教えてこられたというのです。

その結果、地震発生直後には、先生の指示より早く避難を始めた生徒や、事前に決めていた避難場所を危険と判断し、率先して高台に避難・誘導した生徒がいるなど、防災教育に基づく行動が奇跡を生んだとされております。

また、片田教授は、教えた子供たちが10年たてば大人になる、さらに10年たてば親になるだろうと。防災を後世に伝えられていくと言われております。

今までの防災訓練だけでなく、市内の被害想定をした、特に通学路もやっていただいていると言われておりましたが、防災訓練等の必要があると私も思っております。亀山市の子供たちの命を守る今後の防災教育をどうしていくのか、方向性についてお伺いしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

上田教育次長。

**○教育次長（上田寿男君登壇）**

今回の大震災を教訓に、子供たちや保護者がより一層防災に対する意識を高めることができたらと考えております。今回の東日本大震災を契機として、災害・事故など実際に起こり得るさまざまな危機を総合的にとらえる必要があるとも考えております。

災害が起こるのは、学校にいるときばかりではありません。通学途中や家に帰って一人でもいます。このことから、現状を見きわめ、自分で自分の命を守るスキルを子供たちに身につけさせることが重要だと考えています。

また一方で、教職員だけが子供の防災教育にかかわるという考え方ではなく、園、学校、家庭、地域が子供の命を守っていくという共通理解のもと、個々が連携しながら、学校を地域が支え、子

供たちの命を守る仕組みをさらに向上させていく必要があるんだと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

次長がおっしゃるとおり、本当に学校にいるときだけが災害に遭うとは限りませんし、さまざまなことを想定した中で、子供たちのスキルを上げていく取り組みを、これは学校側だけではなくて、本当に地域において、また家庭においてやらなければならない重要な問題だと思います。

市民活動ニュースの中に、井田川小学校こども防災士育成モデル事業というのも載っておりましたので、地域の皆さんが、そうやって子供たちのスキルを上げるような取り組みに一役担っていただいているようなことも載っておりましたので、さまざまな場面を想定しながら、対応をお願いしたいと思います。

では、最後になりますが、地域資源の活用についてお伺いします。

今回の震災を教訓に、想定を超える災害にどう備えるべきかという議論を私たちはしなければいけないと思います。自然を相手に、行政が住民の命を完全に守り切ることは、はっきり言って無理だと思います。市民の皆さんには、皆さんの命を守るのは皆さん自身なんだと。皆さんがベストを尽くすことに、行政はサポートをしてみたいと思います。こういうふうなことを、しっかりと市民の皆さんに認識をしていただく必要があると思います。そのためには、この地域資源を最大限に活用することが大事じゃないかなと思います。この防災知識等をお持ちの方が、地域にどのような組織等があるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

地域資源の活用についてということで、いろいろ防災の知識を有する方ということの中で、防災士、防災コーディネーター、この方々については、防災・減災のための意識・知識・技能等を有した方々であり、各地域での防災力向上のため、活躍をいただいていると認識しております。特に、防災コーディネーターについては、市内に14名の方がおり、昨年度井田川小学校で、議員の方からもご紹介いただきましたが、こども防災士育成モデル事業を、市との協働事業として実施し、月に1回開催されている定例会等に市も参加をし、情報を共有させていただいているところでございます。

また、各地域で開催されている防災研修や各自主防災組織が行う資機材の取り扱い訓練等においても活躍いただいております、当市が行う総合防災訓練でも積極的にお手伝いをいただいているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

防災コーディネーターの方は組織をつくられて、地域の中で頑張っていただいております。

当初、8名と私は聞いておりましたが、今14名にふえているということは、本当にすごいこと



だなあとと思います。県の防災コーディネーター養成講座を受けることによって、防災コーディネーターになられているわけですが、本当にスキルの高い方が大勢いらっしゃいます。これは、県の広報ですが、ことしが7月だったかな、あるというふうに聞いておりますけど、この養成講座。こういった広報を、県のホームページとか、県の広報とかを見ればわかりますが、亀山市の広報とか、ホームページとか、そういったところで、これは無料ですので、ちょっと時間はかかるかと思いますが、やっぱり人材育成というか、そういう人たをどんどんふやしていくというのを思うと、啓発する必要があるんじゃないかと思いますが、その点についてのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

防災コーディネーターの講座でございますけれども、議員申されますように、ことしにつきましては7月から11月まで、休日を利用しての講座となっております。全32講座で、一般的な危機管理、気象学とか風水害、土砂災と住民といった数々の講座を受けていただくこととなります。

ことしにつきましては、コーディネーターの育成講座につきましては、もうちょっと締め切りをさせていただいております。今後、いろいろなこういう防災に関する資格をとっていただいて、防災の意識を向上させていただく機会がありますので、また積極的に広報等、ホームページも含めて掲載し、知らせてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ぜひとも、よろしくお願ひしたいと思います。また、来年もしあれば、早目によろしくお願ひしたいと思います。

先ほど防災教育でも触れましたが、私は子供たちも立派な地域資源だと思っております。山形県村山市では、子ども救命士育成事業というのをやられております。応急手当てや心肺蘇生法、AEDの操作など、カリキュラムとして子供たちが学んでいくわけです。子供のときから身につかせて、命の大切さや市民の救命率の向上につなげていくという形でやられている。だから、いろんな方法が、先ほどの県の防災コーディネーターの養成講座を、市民の人たち一人一人たくさんの人に受けていただくということも大きな地域資源になりますし、子供たちが毎年毎年そういうことをすることによって、子供たちが大人になったとき、また子供の間でも、倒れていらっしゃる方にAEDを使うことができるという、これはすごいことだなあとと思います。ひいては、こういった子供たちが消防署員になりたいとか、消防団員になりたいという、そういう意識改革にもなるんじゃないかと思ひます。

今回の震災を受けて、本当に今市民の皆さんの防災・減災に対する意識は高まっております。日ごろからの準備や積み重ねを、今こそしっかりと訴えていく必要性を私は感じております。先ほど触れましたが、女性力も大きな地域資源でありますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

災害時に、被災者は弱者じゃなくて、被災者がそれぞれの持てる力を十分地域の中で有効に使えていけるような体制づくり、また自助・共助力を高めるためにも、さらなるきめ細かな行政のバックアップ体制をよろしく願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

7番 森 美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時46分 休憩）

---

（午後 2時56分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番 小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

それでは、通告に従いまして、一般質問を3点ほどさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、住宅リフォームの助成についてでございますが、地域経済の活性化の具体的な施策について、まずお伺いをいたしたいと思います。

長引く経済不況とデフレの中、未曾有の大震災があり、より一層深刻な社会経済情勢の中、亀山市においても市税収入が大幅に減収する中、厳しい行財政運営を強いられておりますが、市長の市政現況報告に、特に震災以降、疲弊する地域経済の状況変化に対する施策予算が計上されておられません。あえて、産業の振興として、産業集積雇用の創出について、シャープ関連の成長分野のみ、地域経済の活力を期待するとしか記載されておられません。これでは、地域経済を支える市内の中小企業は、市政に希望は持てません。

地方自治体において、経済活性化施策、技術、技能を継承する人材育成等が喫緊の課題とも言われております。今こそ、乗り越えなければならない持続可能な地域経済の活性化の施策を展開すべきであると思いますが、市長のお考えを、具体的な取り組み施策について、まずお伺いをいたしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

長引く世界的な経済不況、そして円高の進行と新興国の台頭、そして未曾有の東日本の大震災の発生と、我が国の経済を取り巻く情勢は大変厳しく、先行き不透明でございます。

亀山市におきましても、地域経済の状況、とりわけ中小企業の状況は極めて厳しいものであるというふうに認識をいたしておるところであります。このような厳しい状況の中、地域経済の活性化に向け、亀山市といたしましては、地域特性を生かし、新たな企業立地を進めるとともに、市内の既存事業所がこの地域で長く事業継続をしていただけるよう支援をしていき、地域経済の持続的な

発展につなげてまいりたいと考えております。

一方で、ますます厳しさが増すと思われます中小事業所の事業継続には、その経営力、技術力、この向上が必要不可欠でございますので、本年度から、ご案内のように、議会も3月予算をお認めいただきましたが、ものづくりや建設、運輸関連の中小事業者を対象に、商工会議所と連携をして、市内中小事業者の経営力向上を支援する事業を予定いたしておるところでございます。

さらには、これもご案内のように、今月からは、市内の既存の民間賃貸住宅を借り上げて、市営住宅として活用いたします民間活用市営住宅事業を開始いたしてまいりますので、不動産市場の活性化にもつながってまいると期待をいたしておるところでございます。

なお、市で行っております個別具体の活性化施策につきましては、担当部長からご答弁させていただきます。

○議長（大井捷夫君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

具体的な施策でございますが、大きな意味では企業誘致の推進、それと商業におきましては、商工会議所と連携をいたしまして、地域商業活性化事業、それから商業団体連合会、またポイントカード会さんなどの商業団体の活動支援、それから商工業といたしましては、小規模事業者の資金繰り支援などに取り組んでいるところでございます。

また、先ほど市長の方からもご答弁させていただきましたけれども、物づくりの見地から、中小企業の物づくり事業者を対象とした経営改革を支援いたすとともに、住宅事業といたしまして、民間活用市営住宅事業に取り組むところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

3月議会で予算を審議したわけでございますが、やはり3月11日にこのような災害が来て、特に全国的に、非常に中小企業は困ってみえる。今の市長の話も、計画と支援ばかりで、具体的に何ら予算を伴って、本当に中小企業は身を持って、仕事があるというような施策は何ら出てきていない。ただ、言葉だけで、今の、物づくりの支援をしておるとかいうだけであって、より具体的な事業効果は何も上がっていない。そうした中で、今建設労働者、地域の工務店、大工さんなどの中小零細建設業者は、悲鳴ともいえる仕事不足に、何とかしてほしいといった切々な願いが寄せられておるといふふうに思います。

亀山市において、中小建設関連、法人、また個人事業主の経営実態や動向、状況について、今どのように認識して、それに対する打開策をどのように今考えてみえるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

小坂議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

市内の中小建設関連業者さんの状況ということでございますが、市内の中小建設関連事業者の中

で、建設業者、工務店、個人営業の職人さん、設計業者等約30社に窓口、電話等で聞き取り調査を行いましたところ、住宅リフォーム等について、木造住宅の耐震補強に付随する形が多く、またその受注状況につきましては、順調とは言えませんが、おおむね通常時の8割程度の仕事量で推移している状況ということでございます。

しかしながら、業者間の競合も厳しく、労務単価の低下のみならず収入も下がっている状況であるというふうに認識しているところでございます。

また、打開策というところでございますが、そのような住宅リフォーム助成制度につきまして、関係団体の厳しい経済状況の中での陳情・要望も受けております。その関係団体様のご意見も十分に踏まえた上での住宅リフォーム助成についての検討を行っているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

市内の地域工務店、大工さんなど30社の聞き取りをもって判断をされたのでは、行政の判断は非常に偏ってしまうんじゃないかなあと。8割というと、何をもって8割充足しておるのかちょっとわからんですけど、いずれにしても、公共事業を含めて、また個人投資を含めて非常に疲弊し切っておる今の中で、特に零細建設業者は非常に困っておる、何とかしてほしいという要望なり、陳情を受けておるというふうに思いますけど、議会に対しても陳情も要望も出ております。

それを受けて、リフォーム等について前向きに検討したいという、これも3月ごろから出ておったわけですけど、今日までの検討結果について、どのように検討した結果を制度として生かす方向に考えてみえるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

検討結果をどのように生かしていくかというところでございますが、まずこの6月議会において、三重県の方でも、耐震補強の上乗せ、また耐震化と付随して実施するリフォームに対する補助の制度を提案しているというふうに聞いております。

市といたしましても、このような県の動向に伴う各市町の状況も注視しながら、市民のニーズや厳しい経済状況の中での地元工務店の状況、要望も踏まえて、検討しているところでございますが、そういったリフォーム制度の実施の状況とか、その波及効果などについて、現在、調査・研究を各市町の状況も踏まえてやっているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

それでは、住宅リフォームの助成制度について、これは12月議会においても、同僚議員が一般質問でリフォーム助成について質問されており、また関係団体・組織からも陳情・要望がより具体的な、本来ならば執行部が提案する案件について、事業実施要領まで作成して、亀山市にふさわしい内容の提案がされておるわけでありませう。

しかし、今答弁されたように、関係当局はクレームをつけるだけで、一向に前への姿勢が見受けられないと。そのために今日に至っておるんだらうというふうに思っております。

住宅着工件数が減り、住宅不況の中で、仕事がなく困っている零細業者への仕事おこしとして、リフォーム助成は国交省にもわずかな補助で新たな事業を起こせる非常に大事な制度であり、充実しないといけないというような明言をされておりますし、緊急経済対策として、短期的な位置づけで実施すべきと思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

再度のご質問でございますけれども、今日に至るまで、議会での議論、それから関係団体からのご要望をいただいております。その中で、昨日も岡本議員がご質問いただきましたが、先ほど申し上げましたように、住宅リフォーム助成制度につきまして、検討を進めさせていただいております。

この制度自体は、もちろんリフォーム業者さんだけということではなくて、景気低迷というのは今本当にあらゆる業種に影響がございます。そういう中での全体的な判断とか、県の制度が動き出していくということもございますけれども、亀山に合った形でどう効果が発揮できるのか、そのことについて、制度設計を検討いたしておるところでございます。

緊急経済対策の視点も含めて時限的というご提案でございますが、できる限り早く制度設計を行っていきたくと、そのように考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

住宅リフォーム制度の利用状況は、潜在的な状況改善の願いを呼び起こして、その経済波及効果は目を見張る実績を今他県で上げているところであります。住宅リフォーム制度が全国的に広がっており、現在39都道府県373市町村が実施しており、三重県では伊勢市のみというふうになっておるわけでありまして。

また、経済状況が低迷していた例として、秋田県では、住宅リフォーム助成制度の利用件数は、3月末現在1万3,996件、17億7,739万円の助成で、300億円の工事高となり、1件当たりの工事費は215万円という成果を生み出しております。産業関連表を用いれば、他産業への経済波及効果は450億円、約1.55倍に上っております。住宅リフォーム助成の実施が、地域の経済活性化に大きく貢献していると言わざるを得ません。住宅着工件数が減り、住宅不況の中で仕事がなく困っている地域の工務店や大工さんなどが、零細な業者への仕事おこしとしてリフォーム助成の効果は明らかというふうには言わざるを得ません。

また、大島国土交通大臣は、リフォームの活用を呼びかけ、工務店に金が流れないと地域経済はよくなれない、大手企業が仕事を確保しても、東京が潤うだけと。そして、わずかな補助で、新たな事業が起きるリフォーム助成については、非常に大事な制度と思う、充実するようにしたいというふうにも明言をされております。

国民の安心・安全、耐震・防災、住環境の改善の展開は、住宅リフォーム助成制度を、国が市町村に対し、社会資本整備総合交付金の活用を促して、地域で創設・拡充などの施策が今こそ必要だと強く思うところであります。

また、緊急経済対策として位置づける自治体では、期限がおおむね3年となっていることから、恒常的な制度とするためにも、地域の皆さんの住まいの改善と快適な住生活を柱とすることを大変重要というふうに思っております。そういった点から、今こそ住宅リフォーム助成制度は喫緊の課題として解決しなければならないというふうに思っております。

このことを踏まえて、それぞれの団体、また私も提言させていただいておる中には、時限立法でいいというようなことで、例えば2年間で、補助制度として10分の1、10%で1件10万円として、年間1,000万とすれば100件です。100件を1,000万とすれば、経済波及効果は1億円以上の事業投資があると。だから、その今の秋田県を例にすると、1億5,000万から2億と。2年間の期限つきであれば、2,000万であれば、4億から4億5,000万というような経済波及効果が他産業へも及んでくると。

ひいては、そのリフォームをする工務店や大工さんなんかは、それによって所得を上げることによって、それがまた税金として返ってくるというような経済の循環が非常によくなることそのものが、経済の活性化につながると。今こそ、この制度を、いろいろ検討するんやなしに、やはり今、この時期、私は6月に何とかしてほしいというが、6月にこの予算ができない。これは、3月ごろから一生懸命皆さん方とご相談申し上げたが、ほかの町村のまねをするわけにいかん、亀山らしさと今も言われましたけど、ほかの町村のいいところはまねをしていいと思うんですよ、私は。

だから、そういった意味で、何度言ってもなかなか前へ進んでいない。ぜひとも、今こそ、9月には予算補正をつけて、10月からスタートすることによって、これを逃がしたら、また来年になればそれでまたおくれるわけです。今こそ、市長は、この大変未曾有の事態の中で、今申し上げました経済波及効果を含めて、また中小零細企業の思いをもって、いま一度この制度について、市長、どのように取り組むのかをまずお聞かせいただきたい。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

再度のご質問でございますが、今ご所見がございましたその部分はしっかりと認識をさせていただいておるといふふうにご理解いただきたいと思います。その上で、市内で本当に循環ができるような、そういうのはどうあるべきなのか、こういうことも検討をさせていただいてまいりました。

中小の工務店、あるいは職人の皆さんの中には、今度は大手さんのいろんな系列の中で頑張っておられる方もお見えでございます。いろんな要素がございますので、しかしご指摘の部分も踏まえて、急ぎ、その制度設計に向けて検討を進めさせていただいておると、その思いで臨ませていただきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

私は、この制度についての施工業者については市内業者に限るというふうに要綱には書いてあると思います。大手業者がいうた場合はあかんと、だから市内業者で、中小零細企業に限ってリフォームをしていただくことによって、経済が循環して、金が循環すると。

だから、今市長が言うた認識がちょっと違うと思うんですよ。やっぱり、市内業者が行うことによって、この効果は一段と上がるのであって、その大手リフォーム会社とか、大手企業を対象にしておるわけではないんで。

加えて、もう少し中身を十分見ていただいて、それで審議していただきたいと思うんですけど、できるだけ早くといっても、今この時期に申し上げて、予算、次の議会は9月なんですね。9月にすれば10月から施行できると。そうすると、年間1,000万の予定やったら500万が、まず半年間で実績を見ること。あれもあかん、こうしたらどうしよう、こんな場合はと考えるまでより、一遍やってみたら、その結果が事業効果が上がるわけであると。やっぱり、ここで市長は決断をして、要綱を固めるのは市長ですけど、予算をつけて審議するのは議会ですけど、やはり市長の決断なくして、制度も予算も伴わないということから、いち早くというのは、早いのはあしたも早いし、あさっても早いし、半年前も早いんで、やはりこの次の議会までには、より具体的な制度を、年度後半から実施できる手段を講じてもらいたいということをお願い申し上げて、この質問については終わりますけど、9月には、前年度予算の決算書もございまして、その前に歳計剰余金もおおよそ見えてこようかと思えます。

あえて2年間でやろうと、3月から年度でやれば1,000万ですけど、1,000万の2年間で2,000万という計画になっていますけど、10月からであれば500万でして、来年度1年間1,000万で、25年度、それについては、また実績と経済波及効果を見きわめた上で延長することも、額をふやすことも、それは見きわめなければいけない。やはり、スタートを切ってみなわからんことはようけあると思えます。

だから、こうしたことはあかん、あしたことはあかんということをいう前に、やっぱりスタートを切るべきところは切って、できるだけ早く手を打つという、これが今喫緊の課題やと思うんで、できるだけ速やかな判断をしていただいて、9月には必ず要綱を定めていただいて、10月から施行できる予算を組んでいただきたいと。周知期間もあろうかと思えます。できるだけ早い決断をお願いしたいというふうに思えます。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁はよろしいですか。

**○19番（小坂直親君登壇）**

よろしい。それ以上求められん。

次に、ちょっと危機管理の予定をしていましたんですけど、その前に、ちょっと順番を変えまして、省エネルギー対策についてを先にやらせていただきます。

省エネルギー対策については、昨日来よりいろいろ質問がございまして、確かに省エネルギー対策は必要であって、節電等含めてやらなければならないのはわかっております。ただ、新聞報道で、省エネルギー対策として、大震災に端を発して、中部電力浜岡原子力発電所の運転停止を受けて、夏季の消費電力抑制のため、各自治体、企業は率先して努力している状況の中、緊急省エネルギー対策として、スーパーノー残業デーと位置づけた意義と目標、効果について、まずお伺いしたいと

思います。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

今回の東日本大震災の発生に伴いまして、各自治体が省エネルギー対策に取り組む中、本市におきましても、緊急省エネルギー対策会議を設置いたしまして、白熱電球を可能な限りLEDに取りかえたり、クールビズを前倒しで実施するなど、さまざまな取り組みを決定したところでございます。こうした取り組みの一つとして、今回スーパーノー残業デーが職員から提唱されまして、毎月第1、第3水曜日につきましては、職員全員が遅くとも午後6時までに庁舎の電気を消灯して、退庁するよう決定いたしましたところでございます。

スーパーノー残業デーにつきましては、市職員全員がみずからの強い意思で節電対策に取り組み、絶対に残業はしないという信念を持って、定時に退庁をする日であるにご理解を賜りたいというふうに存じます。

また、目標、効果といったことでございますけれども、職場のみならず家庭での節電対策に対する意識の向上が図れること、また加えて、この日だけは必ず定時退庁となりますことから、ワーク・ライフ・バランスの保持にも有効であるといったことを認識いたしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

スーパーノー残業デーと、あえてノー残業デーは、今まで水曜と金曜日にあったわけですね。

残業は、したくてしておるわけじゃないんですよ、これ。仕事ができないから、時間外勤務手当をもらってでも仕事を消化しなければならん。それと電気の節電とは、全然別個の問題、意識の問題は別ですよ、そやけど、仕事はできなかつたらどうするんですか、家に持って帰ってせいということなんですか。

ノー残業デーというのは、だれも職員は残業をしたくてやっておるわけやないんです。仕事が消化できない、残業しなければできない仕事、そんなものが残業であって、その残業は、超過勤務命令を上司が出すわけですよ。市長が出すか、部長が出すか、管理職が出すわけやけど、出さなければ、あとはサービス残業なんですよ。今までしておるのは、どちらかといえばサービス残業ですよ、残業手当がなかなかもらいにくい、それから命令も受けていないと。しかし、仕事があるからやらなければならないということで、いつも遅くまで電気がついておる。

そやで、これは、残業をノー残業デーにして節電をするというんやったら、仕事はどうするんですか、これ。やりたくて別にやっておるわけじゃない、職員は。職員の強い意思でと、そりゃあ職員は強い意思ですよ、残業はやりたくないですよ。だから、職員は強い意思でスーパーノー残業デーをやりましょうと。

だから、命令を受けておるからやるんですよ。超過勤務命令書は上司が出しておるんですよ。出さなければ、職員は残業はしない。あとはサービス残業をしておるだけですやんか。そんなことに、スーパーノー残業デーと、パフォーマンスだけで、節電体制で、新聞にも、スーパーノー残業デー



と、何を言うておるんですか、職員五百数名が残業したくてしておるわけがない。職務命令を受けて、やらなければならないと思ってやっておる。それを、週に2回から、今度は6時に電気を全部消してしまうと、仕事をするなど。それじゃあ、家に帰ってやらなければならないのかと。

省エネの節電問題とノー残業デーは全然別個ですよ、これ。なぜそれを、節電の緊急省エネ対策としたということが私はわからん。それについて再度お願いしたい。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

スーパーノー残業デーにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、午後6時までに職員が退庁をするといったことで、一定の節電効果というのはあるというふうに理解をしているところでございます。

いろいろとご質問をいただいたわけですが、やはり職務命令を発しているのは所属長でございます。こうした所属長の意識改革につきましても、今後大きな課題であるというふうなことは認識をいたしているところでございます。

それと、時間外につきましては、確かに職員の中で時間外に好んで勤務をしている者はいないというふうに存じております。夜間の会議や業務の煩雑により、やむを得ず従事しているものと認識をいたしております。しかし、こうした状況を放置いたしますと、体調を崩す者等々があらわれてまいりますので、定期的に定時に退庁する制度というのは必要であるというふうに認識をいたしております。

また、ご指摘がありましたように、時間外勤務の管理は所属長の責任において行われております。すべての時間外勤務は、所属長の命令において、適切に行われているものというふうに認識をいたしているところでございます。

また、ノー残業デーが業務に支障を来すといったご懸念でございますが、やはり定時に退庁することによりまして、心身ともにリフレッシュが図られまして、業務能率が向上するといったことも考えられますので、職員自身の自覚によるところが非常に大きいものではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

それはちょっと理解できんのやけど、実際のそのシステム、本来の業務命令は、比べたら、今までにも十分業績は上げられたはずですよ、ノー残業で。実際に、スーパーノー残業デーをすることによって、今までのノー残業デーで、どのように効果が上がっておったのか、検証されたのか、スーパーにしなければ、この緊急省エネルギー対策にならないのか。

今、残業時間外勤務手当も一定の効果があって、4万6,000時間で抑えられたというものの、予算書では、500名の職員に1億3,100万円の超過勤務手当が計上されておるわけです。これについても削減をする予定があるのか。電気代は5.2%とか言っていますけど、この残業の時間外勤務手当1億3,100万円、これも当然そうであれば、減額が伴ってくるだろうというふう

に思いますけど、その辺について、やはり6時から消すということは、5時15分に退庁して、45分間はつくのか、残業したら、その残業手当を命令されるのか、その範囲でするのか。

それから、今の健康だとか、職務の内容って、今問題の人員費でも、本職員が約500名のときに、倍の400名以上の臨時嘱託職員がおるわけですよ。それで、仕事ができないから、臨時嘱託を雇ってでも、今の平常業務をやらんならんといい中で、もう残業はしなくてよろしいというのとは大きく矛盾する。だから、健康面から休みなさい、退庁時間にはというけど、今正職員のほかに、その時間外手当をもらうのは本職員だけ、臨時、嘱託職員はもらっていないでしょう。それで、臨時職員を本職員の倍を雇ってでも仕事を消化せなあかんといっておるのに、もう仕事はやらんでよろしいと、やめなさいということと、この省エネとは、おのずと違うと思う。

これは、管理体制、後で言いますけど、管理者の持っていく方によって、このことは平常業務で消化できることであって、あくまでも緊急省エネ対策の中に、もっともらしい絵にかいたもちのような中身は、アドバルーンを上げるような、こんなスーパーノー残業デーに位置づけること自体が私は不可解であると、もう少しほかの考え方があると思うが、再度お伺いします。

○議長（大井捷夫君）

広森総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（広森 繁君登壇）

現在のノー残業デーにつきましては、健康保持と時間外勤務削減対策の一環として、毎週水曜日と金曜日を定時に退庁する日と定めて、取り組んでいるところでございます。週2回定時に退庁することは、健康管理上はもちろんのこと、ワーク・ライフ・バランスの保持にも大変有効であると認識をいたしております。しかしながら、夜間の会議や業務の煩雑により、一部で実施ができない状況もございますので、今回スーパーノー残業デーといった実施に踏み切ったところでもございます。

それともう1点、時間外勤務手当の削減に影響があるのかというご質問がございました。先ほどご答弁申し上げましたように、ノー残業デーの目的は、健康の保持、ワーク・ライフ・バランスの推進と時間外勤務の削減でございます。職員が健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスの推進が図れた結果として、時間外勤務手当の減額につながれば、さらなる市民サービスの向上につながるものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

私は、スーパーノー残業デーといわんでも、今までの業務の中でももう少しうまく運営すれば、省エネは省エネとして対策もできるというふうに思います。

次に、それに関連しまして、節電の取り組みとして、冷暖房使用を抑制し、電力使用を前年度比5.3%減を目指すとあるが、本年度の光熱水費、一般会計ほかを含めて、約4億6,800万の光熱水費が計上されております。電気料としては、水道料を除いたり、ガソリン代を除くと、2億円が電気代とされておりますが、その5.3%というと1,000万円を節電できるという目標が実現できるのかできないのか。あくまでも目標であらうと思いますけど、今の残業を削減した程度では、この額は出てこないだろうというふうに思いますし、時間もありませんので、それに関連して、

環境・産業部の方で、緑のカーテン作戦という、これもマスコミでアサガオのカーテンをするということで、大々的に載っておりまして、公共施設23カ所に緑のカーテンをするんだということで、環境・産業部の職員が、本来の業務をさておいて、各地区の公共施設へ、竹を割って、網をつくって、それであとは管理は水をやりに行っておると。

本来、公共施設23カ所には、そこにおける職員が、この環境のためにそれぞれが努力するのであって、環境・産業部が行って、プランターに1本179円の苗を4本買って、竹までつくってやっているような、本来のこれが緑のカーテンかと。これはあくまでもパフォーマンスですよ。やっぱり、その施設、施設がやろうとする意欲で、それぞれの施設の職員がやればいいのであって、環境・産業部の職員と嘱託職員で、からっぽになって、車に乗って、あちこち走って種まきしておると。そんなことでは、本来の節電の緑のカーテンの取り組みと違うと思うんです。

市庁舎においても、市長室と副市長室を、それから今の会派室に1カ所してあるだけで、市長、副市長がおるより、職員は毎日仕事をしておるんやけど、市長と副市長のところにカーテンをつかったやつは一向にまだ芽も生えてこんし。あなたがた1日おるわけじゃないんでしょう、もっとほかに毎日仕事をしておるところへ、もう少し丁寧に緑のカーテンをするならすると。もっともらしいところだけ、一番利用率の少ないところへ、あんなカーテンをつくったかてしようがないと思います。

そういった意味においても、もっと職員の意識を高めるのやったら、それぞれの施設が一様に効力を発する緑のカーテンをつくる努力をする必要がある。環境・産業部がやっておるだけでは、何も功をなさん。それを市民を巻き込んど、市民は巻き込めません、職員にそれだけの意識がなければ。

この間の新聞には、その緑のカーテンは、アサガオですと、2メートル、2メートル、4平米で約1.4度の温度が下がると。CO<sub>2</sub>130グラムで、約大きな杉の木の9本分のCO<sub>2</sub>の削減ができると言われております。それは立派に2メートルがきっちりできたらいいです。各施設を私は見てきたけど、もうへろへろですわ。1輪か花が咲いて、ただ置いていったというだけで、何の効力もなしておらん。そんなことで、パフォーマンスで緑のカーテンと言われても、それは住民意識は上がりませんわね。職員全体が、それぞれの施設で、効率の上がる緑のカーテンをしなければ、何の効果もない。

まして、環境・産業部の廃棄物対策室が総動員かけて、一体幾らかかったんですか、節電するより高いものについたん違うか。人件費と材料費を使ったら、この節電より高くなつとると思います。その辺について一遍お伺いしたいと思います。

#### ○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

#### ○環境・産業部長（国分 純君登壇）

環境・産業部の廃棄物対策室において、公共施設のアサガオの設置については、取り組みをさせていただいたところがございます。

この理由といたしましては、アサガオにプランターも一緒に配置をさせていただきまして、そのプランターは関の刈り草コンポスト化センターの堆肥を利用してございまして、この堆肥の利用啓

発という一環も兼ねておりましたことから、廃棄物対策室で臨ませていただいたというところでございます。

新聞報道でも、堆肥についても取り上げていただいたことから、新聞に載った後に、多くの市民の方々が緑のカーテン用にと堆肥をもらえないかというような形でお越しになられたというところでございます。

それから、環境・産業部の方で設営に対しても、全部行ったというところでございますが、全部行ったということではなくて、その施設の状況から、なかなか狭いところで高いところ、そういったところで、なかなか初めての職員がするのが難しいというようなところを、環境・産業部の職員がさせていただいたというところでございます。施設管理者独自でしていただいたところも、たくさんあるところがございます。

それから最後に、その金額のお話でございますが、アサガオの苗は数量300、それから追加で100、合計400を購入させていただいたところでございますが、合計で6万2,700円でございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、やることはいいんですけど、やり方が悪いということです。ただ、緑のカーテンをするということについては何も反対するわけではない。ただやり方が悪いんじゃないかと。やっぱり、環境・産業部だけがやるんやなしに、やはり市民の意識を高めたいなら、市職員みずからが努力することの目に見えた形が浸透して、節電につながっていくと思うんで。その買い方についてもいろいろあるみたいですけども、そこまでは言いませんけど、いずれにしても、アサガオが十分育つというのを見守った後、また質問させていただきます。

それでは、危機管理について、もう時間がございませんけれども、簡単に申し上げますけど、危機管理については、それぞれの議員さんがいろいろ質問されましたんで、あえて申し上げるわけではないんですけど、防災計画の見直しを考えるとということで、市長は、率先的に取り組み、早速行動力をもって実行していくというふうに現況報告で申し上げておりますんで、どのようにこの見直しを考えておるのか。

また、見直しをするについては、やっぱり現地を知らなければ見直しはできないと思うんです、想定するについても。市長は、今からその現地へ行く予定があるのかないのか、行くにしても、今三重県は特に津波を重点的に計画しておるけど、やはりここは中山間ですので、中山間へ行って、その想定されるものを、現地を見て、そして見直すべきだというふうに思っておりますが、どのように率先して、この防災計画の見直しを考えてみえるのか。国・県の動向もあるということでございますが、やはり6弱の想定地震を、やはり八か九に上げた中で、八、九の実際の場所があるわけですけど、それを見ながら、亀山らしい見直しをしなければならんと思うんですけど、それについて、どのようなお考えを持ってみえるのか、まずお伺いします。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

地域防災計画の見直しに関連して危機管理についてのお尋ねでございますけれども、まずこのたびの未曾有の自然災害から、私どもは学んで、検証して、今後に生かすことが本当に肝要であるというふうに考えております。

亀山市でございますが、被災地支援として、現在までに32名の職員派遣を行ってまいりました。そのメンバーの詳細の現地報告の中からも、危機管理と減災への行政の役割、支え、支え合う地域社会のきずな、高い防災意識による市民の備え、これら3点のどれが欠けても災害に強いまちとはなり得ないこと。まさに、自助・共助・公助、この総合力を高めることが最大の危機管理につながるものであると、このように改めて認識をいたしたところでございます。

この考え方を基本に、東海・東南海・南海の連動地震発生が危惧されます中、今後国・県の防災計画の見直しが入ってこようかと思っておりますが、その動向も踏まえまして、亀山市地域防災計画を見直すとともに、それに沿った震災対策を推進いたしてまいりたいと考えておるものでございます。

また、私自身の被災地への訪問でございますが、津波によります沿岸部の被災状況が、今日までの報道の論点の大半でございました。議員のご所見の中にもございましたけれども、私どもは沿岸部ではございませんので、亀山の特性に合った、その特性に類似をした内陸山間部の被災地の実態と対応を、ぜひとも調査をしたいというふうに当初から考えておりました、その準備を、危機管理局に指示をして、現在調整の段階にあるところでございます。

#### ○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

#### ○19番（小坂直親君登壇）

できるだけ早く、亀山市の防災計画を、よりよい市民の安心・安全のための計画を、できるだけ早い時期につくっていただければというふうに思います。

ただ、亀山市の危機の実態については、先ほど来いろいろありましたけど、これは県が地域防災計画で被害想定ということで、今も危機管理局長は、県が県がということでしたが、この基礎資料は、やっぱり亀山市から上がっておると思うんです。だから、今の想定が、全半壊で5,000棟、出火・消失が550棟、斜面崩壊400カ所、死者52名、負傷者410名、罹災者3万1,000と、これらについても根拠はないわけやないと思うんです。それ以外にも、ため池は326個あっても、27カ所は危険ですよ。山腹崩壊危険地区は45カ所、崩壊土砂流出危険地区43カ所、急傾斜地危険区域64カ所、急傾斜地危険箇所448カ所、土石流危険溪流が25溪流、地すべり危険箇所6カ所と。これが、今防災計画にうたわれておるんですけど、これは市民は知らないと思いますよ。

今の聞かれた防災計画に、誤字、訂正から、よからぬ文章まで書いてあるらしいですけど、その中に、こういう箇所があるということすら知らないと思います、地域は。だから、この周知をするべきや、やはり自主防災施設か、また地区の方とか、避難路とか避難所には、必ず影響するわけです。だから、この危険箇所を、やはり周知していただかないと。6弱でもこれがあるのは、9.0になれば、より危険度は増すわけです、土砂流出にしても、ため池にしても。こんだけのことがあるなら、これをその地域、避難所、避難路として影響を及ぼすことについては、住民に知らしめる必要がある。私も知りません。本をもうただけで、あんな本読む気も起こらんで。中を見してみる

と、こういうことが書いてある。これは市民にとっては重要なことであるんで、やはりこれは媒体を通じて、地域住民、それぞれの関係者に知らしめるべきであって、その危険度の度合いを理解していただくと。不安を与えるんやなしに、実態を伝えるべきであるというふうに思いますので、これはお願いをしておきます。

それから、危機管理体制の取り組みについては、もう今森議員さんやらそれぞれの方が言われましたんで、危機管理体制をつくるということは、やはり平常の行政管理、これができていなければ危機管理には対応できんと思うんです。やはり、危機管理だけに体制を整えるということは、職員は市長が最高責任者であれば、危機管理を持つ以上は、やっぱり通常の行政で、最高責任者が危機管理体制という、行政トップが通常から体制を整えておかなければ、危機管理の体制で間に合いませんよ。通常の業務で、やっぱり一般行政の中で危機管理体制をとっておくべきであろうというふうに思います。

また、特に責任者の指導としては、やっぱり目的達成の機能だとか、集団維持機能とか言われるものがあるわけです。そうした中に、集団的な責任についてお伺いしたいわけですけど、管理者の責任は、職員のミスであってもすべての責任をとることができる、そういう責任があると思うんです。

さきの市職員の不祥事について、新聞報道では知り得たことと、現実がかなり疑問視されます。市民からもいろいろ伺っておるわけですけど、そのときのこの状況について市長は不在ということであれば、副市長は一体何をしておったのか、なぜあの謝罪会見を職員や部長がやらなければならなかったのか、なぜ不在だったのか。そのとき、市長の代理をという副市長はどのような状況で、あの会見に対して臨まれたのか、そのことについて、まずお伺いします。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

危機管理の体制は、まさに行政管理そのものだと、こういうご指摘がまず冒頭ございました。議員ご所見のとおり、危機管理体制が機能する前提は、行政経営そのものにあるというふうに認識をいたしております。ご案内のようにオール市役所は580名の職員によって構成される大きな組織でございますので、当然ながら、この経営体、組織体としてのマネジメントの強化、その質を高めることが大変重要であると、まずは認識をいたしておるところでございます。

あわせて、危機管理の責任はどうだということでもございましたが、自治体の危機管理の最高責任は当然市長にございまして、本市におけます災害、テロ、事件などの緊急事態、並びに市役所におけます突発的な組織運営上の危機管理の案件、そのすべてが私の責務というふうに認識をいたしておるところでございます。

一方で、その危機管理は集団維持の責任があると、このようにご指摘をいただきました。職員のミスは責任者がとることだというふうなご指摘でございますが、そのように考えておるものでございます。その上で、さきの職員逮捕という不祥事につきまして、改めて議員、並びに市民の皆さんにおわびを申し上げたいと存じます。

なお、当日の一連の対応でございますけれども、職員逮捕の一報を受けまして、速やかに事実確認を行うとともに、議会への報告、並びに報道会見、緊急経営会議を開催いたしましたところでござい

ました。いずれも、私自身が在庁して、組織的な対応を行ったものでございますが、事実と異なる一部報道がなされましたことは、何らかの行き違いがあったものと考えられます。したがって、今後も引き続いて、公の機関としての適切な情報提供に努めますとともに、コンプライアンス及び公務員倫理、並びに服務規律の徹底に、しっかりと努めてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

報道機関が一部事実と違う報道があったということであれば、やはりそれは報道機関に対して訂正の申し入れをするなり、手段はあったらというふうに思っています。

ただ、謝罪したのが、今も言われたように、危機管理イコール行政管理責任である以上、やはり市長が、過去にも事件があったときも、田中亮太氏はその当時記者会見にまず臨んでおります。やはり、そのときのトップが、不在なら別ですけど、見えれば、やはり総務部長や人材育成室長に頭を下げさせるということは、それは市長が命令してやられたのか、副市長を飛び越えて、部長に、これは市長が命令したのか。その辺が、頭を下げておる3人の写真が載っていましたが、この謝罪会見は、市長のコメントを持って3人が謝罪したのは、市長が命令したのか、おったんかおらんだのか、今聞いたら、おるということですけど、それならば、やはり市長がする判断であれば、副市長、副市長が不在ならば部長ということはやむを得んと思うんですけど、その謝罪会見に3人が臨めというのは市長が命令したのか、副市長はそのとき何をしておったのか、やはり市長でなければ副市長という、そのための副市長でもあるかと思いますが、その辺についての命令、責任の取り方というのには、若干の、市民からも疑問がある。これは、3人に対して謝罪会見に私のコメントを持って臨めと命令をしたのか、そのときの判断というのは、市長、並びに副市長はどのようにこの問題について、市長だけの問題ではないと思うんですよ。それについて、見解があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申しあげましたように、危機管理上の視点から私の責任において、組織的な対応を行ったものでございます。なお、過去にも、職員の逮捕事例がございましたが、少し議員も触れられましたけれども、同様の対応をさせていただいたということでございます。

○議長（大井捷夫君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

（削除あり。※227ページに発言の取り消し許可あり）

○議長（大井捷夫君）

小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

それはおかしいと思う。公務員というものは、やはり新聞でもあないして大きく出るということは、市民から、やっぱり公務員は個人的な犯罪だから、人を殺しても、交通事故をしても、酒を飲んでも、個人的な犯罪として、これは市長には責任はないということにはならないと思う。あくまでも、やっぱり公務員というのは公の任務につく職員であるという、公の職員である、これは24時間、公務員がついて回っておるわけで、市役所におるときだけが公務員とちゃうと思う。公務員の任命権者は市長ですよ、服務規程にも命令させておるわけです。

だから、これは個人的なこととして解決して、我々には責任はないから部長で対応せいというのは、これは大きな間違いであって、それはおかしいと思う。そんなような判断では、亀山市の危機管理体制はできやん、危機管理の責任はとれんと思うということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（大井捷夫君）

19番 小坂直親議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時52分 休憩）

---

（午後 4時02分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

13番 中村でございます。

きょうは、本日の私の質問が最後でございまして、皆さんお疲れになってきたようでございますが、いま一つのご辛抱のほどよろしくお願ひ申し上げます。

今回は、大きく3点につきまして質問させていただきます。

まず1点目ですが、地上デジタル放送についてでございまして、これにつきましては、以前もお尋ねしたところでございますけど、とにかく来月の24日で完全移行と、そういうことになりましたもので、あえて質問させていただくわけでございます。

まず一つ目でございますが、現時点における亀山市内の地デジ対応受信機の世帯普及率でございますが、以前の市のご答弁の中では、総務省の調査によると、三重県では97.8%であり、当市も統計上の誤差が2ないし4%ほどあるけれど、同じような数字だと考えていると、そういうお答えでした。現時点でわかっている普及率はどれぐらいだと認識されているか、まずお伺ひいたしま



す。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほど議員が申されましたが、3月議会でご答弁申し上げました平成22年12月のアンケート調査以降、新しい普及率につきましては、総務省から発表されておりませんので、現在の数字としても97.8というようなことを基本に考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

前回と日数もたっていないので、そんなご答弁かとは思いますが、総務省の調査が、必ずしも亀山市と合致しないと思いますので、恐らくかなりの世帯で、そういった対応ができていない世帯があると僕は考えております。

次に、二つ目に行きます。

ケーブルテレビの加入促進でございますけど、これは今回難視聴地域に特定して尋ねたいと思います。これは何遍も言っていますんでご存じだと思うんですけど、難視聴地域というのは、亀山で、野登の坂本地区と加太地区の2カ所ですね。その坂本地区はケーブル加入率が100%、そういうことでした。加太地区は、前回のお答えで、1月末現在で74.6%、そういうお答えでした。残り25%の未加入世帯があると、そういったふうに理解させていただきました。

あと1ヵ月と迫ったわけでございますが、市として、この残った世帯にどのように対応されるつもりなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

難視聴地域のケーブルテレビの加入促進についてのご質問でございますが、まず加入状況ということでございますが、亀山市におけます難視聴地域でございますが、まず野登坂本地区におきましては、先ほども議員申されましたとおり、36戸すべてがケーブルテレビに加入されており、100%になっておるところでございます。

また、加太地区につきましては、389戸中328戸、84.3%が既にケーブルテレビに加入されております。この戸数につきましては、最新の住宅地図によって確認したところでございます。残り61戸に対しまして、今月の8日でございますが、総務省のデジサポ三重とともに、私どもの職員と同行して、状況確認と周知に努めたところでございます。

その結果、61戸中の17戸については、対応済み、または計画ありというふうなことで、4戸が集会所などでテレビは不要というような箇所ございました。あと26戸については空き家、あるいは倉庫ということになっておりまして、これによりまして、加太地区につきましては実質的に96.4%が地デジへの対応が済んでいることが判明したところでございます。また、留守でお会いできなかったところを含めた残りの14戸でございますが、この方につきましてはケーブ

ルテレビ加入促進のためのチラシ、あるいは地上デジタル化への促進というようなチラシを投函したところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

あと残り14戸ということで、いろいろご努力していただきまして、そんなところでしたら安堵したところでございます。残った14戸にも、ぜひともよろしく願い申し上げたいと、そのように思います。

次に三つ目でございますが、地デジ移行後、来月24日の完全移行の後の対応ということでございます。地デジができていない、対応ができていない世帯が相当数市内でも出ると思います。そういった世帯に対しまして、この制度は国策で市は直接関係ないといえば関係ないんですが、確かに地デジが移行してよかったというのは、電機のメーカーとか、販売会社等が一番得をして、一般の方は何らそんなにメリットはないと、そのように私は考えております。テレビがきれいになったと、はっきりと映るようになったというところにおきましては、よかったかなあと思っているんですが、市といたしましても、何ら責任がないというわけにはいきません。十分対応してもらわなければならないと、そのように考えておるわけでございます。

そういった中で、地デジ移行後の追跡調査等はされるおつもりなのか、その辺のことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

現在のところ、追跡調査というところまでは考えておりませんが、7月24日の完全移行後につきましても、基本的にはデジサポ三重で対応していただくことになるというように考えております。ただ、直接、市の窓口へお問い合わせいただいた方につきましては、市において、情報提供などの対応をとってまいりたいと考えております。

なお、デジサポ三重が、7月24日の完全移行後も、当市におきまして、8月23日まで市役所、あいあい、関支所において、7回の相談会の開催を予定しており、その周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。あとのフォローも十二分にやっていただきたいと希望するところでございます。

次に4点目ですが、テレビの不法投棄についてでございます。これも、再三お聞きしておるんですが、以前、当市においてのテレビの不法投棄につきましては、平成19年、20年、21年と、それぞれ不法投棄の件数を国分部長からお聞きしました。その台数でございますけど、19、20、21で122台、137台、186台と、そういった感じで年々ふえておったわけでござい

すが、平成22年、去年ですね、去年は不思議と61台に減っておると、そういうお答えでした。

それはなぜかといえは、要するにエコポイント加算制度ですか、その制度があるために恐らく減ったんじゃないかと、そういうお答えでしたんですが、たしかことしの3月に、このエコポイント制度というのが終了したと聞いております。そういった中で、全国の市町村でも、急に不法投棄がふえるんじゃないかと、そのように危惧している町村も多いと、そのように聞いております。

そういった中で、今時点におけるテレビの不法投棄の現状と、それに加えて、現在も不法投棄に関してパトロール等を行ってみえるのか、その2点についてお尋ねいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

エコポイント制度は、昨年12月まで実施されておりました、それまでは議員が申されたように、22年12月末で61台と減少しておったところでございます。

それ以降でございますが、ことしの1月から3月までで既に50台、それから4月、5月で33台と増加いたしているところでございます。原因といたしましては、このエコポイント制度終了後も地デジ放送への移行に伴うテレビの買い替えもある、それが一つの要因かなと思っております。

それから監視パトロールでございますが、現在もパトロールを行っております、市内を六つのブロックに分けて、週2回パトロールを実施いたしております。それから、主に山間部への不法投棄が増加をしておることから、重点的にその辺を回っております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

やっぱり、エコポイント制度がなくなった影響か、ふえておることでございますね。一時減ったんで、安堵はしていたんですけど、どっちにしろ、パトロール体制も強化をさせていただいておると。そういった中で、特に、何度も言うんですけど、水源地の上流の方ですね、ああいうところに大きいテレビがほうってあるということがよくありますので、ぜひともこのパトロール体制だけは強化していただきまして、今後ともよろしくお願い申し上げます。

ちょっと、たくさんありますんで次に行きます。

次は、大きく2点目の公営企業（国民宿舎関ロッジ）についてでございます。

先般、総務委員会協議会で報告があったところでございまして、亀山市国民宿舎関ロッジ運営手法検討調査業務報告書と、そういったものを、僕は総務委員会じゃないんですけど、これをいただきました、読ませていただきました。そういった中で、これは百五経済研究所に委託されて、30ページほどのものでございます。目を通させていただきましたんですけど、内容をかいつまんでみますと、ロッジの位置づけの整理や事業の採算性の分析や検討対象とする事業計画の作成、事業コスト、また民間事業者10社ほどによるヒアリング調査、これは参入の可能性があるかどうかといったような調査が行われたそうでございますが、その結果があまり希望の持てそうなものじゃないようなことだと聞いておりますが、市として、この調査結果はどんなものであったのか、具体的にお尋ねしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

中村議員から、6月2日の総務委員会協議会の中で、私どもが説明させていただきました報告書についてのご質問でございます。

国民宿舎関ロッジの運営手法に当たりましては、亀山市国民宿舎関ロッジ在り方検討委員会、並びに市議会からも、公営企業経営問題特別委員会の提言書を踏まえ、より現実に即した評価を得るため、民間事業者を対象に、関ロッジの運営について、現状の運営状況や改築プランを示し、民間事業者による運営参画の可能性についてヒアリングを行いました。

そのヒアリングの結果は、先ほども議員ご指摘のとおり、関ロッジ近々の状況からの事業収支の悪化、利用者の減少などが見られ、また施設の老朽化による運営リスクが高いと、民間事業者は非常に厳しい見方が大勢を占める結果となりました。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ざっくばらんに答弁していただいたんですが、要するに事業者の参入も見込めないと、あまり希望の持てないような結果やったと、そのように理解します。

そういった調査報告を受けて、二つ目でございますけど、今後の運営の方向性でございますが、今言われたように、公営企業経営問題特別委員会の提言や答申等にもありますように、検討結果として、関ロッジは存続する方向に進むと、全会一致で決まった経過があるわけでございます。

この調査結果で、民間事業者の参入が見込めない状況下、今後の方向性について、存続を前提に進んでいくわけでございますが、市長はどういった考えを持ってみえるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

国民宿舎関ロッジの今後の存続の考え方について市長はということですが、今日まで、市議会におかれましても、特別委員会等を通じて調査・検討いただいて、その後、議長の方から提言書ということでもう一度をいたしておるものでございます。

なお、市といたしましても、あり方につきまして、ここ3年来、継続的・断続的にさまざまな角度で検討いたしてまいりまして、今回調査業務報告を議会の方にお示しをさせていただきましたものでございます。

今後、これは議会のさまざまなご議論もあろうかと思っておりますし、昨日伊藤議員のご質問もございましたが、企業会計としてどのように考えていくのか、それから存続の経営形態がどうあるべきなのか、このことについて、しっかりと検討をいたしてまいりたいというふうに考えておるものでござ

ざいます。

今回の報告書の中では、なかなか厳しい調査結果ということになっておりますので、これらも踏まえた上で、また議会の方の提言書の中でも、採算性につきましてお触れいただいておりますので、そういうことも踏まえながら、今後の検討をしっかりと対応させていただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

今回調査した結果を踏まえてのご答弁ではないような感じもします。というのは、以前と全然方向性が変わっていないように僕は理解しました。

やはり、こういった一般事業者の参入が見込めないし、いろんな種別に分けて報告がありましたね、いろんな手法。だから、そういった手法の中のこともかんがみて、今後の方向性をもう少し詳しくご説明願いたかったというところがございます。後でもちょっと触れますけど、次に行きます。

要するに耐震診断の状況であります。方向性につきましては、後段また触れたいと思います。

関ロジは、要するに詳しくは旧館の部分でございますけど、この耐震基準が導入された建築基準法の改正、昭和56年以前の建物でありまして、40年以上が経過し、老朽化も進み、その診断結果として、耐震強度が不足しているということでもあります。この耐震診断は、いつごろ、どういった業者に依頼したのか、その結果を具体的に、例えば1次診断、2次診断、3次診断まで行ったのか、それをご説明願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

耐震診断のご質問でございます。

耐震診断を行ったのは、平成19年10月に実施いたしております。委託業者は打田設計でございます。

議員ご指摘のように、本館（西棟）は昭和42年の建設ということで、4階建ての鉄筋コンクリートづくりということで、昭和56年以前の建物でありますことから、旧耐震基準によるもので、建物全体の壁厚が耐震壁が少ないと、また耐震強度も不足しているという結果も出ております。ただ、東棟（新館）については、基準以降の58年度建設でございますもので、鉄筋コンクリート3階建ての耐震については問題ないという報告も受けております。

なお、この調査の結果につきましては、第三者機関であるところの社団法人三重県建築士事務所協会が実施した耐震判定会で、信頼がおけると確認をしております。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

要するに、耐震診断で早急に耐震工事をしなければならないと、そのように僕は理解させていただきます。

次に四つ目でございますけど、今後予想され得る地震災害への考え方ということでございますが、ご承知のとおり、今回の東日本大震災は、日本の歴史上にもかつてない未曾有の大震災ということで、本当に被災者の皆様が一日も早く復興されますように、心より祈念申し上げるところでございますが、そういった中、今回も多数の同僚議員の方々が、この地震に対する防災関係のご質問をされたわけでございます。そういった中で、東海・東南海・南海、この地震が今後約30年以内に80%近い確率で起きると、そう言われているのは、もう皆さんご承知のとおりでございます。あした、あさって起こってもおかしくない、そのように考えておるところでもございます。

まして、この東海・東南海・南海ですか、この地震が三つとも連動して起きれば、地震の規模も当然大きなものとなると想定されるわけでございます。関ロジも、恐らく一たまりもないと、そのように考えるところでございます。関ロジだけではなくて、市内の公共施設、いっぱいありますね。この教育施設を初め、ほとんど耐震工事は済んでおる、完了しているようでございますけど、こういったマグニチュード9.幾つでしたかな、そこまで行かなくても、それに近い地震が来たら一たまりもないと、そのように理解するところでございます。完璧ではなくて、いろんな危険性が十分あると、東日本大震災のような想定外のことが起きないとは言えないと、そのように思います。

今回のことで、国民の皆さんも、この地震に対する意識もかなり変わったと考える中で、安心・安全のまちづくりといった面からも、コストパフォーマンスよりも安全性を重視することが重要なことだと、そのように考えるところでございます。

その調査結果によりますと、このロジの耐震工事で試算も載っていたんですけど、約3億円近いお金がかかると、そのようなことが載っていました。また、ロジを全面改築する場合には、7億円近い予算が必要だと、そういうことでありますが、関ロジの存続を前提にこれから行くという決定が出されております。そういった中で、先ほどに関連するわけでございますが、ロジの方向性について、市長にお尋ねしたわけでございます。

先ほどのお答えでは、お金を出して、これだけのものをつくった調査の結果の答えになっていないと。もう一度、詳しく方向性がわかるように、再度お尋ねしたい。その後、これはロジの方向性なんですけど、今回の将来想定できる地震に対して、安全面からも、早急な何らかの対策が必要ではないかと。もう、待ったなしの状況だと私は考えておるわけでございます。そういった中で、この調査を受けた中での今後の方向性の考え方と、ロジの将来、大きな地震が来る、想定できる状況のこういった中での早急な対応について、その2点について、市長にもう一回お尋ねしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

今後、公共施設等々についての防災の基準等々も見直しがなされてくるわけでございます。そういう意味で、今耐震診断との絡みもお触れになりました。関ロジは、今ご指摘いただいたような、19年度実施した耐震診断調査によって、現在の耐震基準に照らし合わせると耐震強度が若干不足をしておるといったような結果が出ておるものでございます。

ログもそうですが、他の公共施設につきましても、今後の想定されるものについて、どう考えていくべきなのかというのが、今後の課題であろうというふうに思っておりますが、関ログの耐震の状況、安心・安全ということは当然大事なことでございます。その対応につきましても、宿舍の今後の経営管理の手法がどうあるべきかと一体のものというふうに考えておりますので、これも申し上げておりますが、検討を進めて、本年度中に今後に向けての基本的な方向と考え方を整理させていただいて、議会、並びに市民の皆さんにお示しをさせていただきたいと、このように考えておるものでございます。

#### ○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

#### ○13番（中村嘉孝君登壇）

安全面と今後の方向性を、両方まとめてといいますか、同時進行で行くというお答えで、年度内には必ず結論を出すと、そのように理解してよろしいんですね。わかりました。

とにかく、今回ログの方向性で、例えば縮小して、泊まれる施設を小さくするとか、そうやって建物を建てることももちろん大切なことだと考えるんですけど、こういった地震がいつ起きても不思議でない、そういった状況の中で、やはり安心・安全の面からも、関ログという施設は人の命を預かっておるわけでございますんで、まずその命を優先にということで、とにかく地震が起こってからでは遅いと。今の東北地震を例にとつてはいけないんですけど、とにかく地震が起こってからでは遅いと思います。手法はともかく、早く方向性を決めると、1年以内に決定すると、そういったお答えをもらいましたんで、ぜひとも早く、1年といわず、ことしの秋ぐらいまでにも、ある程度の方向性は決めていただきたいと、そのように要望しておきます。

それでは、次に行きます。

次に、大きく三つ目でございますが、合併特例債の活用についてでございます。

1点目ですが、合併特例債の活用の考え方でございます。このことについては、以前同僚議員も質問されているところでございますが、ご存じのとおり、この特例債は、総事業費の95%まで起債が可能であります。後年、元利償還分の70%が国が地方交付税に算入するというもので、よくいう優遇措置、いわゆる有利な借金と、そのように言われている根拠であります。しかしながら、5%の頭金に相当する部分は、市の負担でありまして、元利償還返還分の30%は新たな借金と、そういうことでございます。しかしながら、この特例債は有利なものには違いないと、そういうことでございます。

そういった中で、当市の活用状況として、先般当局の方からいろいろご説明もあったわけですけど、現在四つの事業、斎場建設事業、和賀白川線整備事業、野村布気線整備事業、関中学校改築事業と、約45億円ですね、これが建物ですね。それと基金の造成分として、市民まちづくり基金、関宿にぎわいづくり基金として約13億円と。残った特例債発行可能額が、あと約35億円残っておると、そのように伺っておるところでございます。

以前の市長の答弁から覚えているわけでございますが、有利な起債ではあるが、基本的にこれは借金であり、しかしながら交付税上の有利な面もあるので、今後有効な事業があれば、活用する選択の余地もあると、そのように、まだ活用の可能性が残っているようなご答弁だと僕は記憶しておるところでございます。そこで、現時点の市長のお考えは、そのときから変わっていないのか、も

う一度お尋ねいたします。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

変わっておりません。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

前のご答弁も、1ヵ月か2ヵ月前で、変わっていないのは当然だと思います。

それで、確かにこの二、三年、この亀山市の財政状況も、いろいろシャープの関係とか変わってきたことは事実でございます。しかしながら、この特例債の活用についても、これも期限があるわけでございますので、早い段階での市長の決断というのは必要だと私は考えております。

次に二つ目に行きますが、今の質問とも関連はあるわけでございますが、市内の公共施設における整備の必要性ということでございます。

現在、亀山市におきましては、公共施設の新設や改築等が必要なところが随分たくさんあるのではないかと、そのように思います。その中でも、大きいもんが庁舎建設でございますが、これは一時凍結と、そういった方針で言ってみえますね。そのほかにも、前段で触れました関ロッジの改築、先般から質問もたくさんしてみえるわけでございますけど、北東部の消防分署の新設と、老朽化した小学校や保育園、この保育園もたしか40年以上経過している保育園が、たしか6園ぐらいあると伺っております。耐震工事は済んでおるわけでございますけど、またほかにも学童保育所の件もあります。また、コミュニティセンターの改築等々、数えたら切りがないほど、しなければならぬような施設というのはあると考えます。

確かに、ほとんどの公共施設は耐震工事がなされておるわけございまして、建設の際、国からの補助金やら、いろんな補助金の性格にもよって、かなり改築等も難しい建物も多々あるわけでもございます。そういうところは理解しておるわけでございますが、それとまたこの合併特例債というのは制約がありますので、何もかも合併特例債を使って、建物を建設できるわけじゃございません。

ちなみに、特例債の活用できる条件というのを三つですね、ご存じだと思うんですけど、一つは合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため、または均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業、これが一つですね。二つ目は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業、これが二つ目と。三つ目は、合併市町村における地域住民の連携の強化、または合併市町村の区域であった区域における地域振興のための基金の造成と、この3点が、特例債を使える条件ということで、この3番目は基金の造成はされておるところでございます。

そういった制限がありますので、その活用も難しいと思いますけど、範囲もかなり狭いということでございまして、この関ロッジやら、他の公共施設整備も特例債の対象から外れるかもしれませんし、特に関ロッジは対象外かもわかりません。その辺のところは、また調べていただいたらと思うんですが、そういった施設整備の必要性についてどういった見解をお持ちか、市長にお伺いした



いと思います。

○議長（大井捷夫君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、公共施設の改築とか、あるいは新築の関係でございますが、現在、後期基本計画の策定をしておりますので、その中で、どのような施設が改築が必要なのか、あるいは建設が必要なのかというふうな考え方を整理しておるところでございます。そのまとめについては、しばらくお時間をいただきたいというふうに思っております。

この老朽化した施設の改修につきましては、その施設の耐用年数など、事業実施の時期を十分に精査する必要があります。必要な時期に実施すべきものと考えておまして、そうしたことから、合併特例債などの財源があるから実施するとか、あるいは急ぐというものではないというふうに考えておるところでございます。その事業実施にあわせた財源というような考え方を持っております。

しかしながら、そういった事業を実施する際には、単年度の財政負担を抑えるためにも、合併特例債も含めて、国・県の補助金などのあらゆる財源活用の検討を行うとともに、起債発行による後年度負担の増加もあわせて検討する必要があるものと考えておるところでございます。

それから、先ほど議員申されました四つの事業につきましては、事業費が約10億以上ぐらいの大規模な事業でございますが、今後上がってくる事業につきましては、少しこれよりも小さな規模もございますので、そういった事業も含めて、合併特例債の対象になるかどうかについても、今検討しておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

今のお答えでは、10億ぐらいの大規模事業じゃないと対象にならないようなお話でしたけど、ほかの事業についても検討すると、そういうお答えでしたんですが、ぜひとも関ロジも、今わかれば、関ロジは全部かえたとしたら7億円かかるわけですね。これが、合併特例債の対象になるか、わからなければ結構ですが、それについて、わかればお尋ねしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほど議員申されました合併特例債を活用できる事業という中に、公営企業の書き込みもございまして、そこを少し読ませていただきますと、「上水道事業、下水道事業及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費のうち、特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助」というふうになっておまして、この書き込みを読む限りにおいては、関ロジの事業については、合併特例債の対象とはならないというような解釈をしておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

関ロジの整備は対象にならないと、ちょっと残念でございますね。

何でこんなことを言うかという、要するに期限もあるし、これからもいずれはそういった施設の整備もしていかなきゃならないと思っています。そういった中で、この特例債というのは有利な借金には違いありませんので、おまけに期限がありますんで、今回慌てて質問させていただいたところでございます。

次に、その期限のことでお尋ねするわけでございますけど、この特例債には、ご承知のとおり、期限があるわけでございますね。平成26年度、それまでに事業が完了していなければならないと、そういったものでございまして、あと3年弱しかないわけでございます。

市のお考えとしては、平成23年度中、本年度中の総合計画の後期基本計画の策定を進める中で、活用すべき事業について、一定の方向性を出していくと、そのようなことと伺っておりますけど、確かにその基本計画の素案が早期にできればいいと思うんですけど、年度内にたしかつくりたいと、そのような企画部長のご答弁だったと、きのうですか、記憶しておるんですけど。確かに、基本計画の素案さえ早期にできればいいとは考えているんですけど、できたら秋までには完全に考えをまとめていただきたいと、そのように考えております。とにかく期間がありますんで、決断も待たなしの状況だと私は考えます。

この特例債の活用というのは、前段でも触れましたが、今市で活用されたのは4事業で、残りはまだ35億円ほどあるわけでございますけど、これももう一回市長にお尋ねしたいんですけど、残りは全く活用しないつもりなのか、それとも活用する方向性なら、早急に決断しなければならないと思っているわけでございますけど、35億残っておるんですけど、活用するお気持ちがあるんでしたら、いつごろまでに決断をされるんか、お尋ねしたいと思います。市長にお尋ねしたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

制度上の合併特例債の活用期限は平成26年度ということでございます。これは、事業の完了年度の期限ということになりますので、その実施までに要する期間なども含めますと、後期基本計画を現在策定いたしておりますので、この策定の中で、期限までに事業が完了するものについて検討を行わせていただいて、最終的な判断をいたしたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

35億円を全部使い切るのが常套か、その辺についてはいろいろ、三重県でも69市町村あったのが今29市町になりまして、たしかいろいろ市町村合併で、新しい市ができたのが16市町ですか。そういった中で、合併特例債がいろいろ合併市町によって活用されておるとは思うんですけど、確かに合併特例債の枠を全部使ってみるところはどれだけあるか、その辺は定かではないんですが、必ずしも、借金ですので、私もできれば借金みたくないのはつくらん方がいいと。できたら、やはり後年度に残すので、それは借金はつくらないに越したことはないんですが、せっかくこういった有利な起債というのがあるんですので、それも期限が26年ということですので、今の市長の

ご答弁からは、事業をするのか、せんのかとか、その辺のところははっきり理解できなかったんですが、基本計画に沿って、必要な事業があれば進めていくと、そのようなお答えでしたんですけど、今回そういった対象事業がなくて、このまま特例債の期間が過ぎたとしますね。そうすると、それ以後、26年を過ぎなくても、25年になっても、もうこの特例債は恐らく使えないと思いますんで、その後何かどうしても建屋といたしますか、そういった箱物ですね、そういうのを建てたいと、そういったことになると、新しくいろいろ借入金や起債をしなきゃならない、当然でございますね。

そういった中で、恐らくこの特例債以外の起債というのは、交付税措置も高く3割、恐らく起債の種類もいろいろあると思いますけど、2割か3割ぐらいの交付税措置しかできないと、そのように考えますんで、できたら今回決断していただきまして。確かに、10億とか大きい事業というのはないかもしれませんが、でも、その特例債が活用できる範囲で、いろんな建屋をつくらなければならない、そういうのがあれば、ぜひともこの特例債を使って、活用して、前向きに進んでいっていただきたいと、そのように考えるところでございます。

とにかく、26年ですので、くどくど同じことを言うようですが、要するに期限がありますので、早急に決断していただきまして、前へ進んでいただきたいと、そのように要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

13番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

以上で本日本日予定いたしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

まだ質問は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明23日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

（午後 4時51分 散会）

平成23年6月23日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成23年6月23日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
(兼)契約監理室長			
文化部長	川戸 正則君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	岡崎 賢一君
上下水道部長	三谷 久夫君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
事務局長			
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君
監査委員	落合 弘明君	監査委員事務局長	栗田 恵吾君

---

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書記 渡邊靖文  
書記 山川美香

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（大井捷夫君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、落合監査委員は公務のため、本日午前中、欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

初めに、安田副市長より、昨日の答弁に関し、発言を求められておりますので、これを許可します。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

議長のお許しをいただきましたので、一言、昨日の答弁に対しまして補足をさせていただきます。

昨日の小坂議員の答弁に関しまして、的確に、また不適切な発言をいたしましたのでおわび申し上げますとともに、訂正をいたしたいと思っております。

昨日、小坂議員より、職員の不祥事に対する副市長の責任についてご質問を受けまして、その際の答弁の中で、自宅のパソコンにおいて起きた事件であり、あくまで個人の責任に帰するとの答弁を申し上げました。しかしながら、職員を総括する立場にある副市長、私も副市長になりまして職員の採用から健康管理、人材育成、公務員倫理のサービスの徹底とか、そういうことに関します最高の責任を持っておる立場でございまして、職員の管理上の責任は十分認識をしておりますし、公務員生活を長いこと続けておりますけど、そういう思いで勤めております。改めて、昨日の不適切な発言につきましては、市民の皆様及び議員各位に対しまして衷心よりおわびを申し上げます。今後も引き続き、コンプライアンス及び公務員倫理、服務規律の徹底を図ってまいりたいと思っております。

きのうの釈明とさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

それでは、本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

12番 前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

市民クラブの前田耕一でございます。

一般質問3日目のトップバッターできょうは質問させてもらうわけでございますけれども、きょうは朝から、我が家の温度計を見ましたらもう既に30度、非常に暑い日になってきてまして、いつも申し上げているんですけども、暑さが苦手な私ではありますが、その暑さにめげずに質問して

いきたいと思いますので、答弁のほどよろしくお伺いいたします。

まず最初に、全国中学校体育大会の開催計画についてお伺いいたします。

平成25年、2年後に全国中学校体育大会が亀山市で開催される旨お聞きしておりますが、この大会の大会基準とその内容についてお伺いいたします。よろしくお祈いします。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、全国中学校体育大会の目的と概要について少しご説明をさせていただきたいと思います。

全国中学校体育大会は、中学校教育の一環として、中学生に広くスポーツの実践の機会を与え、技術の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健康な中学生を育成し、生徒の相互の親睦を図ることを目的に行われているものでございます。

なお、この全国中学校体育大会は、夏季大会、冬季大会、駅伝から成り、財団法人日本中学校体育連盟が中心となり、全国関係競技団体、大会開催地の都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が主催となっているところであります。競技大会の運営と主管は、会場の都道府県中学校体育連盟と都道府県当該競技団体が行うこととなっているところであります。夏季大会につきましては、全国を9ブロックに分け開催を行っており、今年度は近畿地区、平成24年度は関東地区、平成25年度は東海地区に決定されているところであります。平成25年度夏季大会の開催競技は16競技、陸上競技、水泳、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲で、期日は8月17日から25日の間に開催することを原則とすることになっておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

詳しく説明していただいて、ありがとうございます。そういうことで、平成25年（2013年）度は東海地区で開催されるということになったわけでございますけれども、それで亀山市でも開催が決定された種目があると。東海地域、愛知・岐阜・三重・静岡の4県の中で亀山市が開催の決定をされた経緯と、亀山市で開催されるのは、まさか16の競技種目が開催されるわけではございませんが、どういう種目が開催されるのか、2点目としてお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

平成25年度の全国中学校体育大会は4巡目に入り、東海ブロックが開催することとなり、16競技を愛知・岐阜・三重・静岡の4県で実施することになりました。三重県では、今まで一度も開催をしたことのないソフトボール、柔道、新体操を受け持つこととなったと聞いております。

なお、ソフトボールは津市と亀山市で、柔道は伊勢市で、新体操は伊賀市で開催されることになっておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

県内で3競技が開催されるということでございますけれども、亀山市で開催に至った経緯について具体的な説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

ソフトボールの開催につきましては、財団法人日本中学校体育連盟から本年3月に、亀山市教育委員会の方へ開催のお願いをされたところでございます。先ほど申し上げたとおり、女子のソフトボールを津市で、男子のソフトボールを亀山市で実施することになりました。亀山市が男子ソフトボールの会場となるに至った経緯といたしましては、ソフトボール会場の施設が整っていることや交通アクセスなどを考慮し、決定されたと聞いているところであり、とても名誉なことであると思っております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

経緯は大体わかりましたが、3番目の質問に入ります。

私が関係しているサッカーの全国大会と多分同じレベルの大会と考えますが、そうしますとこの大会は大会規模、それから競技レベルも国内では最高の中学校ソフトボール大会だと思います。当然、大会運営に際しても亀山市としての万全の体制が必要と考えますが、その確立と今後の計画について、具体的なものがあればお示しいただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

今後どのように進めていくかとのことでありますが、今年度、三重県中学校体育連盟が全国大会準備委員会を組織し、平成25年度大会に向けて調査・研究を進めていくこととなっております。聞くところによりますと、本日、第1回の準備委員会が県の方で開かれると聞いておるところでございます。

また、亀山市教育委員会といたしましては、今年度、全国中学校体育大会のソフトボール会場が宇治市と城陽市で8月下旬に開催されるため、状況をまず視察しようかと考えているところであります。

なお、平成24年度には県中体連主催の実行委員会が開催される運びとなっており、その実行委員会に亀山市教育委員会もメンバーとして参加することになっているところであります。

今後の具体的な運営は、会場運営、大会運営、宿泊施設の手配などの運営体制につきましては、基本的には事務局となる三重県中体連ソフトボール専門部と亀山市と津に置かれる実行委員会の中



心となり準備を進めていくことになっています。今後の運営体制や計画につきましては、今後の会議を経てさらに明らかになってくるところではございますが、全国大会が亀山市で開催されるということを重く受けとめ、全国からお越しになる選手、応援の皆様が気持ちよくプレー、観戦できるよう、議員各位を初め各種団体や市内企業、市民の皆様の協力を得ながら、できる限りのバックアップを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

大会に際しては、競技の部分につきましては三重県のソフトボール協会とか、あるいは地元亀山市のソフトボール協会等が中心になって運営されていくと思いますし、それから大会全体の運営の中心になるのは当然中体連が対応していくことが考えられるんですけども、地元としての対応というのが非常に大切かと思うんですね。亀山市で過去にはこういう全国レベルの大会というのは、三重国体のときのウエイトリフティング、それから全国スポレク祭の綱引き競技が大きな大会として過去に開催されているのが私の記憶の範囲なんですけれども、これらの大会は体育館、屋内での大会でございましたね。今回はソフトボールということで屋外で開催される大会でございますから、当然対応がまた変わってくる部分があるかと思えます。施設が、今、亀山にあるから亀山ということでございましたけれども、それに際しての、例えばソフトボール場が亀山市東野運動公園にございます。それから、西野の運動公園の野球場を使っていくのが施設的にはベストかなあと私自身も考えますけれども、あの施設は二つとも決して全国レベルの、言ってみれば中学校の最高レベルの大会をするにふさわしい施設とは私は考えられません。そうすると、早くからそれに手をつけて改修、あるいは施設の見直しが当然必要かと思えますけれども、その辺についてのお考えを持っているかどうか。例えば、東野運動公園のソフトボール場を見ましても、グラウンドは非常に悪いです。芝は一応張ってありますけれども、雑草と見間違える芝であって、でこぼこで、決して高いレベルの大会をするようなグラウンドじゃないわけですね。そうするとグラウンドの整備をやると思ったら、2年後やから来年したらいいというようなものじゃないと思うんですね。早目早目から手をつけて見直ししていく必要があると思いますので、その辺のところのお考え、どのようなお考えを持っているか確認したいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

会場運営等の整備の問題ということでありますが、中体連のソフトボールに亀山市からも出ていますので、そのメンバーとも協議をいたしまして、会場の整備が必要であれば文化部さんへお願いするなり、そんなことが必要になってくるといふふうには考えますけれども、その点につきましても、今後、文化部さんとよく協議をして、今、議員がおっしゃられるように、亀山市が全国大会を受けてやっていくのに、できる限りのことは私どもとしてはお願いをしていきたいと思っています。今、東野公園のソフトボールグラウンドがこれでいいのかどうかという判断もまだいたしておりませんので言えませんけれども、一度そういうところも見て、中体連とも打ち合わせをして

進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

私は、この大会の主管を引き受けた以上は、その時点で、うちにはこういう自慢できるグラウンドがあるんや、競技場があるということや、あるいはいつでも即高いレベルの大会に対応できる施設として持っていけるような裏づけを持って大会運営を引き受けるというのが本来かと思うんですけど、その辺のところ、ぜひ迅速な対応をお願いしたいと思います。

それからこの大会、男子のソフトボール、私の得ている知識の範囲では、全国から16チームが出場しての大会とお聞きしております。そして、当然どんな大会でもそうですけれども、地元の開催枠ということで、地元での出場チーム、1チーム出場の枠が与えられると聞いておりますが、残念ながら三重県には男子のソフトボールチームがないんですね。これからあと2年かけてチームをつくっていかないかんわけですけれども、どうせなら地元のチームが地元の会場で出場というのが地元としても盛り上がる大会になると思いますので、ぜひ地元のチームが出場する状態に持っていただきたいんですけれども、その辺の計画は現在お持ちなのかどうか、どのような対応を考えてみえるか。今、チームがないんですね。その辺のところを確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

男子ソフトボールクラブは、三重県にもありませんし、東海4県にもないと聞いておるところでございます。開催地出場枠は三重県に与えられるものと聞いていますが、亀山市で開催される以上、何とか出場できる方法を探っていきたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

現在の時点で何とか出場できるようにということは、まだチーム編成とかチームがないということですね。早急にそのチームをつくっていただいて、そして、当然チームができれば、2年間、相当激しい練習をしていかないかんと思うんですけれども、できる施設等の環境を整えていただいて、ぜひ25年の大会に臨んでいただきたいと思います。

そしてこの大会、私いろいろと質問させてもらっておりますけれども、こういう大会が亀山でできることは非常にうれしい喜ばしいことと思っております。たくさんの方に全国から来てもらって、亀山をゲームだけじゃなしにそれ以外の面でも実感、体感していただいて、この亀山というところの競技もよかった、施設もよかった、それから市民の皆さんもよかったと、あるいは環境もよかったというような土産を持って全国の地元へ帰っていただいて、2年後、3年後、10年度にまた亀山を思い出していただくというようなことで、ともかく亀山の印象をよくするためには競技だけじゃなしにすべての面において立派な大会にしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

じゃあ、次の質問に入ります。

2番目の質問としまして、校庭芝生化モデル事業についてお伺いをいたします。

昨年度に亀山南小学校に施工された校庭芝生化事業についてお伺いいたします。

この校庭芝生化事業は、実施後まだ1年しか経過しておらず、また供用は昨年9月からということで10ヵ月程度のために十分な検証はまだなされていないと思いますが、2年目を迎えて、過日私が確認したところ、芝生も順調に芽吹いており、その中での現状を踏まえて、芝生化についてのメリットとかデメリット、あるいは問題点について、把握しているものがあればお伺いしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

**○教育次長（上田寿男君登壇）**

亀山南小学校の校庭芝生化モデル事業につきましては、昨年度、1,441万6,500円をかけて、学校グラウンドの砂の飛散防止、温度抑制効果や子供の屋外活動促進のためにモデル的に実施したものであります。事業は昨年9月に完了したもので、現在、芝の新芽が生えそろってきておるところでございます。

ご質問の効果の検証であります。砂の飛散防止対策という面では既に一定の効果を発揮しているものと考えております。また、昨年は例年になく酷暑の連続でありましたが、昨年行われました運動会の練習などもしっかりと屋外で取り組むことができ、また熱中症で倒れたりけがをする児童はいなかったとのことであります。また、体育館の中でしてきた体育の授業も芝生のところであるようになったとか、屋外での活動も活発になってきたところがございます。今後さらに、温度上昇の抑制、児童の屋外活動促進の効果等について詳細な検証を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

前田耕一議員。

**○12番（前田耕一君登壇）**

芝生化については、ほとんどの地域を確認しますと、管理に多少手間がかかりますけれども、芝生化そのものについてはメリットが多いというような声はどこの地域に行ってもお聞きしておりますけれども、芝の養生でグラウンドが使えない、あるいは従来グラウンドを利用している地域の団体、あるいは開放の中で使用制限してもらって、その協力のもとに現在の状況になっていると思うんですけれども、私が見た範囲でも、本当に芝の方は順調に育っているようで、施肥とかエアレーションも終わっていただいて、これからこの暑い中での芝の生育は一段とよくなると思いますので期待していきたいと思うんですけれども、その中で私が一つ気になったのは、先週でしたが、ちょっと学校をのぞいたら、たまたまPTAの会合をやってみえて、駐車場の問題ですよ。私は反対なんですけれども、従来から各学校、事業、あるいは会合なんかあった場合、イベントがあった場合、校庭を駐車場がわりに使うということが当たり前になっていますね。そうすると、当然グラウンドの状態は、いい状態が保てないというのは当たり前だと思います。本来グラウンドというのは、あるいは運動場というのは車をとめるところじゃないと思うんですけれども、それでも場所がないか

らといってあえてとめておるところが多いと思うんですけども、南小学校の場合、芝生になりましたので、幾ら天気がよくても、状態がよくても、とめることは控えていかなければならないと。そうすれば、従来あそこを利用していた車の台数が確保できないということになってきますと、駐車場不足というのが当然起こってまいります。その辺のところについて対策を具体的に練られているのかどうか。多分、あそこへ40台、50台とめていた車が、芝生化のおかげでとめられなくなったということがありますので、その辺の対応について考えている部分があればお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

学校等の行事開催時にグラウンドに駐車できなくなったので、駐車場の確保、整備をどうするかとのご質問ですが、芝が定着する3年ほどはグラウンドへの車の乗り入れを見合わせているところでもあります。この間の駐車スペースにつきましては、駐車場の運用方法や駐車区画の再検討など学校との協議を行い、対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

いずれにしましても、駐車場不足というのは目に見えて起こっておりますので、早急な対応をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、もう1点芝生化についてですけども、今回、南小学校でモデル事業ということで対応して、今2年目を迎えているわけでございますけれども、モデル事業と言うからには、今後、第2弾、第3弾とこの事業が拡大していくのがベストかと思うんですけども、その辺はどのような計画をお持ちか、お伺いさせていただきます。

○議長（大井捷夫君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

今後、ほかの学校での校庭の芝生化であります、昨年度モデル的に実施しました亀山南小学校、また本年度モデル的に亀山東幼稚園の園庭の芝生化に取り組んでいるところでもありますことから、これらの効果の検証と維持管理方法や維持管理費用等も見きわめた上で、今後の芝生化計画につきまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

南小学校のグラウンドは非常にいい評価を得ていると私は判断しておりますので、これを一つでも二つでも拡大していくって、それこそ亀山市内の運動場、グラウンドがすべて緑になるようなことを期待していきたいと思っておりますので、ぜひその辺のところを前向きに考えていていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3番目の質問に入ります。

亀山駅前の整備について質問をさせていただきます。

亀山駅周辺や亀山駅前の整備については、従来から私、何回も質問しており、最近では3月議会、直前に質問をしたような中身の質問、それをまた繰り返しての質問のため、またかと多分思われるんじゃないかと思いますが、懲りずに質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、駅周辺整備計画の現況についてお伺いをいたします。

3月議会の質問時から3ヵ月程度しか経過してございませんので、計画はほとんど進んでいないとは思いますが、23年度に入ってまちづくり研究会がどのように活動されているのか進捗状況、それから行政としての考え方や取り組み方、従来とスタンスが変わったところが、多分ないかと思えますけれども、あるようであればその辺のところについてお伺いさせていただきます。

**○議長（大井捷夫君）**

前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

**○建設部長（岡崎賢一君登壇）**

亀山駅周辺の整備計画につきましては、亀山駅周辺で活発なるまちづくり活動を展開しておられます亀山駅周辺まちづくり研究会の今年度の活動といたしまして、地域ヒアリングや先進事例の調査・研究を通して駅周辺の将来の方向や方針の取りまとめを行っていくこととしているところでございます。また、その活動の中で、より多くの地域の方々にまちづくりにご参加いただくため、昨年度立ち上がりしました地域の若い方や女性の方の「次世代の会」や「女性の会」を含めて組織の拡大を逐次進め、さらに駅前を大きく四つに分けたブロック会議も継続して開催しており、ブロック内の具体的な検討も進めていきたいということでございます。さらに、地域の活性化や連携、鉄道のまち亀山の歴史をほうふつさせ地域の盛り上がり期待できます亀山駅サイティングまつりの開催、地域のまちづくりニュースの発行等が予定されているところでございます。また、行政といたしましてもさまざまな形で側面的な支援を行うとともに、地域と行政が両輪となって駅周辺のあり方や方向性を検討してまいりたいと存じます。

**○議長（大井捷夫君）**

前田耕一議員。

**○12番（前田耕一君登壇）**

まちづくり研究会の方ではそれなりに活動していただいておりますということは理解できるんですけども、研究とか、あるいは視察とか、研修会とかやってみえて、そこからなかなか前へ進まないんですね。もう何年こういう形で月日がたっているのか、相当な月日がたってきているはずでございませう。行政としては相変わらず、まち研の活動を側面から支援、あるいはアドバイスをしていくということで、行政主導で動いた部分というのは全然目に見えてこないんですね。もうそろそろ行政としても、ずうっと支援やアドバイスしているわけですから、行政なりの絵をかいてまち研の方へ、あるいは地域へ提案して、そこで具体的な検証・検討をしていくというのも一つの方法かと思えますので、その辺のところをぜひ考えてみていただきたい。そうでなかったら、私の想像ではまだまだ調査・研究とかいうことで、2年、3年の期限が、あるいは期間が要るんじゃないかと。結局、平成18年からやってきたのが結局何やったんやと、熱がだんだん冷めていくという部分もあ

るんじゃないかなあと、その辺のところを非常に危惧しておりますので、行政からの提案も一つの方法として早急に検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

じゃあ次に、今は駅周辺のことについてちょっと確認させてもらったんですけども、もう1点、駅前の整備に関することについて確認したいと思います。

これに関しては、駅周辺につきましては地域の問題というのが非常に大きゅうございますけれども、駅前になりましたら、地域だけじゃなしに、市の玄関口ですから、行政としての非常に大きなテーマとして検討していく必要があるかと思っておりますので、その辺のところについて、まず行政の方向性について確認したいと思います。

その前に現在の亀山駅前の状況、駅をおりて、あるいはJRを利用しに駅へ向かっていった場合に、亀山駅前の状況についてどのように感じておられるか、今の亀山駅前を。それについて、まず市長にお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

前田議員のご質問にお答えをいたします。

市長が駅前をどう感じておるのかというご質問でございました。

かつて国鉄のまちと称された時代がございましたけれども、当時のにぎわい、あるいは人の交流、その意味では当時をご存じの皆さんというのは今の現状について非常に寂しい思いを持ってみえるのではないかと、私自身もそのような思いを感じてまいっておるところでございます。駅前自体の再生の議論というのは長い歴史がございますが、今も少しお触れいただきましたけれども、住民主導なのか、行政主導なのか、そういう歴史を繰り返しながら実は今日に至ったところでございます。この現状を打破していこう、再生していくためには何が必要なのかということを見詰めて今日に至っておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、平成18年度から地域の皆さんが研究会を立ち上げられて、今日、再生に向けた成果を生み出しつつございまして、大変力強い活動であるというふうに感じております。亀山市といたしましては、昨年、都市政策会議を庁内に設置して検討チームを立ち上げて検討いたしてまいっておるところでございますが、地域と十分整合や調整を図り、双方の整備効果が十分発揮できるような推進形態を模索していきたいというふうに考えておりますし、それが大変重要なことであると過去の教訓の中から認識をして、駅前の現状を再生していこうと、このような思いを持たせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

駅前の整備に関する市としての方向性ということでございます。

亀山駅につきましては、駅構内にエレベーターや多目的トイレが設置されましたが、駅周辺にはまだご指摘の多くの課題があるものと認識しております。現在、地域の方々がまちづくりのための研究会を立ち上げられて駅周辺の再生のため調査・研究を行っていますことから、先ほど市長の方

からもご答弁申し上げましたように、行政といたしましても亀山市の特定課題を検討する市内の都市政策会議の中に亀山駅周辺に関する職員検討チームを設置するなど、亀山駅周辺の諸課題について議論しているところでございます。引き続き地域のまちづくり研究会の検討内容や地元の意向を十分に踏まえた上で、市としても短期的なもの、長期にわたるものなど多種多様であると思っておりますが、それぞれ関係機関と協議しながら駅周辺の再生に向けて取り組んでまいりたいと存じます。特にハード的なものは周辺と一体的に行うことが望ましいものもあって考えておりますので、継続して地域と行政が一体となって進めてまいりたいと存じます。また、そのための情報共有や地域との意見交換も密に実施してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

答弁の内容は、従来どおりで何ら変わったところはないと聞いています。確かに地域との調整、あるいは検討内容の共有とか必要かもわかりませんが、まず具体的にこういうことをやっていきたい、やりたいということを行政として出すことはできませんか。結局、長期的、あるいは短期的な、今すぐやるべきもの、あるいは将来を見据えてやるものとかいうような答弁はいただいておりますけれども、その繰り返いで、じゃあ3年前、4年前からどう変わってきたというものが、こうなりましたよとか、こう変わりましたよというものがありますか。多分何もないと思うんですよ。検討検討、調整調整、こんなんではいつまでたっても中身は変わりませんよ。市の玄関口としての亀山駅をどう考えているかということ考えた場合、手をつけるべきものは何ほどもあるんじゃないかと私は考えております。過去にも細かいことでいろいろと、これはどうなんだ、あれはどうなんだということで質問もさせてもらいましたけれども、それこそきょうあすでも手をつけられるようなものでも手をつけていない部分がありますね。そういうことをもう少し積極的に、行政主導で対応していくという方向性を出して、施策を遂行していただきたいと思います。

先ほど検討チームの設置というご答弁がございましたけれども、また今から検討チームをつくって1年なり2年かけてまとめてというようなことになってくれば、まだまだ先は見えませんが、多くの課題があるのを検討チームで、そこで協議するというような今答弁でございましたけれども、検討チームの期限とか、あるいはその結論を出すのは、具体的にいつまでに結論出して、その内容に基づいてどうやって調整していくというようなタイムスケジュールというのは考えられてあるのかどうか、最後に確認したいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

駅前の整備の計画につきましては、現状としては、先ほどからもご答弁申し上げておりますように、地域の皆様の思いを中心に進めていただいているところでございますが、市として取り組んでいけるところについては、基本構想が今年度末までを目途に取りまとめをしていくという目標を掲げてございますので、その取りまとめられていく中でお示しをして議論をしていきたいというふうに考

えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

地域地域という言葉が結構出てきますけれども、あそこはあくまでも亀山市の玄関口だということで、地域だけじゃなしに、極端な言い方をすれば亀山市民全員の共有地ぐらいのつもりで検討していただかなければ、いつまでたってもいい方向は出ないと思いますので、ぜひその辺の認識を改めていただいてこれからの協議を前向きに進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

時間の都合があるので、最後の質問に入らせていただきます。

4点目の質問でございますけれども、里山公園についてお伺いをいたします。

平成18年5月制定の亀山市自然公園条例には、その設置目的として、市民が郷土の豊かな自然に触れ親しむことにより、自然への理解を深め、将来にわたり自然を守っていく意識の醸成を図るとともに、憩いの場、情操教育の場及び体験学習の場を提供するため自然公園を設置するとうたっております。現在、里山公園「みちくさ」、それから森林公園「やまびこ」が設置されております。

そこで、設置以降5年を経過しておる里山公園「みちくさ」について、その現状と里山の今後についてお伺いをいたします。ご答弁、よろしく申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

里山公園「みちくさ」の来園数でございますが、年間約1万4,000人、平成18年の開園からですと8万人近い方がお越しになられておるといところでございます。そのような中、市民団体や自然環境団体の皆さんのご協力を得ながら、現在、年7回の環境体験イベントなどを行っておりまして、たくさんの方々、またそしてたくさんの子供たちに利用していただいているところでございます。

また、今後につきましては、行政だけでは里山をうまく利用して活動していただく、喜んでいただくということではできませんので、今までと同様、市民団体の方々の協力を得ながら取り組んでいくというのが重要かと思っております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

年7回程度のイベントを行って、1万4,000人程度の利用者があるということでございますけれども、そうするとこの里山はそこそこの人が来園してみえるわけでございますけれども、里山公園としての評価をどのようにされているか。それから、この里山の必要性、今後まだまだいろんな地域にあってもいいのかどうかということも含めて、必要性についてのご答弁をお願いしたいと思います。



○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、評価でございますが、先ほども申し上げましたように、たくさんの方々にお越し願って、自然に触れていただき親しんでいただいていると。そして、子供たちも体験学習の場としてたくさん利用していただいておりますというところで、市民の皆さんにも評価はしていただいておりますというふうに考えております。

また、今後につきましては、現在、自然公園条例におきまして、里山公園「みちくさ」と森林公園「やまびこ」、この二つを亀山の自然公園と位置づけておりまして、この二つで十分対応できるというふうに考えておりますので、現在のところふやすとかそういうことは考えてございません。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

公営的な里山公園的なものは今後考えていないと、しかし里山についての、あるいはこの「みちくさ」についての評価は十分なされているというように判断をさせていただきますが、市内には各種の団体やグループにより管理運営されている里山が幾つか存在すると思います。私が居住しております南部地区の楠平尾地内にも里山づくりを進めているグループがございまして、このグループはまさに自然公園条例の設置目的に合致した目的で里山活動をなされているんですけども、この里山づくり活動、楠平尾地区でやっている活動でございますけれども、行政としてどの程度まで把握されているか。また、把握されているのであれば、この里山づくり活動をどのように評価されているのか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

私も副市長とともに現場の方を見させていただきました。ことしは特にササユリの咲きもよかったというようなこととお話もお聞きしたところでございます。こういった取り組みでございますが、豊かであった自然環境を取り戻すために、荒廃した地域の里山を地域の方々みずからが長年にわたって整備・保全をしていただいております。またその場を小学生の自然体験学習の場にも利用していただいたということは、本当に深く敬意を表するところでございます。そして、市内外の方を問わず多くの方が訪れられ、自然との触れ合いの場になっているというような様子もお見受けしたところでございます。こういった取り組みにつきましては市内のその他の地域におきましても、こういった活動が広がることを市としても期待をしておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

この里山は、当初10人程度のメンバーが趣味の延長として希少植物の保護・育成などに取り組

んで、里山として保全してきたというように聞いておるんですけれども、今では、一部の人に表現していただくと「ササユリの里」というような言葉を使う方もお見えになるようでございますけれども、ことしは、先々週ぐらいを見ておりますと、500株ぐらいのササユリが見事に咲きそろっております。面積的には1ヘクタール程度ですからそんなに広くないんですけれども、それ以外にもイワカガミとか、ショウジョウバカマとか、あるいはキンラン、シライトソウというように、昔であればどこでも目にした山野草が結構花をつけておりまして、見事な状態でございました。新聞等での紹介もあったことが原因かと思えますけれども、恐らく金・土・日の一番いい盛りの3日間ぐらいで1,000人以上の方が訪問されているんじゃないかと思うんですけれども、当初は趣味の延長でやっていたわけですから、里山部分については全然問題なく自分らで管理されているんですけれども、そこへ行くにはそこまでの道路、農道を利用していますけれども、あるいは農道の狭い駐車場の中であって使用できないという、駐車場の問題とか、思わぬ問題点がたくさん出てきているようでございます。駐車場もほとんど整備されていないところでございますので、当然道路への駐車になってしまって、あんな田舎で渋滞が起こるといような現状でございます。そうすると整備とかその辺については必要性を感じてくるわけでございますけれども、残念ながら趣味の延長でやっているグループですから、その辺のところに対してちゃんと整備していくといような定期的な余裕を持っていないと思うんですけれども、こういう団体等についての助成措置とか補助金制度というのは現在は具体的なものはないかと思うんですけれども、検討していただく余地があるのかないのか。自治会等で活用していくものであれば、自治会単位で申請とか要望書も出るかと思うんですけれども、あくまでも趣味のグループとしてやっているわけでございますから、その辺のところを理解しての対応ができないものかどうか、ご答弁いただきたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現場で関係者の方々とお話をさせていただきましたが、具体的にそういった整備の支援についてお話はありませんでしたけれども、今後、そういったことであれば、関係者の方にお話をお聞かせ願いながら、市の支援についても検討したいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

せっかくの里山活動の団体ですから、ぜひ前向きに積極的な対応においてご支援いただければ幸いです。

質問を終わります。

（「議長」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

先ほど副市長より弁明、釈明をいただいたわけでございますが、議長として釈明については了解

を得る必要もあると思うのと、昨日の不当な発言について、昨日の議事録を削除する旨の報告と了解を得なければならないのと、その分の釈明を行っている議事録の削除についても議長としてお取り計らいをして議会の了解を得ていただきたい。

○議長（大井捷夫君）

先ほどの朝一番の安田副市長に対する答弁につきまして、昨日の答弁の部分を取り消したいという申し出がございます。議長において精査の上、措置したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、安田副市長の発言の取り消しの申し出を許可することにいたします。

12番 前田耕一議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

---

（午前11時08分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会開催のために暫時休憩いたします。

（午前11時08分 休憩）

---

（午前11時44分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の途中ですが、議会運営上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時44分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の会議におきまして、議事進行に支障を来しましたこととおわび申し上げますとともに、今後このようなことのないよう議会運営に努めさせていただきます。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回は人権について、それから各保育園について、また先般の6月6日の報道について、報道関係者の対応について、それからメガソーラーについての4点について質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、人権については、さきの3月定例会において質問をさせていただきました。条例制定の意欲についてお伺いしたいと思っております。

その答弁によりますと、検討・調査、市民の声と言われておりますけど、そういうような答弁があったんですけれども、現在、三重県下で未設定は亀山市といなべ市、2市のみであります、市としては。市長の認識を尋ねたいんですけれども、制定することを亀山市としては今後いろいろ検討していくと言うんですけれども、1点ですね、制定する意味についてのメリット、またデメリット、そういうような意識があるのか。制定すればどのようなメリットなのか、またデメリットについてどのようなデメリットがあるのかと、そういうことについて一遍お聞かせ願いたいと思います。市長、お願いします。

**○議長（大井捷夫君）**

櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

川戸文化部長。

**○文化部長（川戸正則君登壇）**

人権問題について3月定例会でもご質問を受けましたけれども、条例制定に係るメリット・デメリットということでございますけれども、亀山市ではこれまでもご指摘のとおり条例は制定しておりません。ただ、平成18年には人権尊重都市宣言もして、その理念に沿っていろいろな施策は進めております。条例がないということに関して特に施策を進めていく上での支障というものは感じておりませんけれども、ただ条例を制定するということは、人権尊重に関する亀山市の姿勢として強い姿勢を示すということになりますので、そういった意味で条例があるということは非常に重い、亀山市の意思を広く市民に伝えるための手段ではあるとは思っております。

**○議長（大井捷夫君）**

櫻井清蔵議員。

**○22番（櫻井清蔵君登壇）**

基本的に、私は、今、川戸部長が言われたように、制定するには意味があると。年度内に提案する意味があるのかどうかということについてお尋ねしたい。いみじくも副市長として迎えた安田副市長が、3月でも言わせてもらったように、県で生活・文化部長をやって、県下各自治体にこの条例制定のことを働きかけた。安田副市長は経験豊富ですので、その指揮のもと、この条例制定をしていただきたいと思いますけれども。

一つ紹介したいと思うんですけれども、平成15年3月定例会において、旧関町において条例制定の提案が出されました。その条例制定の町長さんの提案説明をここでちょっと聞かせたいと思います。

人権が尊重される関町をつくる条例の制定についてご説明申し上げます。21世紀は環境と人権の世紀と言われ、国連では国際人権規約を初め人権差別撤廃条例や子どもの権利に関する条例など多くの人権に関する条例を採択し、人権が尊重される社会の実現のため、さまざまな取り組みを行ってきました。我が国におきましては、平成9年に人権擁護施策推進法、平成12年には人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、または平成13年には児童虐待の防止等に関する法律の制定などが公布・施行され、人権が尊重される社会の実現に取り組まれております。このような状況下において、三重県及び県下の市町村におきましても人権が尊重される条例を制定し、人権教育や

人権啓発に取り組んでおります。以上の状況を踏まえまして、関町におきましても人権が尊重される関町をつくる条例を制定し、明るく住みよい社会の実現に努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというようなもので提案説明をされました。

このような提案説明に加えて、人権宣言を尊重する制度というのは本市にあってしかるべきものであると私は思っています。今の関町のときの15年の3月の提案説明を聞かれて、お考えがあったら市長のお考えを聞きたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

3月の定例議会でも人権の基本的な私自身の考え方も申し述べさせていただいたところですが、今ご紹介をいただきました平成15年の3月定例会、関町議会におけますお話でございますが、まさしく理解をさせていただくものでございます。そのとおりであろうというふうに考えておるものでございます。またその後、17年の合併を経まして、平成18年の3月、亀山市の場合はその趣旨も踏まえて人権都市宣言を議決いただいて人権尊重都市として亀山市は今宣言して、さまざまな施策を展開させていただいておるという状況でございます。今後もその考え方に沿って施策を展開していきたいと考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

できたら年度内に、こういうようなことはきちっと詰めていただいて、ある程度一定の時期にこのことはやっていただきたい。

もう一つ紹介させていただきます。その当時、いろんな質問があった中で、私も質問をさせていただきました。条文が当たり前の条文ではないかということについては、基本的にこれは当たり前であることがなされていないからやるんじゃないかと、当たり前だからこれを制定せえということなんです。あって当たり前、なかって不思議と。努力目標ではないと。人権尊重宣言をして人権条例を制定して、今の行政が文化部をつくった中でも、人は人として平等であると、差別なく生活するということを亀山市としては宣言していただきたいと。個々のいろんなことがあろうかと思えますけれども、この人権を尊重する条例の制定は早急にやっていただきたい。私もそれが制定されるまで、この任期中ずっと言い続けますので、その経過と経緯をまたお知らせ願いたいと思えます。

次に移りたいと思うんですけれども、保育所についてお聞かせ願いたいと思えます。

市長さんとして、各園の建設年度が異なっておることはご存じやと思えます。一番古いのが加太保育園ですけれども、その各施設について耐震工事がなされたんですけれども、あくまでもそれは耐震工事であって、今の現状をどのように、施設における格差を認識されておるか。それを市長からお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

保育所の施設の認識でございますけれども、市内の公立保育所は、建設年度の古い順では、昭和45年に加太保育所、46年の第二愛護園、51年のみなみ保育園、52年の和田保育園、53年の第一愛護園となっております、それらの保育所は既に耐震工事を実施いたしてまいったものでございます。それ以外の保育所につきましても、さまざまな施設のおかれた状況がございます。一方で、平成16年に建てられましたアスレ以外のほとんどの園でございますが、建設時期との関連もでございますけれども、長年の保育所の歴史によるものが多いと思っておりますが、建設当時の時代背景、ニーズ、例えば車社会や近年の少子化、保護者のニーズ等々の流れなど、社会情勢の変化に追いついていない部分があることも否めない事実であろうかというふうに思います。しかし、市内全域におけます幼稚園・保育所は、総体的に見ますとうまく配置をされて、今日までそれぞれの園が有効に機能して実績を残して、地域とのつながりも機能してきたんだろうというふうに評価をいたしておるところでございます。また、保育所のあり方といたしまして、ご案内のように国の方でこども園の構想が出てまいりました。現在、さまざまな議論がされておると理解しておりますが、今後、この国の動向にも注視をしていきたいと考えておるものでございます。一方、近年、民間保育所との兼ね合いの問題でございますとか今後の保育所の適正配置等も十分考えた上で、施設につきましてものさまざまな課題に対応していく必要があるというふうに認識をいたしておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

認識をしておるようなしておらんような答弁やったと思うんですけれども、ちょっとボードを用意させていただきますので。

今おっしゃった関町のアスレですけれども、アスレ建設は平成16年やったと思うんですけれども、この中で見てもらったように、父兄の巡回がすべて道路で囲まれて、それが子供たちの空間ができておりますね。これが旧関町のときに建設されたアスレ、幼保合築の施設ですけれども、これが本来の保育園のあり方と私は思っております。

それで、手元に資料を出させていただいたんですけれども、これが川崎南保育園です。建設当時にはこの周辺がどんな住宅事情かわかりませんが、子供たちを父兄がこの園に連れてくるときに、このぐねぐねと曲がった中を通して、狭い道路を曲がった状態の中にあります。私は一つ提案したいんですが、この青い線ですな、これは工場の敷地内ですけれども、ここに直線道路をつければ送迎関係でかなり楽になる。だからこういうような状況を、市長の答弁の中にはこういうのを踏まえてみえるのかということは一挙指摘したいと思います。

それからもう一つ、これは神辺保育園ですけれども、神辺保育園もこの青い部分、ここは何かわけのわからん車の出入り口になっておるんです。この横に大きな広場があると。それを活用して父兄が園に子供さんを通わせておると。だから、この不用な青い部分を解消して、子供たちがちょっとでも遊べる施設に改修するという考えが一つ浮かんでくる。この間も教民の中で視察をさせてもらって、そういうふうに私は感じました。市長が、各園に行かれると思うんですけれども、そういうようなことが見つかったら、これは先人がやられたことかわかりませんが、住みよい

亀山市、若い者に住んでほしいという園にするためには、この不用な車の出入り口を子供たちのための園庭にすると、グラウンドにするという考え方で進めていただきたいと思います。

次に昼生保育園、これも見ていただいたように、この昼生保育園の現状を見てください。ご存じだと思います。グラウンドは狭い、そこで子供たちが日々生活をしてくれておるんですけども、ここに青いところで囲んだ、これが旧昼生小学校の跡地です。これも前の市長さんら等々がいろいろ考えられてやられたんですけども、ここの昼生小学校の移転は、今から30年ばかり前に、あの地域で圃場整備をしたときに、この小学校が移転・移築しています。それでここに大きな公有財産があります。これを活用すれば、ここに建てれば、この狭い園庭で子供たちが窮屈な思いをせんでも、この広い敷地を利用して建てかえれば、環境がよくなって、そして子供たちも伸び伸び生活していけるんじゃないか。もう一つ言えば、この園の横に学童保育所が、一生懸命地域の方が努力されて、私はこれが本当に学童保育所かと。井田川小学校の学童保育所を見せてもらったときに何とと思った。確かにないよりましやということでここに学童保育所をつくられておるけれども、この横に何ぼでも学童保育所を設置できる。用地があるんですよ、不用地が。これを使って子供たちに活用をしてもらいたい。

最後になりますけれども、ここに和田保育園を上げました。和田保育園も、この周辺にたくさんの住宅が建ちました。ここに、収容率が127%ですか、その子供たちがこの狭いところでやっておる。この間、1,000万かけて駐車場は確保された。果たしてここでいいのかと。子供たちの環境整備のためには、もう少し、ここでどことは言えませんが、例えばこの柳河さんところの土地ですな、ここをちょっと市長が行って、ここをちょっと何とかしてやってくれんかと、ここの所有地を何とかやってくれんかというように、探せばそれなりの土地があるわけです。だから、こんなところで子供たちが果たして園の活動をしていいのかというふうに私は行ってその場で思いました。市長も18年、亀山市政をいろんな角度から見られた中で、新しい市長として、若い市長ですから、だからそういうふうなことを考えていくような考えはござらんか、一遍ちょっと聞きたい。

**○議長（大井捷夫君）**

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

今、幾つか議員からご紹介をいただきましたが、それぞれの園の置かれた状況につきましては、それぞれの課題を私自身も認識させていただいておるものでございます。今後でございませけれども、各保育所間のレベルアップを図っていくということもございませし、解消するには抜本的な対策が必要な園もございませ。したがいまして、中・長期的な展望が大切になってまいりますし、先ほど申し上げました国の動向も考慮して対応していきたいと考えておるものでございます。

なお、昼生保育園、第一愛護園もそうでありますけれども、近くに公有の土地がある園もございませるので、まずは長期的な展望に立って、公有財産の活用も含めて検討をしていく必要があるのではないかと現時点で考えておるものでございます。

**○議長（大井捷夫君）**

櫻井清蔵議員。

**○22番（櫻井清蔵君登壇）**

市長の言葉じりをとるのは申しわけないですけども、国の動向、中・長期的な展望を踏まえと

というような言葉が出るけど、今、国はどたばたをやっていますやんか、わけのわからんことを。国民不在の政治を今国はやっておるんですよ。私も、自民党と言われれば自民党やし、民主党と言われたら民主党かわからんけれども、決して共産党じゃないですけどね。だから、国の動向とか中・長期的なことを考えやんと、今、市役所の玄関のボードを見たらどうですか。前は五万二百何十人おったと。きょう現在、5万29人ですよ、実際。5万人都市になったってぐっと襟を正したけれども、5万人目の子供とって前の田中市長さんのときに子供さんを登録しましたけれども、国の動向とか中・長期的なことを考えておったら、明らかに亀山市は5万を切りますよ。もう目に見えておる。だから、今、何をすべきかといったら、この亀山市に若い世代が住んでもらう環境づくりをすぐに着手せんならん。ろくでもないところに金を積む必要はない。肝心なお金は有効に使ってこそ、私もいろんな浪費はしますけれども、市民の税金は市民のために有効に使っていただきたい。そのためには、中・長期とか国の動向とかそんなことはする必要がない。市長の判断、やるかやらんか、これを優先すべきか。それが今問われておるんですよ、あなたに。

それで、中・長期的な考えと言うけれども、ボードは用意できませんでしたが、平成18年から平成22年までの正規保育士の新規採用、退職者数を見ると、平成18年は新規採用は3名、退職者が1名、平成19年度は新規採用が1名、退職者が4名、平成20年は4名で退職者が2名、21年が2名で退職者が1名、22年は1名で3名の退職をやっておると。ところが、保育士の臨時職員が18年から22年までの間に五十何人ふえておる、50人強。それで正規は45人から、今、22年度は46人やけど、ほとんど変わっていない。そういうような状況は、ずうっとこの5年間の統計をとってもわかっておるわけです。そういうようなことも十分認識してみえるのかな、市長。中・長期とか国の動向とか言っておる暇はない。これが5万人切ったら、だれが責任をとる。若い世代が入ってもらう環境をつくるというのが、まず市長が先頭に立って市長が旗を振って、それでこの亀山市を見上げていくのが市長の役目と思うけれども、そういうような認識は変わりませんか、いかがですか、それだけ聞きたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まちの発展を持続的に考えていくためには、将来を担う若い皆さんがこのまちに定着をしていただく環境を整えていきたいということで、子育て、それから教育は亀山市の重点施策として取り組ませていただいております。そこは、議員の思いというのはまさにそのとおりであろうかというふうに思っておりますが、今の施設の配置や中身につきましては、確かに建設時期がそれぞれ違いますので、最新のアスレなんかと比べると今ご指摘いただいたような課題がございます。そこは中・長期でももちろん大きなものを考えていきますが、今できるものは、例えば道路の拡幅であったり、みなみ保育園で事業を展開しようとしておりますけれども、今できるものはきっちりと対応していこうと考えておるものでございます。そういう中で、施設的な格差とおっしゃられましたけれども、そのところはありますが、しかし保育のプログラムにつきましては、すべての園が共通の、格差があるという状況ではございませんでして、そういう意味でそのレベルアップも図りながら、子育てしやすい保育園の充実のために環境整備をしていきたいというふうに考えておるものでございます。



なお、いろいろ課題はございますけれども、一つずつ、短期でできるもの、中・長期で対応すべきもの、保育所の在り方検討会も含めてしっかりと対応していきたいと考えておるものでございます。

#### ○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

#### ○22番（櫻井清蔵君登壇）

私も前も言ったように、いろんな首長さんを見てきました。横暴、独断、偏見、ワンマン、そういうような首長さんも見てきました。首長として選ばれた人は、この亀山市で1人です。その1人の人がいかに判断するかによって、その市はよくなるか悪くなるか、それによって決まる。それが首長としての仕事なんです。だから、いろんな検討委員会も結構ですけども、私はこういうふうにしたいたから、これについて議論してくださいというのが、首長の意思を活気づけることによってその検討委員会のメンバーかていろんな議論ができるわけです。職員の人らもそうだと思う。各部署の人らもそうだと思う。市長が的確な指示をすることによって、各部署が両輪のごとく動いていくんです。あなたが、あんたらわしに何か教えてくれと、あんたの意見がどうなのと、そんなことではこんな5万の信用ぐらいいつでも飛んでいく。5万市の首長としての仕事は、いかに自分が決断して、自分が判断して、そして自分の判断で的確に各部署の担当の職員を動かすというのがあなたの仕事ですよ。

もう少しこの辺のことについて聞きたいんですけども、基本的に正規職員の適正配置は74名だと思うんですけども、ボードにはつきりませんでしたけれども、ここにちょっと情報があるんですけども、ゼロ・1歳と2歳はほとんどが非正規ですよ、各園。だけど、3歳、4歳、5歳については正規の職員がかなりついてます。ゼロ・1歳から2歳まではほとんどが非正規。これが果たして市長としていいと思うのか。前の人がしてきたんやで、わしはまだ2年やという言いわけがあるかわからんけれども、市長として臨むために市長選挙も戦ってその場についたら、それはきちっと市長としての役割を果たしていただきたいと思います。あまりこればかりやっておったら次の課題にあれですので、もうちょっと自分の考えをもっと市の職員の人らにきちっと伝えて、そして市長としての職務を果たしていただきたい。

そこで、次の問題に移りたいと思っております。報道関係者の対応についてお伺いしたいと思います。

先日も小坂議員から、危機管理についての現状について質問がありました。そしてそこで、市長はおったんか、おらんだんかということで、在庁であったと。報道関係者の対応はそれでよかったのかどうかということで副市長から、ちょっと私もよく理解せん釈明というか言葉が冒頭にありました。それがために、私の質問は午前中に始まるのが午後までずらさせられました。午前中に私も終わらたかったんですけども、議長もちょっと悪かったけれども、この訂正についてちょっと伺いたいけれども、これが今回の会見のときのボードです。この新聞を、私、6月7日に拝見したときに、どないなっておるんやと思ったんですよ。これはほんまかと。伊勢新聞にも、私、確認しました。ほんまかと。きのうの答弁の中で、行き違いがあったというようなことが出ました。きょうの副市長の冒頭でのあれやったんですけども、市長に申し上げたいんですけども、この6月9日開会の6月定例会開会前に、議員各位に申し上げたい、このたび市職員が市民の皆様、議会の皆

様に多大なご迷惑をかけたというような言葉を述べられた。なぜ議会開会後の市政現況報告の中にその文言を入れられなかったか、それを一遍尋ねたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市政現況報告につきましては、主要事業の進捗状況や直接市民生活に影響を及ぼして市の考え方を明らかにすべき事項等について議会へご報告申し上げることといたしております。まず今回、さきの職員逮捕という不祥事につきましては、改めて議員並びに市民の皆さんにおわびを申し上げたいと思います。

なお、当日の一連の対応でございますけれども、職員逮捕の一報を受けまして速やかに事実確認を行うとともに、議会への報告並びに報道会見、緊急経営会議を開催させていただきました。いずれも私自身が在庁して組織的な対応を行ったものでございますけれども、事実と一部異なる報道がなされましたことは、何らかの行き違いがあったものというふうに考えております。したがって、このことにつきましては、今後も引き続き公の機関としての適切な情報提供に努めますとともに、コンプライアンス及び公務員倫理と服務規律の徹底を図ってまいりたいと考えておるものでございます。

今回の職員逮捕の不祥事につきまして現況報告で報告がなかったのはどうだということでございますけれども、本定例会の開会冒頭のごあいさつの中で議員各位におわびを申し上げたということでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

市政現況報告というのは、確かに東日本での未曾有の想定外の災害があったというのですけれども、我が亀山市で真っ先に市民の皆さんに報告するのは現況報告の中に盛り込むと。この議会の始まる前に議員だけに言ってもあかんと。市民の皆さんに対して市長が、まことに申しわけなかったというのが本来の姿だと思っておる。事前に配付されたので、その原稿のゲラが上がったら、刷りかけのを出してでもいいから、ろくでもないものは差しかえによく来るのに、肝心なことに差しかえにこん。本来なら議長が開会宣言した後の市政現況報告の中に、当然冒頭に市民の皆さん方におわびするのが本来の姿であったと私は思っておる。

それでもう一つお尋ねしたいんだけど、副市長がこういうような釈明をやられたと。そうすると、基本的にこの報道担当者に対する対応が間違っておったという認識があるのかどうか。いろいろあろうかと思うけれども、今後のこともありますから、これが間違いであったと、総務部長、建設部長、人材育成室長、その3人を会見に立たせたことが間違いであったという反省があるのかないのか、それを確認したい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

行政経営上のすべての最高責任は市長である私自身にあると、このように考えておるものでござ

います。その上で当日の一連の対応につきましてでございますけれども、その観点から組織的な対応を行わせていただいたものでございます。ただ、事実と一部異なる報道がなされましたことにつきましてには行き違いがあったというふうに考えておりますが、今後、公の機関として適切な情報提供に一層努めさせていただきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

報道機関との行き違いがあったということやけれども、これは読んでもみんな知ってござる。所在不明、これは伊勢新聞の方に確認しました。どういうことやと。市長のコメントが欲しいけれども所在がわからんということやで、所在不明ということで書いたと。それが行き違いであったというんやったら、これは抗議して当然ですやんか。そんないいかげんなことを書いてもらっては困ると。その抗議すらもしていない。これはいみじくも伊勢新聞、三重県の各自治体、三重県は29市町あります。28市町は全部この伊勢新聞をとってみえると思うんです。恐らくこの部分は皆が見ておる。私も亀山一市民、また議会の一員として、こういうような市長がどこにおるかわからんということが報道されたときに啞然としましたよ。穴があつたら入りたかった。それでもおまえら議員やっておるのかと市民の皆さんにおしかりを受けても当然やと思う、この議会が。なぜ抗議しなかった、一遍それを聞きたい。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

一般的に自治体であれ企業であれ、事実関係と異なる報道がなされることというのは時としてございますけれども、今回の一件で抗議といったことは考えておりませんでして、何らかの行き違いがあった、その中で情報提供をしっかりとしていくと、これは今までもそうでありますし、今後もそのことを大切にしていきたいという考え方でございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

あまり野呂先生のことを言うのは申しわけないですけれども、野呂知事ですね。野呂知事が今回知事をおやめになった。1回目の不祥事を伏せてみえた。だけど、2回目の不祥事の中には知事公舎で息子さんが逮捕されたと、愛知県警に。だから、基本的に物事というのは、今、鈴木英敬知事になって立ちん坊というんですか、毎日記者会見を開いておる。これが市政ですよ。まず彼は県知事になって、これが知事だと思う、この立ちん坊が。というのは、報道関係者と行政が密になって、亀山のみそ焼きうどんのときには大々的に報道してもらいましたやんか。中村晋也先生も大々的に報道しましたでしょう。報道関係者と密に連絡をとっておれば、こういうようなことが起こり得ん。だから申し上げたいのは、最初に道を間違ったら、だんだん間違っていくんですよ。だから、最初の一步が間違ったら間違っただ、私もここで市長さんにこうやって質問をせんならん。せざるを得ん、議員として。だから、最初の一步を間違うとこういうふうになる。最初の一步を間違うと、ここでまたいろんな釈明をせんならん、そして議会も1時間とめやんならん、そうなっていくんで

すよ。

もう一つ言いたいのは、犯罪を起こした職員の平時の職務状況を十分ご存じだと思う。他の全職員も一生懸命亀山市民の皆さんの手足となって働くために日夜努力してもらっている。それがために、市長が毅然として、別に犯罪を起こした職員をかばってやってくれとは言いません。だけど、他の職員の潔白を明白にするために、市長がこういうようなことについては前へ立ってやることによって、あなたが言われた580人の全職員のもとということで、あなたの下についてくるんですよ、職員は。そういうような考えはないかな、そういうような気持ちは。自分の判断、報道関係者との関係を密にとるということが、行き違いがあったのでこんな報道をされたというものではないと私は思う。職員が不祥事を起こしたときには、長が前面に立ってほかの職員を守ってやってほしい。それが亀山を守る長の仕事やと思う。いかがかな。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申しあげましたように、行政経営上のすべての責任は市長である私にあると思っております。職員のミスは私自身の責務の中にあると考えておるものでございます。もう一方で、言うまでもありませんけれども、公務員たるもの、その職責の重さ、それからみずからの行動、与える影響を認識して信頼を裏切ることのないように努めていくということは当然のこととございまして、さらに公務員は職務を離れましても信用失墜行為の禁止が義務として課されるものというふうと考えておるものでございます。このたびの事件を受けまして、市民の皆さんに本当におわびを申し上げたいと思いますが、今、私自身も何よりも優先しなければならないことは、組織防衛ではない、市役所におけます法令遵守、法律をしっかりと守ると。これは職務であって、あるいは社会人として当然のこととございますけれども、すべての職員の公務員倫理並びに服務規律の徹底をいま一度図ることが私自身の責務というふうと考えておるものでございます。

○議長（大井捷夫君）

櫻井清蔵議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

一つだけ市長に伝えておきたいと思うんですけれども、私はおばあちゃんから学生のときに言われた。「清蔵、手が前に回ることはするなよ」と、「それ以外のことは少々してもいいぞ」と。公務員の人かて人間やで、がんじがらめにしたらあかん。けど手が前に回ることはするなよということだけは守ってほしい。市長が言うコンプライアンスどうのと、わしはコンプライアンスということで大分責められたんで大嫌いなんやけれども、そんなにがんじがらめに職員をしてもらっては困るに。けど、職員の人に一言だけ言いたい。警察の厄介になることだけはやめておけよと、そういうふうに言っていたきたい。そうやって職員とともに、この亀山のために一生懸命決断と実行で前へ進めていただきたい。

もう一つあったんですけれども、もう時間がないのであれなんですけれども、そこをしかと、安田副市長も頼みませ、お願いしますわ。

最後になりましたけれども、防災に強いまちづくりということでメガソーラーということを経営者がおっしゃってみえる。それに対して市として手を挙げる気持ちがあるのかどうか。なかったら

ない、あったらある、どっちか、イエスかノー。またこれは一つの課題としてやりたいんですけども、その答えを古川部長から聞かせてもらおうかの、市長もえらいで。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

ソフトバンクが提案するメガソーラーに事業参画する意欲はあるかということでございますが、このメガソーラーにつきましては、現在26道府県で賛同しておるといようなことでございまして、本市といたしましても、今後もメガソーラーの設置も含めた新エネルギーの導入については三重県等と連携を図りながら状況に応じた取り組みを進めたいと考えております。ですので、三重県の動向を注視しながら、その中で参入できるというような可能性があれば、そういった部分についても考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

22番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時50分 休憩）

---

（午後 2時00分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告書に従いまして、きょうは2点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目といたしまして、震災時のアスベスト飛散対策、そして2点目といたしまして石水溪の安全対策についてお聞きをしたいと思います。

皆さんもご存じのとおり、数年前になりますけれども、アスベストを吸い込むことによる健康被害が社会問題になりまして、連日、テレビ・新聞等で報道されたことは記憶に新しいところでございます。市の公共施設等につきましては、アスベストの撤去等による飛散対策がきめ細かく実施され、現在のところ平時においては市民の皆さんの健康に悪影響を及ぼすことはないというふうに思っておるところでございます。アスベストのこの問題、数年の経過がございます。質問に入る前に、再度ではございますが、市民の皆様にあすベストとはどんなものだと、そして現在のアスベストの現状、震災におけるアスベストの現状というものについて市民の皆様にご説明を申し上げて、その後で質問に入りたいと思っております。

アスベストは市民の皆さんもご存じだと思いますが、石綿「セキメン」「イシワタ」と言われております。天然鉱物繊維で、耐熱性、断熱性、防音性にすぐれていることは言われておりでございます。このアスベスト、1950年代中ごろから建築材料などに使用されて、今までに1,000万トンが使用されたと言われておるところでございます。繊維が目に見えないほど細かく、

吸い込むと悪性中皮腫や肺がんなどの病気を引き起こすため、現在は使用が禁止されているところ  
でございます。ところが、アスベストを用いた古い建築物は、今、全国各地にあります。今回の東  
日本大震災におきましても、アスベストを用いたと思われる大量の建築物が倒壊しているのは、名  
古屋の労災職業病研究会事務局の職員が現地で確認をしているところでございます。阪神大震災の  
折も、このアスベストの飛散が大きな問題となって、実はこんな事例がございます。復旧作業にボ  
ランティアとして従事をされた兵庫県内の30代の男性が、5年後に中皮腫を発症いたしまして、  
まだ新しいんですが、2008年に労災認定を受けておるといような事例もあるわけございま  
す。アスベストは、静かな静かな時限爆弾と表されまして、発症するまでには潜伏期間が15年か  
ら40年と言われており、私は非常に恐ろしい物質ではないかというふうに思っているところご  
ざいます。

前置きはこのぐらいにいたしまして、質問に入りたいと思います。

市内にはアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が、屋根材とか、壁材  
とかいうふうなところに使用されていると思われる倉庫が多くあると私は認識をしているところ  
でございます。市の公共施設の中におきましても、平時においては飛散はしません。市民の皆さんに  
健康被害を及ぼす影響はない。しかし、そういうアスベストを用いた建築物が市の公共施設の中  
にも存在しているということは聞いております。これらの建築物が地震により倒壊したとき、アスベ  
ストが飛散するリスクは非常に大きいと思われるわけでございますが、これは亀山市にとって緊急  
の課題と私は思っておるんです。その対策、取り組みについて、市長は今頭の中で何か方策を持っ  
てられるのか、こんな取り組みはしていないかなあということがあるのか、お聞きをしたい  
と思います。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

亀山市といたしましても、アスベスト対策につきましては、平成17年に公共施設のアスベスト  
使用の確認を行いました。そして、その対策を適切に今日まで行ってきたところございませ  
ん。民間の建物につきましても、県によります大規模建築物のみの調査が行われて、飛散の可能性のある  
吹きつけアスベストにつきましては、大半の建築物に対策処理が行われている状況にございませ  
ん。小規模の建築物につきましては、飛散性のあるアスベストの使用は少なくスレート等の建材が多  
く使われておりますので、国が定めた処理方法により解体時等に分別され、適切に処理されてい  
る状況であると認識をいたしております。

今後でございますけれども、そのような状況を踏まえまして、議員のご所見もございましたけれ  
ども、アスベスト材に対します知識や情報を市の広報、防災活動や行事の中で市民と共有できるよ  
う、PRや情報共有をしっかりと進めてまいりたいと考えておりますし、災害時におけます市の対  
応につきましても、現在のところは国の定める取り扱いマニュアルに従いまして適切に随時対処をし  
てまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

#### ○4番（中崎孝彦君登壇）

いろいろな指針に基づいて、例えばアスベストを使用したと思われる倉庫とかスレートボードの使用されている建築物を撤去するときには、国とかいろいろな指針に基づいてアスベストが飛散しないようにということで撤去をしていくというのは当たり前のこととございまして、私が今ここで質問をさせていただいているのは、そういう建物が市内各地にあると思われる。震災が起こったときに、もちろん古い建物ですから、大震災やなしに震度4でも5でも崩れる場合はあるわけとございまして、そういうときの飛散対策、粉々に壊れたときに目に見えないアスベストが飛散するわけですから、その対策をどうしていくかということだと思っております。

個人の方が、この倉庫をもう使用しなくなったから撤去するんだと。撤去していただくということはいいいわけとございましてけれども、震災対策として、使用しているところもあると思っております、使用していない倉庫もたくさんあると思う。まずは、私からこんなことを申し上げますのも、行政の仕事としてこういうことをしたらどうだという提案とございまして、アスベストが問題となつてから、私が質問をする前に最初にお話を申し上げました。市民の方がアスベストというものの怖さといひますか、健康被害を引き起こすといひますか、そういうことを、今、市長も申されましたが、ZTVとか、広報とか、いろいろなものを通じてそれをPRして、徹底的にPRをしていただく。そうすることによって、市内の市民の世論というものがアスベストの危険性について十分に認識されていく、これが第一歩じゃないかと。そうすることによって、私のところもそういう倉庫がある、老朽化をしておると、これはきちっと撤去しておいた方がいいなあと。家族の健康ももちろんだが、周辺に住んでいる市民の皆さんの健康にも悪影響を及ぼすんだというようなことが市民の間に醸成されれば、アスベストというものが亀山市内から一刻も早く撤去される一つの始まりになるんじゃないかというふうに思うわけとございまして。

そして、私もちょっとお聞きをしたところによりますと、アスベスト関係の国の補助というものがあるというようなことと聞いておりますが、国土交通省のアスベスト対策促進事業というものがありまして、市町の負担もあるということで市町が事業化をしなければならんということで、このアスベスト対策促進事業の中には四つほどのメニューが書いてありました。そのメニューの中には、そういう建物、建築物を撤去するときは、公共施設ももちろんだが、民間の施設にも適用できるんだというようなことが書いてありまして、私の認識が間違えておらなければ、こういう事業を積極的に立ち上げて、市民の皆さんに、そういう建物の所有者の皆さんに、そういうものを撤去するときにはアスベスト対策促進事業としてこういう補助もしておりますということ、事業化をしていただくことによって、市民の皆さんもまたそういう建築物の撤去に前向きに取り組んでいただけないかというふうに思うわけとございまして、この事業化についてどのように考え、また事業化するつもりがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

#### ○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

#### ○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

アスベスト対策につきましては、市長の答弁もさせていただきましたんですが、小規模な建築物

につきましては飛散性のあるアスベストの使用は少なくということで考えておりますが、今後、市の広報、防災活動、いろんなどころの中で市民の方々にそういう情報をPR等させていただきまして、その中でアスベスト対策について講じるような必要があれば、その事業の方も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今の危機管理局長のご答弁で、事業化も検討していきたいというご答弁をいただきました。今、私がここで質問して事業化していきますというふうに、今ここで発言をするということではできないかと思いますが、そういうふうなことで、これは本当に緊急の課題だということで、私が今ご提案もさせていただいたわけですが、そういうふうな方向で、一日も早く検討結果も入れて事業化に向けて、またPRも本当に密にさせていただいて取り組んでいただきたいと思います。

この質問の最後に、震災時のアスベストの飛散対策というのは、民間の建築物が対象ですので、本当にこれは大変な作業というふうに私も認識しております。アスベストがすぐなくなるとかどうのこのじゃない、これは地道に取り組んでいかなければならない施策ではあると思いますが、それでも手をこまねているわけにはいかないわけでございますから、その辺のことも十分に考慮に入れていただいて事業化に向けて進んでいっていただきたいと思います。そしてまた、何遍も同じことを言うようですが、この大変な作業、しかしできないことを一つでもできることに変えていくという対応が行政には必要ではないかと私は思っておるわけでございます。震災対策に限らず防災対策は、多少の犠牲者は仕方がないという発想ではなく、一人の犠牲者も出さない、そういう心構えで対策に取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

次は、石水溪の安全対策についてお聞きしたいと思います。

市当局から、平成22年度の石水溪キャンプ場の利用状況調書というものをいただきまして、それを見せていただきました。平成22年度は、バンガローとかテント村、屋内研修施設の利用者は年間7,400名ということをお聞きします。そのうち6月・9月に利用者は集中しておるわけですが、その利用者は、県内はもちろん県外からもたくさんの方が石水溪へ観光に来ていただいております。その県外の方も、遠くは鹿児島県、神奈川県、和歌山とか、東京からも29名ほどの方が来てみえるということで、石水溪も全国的になりつつあるような感じがいたしておるところでございます。そしてまた石水溪、近年、石水溪まつりがことしで4回目、3世代交流事業がことしで3回目ということで、いろんなイベントもたくさん行われるようになってきたところでございます。すぐれた観光資源に恵まれていても、観光客の安全・安心が確保されなければ観光地として成り立たないのは私が言うまでもございませぬ。2年前には、大事には至らなかったわけですが、石水溪の一番の人気スポットであります三つ淵付近で岩石の崩落がございました。この付近は、特に崩落の危険度が高い箇所であります。

そこでお聞きしたい。安楽越林道北側斜面の岩石崩落の防止対策の今後の取り組みについて、また23年度はどのような状況で岩石の崩落の防止を考えておるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）



中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

林道安楽越線、特に三つ淵付近の安全対策でございますが、昨年度、亀山市におきまして、落石防護さくの設置、突き出した岩の除去、新たな亀裂を防止するロックボルト工など、こういった工事を対応いたしてまいりました。今年度におきましては、この工事区域をさらに拡大いたしまして、三重県による治山事業における岩盤崩壊対策工事を行っていただくという予定になってございます。

なお、亀山市におきまして、大雨時などにおきましては通行止めなど安全対策に努めているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、23年度は、治山事業として県の事業で岩石の崩落防止対策工事というものが施工されるということをお聞きしました。そして、ことし23年度だけではまだ非常に危ない、危険な箇所はたくさんございますんですが、この県の事業、24年度、25年度にわたって継続事業で行っていただけるものかどうか、その辺を再度お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

県の治山事業につきましては、今年度という形で取り組んでいただくところでございますが、将来的にも、もっとエリアを拡大して取り組んでいただきますよう要望はしてまいりたいと思っております。

それと亀山市におきましても、この三つ淵付近から少し離れた部分については、亀山市において落石防護さくにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

それで、県と市と連携をして、常に連絡を密にして、またパトロールも強化していただいて、その危険箇所について県とも十分調整をしていただいて、今後、三つ淵付近の安全対策ということを一とつよろしくお願ひしたいと思います。

そして、安全対策について二つ目の質問に入りたいと思います。

今も述べましたように、いろいろなイベントとかで県外からもたくさんの観光客の方が来ていただいておりますということで、観光客が石水溪としては増加傾向にある。それに伴いまして、三つ淵へ行く観光客、そしてまたイベント時の駐車場問題でございますが、路上駐車が非常に多いんです。道路交通上非常に支障を来し、私もよく石水溪は、ウォーキングをしましてそこら辺へ行くんですが、道路交通に支障を来して交通事故も懸念されることから、今、駐車場はほとんど整備され

ていない状況、駐車場がないわけではございませんが、数台しか駐車できないような駐車場スペースでございますので、この駐車場の整備というものが必要だと思いますが、市の見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

石水溪の安全対策ということでご質問ですが、鈴鹿国定公園内に位置します景勝地石水溪は、四季を通じて私たちの目を楽しませてくれます。この自然豊かな石水溪に、自然と親しみ触れ合うことができる拠点として整備しております石水溪キャンプ場施設につきましては、屋内研修施設、テント村、バンガローを備え、亀山市地域社会振興会が指定管理者としての管理のもと、先ほど議員もおっしゃられましたけど、年間およそ7,000人ぐらいの方がご利用いただいております。そのような中で、キャンプ場施設を会場として、先ほどもおっしゃられましたが、地元野登地区の方を中心とした実行委員会という形で行われております石水溪まつりにつきましては、私も昨年参加させていただきましたが、市内外から多くの来場者をお迎えし、当日には駐車場が不足していると、その状況を私も認識させていただいております。議員ご指摘のとおり、キャンプ場施設付近の駐車場は、特に石水溪まつり等のイベント時には満車となっておりますので、また非常に路上駐車ということで危ないということがございます。この点につきましては、主催する実行委員会や施設を管理している地域社会振興会とも十分相談しながら対応策を検討していきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

この駐車場問題でございますけれども、私も現地をずっと見させていただいたんですが、石水溪で駐車場の用地を確保するということは、山岳地帯ですので、山とかがあるわけでございます、そこへ駐車場という大変なあれになるんですが、私が想定しておる駐車場というのは、別にそんなに費用をかけないで、例えば土地を借地して、砂利を引いて、トラ縄の縄で区域をつくってというような、本当にお金のかからない駐車場ということで、きちっと舗装をして区画線を引いてと、そんな立派な駐車場を想定しているわけではもちろんございませんのですが、そこで用地を確保するということになると、どうしても耕作放棄地ということになるわけですが、その耕作放棄地、私も産業建設委員会に所属しております、今、非常に農政の面からいって問題になっておる一つの大きなテーマでございます。そして、この耕作放棄地をできるだけふやさない、そして耕作放棄地を耕作地に戻していくというのが農政の大きなテーマでございますが、私は石水溪で用地を確保するには、どうしてもこの耕作放棄地を借地ですね、所有者の人の意向もあると思えますけれども、そういうようなのを利用して、できるだけ早く所有者と折衝をしていただいて、本当にお金がかからない私の想定しているような駐車場でも大至急整備をしていただけないかというふうに思っておりますが、再度その辺のご見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（大井捷夫君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

周辺用地といいますと、確かに付近には耕作を放棄された土地がございます。そういった土地を活用してはというご提案でございますけれども、これにつきましては耕作放棄地対策等を含めた総合的な視点、観点から検討を要する事案と考えておりますので、それを即活用するといったような早急な対応は難しいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、そういう耕作放棄地を駐車場に転用するというのは非常に難しい、農政の観点からいっても難しいという話でございますけれども、昨年の石水溪まつりのときにたまたま見かけたんでございますが、路上駐車の間から小学生の子供が、マスのつかみ取りというイベントがあるんですが、それに参加する児童が忘れ物をして、どうもお父さんに連れられて車の中へとりに行ったと。お父さんに車をあけてもらって、すぐマスのつかみ取りの会場へ行かんらん、道路を横断せんらんもんですから、子供さんはそのマスのつかみ取りのことが頭にあって、路上へお父さんの制止も聞かずにぱっと飛び出したわけです。たまたまそのときには車は来なかったから幸いしたんですが、あそこでたとえ20キロ、30キロにスピードを落とした車でも大きな事故につながるなあと、私もそれを見てきょうの質問につなげたわけでございますが、とにかく耕作放棄地を駐車場に転用してはいかん、耕作放棄地は耕作地として復元するという農政からの面と、そして石水溪の今私が申しました一つの事例で、安全対策と比べてどちらに比重を置くかということを考えれば、おのずと行政の判断としてはできると。駐車場整備に向けたご検討を庁内でもしていただいて、早く石水溪の駐車場を整備していただきたいということをお願いして、私の質問は終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

4番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時30分 休憩）

---

（午後 2時40分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

では、通告に従い発言をさせていただきます。

大きく二つのテーマについてお聞きをいたしますが、まず最初に国民宿舎関ロッジについてお聞きいたします。

昨日、中村議員の質問についての答弁の中にもございましたが、国民宿舎関ロッジは昭和42年に旧館が建てられ、経営を始めてから40年以上が経過しております。現在の経営状況と今後の課題についてを教えてください。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

関ロッジの経営面のご質問でございます。

経営面につきましては、宿泊利用者として平成17年度に2万654人をピークに、昨今の経済状況や施設の利用がニーズに合っていないなど年々減少しており、昨年は8,500人の利用にとどまりました。一方、休憩施設につきましては、市内外の各種団体や自治会、サークルなどの方々に、会議・会食ができる機能を有していることから、細やかな送迎や接客サービスに努め、安定的に利用されており、昨年、1万3,355人の利用がありました。そのような中、関ロッジを取り巻く社会環境は営業開始当時と比べ大きく変化している一方、施設の老朽化が進んでおります。加えて、関ロッジの西棟（本館）は新耐震基準が導入された建築基準法改正以前の建物であり、耐震強度が不足していると診断されております。さらに、宿舍の運営につきましては、平成15年3月に国の行政改革の推進により、国民宿舍の管理運営の民間委託を容易にするため、国民宿舍の設置及び運営に関する通知が廃止されたことに伴い、民間活力の導入による事業方法が求められております。また、事業収支につきましても、利用者の減少に伴い、平成18年度より赤字決算が続いているなど多くの課題があります。

以上、経営の現状と課題について述べさせていただきました。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

先ほどの答弁の中にもございましたが、社会ニーズに合っていない、また老朽化などの要因で利用者が少なくなっているとのこと。しかしながら、古さというものはマイナス要因だけに換算されるものではないと思います。古さもそれなりの年期が入ってくると歴史になったり、また社会ニーズ、時代のニーズに流されることのない存在感、愛着感というものも生まれてくる、私はそう思います。もちろん歴史という意味では、関宿などと比べましてまだ浅く、存在感も薄くなってしまいかもしれませんけれども、現在その過渡期のような位置にあるのかなと感じております。しかしながら、安全性の面から耐震の問題、それから公営企業という面から採算性ということを考えていかねばなりません。関ロッジについては、今までも二つの委員会が設置され、それぞれの提言がなされています。国民宿舍関ロッジの在り方検討委員会、そして公営企業経営問題特別委員会の二つですが、先日、総務委員会協議会の中で国民宿舍関ロッジ運営手法検討調査業務報告書が株式会社百五経済研究所によって提出されました。

まず最初に、この業務報告書は、以前の二つの委員会で出された提言を踏まえた上で調査・作成されたものであるかをお聞きいたします。

次に、この報告書には、関ロッジの位置づけ整理、事業の採算性の分析、今後のあり方としての複数の計画プラン、そして指定管理者の参入の可能性を探る民間事業者のヒアリング調査などの結果が記されておりました。これらの検討結果を踏まえて、今後の経営形態や建てかえなどの方向性をお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

まず1点目の、二つの提言書を踏まえてということでございます。

今後の方向性を考えるに当たり実施いたしました昨年の調査は、亀山市国民宿舎関ロッジの在り方検討委員会並びに公営企業経営問題特別委員会の二つの提言をもとに調査・検討を行っております。

2点目の今後のことに関してのご質問でございます。

この二つの提言をもとに想定した改修プランについて、民間活力の導入を図るため、民間事業者参入の可能性を把握するとともに、利用者ニーズの対応や財政負担軽減の観点など幅広い視点による調査・検討を行いました。その結果、直近の運営状況から、事業収支の悪化、利用者の減少などが見られ、加えて施設の老朽化など運営リスクを考えると、民間参入は非常に厳しいとの結果となりました。今後につきましては、亀山市国民宿舎関ロッジの運営手法検討調査業務報告書をもとに、今回の調査結果並びにこれまでの調査・研究、提言をもとに宿舎の管理運営の民間活力の導入や、市の財政的状況も踏まえてさまざまな検証を行うとともに、関係する各部局との横断的な協議も進め、今年度末に向かって今後の考え方をお示しできるよう取り組んでまいります。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

昨日も今年度中に決めるということでしたので、今、方向性をお聞きするというのはちょっと早い気もしたんですけども、あえて聞かせていただきました。

先ほども申し上げましたが、関ロッジについては、とりわけ今までも議論されてきたこともございますし、また私も途中からではございましたが公営企業経営問題特別委員会の中に参加し、勉強させていただきながら意見を言わせていただいたこともございました。また私も、旧関町のころですが、まだ私が小学生のころに遠い距離を友達と自転車によく遊びに行った経験もございます。関ロッジは私にとっては大冒険の場所でありまして、見晴らしのいい山もございますし、池もございます。当時はお猿さんのいるおりもありました。そういった小学生でも何とか自力で頑張っていける遠足といいますか、小旅行ができるような、私にとってはすごくおもしろい場所だったんですけども、そういった意味で関ロッジの魅力は探せばもっとあるのではないかと。例えば、子供の視点で考えたり、高齢者の視点で考えたり、または県外、外国人からの視点など、見る視点を変えればもっとあるのではというふうに思っております。

そこで、関ロッジの今後を考えていく上でどこを強調していくか、つまり関ロッジの売りとなる部分をどう考えていくのか、またその生かし方についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

関ロッジの長所ということでございますけれども、議員のおっしゃるように、関ロッジは開業以来40年以上経過して多くの方々に利用されている。そのことから考えますと、関ロッジの長所となる部分は、関宿に近く、低廉でだれもが気軽に利用できる施設であること。市内では、宿泊、会議、懇親会など同時にできる唯一の施設であること。また、観音山公園、自然の中で休養できる休暇場所であるということ。また、県外の方からすれば、新名神、名阪国道、伊勢自動車道などが整備され、利便性の高い交通網の中で伊勢志摩観光のエントランスに位置していること。関西圏や中京圏からも非常に近く、利用しやすいということ。ただ、この利用しやすさが宿泊につながらない部分、日帰りで利用される方が多いということも反面でございます。以上のことから、活用方法としては、交通の利便性を生かす宿泊施設であること、また関宿や東海道を歩かれる方の宿泊場所であること、企業や高校、大学生のまとまった人数の宿泊、会議、研修の場であること、高齢者の方々が気軽に安価で憩える施設であることなどがこれまでの中から上げられます。それと、豊かな自然の中の地元の産品や生産物を利用した料理を提供するなどの地産地消の場としての活用もあるかと考えます。しかし、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、施設の老朽化や利用者ニーズに合っていない、耐震不足というふうな多くの課題もあるのも事実でございます。以上でございます。

#### ○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

#### ○5番（豊田恵理君登壇）

先日配付されました国民宿舎関ロッジ運営手法検討調査業務報告書の中にもございましたが、民間事業者からのヒアリング調査結果の中に、亀山市には宿泊観光客誘致に向けた活動、スポーツ観光やグリーンツーリズムなどが乏しいので、行政の施策と相乗効果を図った利用増進ができない、また施設などのハード面の拡充だけでなくソフト面（イベント等）をしないと利用増進が難しい、地域全体での滞在型の観光地づくりが必要であり、施設そのものだけでは利用増進は限界があるなどの意見が書いてございました。先ほどのご意見にもございましたが、確かに宿泊という意味になりますと、そこに泊まりたいと思う特色が必要であると思います。しかしながら、関宿だけでは観光はできても宿泊には結びつかないというのが現状のようです。私はアイデアが大事だと思います。もちろん耐震の問題は早急に解決せねばなりません、ハード面だけでなくソフト面、そしてアイデア、心遣いでできることもまだまだたくさんあると思います。関ロッジにしかない特色をこれからつくっていくことも必要でないかと思えます。

例えば、委員会の中でも少し触れましたけれども、現在、高齢化社会と言われております。そして、団塊の世代の方々が多く旅行に行かれるようになっております。そんな中で、お年寄りの方がゆっくりくつろぐ旅行ができる環境づくり、ツアー旅行のように観光地や重要文化財などを分刻みで回って急いでお土産を買うような旅行ではなく、余裕やゆとり、そして安心感を基本とした高齢者向けのコンセプトにするとか、建物についても、もし改修をするということになれば、そういったテーマ、方向性をこれからも考えていかねばいけないと思います。

そこで、この関ロッジ、ある意味では亀山市、特に旧関町においてのランドマーク的な存在としても位置づけられていると思います。福祉施設として存続していくのではなく、関ロッジはあくまでも公営企業であるため、今後、営業を続けていくためには集客力を上げ、採算性を高めていかねばなりません。そのためにも関ロッジのPR方法についてのお考えを伺いたいと思います。

現在、関ロッジをどのように県内外にアピールしているのか、また今後考えているアイデアなどがありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

もう1点、関宿・周辺地域にぎわいづくり基本方針、そして亀山市観光振興ビジョン等での位置づけ、関ロッジはどう関連するかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

まず、PRの件でございますけれども、国民宿舎関ロッジの営業活動は、現在利用者が減少しておりますことから、宿泊利用の増加を図るべく活動を行っております。宿泊利用者は6割が県外からの来訪者で占められております。また、宿舎を知るきっかけは、インターネットによる検索によることが多いとなっております。このことから平成22年10月より、インターネット予約の申し込みを開始し、平日や閑散期の集客を図るべくネット利用者の方々に限定サービス、スイーツやデザート提供や、送迎などのネットを利用した特典をつけて現在営業を行っております。

また、国民宿舎協会が窓口となり、在京のマスコミに地域情報の提供を行い、雑誌等に掲載する活動も連携して行っております。

さらに、高速道路の利用者に対して案内パンフレットを、大津、吹田、御在所、亀山、安濃、香芝などサービスエリアに設定して、定期的な配布も行っております。

今後につきましても、ネット利用の増加が見込まれることから、地域の魅力を伝え、来訪者の動機につながるホームページの充実にも努めてまいりたいと考えております。

それと観光振興ビジョン、関宿・周辺地域にぎわいづくり基本方針と関ロッジの関係でございますけれども、関宿・周辺地域にぎわいづくり基本方針では、そこに住んでいる人々や各種団体、民間事業者、行政が将来像を共有し、それに向けた取り組みをお互い連携・協働しながら進めるための基本方針であると目的が書かれております。その中で関ロッジは、市民及び来訪者が人との出会い、触れ合い、語らいの場の一つのアイテムとして上げられております。一方、亀山市観光振興ビジョンでは、目指すべき市の観光振興のあり方について計画的な観光振興方策の位置づけを目的としておりますが、その中では、関ロッジは町並みから少し外れているためか、関ロッジに対する記述は特にございませんが、亀山市の観光資源・地域資源として上げられており、地域の魅力を生かした交流プランの提供の中に地域資源の掘り起こし、これからの資源を有効に活用する魅力的な体験型交流プログラムの中に、そのコースの中として関ロッジを組み込んでいるなど、観光振興の一翼を担っております。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

先ほどの体験型コースのというのがちょっとよくわからなかったもので、もし具体的にわかりましたら後で教えていただきたいと思います。

あと、先ほどPR方法を教えていただきました。確かに現在、旅行雑誌だけでは集客は見込めません。現在の旅行の情報収集手段としては、8割以上の方がインターネットを利用していると言わ

れております。こういったネットを利用した宿泊プランの公表、あと先ほどもおっしゃっていましたがドライブインとか道の駅、そういったものを利用すること、あとことしは「車椅子レクダンス全国大会」がございまして、600人ほどの人が全国から集まると言われております。そのときに、関宿や道の駅を含めた国民宿舎関ロッジの紹介パンフレットを駅とか会場の西野公園に配るとか、そういった取り組みもしてみたらどうかと思います。

また、宿泊に関しましては、例えば関ロッジには立派な土俵がございまして、全国の相撲部がある高校・大学などに夏休み前に合宿プランの案内を出すとか、すてきな天文台もございまして、全国の天文部がある学生さんたちに案内を出すとか、いろんなことが考えられると思います。採用・不採用関係なく、とにかくまずアイデアを出してみる、そしていろんな模索をしながら一番いい方法を探していただきたいと思います。今後とも頑張ってください。応援をしておりますので、頑張ってくださいと思います。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

次に、亀山市の交通安全についてお聞きをいたします。

昨年末、12月17日に行われました全員協議会の中で、第1次亀山市交通安全計画という資料が配付されました。そのとき、ちょうど野村2丁目の交差点の事故が起こったばかりでして、その詳細説明ということが主な話題でございましたが、ここでは亀山市の交通事故事情全般についてお聞きしたいと思います。

まず、亀山市の交通事故の現状はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

**○市民部長（梅本公宏君登壇）**

亀山市内における交通事故の状況につきましては、三重県警察本部の資料から、21年から23年の5月までの資料ということで、まず21年1月から12月までは、人身事故273件、うち死亡事故6件、死者数が6人、物損事故が1,183件、合わせまして1,456件。平成22年では、人身事故255件、うち死亡事故4件、死者数が9名、物損事故1,224件の計1,479件。平成23年1月から5月までの事故数は、人身事故が86件、うち死亡事故1件、死者数1名、物損事故538件の計624件となっております。

**○議長（大井捷夫君）**

豊田恵理議員。

**○5番（豊田恵理君登壇）**

ありがとうございます。

先ほどいただいたデータが、過去2年分と、あと23年の5月末現在ということで、私の持ち合わせているデータも亀山市の状況を語るには不十分であるため、自分で、全国ではありますけれどもデータ収集をいたしました。こちらなんですけれども、この警察庁交通局資料である「平成22年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について」によりますと、去年の平成22年度中の交通事故による死者数は4,863人、ピーク時が昭和45年の1万6,765人の死者数がありましたが、この3割以下となっております、10年連続の減少をしております。しかし



ながら一方で、死者数のうち65歳以上の高齢者が占める割合は初めて5割を超えております。数字で言ってもわかりにくいと思いますので、まず資料をお配りさせていただきました。資料をまず皆さんごらんいただきたいと思います。

こちらの資料は、警察庁交通局の去年の全国データです。交通事故にもさまざまございますけれども、自動車に乗車中の、車に乗っている最中の死亡事故件数を示しております。タイトルどおり、自動車乗車中における各年齢別の死者数、つまり幾つかの年齢に分けて交通事故死者数を示しております。このグラフでもわかりますように、すべての年齢において死者数は減少しています。特徴的であるのは、若者の自動車事故による死者が劇的に減少していること。青い部分になるんですけども、これが若者の死者数です。それに対して、一方で65歳以上の高齢者の減少率だけが緩やかであることがわかります。高齢者は上の部分になります。

次に、2枚目の資料を見ていただきたいと思います。

画面でも見やすいようにと思って色を工夫しましたらポップなものになってしまったんですが、こちらがそのうち各年齢別死者数の年齢ごとに占める割合についてをあらわしております。割合的に高齢者、特に75歳以上を赤で示しておりますけれども、高齢者の占める割合は、5年ごとで示してありますがほぼ倍々になっております。車に乗車中の死亡事故は、65歳以上とくくってしまいますと、高齢者がおよそ37%、3分の1を超えていることになっております。

では、なぜこのような結果になったのかといいますと、若者の事故死者数の減少の原因は、主に都心部で車に乗る若者の数が減少していることもございますが、シートベルトの着用率の向上、そして飲酒運転や最高速度違反などの悪質・危険性の高い事故の割合が減少していることなどの取り締まり強化政策が効果を上げていることが大きな原因となっております。

次に、高齢者の交通死亡事故数が依然として多いのにはさまざまな原因がございます。免許保有者数がふえているということや、高齢化することによる判断力や身体能力の低下、自動車を運転する際に必要とされる瞬時の判断能力や身体能力の低下が事故を引き起こす原因の一つであると思われるています。

資料が多くて失礼しますが、もう1枚、次にこれは原付以上の乗り物を運転していた第一当事者、つまり運転手の主な法令違反別の死亡事故件数の構成率をあらわしております。要するに、死亡事故に至った原因の理由をパーセンテージで高齢者と高齢者以外で分けております。上の赤い部分が高齢者になっておりまして、下がそれ以外の人というふうになっておりますが、特徴的なのが、例えば漫然運転というのが一番多いんですけども、これは高齢者であっても高齢者でなくても関係ありません。しかしながら最高速度については、高齢者はもちろん少ないんですけども、若者が断トツで多いというふうになっております。それ以外の運転操作の不適、そして一時不停止、優先通行妨害、こういった瞬時の正しい判断や動作が必要なときに高齢者の違反が多くなっております。

まとめますが、現在の交通事故には、高齢者にかかわるものが多いということがわかってきました。配付されました先ほどの亀山市交通安全計画にも、亀山市の現状もそのようだと記されております。

そこで、免許証の自主返納に目を向けたいと思います。誤解を招くかもしれませんので先に申し上げておきますが、私は強制的に高齢者の方々に自主返納すべきと申し上げているわけではございません。実際、亀山市は多くの山に囲まれており、また面積も広大なために、車は必要不可欠なも

のになっております。ただ、それでも交通事故は、事故を起こした当事者にとっても、被害者にとっても心身に大変な傷を残すものです。免許を持っている人々が、必ずしも運転をしたいと思っている人ばかりではありません。生活をするためにどうしても必要だから、買い物に行かなければ、病院に行かなければいけないから仕方なく車に乗るという方も実際いらっしゃいます。私も、本当は運転するのが不安なだけで、どうしても車に乗らないと生活できないからこの近くにバスを通してもらえないかという相談を受けたこともございます。今、選択肢がない状況なのです。

もう1点、高齢者の方々の経済的負担に対しても心配がございます。先ほどデータで皆さんもわかっていたかと思いますが、高齢者の方々がかわる事故が年々ふえております。そのような状況の中で、保険会社もこの傾向を踏まえて保険料金を値上げしようという動きが現在出てきております。2ヵ月前の4月1日、既に自賠責保険が値上げされております。現在、普通乗用車で2万4,950円、さらに13年度には2万8,000円から2万9,000円へ再値上げも考えていると発表しております。実現すれば引き上げ率は合計で30%近くなります。強制保険である自賠責保険が普通乗用車で2年間で2万4,950円、これにももちろん任意保険も入るとなると、最高の20等級の方で車両保険をつけない場合でも大体年間4万円、自動車税が毎年3万4,500円、車検が2年間に1回でおおよそ5万から6万円、その他ガソリン代が月々最低でも6,000円から7,000円、車を維持する諸経費など駐車場が要らない亀山市でもすべて合わせていくと年間20万円以上の維持経費が必要となってきます。この値につきましては、私の自動車のディーラーさんや保険会社の方にお聞きしながら数値を出したのですが、任意保険会社についてもどんどん値上げをしていこうという動き、大手会社の動きがあります。そういった中で今後もっとふえていくかもしれない、高齢者にとってこの状況は大変厳しいものではないでしょうか。

そんな中で、現在多くの自治体で自主返納への取り組みがなされておりますが、亀山市としては自主返納をどうお考えか、お聞きしたいと思います。

**○議長（大井捷夫君）**

答弁を求めます。

梅本市民部長。

**○市民部長（梅本公宏君登壇）**

自主返納を市はどう考えているのかというようなご質問でございます。

運転免許の自主返納につきましては、直接的な市の施策という推進はいたしておりません。ただ、高齢者の交通事故に関しましては、四季を通じて、交通安全運動期間の重点として高齢者の交通安全防止を掲げ、交通安全シルバースクールの開催や、夜間の安全対策として反射板や蛍光たすき等を機会を通じて啓発物品の配付をいたしてしております。毎年2回開催いたしてあります交通安全シルバースクールと申しますのは、内容といたしましては、安全運転の知識テストやら、それから交通安全技術、それから走行テスト、それから交通安全講習などを実施いたしてしております。この交通安全シルバースクールは、本年度についても5月15日、亀山地区交通安全協会、亀山警察署、亀山自動車学校と連携をして、高齢者の交通事故防止と交通安全意識の高揚を図る目的で、亀山市老人クラブ連合会30名の方の参加を得まして、亀山自動車学校において開催をいたしたところでございます。高齢者の方については、議員ご指摘のように、高齢者の死亡及び重症者に占める割合は全国的に高くなっております。また、事故に遭うと負傷の程度が深刻になりやすい傾向がございます。

今後とも高齢者の皆様を対象とした交通安全啓発活動を実施し、交通事故防止、交通安全意識の高揚を図ってまいりたいと存じます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

では次に、資料をもう1枚お渡しさせていただいております。そちらを見ていただきたいと思っております。

こちらは、静岡県の富士市で昨年実際に実施されました高齢者に向けたアンケートです。これはホームページから出させていただいたんですけれども、免許の返納を考えたことがあるかという問いが一番上にございます。「ある」と答えた方はほとんどいません。「たまにある」「頻繁にある」と答えた人が256人おまして、これは免許を持っている方の中でやったんですけれども、そのうち自主返納をする気があると答えた方256人に対して、では今返納していない理由はということで2番目に聞いております。この問いには半数以上が「日常生活に支障があるから」と答えております。では次に、返納を促進するために何が有効かという問いには、さまざまございますけれども、その中で「返納者への支援制度があれば有効だ」という方が636人、「高齢ドライバー一人一人の自覚」と答えた方が633人、「公共交通網の整備」が507人、そして「公共交通サービスの向上」が216人、しかしながらこの公共交通ということでくりますと723人、これが一番多くなっております。現状の公共交通への要望を合わせると、一番多く声が上がっているのが公共交通網、これに対してが大きいと思っております。返納を考えることはあっても実行できないという現状が、このデータの中に含まれております。

このアンケートを行った富士市のコメントを読み上げてみます。

富士市の路線バス利用者は、平成8年度から18年度までの10年間で2分の1以下に減少しており、公共交通の活性化が緊急の課題となっております。また、高齢者が第一当事者となった富士署管内の交通事故件数は、同じ期間で138件から291件へと約2.1倍に増加しており、総合的な高齢者の交通事故防止策が求められています。そのため対策の一つとして、近年各地で高齢者の運転免許自主返納に対しての公共交通機関の無料パスを支給するなどの支援制度が導入されており、富士市においても研究を進めているところでございます。しかしながら、公共交通網が十分整備されていない本市においては、その効果が必ずしも明確でないことから、制度導入の是非を検討する基礎調査として本アンケートを実施しましたとあります。

私は、亀山市においても自主返納についてもっと考えるべきであると思っております。自主返納対策に取り組んでいる自治体は、例えば渋谷区では、コミュニティバス専用回数券を3冊交付したり住民基本台帳カードの交付手数料を免除するなどのサービス、新潟市では、タクシー券、バスカードを1万円分進呈しております。安曇野市では、デマンドタクシーが運行開始をしてから免許返納者が激増しておりますが、その補助事業として免許返納者に9,000円分の利用回数券を支給しております。ほかにも、お隣の愛知県でも多くの施策がなされているのが現状です。さまざまな市で免許の返納ということで、公共交通の見直しと同時に高齢者の事故防止に対する取り組みがなされております。亀山市には、現在その受け皿となる公共交通機関が不十分なために対策がとれていないのが状況ですが、これらの問題については亀山市でももっと真剣に、そして迅速に整備をしていく

べきであると思います。公共交通のあり方における考え方について、担当部にご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在、亀山市の地域公共交通施策といたしましては、合併後策定いたしました再編方針に基づいて、運行と残る再編作業を進めているところでございます。しかしながら、移動困難者の方は広く市内に点在してみえますこと、また今後も議員ご所見の運転免許返納などにより増加するということは考えられます。このことから、生活交通手段を確保する現在のバス運行とタクシーチケット助成だけでは難しいというふうに考えております。そんな中で、以前からもご答弁させていただいておりますが、例えばデマンド交通、また地域での移動手段を確保するという新しい仕組みづくりが必要であるというふうに考えております。そんな中で、いろいろ先進地におけるデマンド交通の視察を行っておりまして、亀山市に合った運行方法について現在研究を進めているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

おととしの12月から公共交通につきまして何度も提言をさせてもらっております。具体的な施策、方向性をこれから考えていっていただきたいですけれども、亀山市の市民の方からも、特に市街地から離れたところからたくさんの切実な声をいただいております。私も何とかならないものかと今までずっとさまざまな方法を考えてまいりましたけれども、亀山市という一つの自治体の中で地域性というものがございます。こうした一つ一つの地域に合った実情を踏まえて公共交通を考えていかなければなりません。生活するために必要に駆られて不安なまま運転を続けているお年寄りが万が一事故に遭ってしまったら、事故が起きてからでは遅いのです。先日も、81歳のお年寄りがブレーキとアクセルを踏み間違えて死傷者が数名出たという悲しいニュースがございました。こんな悪意のない事故は本当に不幸だと思います。

一言だけ、昨日、森議員もおっしゃってございましたけれども、介護も防災も未然に防ぐのが大事だとおっしゃってございましたけれども、事故も当然、未然に防ぐことが一番大事であると思います。

そして最後に、先ほどは自動車乗車中の交通死亡事故についてお話をいたしましたので、次に歩行者と自転車の事故に対する取り組みについてお伺いしたいと思います。

歩行中、自転車運転中の事故も実は高齢者の事故が一番多いそうです。高齢者、そして自転車事故に対する高齢者が占める割合はどちらも3分の2を占めているようで、亀山市でも高齢者、子供などの交通弱者が事故に遭う確率が多いのが現状です。

そこで、市では高齢者の方々に対してどのような取り組みをしているか、お聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたけれども、高齢者の皆さんを対象とした交通安全の啓発活動については、積極的に機会あるごとに啓発運動、それから交通事故防止の意識高揚を図ってまいりたいと考えております。

また、県が実施しております四季を通じた交通安全県民運動についても、重点運動といたしまして、子供と高齢者の交通事故防止ということも掲げられ、その中で特に、今、議員が申されたように、歩行者、それから自転車利用者の交通安全対策の推進ということで、県を挙げて、市もその中に参加をしておりますので、そういった意味合いの中で事あるごとに啓発活動をしてまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

実は、歩行中や自転車に乗っていて事故に遭われた方、高齢者のうち8割以上が運転免許を持っていないそうです。つまり、交通安全教育を受けていない人が自転車、そして歩行者の方で事故に遭って、死傷者の中では一番多いというふうになっております。その中でも、本人の違反がある場合というのはおよそ7割ぐらいありまして、特に多い違反が、自転車の場合は安全不確認、交差点安全進行、信号無視、歩行者に対しましては横断違反、走行車両の直前や直後に渡ってしまう方や歩道外のところを横断する方が特に多いということです。そういったことで、今でもさまざまところで交通安全講座を行っていただいておりますけれども、今後もぜひ続けていただきたいと思っております。

最後に、歩道についてお聞きしたいと思っております。

「交通戦争」という言葉が昭和30年代にあったそうなんですけれども、日本の交通事故による死者数が日清戦争での日本の戦死者に並ぶほどの勢いだったと言われております。そのころの道路環境は、信号や歩道の整備も不十分、交通規制も整備されていない状況で、例えば歩道橋や地下道などがいい例ですけれども、車のために人が遠回りをして譲っているという状態でした。このような人より車が優先という状況が間違っているということで、最近さまざまな取り組みがなされておりました、そして今事故が減少しているところです。しかしながら、いまだに交通弱者と呼ばれる高齢者、子供、障がい者などの歩行者が利用する歩道は十分に整備されておられません。昨年も質問しました、亀山橋J R周辺の通学路の状況は、だれもが危険と認識していながらも、何十年たっても改良されておられません。また先日、全盲の方からご相談をいただいたのですが、歩道の点字ブロックのすき間の部分から草が生えていたり、歩道に植えられている木々が大きくなり過ぎて、木の根が盛り上がり、歩道をゆがめているなどのさまざまな歩道に対する苦情をいただいております。そういった歩道の状況をご存じか、またどのように対策をとっているかをお聞きしたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

歩道の状況、全盲の方であるとか、いわゆる交通弱者の方への配慮についてどうかというようなご質問でございます。

歩道における交通弱者への配慮につきましては、日常のパトロールでも歩道等の点検を行っておりまして、草等で点字ブロックがわかりづらいような場合につきましては、草の根を除去したり、モルタルを入れて草が生えないような対応であるとか、木の根についても木々に影響のない範囲で根の除去を行い、歩道の凹凸の解消に努めているところでございます。今後も交通弱者に配慮した歩行空間の確保に努めていきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

5番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時30分 休憩）

---

（午後 3時41分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

では、自由民主党の高島 真でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

最後になりますが、直球でいきますので、いかんせんちょっとコントロールが悪いですので、温かく受けとめていただきたいと思います。

まず、タクシーチケットについてお伺いをさせていただきます。

先般、私の知り合いで、ご夫婦でいつもタクシーチケットをご利用されてお出かけになられて、しかしながらご不幸にも旦那さんが亡くなられて、そのチケットを奥さんがずうっと奥さんの名前で使ってみたと。だけど、旦那さんがお亡くなりになられたもんですから、奥さんのチケットが先になくなってしまったという事例を聞きました。

そこで、率直に聞きたいのですが、まずもってこのタクシーチケット、今、個人申請になっております。そこで、個人か夫婦連名かというのを、まずそこで利用される方に選択していただける制度というのはつくれないのかどうなのか、検討できるかできないのかをお聞かせください。お願いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

このタクシー料金助成事業につきましては、これまでも改正を重ねまして、現在、75歳以上の全員の方に助成を実施しているところでございます。昨年の改正におきまして、特にご要望の多かった、75歳以上の方であっても65歳未満の方が家族にお見えになると対象にならなかったとこ

るを、すべての75歳以上の方を対象とさせていただきました。このことは、これまでの世帯を単位とした考え方から、高齢者の方お一人お一人を対象にした考え方に見直したということでもございます。多くの方から、大変ありがたいというお声もお聞きいたしているところでございます。したがって、高齢者及び障がい者などの外出支援の確保という制度の趣旨からも、お一人お一人に対する助成とさせていただいております。

そこでご夫婦が選択ができるような制度は考えられないのかということでございますが、平成21年のアンケート調査、また窓口でのご意見の中では、確かにご夫婦の場合はどちらでも使えるようにしてほしいという要望もございました。また一方で、おひとり暮らしの方などからは、ご夫婦の場合は2人で相乗りできる場合も多く、タクシーを何度も利用できるのが有利ではないかというご意見もいただいております。また別の視点からでは、ご夫婦で供用のタクシー券とさせていただいた場合は、それぞれの家庭で家族の形態やご事情も違いまして、夫、または妻の意思が必ずしも尊重されないケースもないとは言えませんので、その点からもお一人お一人に対する助成が適切と考えているところでございます。相乗りによるご利用は可能でございますので、有効にご活用いただければというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

確かに、今現在においては個人個人ということになっておりますが、75歳以上と言われますと昭和の前半生まれ、お父さんとお母さんが出かけ、そこで割り勘やなあ。きょうはあんたが出し、お父さんの用事やでこれだけ出して、次は私の用事やで次は私が払うわということあまり考えられやんのかなあと思います。それと亀山市としては、家族は大切や、家族の時間をつくろうということにおいては、ひとり暮らしの人も考え方によっては不公平なんですけれども、夫婦は2人1対とさせていただきまして、その辺のところもご考慮いただければありがたいかなあと思いますが、いま一度聞かせていただきます。考えることさえもないのかあるのか、教えていただきたい。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいまお一人お一人に対する助成ということでご答弁をさせていただきました。今後は、高齢化社会がますます進行する中で対象者の増加に対応し、また持続可能な制度となるようにするためには、一律の基準を設けまして運用することが大変重要なことと認識しておりますが、このタクシーチケットだけではなく地域交通の再編状況などを含めてさらなる研究が必要と考えておりますので、今後も検討を続けさせていただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

じゃあ検討いただけるということで、よろしく願いいたします。

続きまして、亀山市軽自動車税有効期限についてお伺いさせていただきます。

今、亀山市の軽自動車納税者数は何名か。そのうち、亀山市には今、自動引き落とし制度というのがございます。その中の割合を一度教えていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

軽自動車税につきましては、毎年4月1日を賦課期日として課税をいたしており、平成23年度の課税台数は2万2,411台で、このうち4輪自動車は1万5,745台でございます。課税人数につきましては、軽自動車税全体が1万5,898人で、このうち4輪自動車に係る課税人数は1万2,615人となっております。この中で口座振替により納税される人数につきましては4,129人で、口座振替率は32.73%となっているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

32.7%の方が口座引き落としをされておるということでございますが、そこで私が今回申し述べたいのは、納税証明書がなければ車検が受けられない。そこで、有効期限が5月30日までになっております。それと引き落としが5月31日、それで納税しましたよと市から紙が来るのが中ごろと、中ごろまでには全員に行き届くだろうということを考えておきまして、その中の空白期間は通帳を持って行って、引き落としされましたので下さいと役所まで言って行かなければいけない。しかし、せっかく自動引き落としにしているのですから、一番便利なのは、去年の分の有効期限をせめて半月延ばしてもらえれば一番いいのかなあと。業者さんも車検を入れられて、代車をそれだけ長く貸さなくても済むし、それだけ物事を迅速に進むんじゃないかなあと私は思います。

そこで、直球で聞かせていただきます。この有効期限を延ばしてくれるつもりはあるのかなのか。こういう期限があるもの、約束事をつくった者が一番それを修正できますので、それを延ばしてくれるのか延ばしてくれないのか、1番に聞かせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

口座振替の方に対しまして車検用納税証明書につきましては、軽自動車税の納期限後、10日ほどのうちにはがきにより、議員が言われたように送付をいたしております。当該証明書が届くまでに、議員が言われるように車検を受ける必要がある場合は、個別に申請を受けて車検用納税証明書を発行いたしておりますが、納期限後1週間程度は金融機関から口座振替結果情報が届かないため、金融機関に対しまして電話で結果確認を行ったり、今、議員が言われたように、納税者の通帳に記載されていることを確認した上で証明書を発行いたしているところでございます。このような事務手続につきまして、簡素化や納税者の利便の向上を図るため、有効期限の延長につきまして前向き



に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

前向きにというお答えをいただきました。前向きによろしく申し上げます。それ以上は言いません。

3番目に移らせていただきます。

先ほどもいろいろと新聞報道の件でございましたが、まずもって先般4月、知事選におかれましての、その新聞報道について市長に一度お伺いをさせていただきたいと思っております。

知事選におきまして、四日市とか、伊勢とかが日本の原点なるものを市長会でつくられました。そこにおかれても、櫻井市長は市長会において、そういうことはしたらあかんと、そういうことはやめておいた方がいいとブレーキ役になったという報道もありました。さすが櫻井市長やなあと、すばらしいと、そういうことは市長としてはしたらあかなあと、それで判断されて言ったのが新聞にリークされたのかなあと思っております。

3月28日、松田氏の講演会に出席され、演説会で支持を行った。この記事は、手元資料の「裏切り」という欄に書いてあります。松田氏は28日の鈴鹿市民会館直前、亀山市文化会館で演説会を開いた。ほかの名前がありますので、ちょっと省略させていただきますが、そこで亀山市長も出席をされ、松田支持を訴えた。だが、この2人は翌29日、同じ場所で鈴木氏の演説会にも出席し、マイクの前で鈴木氏への支援を訴えたと。私は、両方とも行かれたことに対して、櫻井市長は立派やなあと、さすが今回はすごいなあと思いました。だけど4月4日のこの記事を見て、七転八倒、のけぞるようにびっくりいたしました。

そこで、そのことにおきまして、その記事で、地元鈴鹿選出の、あえて名前は言いませんがS参議院議員が、地域戦略局において亀山市の要望は一切聞くなと、だから新年度の亀山市の国予算はないと報復を示唆したと新聞に書かれております。この件につきまして市長はどう考えたのか、まず地元I新聞に確認をとったのか、いかがなものかお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

高島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員にお尋ねをいただきました平成23年4月4日付の新聞報道内容でございますけれども、この記事自体は、平成23年4月10日執行の三重県知事選挙告示後におけます過熱をした選挙運動期間中の報道と受けとめてございまして、新聞社並びに当該の国会議員に対して事実確認をしたということはございません。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

それが問題なんですよ。櫻井市長は平等に、亀山市民のことを考えて両方とも行かれたことは

僕はすばらしいと思うんですよ。何をもっても亀山市民のためを思って両方とも行ったと。しかしながら、これを過熱してどうなのかと。櫻井市長個人に言われたわけと違いますよすよね、これは。亀山市の予算をつけるなどということは、亀山市5万人の人口に恫喝をしたと。ていよく言えば脅迫したのかなあと、そういう感じに私はこれを読んでおると思えます。それについてもっと櫻井市長は、まず事実確認を新聞にするべきじゃないのかなあと。I新聞と言ってさっき怒られましたけど、伊勢新聞に聞くべきじゃないのかなあと。それで、その事実確認をして、違ったらもっともって抗議をするべきであって、謝罪の広告を出してもらおうとか、亀山市民に説明をするとか、あまり櫻井市長は記者会見は好きじゃないようですけれども、こういうことやと言ってもらえれば、亀山市民も納得するんじゃないかなあと私は思いますが、確認をするべきじゃなかったのかなあと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

再度のご質問でございますけれども、確認をするべきではなかったのかということでございますが、先ほど櫻井議員のご質問の中でも少し触れさせていただきましたが、これは自治体であれ、政治家であれ、企業であれ、事実と異なる報道がなされるということは多々あるかというふうに考えております。とりわけ今の国政の状況もそうでございますが、選挙、政争、そういうまさに熱くなっておるときに、いろんな事実と報道が異なるということはあるだろうと考えております。したがって、ここで書かれておりますような、新年度の亀山市の予算をつけないというようなご懸念のような実態は現在ございませんでして、この件に関しまして、報道機関並びに議員に直接確認をするということは考えてございません。

また、少し冒頭でご紹介をいただきました地域政党の私自身の言動ということでもございましたけれども、これも正確に報道されたものというふうには思っておりませんが、選挙、政治につきましてはさまざまな行き違いが当然生ずるというふうにも一般論として考えさせていただいて対応させていただいたということもございます。そのような実態は亀山市ではございません。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

そのような事実はないということは、地域戦略室に言って亀山市の要望は一切聞くなと、亀山市の国予算はないということは、言ったのか言わんのかは別にして、ちゃんと予算は来たということは未遂に終わったということではよろしいですか。ちゃんと要望どおりというか、来るだけのものは来た。そういうことでしたらわかりますが、だけど対応ということは、櫻井市長に、おまえ何を言っておるんやと言われておると違いますので、こういうときは一番に手を打って、亀山市民に、こういう報道があったけれども違いますよと言ってもらえるのが一番市民としてやきもきせんでもいいのかなあと、そういうことを要望したいですが、今後こういうことが出たら適切な対応で適切な情報発信を皆さんにさせていただくという要望はできますでしょうか。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご案内のように、そもそも政治というものの自体が政策の推進という一面もございますが、その一面で、特に中央の政党、議員間におきましてもそうでありますけれども、権力闘争の一面も持っておるものでございます。古今東西避けては通れないような問題であろうというふうに考えておりますが、しかしそのことが地方行政や市民生活に大きな影響を及ぼすということは本来あってはならないというふうに私自身考えておるところでございます。一方で、ちょうど2000年に地方分権一括法が施行されまして、国と地方の関係が上下主従の関係から対等協力の関係へと変わったのはご案内のとおりでございますが、本年4月、地方分権改革の一括法が成立をいたしましたけれども、分権型社会をつくっていくことは大変大事であろうというふうに思っておりますし、しかしまだまだ財源の移譲など真の分権改革には道が遠いとも感じております。したがって、真の地方分権を勝ち取っていくということが最善の策というふうに考えておりますし、こういう実態と報道との乖離につきまして、公の機関として正確な情報提供をしていきたいと思っておりますし、またさまざまないろいろな情報や考え方につきましては、開かれた市政ということで市民の皆様、議会の皆様にもしっかりと情報提供をさせていただき、そういう思いで今後も臨んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

権力闘争とかそういうのは、私は政治の素人ですので全然疎いですので、巻き込まれやんようにひとつよろしく願いいたします。

それと私は、市長が亀山が好きで亀山市長になられて、そういう権力闘争にもめげずやっておられると思いますが、一つ聞きたいのは、亀山は今、「地産地消」とかお経のように皆さんが言われますけれども、お米とか食べ物じゃなくて地方財源についても、企業を育てて、企業を地産して、人を地産して、それでおいしいところをいただくと、亀山市が税金を納めてもらっていただくということも、市長、お変わりないですね。食べ物ではないと、お変わりないと言ってください。地産地消は食べ物じゃなくて、企業とか人を育てて、もっともっと企業も活性化、人も活性化して、そこで税金をいただくと、そういう仕組みをつくるんやとここで宣言していただけるとありがたいなあと、お願いいたします。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のご指摘の、地域の経済をしっかり活性化させて、まちの持続性を高めよというご趣旨だろうと思っておりますので、地産地消とおっしゃられました、地域経済の活性化に向けて最善の努力をいたしてまいりたいと考えます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

それを聞いたらオーケーです。お願いいたします。

次に、最後に、国旗・国歌について、私の意見を述べさせていただきたいと思います。

戦後70年余りの時を迎え、国旗や国歌に対し、いまだ過去の非情な戦争に対し、物心ともども引きずっている、あるいは引きずられざるを得ない人々、団体も見えるでしょう、ごく一部だと思いますが。でもそういう方でも、今現在オリンピックとか国際大会で国旗が上がれば、国旗が掲揚されたときに思わず込み上げてくる何かがあるんだという言葉も私は聞いたことがあります。オリンピックの真ん中のポールに日本の国旗が上がったとき、何か考えるものがあるんじゃないかと思います。しかし、私が主張するのは、盲目的に、国歌だから、国旗だから、歌えよ、たたえよとは一切申し上げるつもりもございません。しかし、主張させていただきたいのは、これからの国のあり方、国民にとっての共有すべき誇りや心のよりどころ、今、震災で大変なところでも、「頑張ろう日本」という言葉がございました。いたずらに戦争と結びつけようとする大人のさまざまな子供たちに押しつける姿勢には、一定の歯どめをかけなければならないと断固として思います。むしろ悲惨な戦争を払拭、乗り越える英知をそろそろ示す時代に入ってきたと思います。

先般、教育委員長に、私は国旗・国歌、掲揚についてお伺いいたしました。そのとき委員長のお答えは、そのことについて協議をすると。国旗を上げるのか上げやんのか、掲揚するのかせんのか、それを協議すること自体、公務員の人、学校の先生がすることなのかなあと。先般も最高裁の判断がございました。公務員として先生として、まず聖職として、国旗・国歌をするというのが私は大切かと思えます。よく式次第に書かれていますが「国歌斉唱」、だれも歌っていませんね。だれもという言い方はちょっと間違いかと思えますが、一部の人は歌っていないと思います。そうしたら式次第のところに「国歌斉唱」と書かんと、「国歌聞く」と書いたらいいと思いますけどね、私は。「斉唱」というのは、私、辞書で引きましたら、その一節を全員で歌うと、皆さんで一節を歌うと書いてありました。私は、誤解を招くといけません、大阪府のような歌わんから処罰しようなんて一切言っていないとは思いますが、そういうことはないとは思いますが、それについての取り組みを、教育委員長、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

肥田教育委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

3月議会で「協議」と申し上げた部分がございます、少し言葉足らずのところがございます。私が申し上げました協議は、教育委員の中で協議をしておると、そのつもりで申し上げたわけがございます、自発的な敬愛の対象となるような環境を整えていこうという気持ちで、教育委員会の委員の仲間で話し合っておるというつもりで「協議」という言葉を使わせていただきました。現場の学校の中身につきましては教育長の方から答弁をしてもらいますので、よろしく願います。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

3月議会でもご質問をほかの議員さんからいただいておりますけれども、教育現場におきましては、国旗掲揚と国歌斉唱につきまして、学習指導要領の趣旨にのっとり、社会科や音楽、あるいは特別活動という授業の中で、児童・生徒に国旗・国歌の意義を理解、それからこれを尊重する態度が育成されるように指導しているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

教育長にもう一回聞きたいんですけども、指導されておるといのは、生徒に指導しておるんですか、先生に指導しておるんですか、お聞かせ願いたい。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

私たちは教職員でございますので、授業の場でそういった機会をとらえて、教師が児童・生徒に指導するという意味でございます。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

教育長、私は卒業式とか入学式に行かせていただいております、立たない先生というのは見えません。だけど、立って歌うというのが国歌斉唱だと思うんですけども、国歌斉唱と言われるのはそういう意味と私は日本語で理解しておりますが、そういうのを指導するつもりはないのかあるのか、先生に対して決まりだから歌いなさいよと指導するつもりはあるのかないのか、お聞かせ願いたいんですけど。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

教職員に教育委員会が指導せよというご質問かというふうに解釈をさせていただくということかと思いますが、前回の3月議会でも答弁させていただきましたように、校長会の場で適正に行うように指示をさせていただいております。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

指示ですか、指導はできないわけですか、お聞かせ願いたい。命令を出せないのかと。教育長として、ちゃんと立って国歌斉唱をいたしなさい、それを命令として出せないのか、私は教育長として責任を果たしてもらいたいと、できるかできないのかお聞かせ願いたい。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

この件につきましては、議員がおっしゃいましたように過去からの長い歴史があるかと思っておりますけれども、法令で制定されました以上は、それにのっとり粛々とさせていただくというのが本来であるかというふうに考えております。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

粛々と指導、命令は出せないということですか、お聞かせ願いたい。僕は、命令できるのか、できやんのかと聞いておるんですよ。指導だとかそういう眠たい話はよろしいですので、教育長として、国旗・国歌に対する心構え、どうやって扱うのか、どうやってするのかというのを命令として出していただきたい。

○議長（大井捷夫君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

私は、この職責につく前に中学校の音楽の教師をなりわいとしてやってきたわけですが、歌というのは心情に訴えるものかと思います。そして、人によっては歌を歌うことが苦手な人、得意な人、それぞれさまざまあるかと思います。小さな声でぼそぼそと歌う人もあれば、私は歌というものを学習してまいりましたので、議員もそばで聞いていただいていたかと思いますが、大きな声で歌わせていただいております。そして、国歌を歌うということは、歌というのは自発的な行為だと思いますので、自発的な敬愛の対象となるような環境を整えながら、一同起立となっておりますので、卒業式に参加していらっしゃる皆さんは、来賓、保護者、もちろん児童・生徒、職員は当然でございますが、一同起立の中で国歌斉唱というふうなスタンスでやってまいるものだと思っておりますので、そのようにご理解をいただければと思います。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

私は音痴ですが、大きい声で歌うようにしておりますけれども、それを音楽やとか言われたらどうしようもないので、それ以上は言いません。

それと、もう一つ私は市長に確認したいのですが、この亀山市の最高の決定機関である議場において国旗がないなあとずうっと不思議に思っています、一言で市長、これの光景は普通の光景なんですか。国旗があるというのが私は普通だと思っておったんですけれども、普通の光景か普通の光景じゃないか一言でお聞かせ願えませんか。置けとか置かないとかそういう話は要りません。

○議長（大井捷夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘の部分は、あまり今まで私自身も感じたことはございませんでしたが、この現状は普通なのか否か、他の自治体、それから亀山の歴史も多分あるかと思っておりますけれども、少し整理をして確認したいと考えておるところであります。

○議長（大井捷夫君）

高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

歴史があって国旗を上げない、歴史が何なのか僕はあまりわかりませんが、私は最初に当選させていただきまして1番の席に座らせていただいたときに、おかしい光景やなあと。ほかの市・県はわかりませんが、三重県と四日市はあったなあと。そういう感じで、左に国旗、向かって右

に市旗があるのが普通かなあと私は思っておりました。

そして、最後になりますが、まずもって市長、東日本大震災におかれまして、いろいろと皆様も震災対応のことを言われておりました。しかしながら、家、家族、友達、思い出、そして人生さえも流された方の話を、一度早々に行かれて声を聞いたら、あの現状を見て、あのにおいをかいだら、今ここで言うておることがどうなのか、何がいいのかなあと、答えはすべて現場にあると思いますので、一度行って、すぐにでも行って見てきてください。どうもありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

1 番 高島 真議員の質問は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

これより、一般質問に対する関連質問に入ります。

通告に従い、発言を許します。

10 番 坊野洋昭議員。

○10 番（坊野洋昭君登壇）

緑風会の坊野洋昭でございます。

関連質問ということでやらせていただきます。

関連質問ということで、何の関連質問をするのやと、あっあのことで質問してくれるんやなという期待される向きがあろうかと思いますが、ちょっと期待にそぐわない方向での関連質問ということになりますので、よろしく願いいたします。

まず、1 点目です。

先日、尾崎議員が、安心・安全のまちづくりというふうなことで質問をされました。そこらところで3 点ほど追加という形で質問させていただきます。

まず1 番目、亀山市地域防災計画につきまして、誤字・脱字、文章的にまずいところがありますよというふうな形での尾崎議員のご指摘があったわけです。それに対する答弁といたしまして、チェックして訂正をしたいというふうな答弁がありました。そこで、どういう形でチェックをされるのか。多分、コンサルタントにつくらせた文章ですよということでしたら、そこへのやり直しというふうな形をとられるのか。まず、校正のやり方をどう考えておられるのかということが1 点と、じゃあいつぐらいまでにそれをやっていただいて、そして正しい形で提示をしていただけるのかということをお伺いいたします。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

地域防災計画の誤字・脱字の修正につきましては、職員が地域防災計画を理解し、再認識をする機会にもさせていただき、既に一部では点検作業を行っているところでございます。

時期の方でございますけれども、なるべく早期に修正をし、差しかえを行っていきたいと考えております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

まず、職員の方でチェックをされるというふうなことです。あの膨大な防災計画書を読んでみよという機会になれば、またそれはそれでいいのではないかと思います。ただ、いつまでにやっていただけるのかということ、目標を立てていただいきちんとやっていただくべきだろうと思います。ですから、時期をいつごろまでにとりあえずやっていただけるのかというお伺いをしたわけです。時期的な目安について、再度ご答弁いただけますか。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

修正の時期、早期と言わせていただきました。もう既に点検作業もさせていただいている中で、多く誤字・脱字等についてはないと思っておりますので、これはなるべく早期に、数字ではちょっとあらわさせてはいただけませんが、もう既に作業の方もかかっておりますので、早急にさせていただきたいと思っております。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

なかなか時期を示していただけないんですが、少なくとも次回の9月議会を超えてというふうなことになるように一遍頑張っていただきたいということだけを要望しておきます。

もう1点、2点目です。

以前に集中豪雨がありました。そして、鈴鹿川がもうはんらんしそうや、堤防が切れそうやと。そんな中で、南鹿島に避難勧告が出たことがあります。住民の方が、避難所である亀山東小学校へ避難をされたら。行ったら門は閉まっておる。門ぐらいいは何とかしてあけて入られたみたいですが、体育館にかぎがかかっておったと。避難勧告をされて、避難はしたけれども、行く場所は真っ暗でかぎがかかっていて、雨の中で長いこと待機をされたというふうなことがありました。そのときに問題になりましたのが、避難所に学校等を使っている例が非常に多いわけですが、管理の関係で、例えば体育館へ避難しようというときに、かぎの保管が学校だけであると。これが昼間で職員がおる場合はいいんでしょうけれども、夜間のことでして、学校は人がいないというふうな状況があったわけですね。その後、この議場でもいろいろ問題になりまして、いろんな質問がなされたと思います。そこで何らかの改善がなされたんだらうと思います。今、避難所に指定されている公共施設のかぎについては、どういうふうに対処されるのかということをお聞かせください。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

平成16年の台風の大雨における南鹿島町の避難勧告において、避難所のかぎが施錠されていたところのご指摘をいただいたところでございます。このような経験から、平成17年には各代表避難所の施設管理者から当該施設のかぎの借用を受け危機管理部署で管理をしてきたところでございます。



が、昨年度には各代表避難所に住まいが近い職員、2名から3名を代表避難所の指定職員として選任し、各施設管理者にご了解いただいた上で、当局が借用しております合いかぎを持たせたところでございます。災害発生時には、これらの職員が指定された代表避難所——体育館等でございますけれども——に速やかに駆けつけ、避難所の開設等を行うとした体制を整えているところでございます。また、これらの職員の選任にあわせて代表避難所指定職員研修を実施いたしましたほか、昨年度の総合防災訓練では、同職員が災害時と同様に避難所の開設を行ったものでございます。以上でございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

今の答弁で、かぎの問題についてはそれでいいのかなというふうな気はしますけれども、一番問題になるのは、市の職員をかぎの保管者にしておくんだということは、それはそれで一步前進したんだろうと思います。ただし、反省していただくべきところは、避難勧告を出しながら避難所を開くんですよという形での準備ができていなかったというふうなことが大きな問題であろうと思うんです。それらの点についても、避難勧告は出す、すぐかぎをあげなさいという形での指示がなければ、極端なことを言いますと、かぎは預かっているけれども、まさか避難勧告が出ておるなんて知らんだわというふうな事態が起こったのではどうしようもないことだろうと思いますので、そこらの点も一度考えていただいて、間違いのないようにしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、3点目です。

災害が起こりますと、命を守らなければならない。命と財産を守る、これが一番手だろうと思います。ところが、自然の災害ですので、いつ何どき起こるかわからない。どれだけの規模のものが起こるのかわからないというふうなことがございます。そこで、危機管理とかいろいろな形で話が進んでおります。いかにして被害を少なくするか、いかにして命を守るのかというふうなことでの議論は大いにされておまして、いろんなところで対策は進んでいるんだろうと思います。ただし、阪神・淡路大震災のときの教訓は、災害復旧をする、復興を迅速にやるというふうな点から見ますと、地籍調査が済んでいないと、だから境界の確定その他がなかなかできなかったと、だから復旧・復興をしようにも時間がかかった、工事に手がつけられなかったというふうな反省がありました。

今回の東北の大震災につきましても、海沿いにおるんだから危ないよと、だから高台へ行きなさいと言いましてもなかなか難しい。仮設住宅をつくらうにも、どこかの土地を借りて、承諾を得て仮設住宅をつくらんならんのだけれども、実際の現場へ行ってみますと、地籍調査が済んでいないので隣との境界はどこかわからんから確定ができない、だからおれのところは貸してやってもいいよ、使ってくださいよというふうな話があっても、周囲との兼ね合いでなかなか手がつけられないというふうなことが現実には起こっているわけですね。それともう一つは、瓦れきをとにかく片づけんらんと。ところが、この瓦れきの置き場がないと。置き場を探そうと思っても、どこの土地を借りて、どこの土地へとりあえず集めて野積みしましょうかというふうな話にならない。だから、道路に瓦れきが埋まったまま。道路が使えないわけですから、なかなか復旧には時間がかかる。こ

ういうふうなところで反省があるわけですね。ですから、そういう点からも、復旧・復興を迅速に進めようというならば、まず地積調査をやるべきだというふうなことを申し上げてきておったわけですが、前回の質問の際に申し上げました。今のペースでいかれたら、単純計算でいきますと110年かかりますよと、私は生きておりませんよというふうなことを申し上げたわけですね。多分、ここにおられる方、100年後は一人も残っておられないだろうと思うんですね。だから、そのらのところで考えてみますと、前へ進んでいこう、何とかして年次計画をつくって、いつごろまでにはやり上げるぐらいの気持ちでやろうじゃないかというふうな機運が盛り上がってこないことにはどうしようもない。そのためには、今のシステムでいきますと建設部が中心になっているような声を盛り上げていく必要があるというふうには考えていますが、そういうことについてのお考えはどのようなものなのか、建設部長に聞かせていただきたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

地震や水害などの災害により原型復旧を図るのに、境界問題が弊害となり復旧作業が進まないという事例は全国でも数多く報告されているということを知っています。このため地籍調査の進捗が大きく影響するということにつきましては、議員のご意見のとおりかと存じます。また、地籍調査は災害時ばかりではなく、通常時の市民の安全・安心のための公共事業などの推進においても大変有意義なものでもあります。このため、甚大な被害が予想される人口の集中したD I D地区を優先させ進めてまいる計画ではありますが、あくまでも個人の権利関係のため、一人一人の理解や協力が不可欠であること、土地の権利調査から境界立ち会い、図面作成、登記処理等の業務量も膨大であることから、現在大きな進捗を見ていない状況でございます。このような状況の中で、地籍調査を効率的に進めるための多くの人材確保は困難ではありますが、外部委託業務の充実、現に一部でご協力をいただいている地区地籍調査推進員の制度化、本年度から県が単独事業として取り組む地籍調査地区内での事前に問題点をクローズアップするスタートアップ事業など、効率的な事業の進捗が図れる手段・手法を関係機関と調整しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大井捷夫君）

坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

まず、建設部の中でいろんな話し合いをして、それで進めていこうというふうなことにならないと。これに対しまして、まず人が要るんですよ。金は国が面倒を見る、だからどんどんやりなさいと。おまえのところはおくれておるやないか、これではだめだというふうな文書が国土交通大臣の方から来ておるわけですね。金は面倒見ますよと。市の持ち出しは4分の1で済むんです、何ぼ金をかけようともね。そこで、今、行政改革とか、今度は職員の給与を減らそうやないかということが世間で言われている時代に入っておりますので、なかなか難しいと思いますよ。だから、建設部で話をきちっとつくって、市の幹部会の方へ強く訴えかけていって、そしてみんながそういう危機感を共有すると。市長も、それはやれさあと、そこで人が必要なことぐらいは

仕方がないじゃないかというふうな話になるんだろうと、これが行政の仕組みだろうと思います。ですから、まず第1段階、建設部がどのように市の幹部会に向かって情報を発信して意見を具申しでいくか。そして、それにほかの幹部の方々がどういう同調をしていただけるかというふうなことにかかっているんだろうと思います。

亀山市は交通の中心地だ。東海地震が来て、もし津波が来ましたら、23号線は動かなくなるだろうということは目に見えております。三重県南部へ救援物資を運ぶんですよ、災害救助をやるんですよといったときにまず考えられるのは、亀山を経由して南の方へ入るというふうなことになるだろうと思います。東名阪、西名阪、伊勢自動車道、第二名神高速道路、それから湾岸道路と入ってはきておるんですけども、だから亀山で交通がとまったというふうなことになりましたら災害救助どころではありません。まず亀山の道を直して、それからいろんなことができるんだろうと思います。そのときに、地籍調査ができておらんで手がつけれんのやわという状況だけは起こしてはならないというふうに考えます。交通の要衝に所在している亀山市の宿命だろうと思いますし、厳しく言えば義務であらうと思います。そういう意味で、何とか頑張っていたきたいと。またいつかの機会に市長にコメントをいただきたいというふうに考えております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

10番 坊野洋昭議員の質問は終わりました。

以上で関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次にお諮りいたします。

明24日から29日までの6日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明24日から29日までの6日間は休会することに決しました。

続いてお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの30日は午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

（午後 4時43分 散会）

平成23年6月30日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成23年6月30日（木）午後2時 開議

- 第 1 議案第36号 亀山市まちづくり基本条例の一部改正について  
第 2 議案第37号 亀山市税条例の一部改正について  
第 3 議案第38号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について  
第 4 議案第39号 亀山市景観条例の一部改正について  
第 5 議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について  
第 6 議案第41号 市道路線の認定について  
第 7 議案第42号 市道路線の認定について  
第 8 議案第43号 市道路線の認定について  
第 9 議案第44号 市道路線の変更について  
第 10 議案第45号 市道路線の変更について  
第 11 報告第 3号 平成22年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について  
第 12 報告第 4号 平成22年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について  
第 13 報告第 5号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について  
第 14 報告第 6号 平成22年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について  
第 15 報告第 7号 専決処分した事件の承認について  
第 16 報告第 8号 専決処分した事件の承認について  
第 17 議案第46号 亀山市税条例等の一部改正について  
第 18 議案第47号 亀山市都市計画税条例の一部改正について  
第 19 議案第48号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
第 20 議案第49号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
第 21 議案第50号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
第 22 議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
第 23 議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
第 24 議員提出議案第2号 公立学校施設における防災機能の整備を図るための予算を求める意見書の提出について  
第 25 議員提出議案第3号 亀山市議会基本条例の一部改正について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中崎 孝 彦 君
5番	豊田 恵 理 君	6番	福沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴木 達 夫 君

9番	岡本公秀君	10番	坊野洋昭君
11番	伊藤彦太郎君	12番	前田耕一君
13番	中村嘉孝君	14番	宮崎勝郎君
15番	片岡武男君	16番	宮村和典君
17番	前田稔君	18番	服部孝規君
19番	小坂直親君	20番	竹井道男君
21番	大井捷夫君	22番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
		(兼)選挙管理委員会事務局長	
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	岡崎賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	松村大
書記	山川美香		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（大井捷夫君）

皆さん、こんにちは。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る20日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしましたし

た日程第1、議案第36号から日程第16、報告第8号までの16議案を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から提出の審査報告書は、印刷の上、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略し、直ちに委員長各位から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

#### 総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

#### 記

議案第36号	亀山市まちづくり基本条例の一部改正について	原案可決
議案第37号	亀山市税条例の一部改正について	原案可決
議案第40号	平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についての内 第1条 第1項 同 条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中 歳入 全部 歳出 第2款 総務費 第9款 消防費	原案可決
報告第7号	専決処分した事件の承認について	承認
報告第8号	専決処分した事件の承認について	承認

平成23年6月28日

総務委員会委員長 片岡武男

亀山市議会議長 大井捷夫様

---

#### 教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

#### 記

議案第40号	平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についての内 第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中 歳出 第3款 民生費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第10款 教育費	原案可決
報告第3号	平成22年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についての内 第3款 民生費	了承
報告第4号	平成22年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書についての内 第10款 教育費	了承

平成23年6月27日

教育民生委員会委員長 前田 耕一

亀山市議会議長 大井 捷夫 様

#### 産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

#### 記

議案第38号	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第39号	亀山市景観条例の一部改正について	原案可決
議案第40号	平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についての内 第1条 第2項「第1表 歳入歳出予算補正」中 歳出 第4款 衛生費 第2項 清掃費 第8款 土木費	原案可決
議案第41号	市道路線の認定について	原案可決
議案第42号	市道路線の認定について	原案可決
議案第43号	市道路線の認定について	原案可決
議案第44号	市道路線の変更について	原案可決
議案第45号	市道路線の変更について	原案可決
報告第3号	平成22年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についての内	



第8款 土木費	了 承
報告第 4号 平成22年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書についての内	
第8款 土木費	了 承
報告第 5号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に	
ついて	了 承
報告第 6号 平成22年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について	了 承

平成23年6月24日

産業建設委員会委員長 伊藤 彦太郎

亀山市議会議長 大井捷夫様

○議長（大井捷夫君）

初めに、片岡武男総務委員会委員長。

○15番（片岡武男君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る20日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、28日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第36号亀山市まちづくり基本条例の一部改正については、地方自治法の一部を改正する法律における地方自治法第2条第4項の改正により、市町村の基本構想に関する規定が削除されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号亀山市税条例の一部改正については、東日本大震災による被害が未曾有のものであることを考慮し、現行税制をそのまま適用することが被災者の実態等に照らして適当でないと考えられるものについて、地方税法の一部改正が行われ、その内容は、住宅ローン控除の適用について、東日本大震災により居住することができなくなった住宅について、その震災にあった日の属する年分だけでなく、翌年以降の残りの適用期間も引き続き控除の適用を受けるよう整備するため、本条例に関連する事項について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会所管分について、歳出については、東日本大震災支援事業として、被災地への職員派遣に要する経費及び市全域の消防力の適正配置について調査検討を行うため、常備消防力適正配置調査委託料を計上し、歳入については、東日本大震災支援事業に要する経費の特別交付税措置に伴い、地方交付税の増額、また大腸がん検診推進事業による疾病予防対策事業費等補助金等の国庫補助金や、地域

食育推進事業委託金の県支出金などを計上したものであり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第7号専決処分した事件の承認については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災された方に対する地方税の取り扱いについて、納期限延長や減免の措置を行う等、被災者の立場に立った対応を国の方から求められており、軽自動車税について、他の税目では規定されている災害減免に関する事項の規定がなかったことから、亀山市税条例の改正を平成23年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、報告のとおり承認することに決しました。

次に、報告第8号専決処分した事件の承認については、東日本大震災による被害が未曾有のものであることを考慮し、現行税制をそのまま適用することが被災者の実態等に照らして適当でないと考えられるものについて、地方税法の一部改正が行われ、平成23年4月27日に公布され、法律の公布日から施行が必要であった規定を、関連する亀山市税条例において東日本大震災により住宅、家財等の損害を受けた場合における雑損控除について平成22年度中に生じたものとして、平成23年度の市民税での適用を可能とする改正を、平成23年4月27日に地方税法第179条第1項の規定により専決処分したもので、報告のとおり承認することに決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（大井捷夫君）

次に、前田耕一教育民生委員会委員長。

#### ○12番（前田耕一君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る20日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、27日、当委員会を開催いたしました。

まず担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第40号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会所管分については、昼生保育園における保育室不足を解消するための改修経費や、国の新規事業として、40歳から60歳の方に5歳刻みに無料クーポン券を発行して実施する大腸がん検診推進事業の経費、学校における食育の充実を図るための地域食育推進事業の経費等を計上したものであり、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、今回の昼生保育園保育室整備については、昨年より施設改修の必要性は明らかであり、前年度での改修または当初予算に計上すべきもので、施設利用者の利便性を考慮した予算要求に努められるように申し添えたところであります。

次に、報告第3号平成22年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてのうち、当委員会所管分については、地域福祉計画策定事業など3事業について繰越額が確定し、平成23年度へ繰り越した報告であり、了承すべきものと決しました。

次に、報告第4号平成22年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書についてのうち、当委員会所管分については、東日本大震災により、生産・流通事業所が被災し、工事資材が調達できなくなった亀山城周辺保存整備事業など2事業について、やむを得ず平成23年度へ繰り越した報告であり、了承すべきものと決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る20日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、24日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第38号亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、市内のごみ集積所に出された古紙等の資源物を持ち去る行為が多発し、市民に不安感を与え、市民の協力のもとに成り立っている資源物のリサイクルに大きな影響を及ぼしていることから、資源物を持ち去る行為に厳正に対処するため、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号亀山市景観条例の一部改正については、市では、すぐれた自然、歴史及び文化といった亀山市の資産を生かした魅力ある景観の創出を目指し、亀山市景観条例を平成22年10月25日に施行し、現在、市独自の景観まちづくりを行っていくための方針・方策等を定める亀山市景観計画を策定しているところである。今後、この景観計画に基づいて地域特性を生かした景観まちづくりを進めるため、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会所管分については、社会資本整備総合交付金の額の確定に伴い、市道川崎白木線の道路舗装事業に係る工事請負費を増額計上するものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号市道路線の認定については、道路改良事業による新規路線である川合32号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定によるものであり、現地確認の上、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号市道路線の認定について及び議案第43号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である栄町24号線及び栄町25号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定によるものであり、いずれも現地確認の上、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号市道路線の変更について及び議案第45号市道路線の変更については、開発行為により設置された道路、名越14号線及び名越22号線の延長路線とするため、同路線の終点の変更について、道路法第10条第3項の規定によるものであり、いずれも現地確認の上、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第3号平成22年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてのうち、当委員会所管分については、道路維持修繕事業など3事業について繰越額が確定し、平成23年度へ繰り越した報告であり、了承すべきものと決しました。

次に、報告第4号平成22年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書についてのうち、当委員会

所管分については、野村布気線整備事業の用地購入費について、所有権移転登記が完了しなかったことにより、やむを得ず平成23年度へ繰り越した報告であり、了承すべきものと決しました。

次に、報告第5号平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、施設整備事業について繰越額が確定し、平成23年度へ繰り越した報告であり、了承すべきものと決しました。

次に、報告第6号平成22年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書については、椋川改修に伴う橋梁添架管改良工事等の建設改良費について繰越額が確定し、平成23年度へ繰り越した報告であり、了承すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（大井捷夫君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（大井捷夫君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第36号から議案第45号まで及び報告第3号から報告第8号までの16議案について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

11番 伊藤彦太郎議員。

#### ○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、議案第40号亀山市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算の中で問題と思われるのは、常備消防力適正配置調査委託料304万5,000円です。これは、市内全域の消防署及び消防車両を対象とした消防力の適正配置についての調査を、財団法人消防科学総合センターに委託するための経費として市長の公約にも上げられ、以前から議論のあった北東部への分署設置や広域化なども含めた市内の消防力の適正配置を調査するものです。ただ、以前より分署設置も含め、適正配置については市の消防本部で検討が重ねられており、残すは市長の決断次第というところまで来ている。そんな現在、今さら調査すべき意味がよくわかりません。第三者の目をということがしきりに言われましたが、市の担当以外の目をもってチェックすることは、指導すべき県・国の助けをかりるなどをすれば、何も300万に上る委託料を払わずとも可能であると思われます。それこそ、かくいう消防長ご自身が、昨年本市の消防長に就任される以前は、県警などを歴任され、十分第三者の目をお持ちだと思われます。

所轄する総務委員会では、消防長から、消防については、国も地域の実情に合わせるのが原則としているという発言があり、幾ら調査実績のある財団法人とはいえ、実際に亀山市で日々市民の安全を守るため活動しておられる市の消防職員の見解の方がよほど説得力があると思われます。そして、調査に当たっては、必要となる基礎データを亀山市の消防職員が入力して提供し、委託先が加工し、分析して報告書をつくることとすることで、さらに当該法人のサイトを見たところ、調査の成果物

としましては、管内各地の消防隊や救急隊の現場到着時間を色分け表示した地図、あるいは管内地域別の到着時間を示したグラフとあり、これを見る限りでは、成果物としては非常に単純なアルゴリズムで作成可能なもので、ソフトさえつくってあれば、その労力はほとんどかからないはずで、最も労力を要するのはデータの入力であり、あとの加工は従来の手法をもとに解析ソフトにかければいいだけの話であるのは容易に推測されます。

委員会での説明においては、当該財団法人の莫大な人件費も説明されていましたが、つまり、最も手間のかかるデータ入力を市で行ってにおいて、ほとんどコンピューター任せで、人件費自体はさほどかからないはずの財団法人での業務に何百万も支払うということで、このことについては非常に理解に苦しみます。

何度も言いますように適正配置については、市の現場を一番よくわかっている担当職員の見解と、何より市長の決断・判断によってなされるものであると思われまふ。新知事になられた鈴木英敬氏がテレビ取材の中で市長にとって必要なものということをお問われ、判断力・決断力というふうにお言われていたのを見ましたが、まさに櫻井市長の決断と判断が必要とされているわけだ。裏を返せば、その決断をする、判断をするために高額な市長報酬が支払われているわけだ。それをみずから放棄することは、その決断から逃げておるにほかならず、今回の調査はその責任逃れのためのもにしか見えません。そんな責任逃れのために、市民の血税である304万5,000円を支払うことは、とても承服する気にはなれまふ。それならば、この300万を昼夜問わず市の安全に寄与してくれている消防職員の方や、消防団の方の福利厚生にでも回していただいた方がよほど市の消防力の向上につながると思われまふ。

以上のことから、この補正予算については賛成できないということをお申し上げ、議員各位のご賛同をお求めまして、反対の討論とさせていただきます。

#### ○議長（大井捷夫君）

以上で予定しておりました通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第40号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしておあります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立をお求めまふ。

（賛成者起立）

#### ○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、議案第40号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のあった議案以外の議案第36号から議案第39号まで及び議案第41号から議案第45号まで、並びに報告第3号から報告第8号までの15議案について、一括して採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決、承認、了承すべきものとしておあります。

本各案を各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、

議案第36号 亀山市まちづくり基本条例の一部改正について

議案第37号 亀山市税条例の一部改正について

議案第38号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第39号 亀山市景観条例の一部改正について

議案第41号 市道路線の認定について

議案第42号 市道路線の認定について

議案第43号 市道路線の認定について

議案第44号 市道路線の変更について

議案第45号 市道路線の変更について

報告第3号 平成22年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 平成22年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第5号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第6号 平成22年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第7号 専決処分した事件の承認について

報告第8号 専決処分した事件の承認について

の15議案は、いずれも原案のとおり可決、承認、了承することに決しました。

次に、日程第17、議案第46号から日程第23、議案第52号までの7議案を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第46号亀山市税条例等の一部改正についてでございますが、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、まず納税環境の整備を図るため、国税において租税罰則の見直しを行ったことにあわせ、市税においてもその見直しを行います。具体的には、個人の市民税や固定資産税に係る納税管理人の不申告や、申告書の不提出があった場合等の過料の上限を現行の3万円から10万円に引き上げるとともに、たばこ税等に係る申告書の不提出につきまして、10万円以下の過料を科することとする罰則を新設する改正を行います。

次に、個人の市民税における寄附金税額控除の適用下限額を現行の5,000円から2,000円に引き下げるため、所要の整備を行います。

次に、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例措置につきまして、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合は、その超える部分の所得を免税対象から除外し、当該特例措置の適用期限を平成27年度まで延長いたします。

次に、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する課税の特例措置と、条約適用配当等に対する課税の特例措置の期限を現行の平成23年12月31日から平成25年12月31日まで延長いたします。

次に、上場株式等に係る特例措置の期限延長に伴い、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例措置の適用年度を、現行の平成25年度以降から平成27年度以降といたします。

次に、地方税法等の条項ずれ等に伴う条文整備を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。ただし、租税罰則に関する改正規定につきましては、公布の日から起算して2ヵ月を経過した日とし、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例措置に関する改正規定につきましては、平成25年1月1日とし、地方税法等の条項ずれ等に伴う一部の改正規定につきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日といたします。

続きまして、議案第47号亀山市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、特定の独立行政法人等に対する都市計画税の課税標準の特例措置について、廃止等の措置が講じられたことに伴い、本条例におきまして関連する条項の整理を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日とし、平成23年度分の都市計画税から適用いたします。

次に、議案第48号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、議案第49号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、議案第50号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の笹山 霞氏、岩間 優氏、伊藤真理子氏は、本年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き当該委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。なお、任期は平成23年10月1日から3年間でございます。

次に、議案第51号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の大原善男氏は、本年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市加太市場3330番地1にお住まいの森下勇司氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。なお、任期は平成23年10月1日から3年間でございます。

最後に、議案第52号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の森下尚子氏は、本年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任者として、亀山市井尻町937番地にお住まいの櫻井知子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。なお、任期は平成23年10月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（大井捷夫君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、本各案について質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それでは、議案第46号亀山市税条例等の一部改正についてお聞きしたいと思います。

この税条例の改正というのは、私なりに言うと、いいものと悪いものと両方ともまざっておりまして、非常に判断のしづらいものであります。その上に、きょう初めて見せていただいたということもあって、十分な検討ができておりませんが、質疑をしたいと思います。

まず、この税条例の中で、私はいいものと思われるのは、寄附金の税額控除が5,000円から2,000円に引き下げられると。つまり2,000円以上の寄附であれば、こういう控除の適用に入ってくるという、そういう意味では寄附が進むというような意味で、これはいい改正だろうなというふうに思うんですけども、ただ、問題のある改正もありまして、それについて中心に聞きたいと思います。

特に、上場株式等の配当所得、それから譲渡所得等に対する課税の特例措置を2年間延長すると、この問題であります。まず、この内容とこれまでの経緯についてお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

18番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

この特例措置の内容と、これまでの過去3度の改正がなされております、これの経緯についてご答弁を申し上げます。

まず、この特例措置につきましては、平成15年に導入されております。上場株式の、その内容といたしましては、上場株式等の配当や譲渡益の軽減税率の措置でございます。

平成15年度税制改正により、景気の落ち込みや株式市場の低迷、金融機関の不良債権問題に対応し、また個人金融資産を預貯金から株式市場に誘導するため、5年の時限的な市場対策として導入されたものでございます。

その改正の経過といたしまして、まず平成19年に富裕層優遇であるとの批判も強い中、個人金融資産を預貯金から株式市場に誘導する流れを定着させる必要があるとして、適用期間を再度1年間延長した上で廃止することとしたものでございます。

続いて、20年度の改正でございます。これにつきましては、20年度末で軽減税率を廃止するものの、譲渡益は年500万円以下、配当は年100万円以下の部分に限り、10%の軽減税率を平成21年から2年間適用することとしております。

それから、21年度に再度また改正がなされております。この内容といたしましては、経済金融環境が大きく悪化したことから、年500万円以上の譲渡益、年100万円以上の配当益のある人に申告義務が生じると、資産意欲を阻害することもあり、また生活対策において、現行税制の3年間延長が決まったことにより、平成20年までの軽減税率が3年間、また延長されたというのが今までの経緯でございます。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。



○18番（服部孝規君登壇）

今、部長の方から経緯を説明いただきましたけれども、これは本当に何度も何度も延長を重ねている問題であります。で、その都度、政府の税調では廃止、これはもう軽減を、いわゆる本来20%のやつを10%にしているわけですけど、それはもう軽減を廃止しようと、20%に戻そうということを常に言われながら、最後の段階になると、また延長だということを繰り返してきておるわけです。

昨年の12月2日ですかね、政府税制の専門家委員会でも20%とすることが適当であると、もう10%はやめようということを書いて、もう軽減を廃止するという方向が出されていたのに、またこれを延長するという方向が出たと。なぜかというところ、いろいろ調べてみると、峰崎直樹内閣官房参与が金融庁中心にさまざまな抵抗があったと。つまり、財界や証券業界が抵抗するわけですよ、これ。その都度、税調はもう廃止せいというやつを最終段階になるとまた復活させてくると、これの繰り返しをやっているわけですよ。確かに個人の投資家というのはふえてきました。そういう意味でのメリットということも言われましたけれども、例えば非課税にする300万の小額投資に対しては非課税にするということをつくったのに、この延長されることによって、それも延長されるということになるんですね。

だから、これはせっかくそういう個人投資家のための非課税措置までつくったものも延長されてしまうと。それから、絶対的な数でいくと、この証券優遇税制の最大の問題というのは、富の偏在やという意味ですね。2.6%の人が譲渡所得の72.5%を占めていると。たった2.6%の人ですよ、株を持っておるね。その人らが、72.5%の譲渡所得を占めているんですよ。だから、ここを減税をすれば、そういう人たちにしか恩恵が行かない。まさに、もうこれ金持ち優遇減税じゃないですかね。そういう点で問題だろうと私は思っております。さらに、これを2年間延長することで、10%で置くことによって、幾らの収入が入ってこないかということ、5,000億とも言われています。2年間で。それは大きな金額ですよ。で、お聞きしたいのは、亀山市で、この影響というのがどんなふうに出るのか、そういうことはつかんでみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大井捷夫君）

答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

亀山市の影響ということで、まだ今のところ正確な数字はつかんでおりませんので、今ちょっとお答えすることはできませんので、つかめるのはつかめますので、今時点でちょっと手持ち資料を持っておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私が一番言いたいのは、今、本当に大震災で復興の財源が必要なんですよ。復興の構想会議の中では消費税を上げようじゃないかという議論まで出ている。そんな状況の中で、こういう政府の税調がもう廃止すべきやと、こういう軽減はということを平成十何年から言っていることが、財界やとか証券業界の圧力でもって、どんどん延長を重ねてくるという。こういうことはやっぱりまず

改めるべきだろうと思います。これで復興の財源に充てると、消費税をどうのこうの言う前に、こういうところからまず手をつけるということが、やはり私は必要だろうと思いますので、やはりこれについては、亀山市の影響、今出ませんでしたけれども、やはり全国的に見ても、これは問題のある税制改正だろうということを申し上げて質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（大井捷夫君）

服部孝規議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議案第46号から議案第52号までのうち、議案第46号亀山市税条例等の一部改正について及び議案第47号亀山市都市計画税条例の一部改正については、総務委員会にその審査を付託いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま総務委員会に、その審査を付託いたしました議案以外の議案第48号から議案第52号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての5議案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号から議案第52号までの5議案については、常任委員会への付託を省略することに決しました。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午後 2時44分 休憩）

---

（午後 3時45分 再開）

○議長（大井捷夫君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、先ほど総務委員会にその審査を付託いたしました議案第46号及び議案第47号の2議案を一括議題といたします。

総務委員会委員長から提出の審査報告書は、印刷の上、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略し、直ちに委員長から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第46号 亀山市税条例等の一部改正について

原案可決

議案第47号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

原案可決

平成23年6月30日

総務委員会委員長 片岡武男

亀山市議会議長 大井捷夫様

○議長（大井捷夫君）

片岡武男総務委員会委員長。

○15番（片岡武男君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第46号亀山市税条例等の一部改正については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、納税環境の整備を図るため、国税において租税罰則の見直しを行ったことにあわせ、市税においてもその見直しを行うため、改正を行うものであるが、上場株式等の配当所得に対する軽減税率の特例措置の期限を延長すべきでないとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号亀山市都市計画税条例の一部改正については、議案第46号亀山市税条例等の一部改正と同様に、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、改正内容は、特定の独立行政法人等に対する都市計画税の課税標準の特例措置について廃止等の措置が講じられたことに伴い、本条例において関連する条項の整理を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（大井捷夫君）

総務委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大井捷夫君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第46号及び議案第47号の2議案について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

18番 服部孝規議員。

#### ○18番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第46号亀山市税条例等の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

この一部改正には、個人の市民税における寄附金額、寄附金税額控除の適用下限額の現行の5,000円から2,000円に引き下げるといった評価できる改正も含まれていますが、見過ごすことのできない重大な問題を抱えた改正でもあります。

それは、株式の売買益、配当への税率を本則の20%から10%に軽減する証券優遇税制を、現行の2011年末の期限を2013年末まで2年間延長するというものであります。

この問題は議案質疑でも指摘をしましたように、政府税制調査会がこうした軽減措置を廃止するように求めているのに、再三廃止することなく延長し、財界や証券業界の圧力でこうしたことが繰り返されているというのが実態であります。

私はこうした大震災直後の大変な時期にまで、なおこういう延長をやるということに憤りを覚えます。そして、この証券優遇税制の最大の問題というのは富が偏在している、こういう問題であります。わずか2.6%の人が譲渡所得の73%を占めるという実態であります。まさに、この軽減措置を行えば、一握りの金持ちを優遇するものでしかありません。今、東日本大震災の復興財源に消費税の引き上げをという意見がありますが、こうした不公平税制こそ直ちに見直し、被災地の復興財源に回すべきではありませんか。

亀山市でも延長をやめ、本則の20%に戻すことにより1,000万円の増収となります。こうした重大な問題を含む一部改正には反対するものであります。

議員各位の賛同を求め、討論といたします。

#### ○議長（大井捷夫君）

18番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第46号亀山市税条例等の一部改正について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

#### ○議長（大井捷夫君）

起立多数であります。

したがって、議案第46号亀山市税条例等の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のあった議案以外の議案第47号について、採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号亀山市都市計画税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第48号から議案第52号までの5議案を一括議題といたします。

これより、議案第48号から議案第52号までの5議案について討論を行います。通告はございませんので、討論を終結し、議案第48号から議案第52号までの5議案について、一括して採決を行います。

本各案について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大井捷夫君）

ご異議なしと認めます。

したがって、

議案第48号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第49号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第50号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

は、いずれも原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第24、議員提出議案第2号公立学校施設における防災機能の整備を図るための予算を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番 坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

それでは、ただいま提出をさせていただきました議員提出議案第2号公立学校施設における防災機能の整備を図るための予算を求める意見書の提出について、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元に議案書が配付されております。

意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

公立学校施設における防災機能の整備を図るための予算を求める意見書。

これまで公立学校施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には、地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。

このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集、また発信する拠点となるなど、さまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。

しかし、一方で多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来し、被災者が不便な避難生活

を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。

こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能のあり方について、さまざまな見直しが求められています。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望にこたえ、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来、これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備の向上については、十分な対策が講じられていないのが実情であります。

よって、政府におかれましては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するため、耐震化等による安全性の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、公立学校施設における防災機能の整備を図るための予算を確保することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上、提出議案の説明といたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（大井捷夫君）**

提案理由の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。通告はございませんので質疑を終結いたします。

続いてお諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大井捷夫君）**

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は常任委員会への付託を省略することに決しました。

これより本案について討論に入りますが、通告はございませんので討論を終結し、議員提出議案第2号について採決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大井捷夫君）**

ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号公立学校施設における防災機能の整備を図るための予算を求め意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第25、議員提出議案第3号亀山市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番 坊野洋昭議員。

**○10番（坊野洋昭君登壇）**

それでは、ただいま提出をさせていただきました議員提出議案第3号亀山市議会基本条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号。平成23年5月2日公布）における地方自治法第2条第4項の改正により、市町村の基本構想に関する規定が削除されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、本条例における基本構想に係る規定で引用している地方自治法第2条第4項を、改正前の地方自治法第2条第4項とし、当該基本構想の変更及び廃止を議会の議決事件として規定する改正を行うものです。

なお、施行日は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する政令で定める日とします。

以上、議員提出議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（大井捷夫君）**

提案理由の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。通告はございませんので質疑を終結いたします。

続いてお諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大井捷夫君）**

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は常任委員会への付託を省略することに決しました。

これより本案について討論に入りますが、通告はございませんので討論を終結し、議員提出議案第3号について採決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大井捷夫君）**

ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号亀山市議会基本条例の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。

以上で、今期定例会の議事をすべて議了いたしました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大井捷夫君）**

ご異議なしと認めます。

したがって、平成23年6月亀山市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

（午後 4時04分 閉会）

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。  
平成23年6月30日

議 長                    大 井 捷 夫

2 番                    新   秀 隆

13番                    中 村 嘉 孝